ISSN 1345—7861

国際関係研究

第41巻合併号　令和3年2月

日本大学国際関係学部
国 際 関 係 研 究 所

ISSN 1345―7861

国際関係研究

第41巻合併号　令和３年２月

日本大学国際関係学部
国 際 関 係 研 究 所

国 際 関 係 研 究

第41巻合併号　令和3年2月

目　　次

論　　文

幕藩体制下における寛政の改革――松平定信と重農主義的経済政策――……大　淵　三　洋 … 1

UNCLOS における環境影響評価実施義務の具体化
―深海底における海底鉱物資源開発を例として―……菅　野　直　之 … 13

国連宇宙空間平和利用委員会の設立と米国の宇宙政策……永　井　雄一郎 … 25

種痘所による幕末の人体解剖と大村益次郎……淺　川　道　夫 … 41

金子文子―「運命」からの脱却―……安　元　隆　子 … 51

Miscellanea curiosa 創刊号（1670）の報告者および主題の分析……安　西　なつめ … 61

滞日インドネシア人ムスリムの宗教的・文化的つながり
―非イスラーム圏で寛ぎの場所を求めて―……伊　藤　雅　俊 … 69

世紀転換期ドイツ・プロテスタント神学における「神秘主義」
―R. オットー理解の観点から―……藁　科　智　恵 … 81

日本のキリシタン神社で行われる儀式
―枯松神社祭、桑姫社大祭、ジュリア祭の比較考察―……金　　美　連 … 93

「ひまわり」はなぜ『怪談』に収録されたか……那須野　絢　子 …105

Emergency Remote Teaching
– Students' Expectations and Perceptions of Online Classes –……Bradley Irwin …113

日本における初級中国語教育の研究―語彙の視点から―……柳　　宇　星 …121

医師団陰謀事件の開始と終結の検討……笠　原　孝　太 …129

研究ノート

日本の宿泊業の長期財務構造分析……津　山　智　行 …139

幕藩体制下における寛政の改革
――松平定信と重農主義的経済政策――

大　淵　三　洋

Mitsuhiro Ofuchi. Kansei Reforms Under the Shogunate System – Sadanobu MATSUDAIRA and His Physiocratic Economic Policy –. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.1-11.

Sadanobu MATSUDAIRA led the Kansei Reforms with his basic thought derived from his ancestors, especially Yoshimune TOKUGAWA of the House of TAYASU, the predecessor of Sadanobu. It was natural for Sadanobu to follow Yoshimune's philosophy of economic reforms.

Mainly focusing on trying to cover the governmental deficit, however, the major additions to Sadanobu's reforms compared to those before his included several countermeasures for famines and social instabilities.

Even though his reforms resulted in a limited success, the reforms contributed to the political stabilities of the TOKUGAWA Shogunate in a broad way.

1．はじめに

江戸時代の歴史に関して考察すると、善政と悪政が交替して現れる「善政悪政交替史観」、あるいは、緊張と弛緩が交互に現れる「一張一弛史観」ともいうべき見解が存在する。その中の善政と緊張にあたるのが、「享保の改革」、「寛政の改革」及び「天保の改革」である。元禄時代後、8代将軍徳川吉宗が登場し、1716（享保元）年から、享保の改革を断行した[1)]。吉宗は幕政を引き締めて、危殆に瀕した財政を再建させ、幕府中興の祖と呼ばれた。ところが、その後の18世紀後半に登場した、田沼意次と田沼意知の親子が強い権勢を振るい、賄賂と汚職により腐敗した政治が行われた。この時代を通常、「田沼時代」と呼んでいる。次に、18世紀末の1787（天明7）年に登場した老中松平定信は、田沼時代の悪政を徹底的に批判し、厳しい倹約と文武の奨励による綱紀の粛正等、寛政の改革を断行したのである。しかし、更にその次には、11代将軍徳川家斉の大御所時代が到来する。55人もの子女をもうけ、その下で老中水野忠成が権勢を振るい、田沼時代の再来かのような賄賂と、汚職が横行した時代となった[2)]。19世紀半ば近くの1841（天保12）年から、その大御所時代を徹底的に批判し、天保の改革を断行したのが、幕府老中の水野忠邦である。

江戸時代の史学研究において、江戸時代の享保、寛政及び天保の改革の三つの改革を三大改革と呼んでいる[3)]。その起源が、いつ頃であるかについての定説は、存在しないといってよいであろう。第二次大戦前の研究の到達点を示すと思惟されるのは、1944（昭和19）年刊行の本庄榮治郎編『近世日本の三大改革』であり、書名に三大改革を用いている。同書の冒頭には、「江戸時代は二百五十年の太平・・・その間に於いて自ら世態の変遷があり、政治の伸張弛緩があった。従つて庶政革新の努力が払はれたことも少なくないが、世に江戸時代の三大改革と称せらるるものは、享保・寛政及天保の治が之である」[4)]と記されている。第二次大戦以後、いち早く三大改革を論じたのは、津田秀夫『江戸時代の三大改革』弘文堂、1956年に刊行されたものである。これも書名に三大改革を冠している。この両者が、三大改革の研究に関した双璧であるといっても過言ではな

い。

ところで、三大改革の中で、寛政の改革を担当した老中松平定信は、徳川吉宗の孫で、御三卿[5]の一つである田安家の出身である。定信は、祖父吉宗の享保の改革を依憑とする事を唱えた。定信は、「工商盛んにして士農衰える」と考えたのである。その理由は、当時、主として金穀の流通を工商に把握されていたためである、と推考される。換言するならば、定信は、再び農業に立脚した、政治に戻そうと試みたといってよい。更に、定信が信奉していた朱子学では、商業は卑しく、農業は尊いとしていたのも、その理由の一つである。上述の理由により、定信は、寛政の改革を推進したのである。彼は、幕府老中として稀有な人物である。かっては、「明君」や「偉人」とまで褒めたたえられた定信であるが、保守的な評価の低い為政者と解釈されていた。人の評価は定まらないものであり、毀誉褒貶といわざるを得ない。その時、その時の政治状況や社会状況によって、定信の評価も左右されてきたのである。

松平定信という人物は、白河藩主や幕府老中としての側面と、文化人や思想家としての側面を保有する冠絶した存在であった。その両側面を把握しなければ、定信という人物を、的確に把握したとはいえないであろう。しかし、浅学菲才の筆者の脆弱な能力では、これを成し得ない。

本稿執筆の目的は、松平定信が幕府老中時代に実施した、幕府時代の寛政の改革に焦点をあて、経済及び財政的側面から、分析考察を試み、後世への貢献を論じる事にある。

2．松平定信の思想的背景と行動

弱冠30歳、後に、歴代のうちで最年少の幕府老中となった松平定信は、1758（宝暦8）年12月、江戸城郭田安門内で、御三卿の一人である田安宗武の7男として生まれた。同年、前政権の指導者であった田沼意次が、評定所に出座し実権をもち始めており、両者の因縁を感じさせる。父宗武は、古典の研究と万葉調の歌人として、世に知られた人物であった。定信は、当時、賢丸（まさまる）と称した。従って、定信の最初の名は、田安賢丸、または徳川賢丸である。宗武は、関白近衛家久の娘である正室の森姫や側室達との間に、15名の子女を儲けている。このうち男子は、長男から4男までが早世したため、正室から生まれた5男の治察（はるさと）が嫡子となっている。6男の定国と、それより1歳年下の定信は、共に側室のとやから生まれ、正室に養われた。とやは、1812（文化9）年に85歳で死去している。それゆえ、賢丸を31歳で生んだ事になる。

田安宗武は、8代将軍徳川吉宗の次男であり、田安賢丸は吉宗の孫にあたる。賢丸は、古典、古学を好み、また国学と和歌に才能のあった父宗武の血を継ぎ、年少より学を好み、12歳にして著書を発刊する程の英才であった。時の将軍徳川家治にも、その明敏な資質を愛され、「将来，徳川家を興すのは，この子であろう」とまで、褒め讃えられたという[6]。しかし、賢丸は早熟の天才であったが、虚弱で6歳の時、大病で危篤となり、何とか、治療により命を取り留めている。そのため、自分は長生きできそうもないが、その分、他人よりも勉強する、という常人とは異なる驚嘆すべき発想を有していた。また、「名を代々に高くし、日本唐土へも名声を鳴らさん」と述べ、大志を抱いた少年であったと推考される[7]。彼は、人一倍の野心家であったが、同時に、人の何倍もの勉強家でもあったといえよう。

田安賢丸は、7歳となった1764（明和元）年に、家臣の大塚孝綽（たかやす）を師として、儒学と書道を学び始めた。更に、1768（明和5）年には、早くも「鈴鹿山」と題する和歌を詠んでいる。加えて、「雨後」と「七夕」を詩作する等、この頃から文才が兆しており、翌年には、猿楽をも観世元清に学んでいる。一方、武術に関しても、同年、これも家臣の常見文左衛門に、弓術を習い始めている。剣術は新陰流を木村左左衛門に、槍術は大島流を小南一郎兵衛に師事した[8]。

1770（明和7）年、13歳の頃、田安賢丸は、早くも生涯最初の著作である、『自教鑑』（じきょうかがみ）という五倫の道等の人君の励むべき事柄を、記述した著作を残している。翌年、清書してこれを父に見せたところ、高く賞され『史記』を与えられていたという[9]。このように賢丸

は、学問的に優れた能力を保有していたのである。ところが、14 歳となった 1771（明和 8）年 6 月、父の田安宗武が 57 歳で泉下の人となり、正室の森姫は宝蓮院、側室であり賢丸の実母とやは香詮院と、それぞれ剃髪して改名し、兄の田安治察（はるあき）が家督を相続している。

1774（安永 3）年 3 月 15 日、10 代将軍徳川家治（いえはる）の命令により、陸奥白河藩主の松平定邦の婿養子となる事が正式に決まった。これを契機として、賢丸の運命は、大きく変わる事になったのである。定邦の養子となると同時に、田安賢丸から、正式に松平定信と改名した。この養子縁組には、複雑な問題があった。なぜならば、田安家を継いだ兄田安治察は、この年の 7 月に大病を患い、翌月 22 歳の若さで鬼籍の人となってしまったからである。治察には子がなく、絶家の危殆に瀕したため、田安家ではこの縁組を解消し、定信を戻したかった。しかし、幕府中枢にいた田沼意次の強い政治的判断もあり、それは適わなかった。意次は、徳川家で賢才な定信が将軍となる事を恐れた。そこで、養子縁組をすすめ、田安家への復帰を妨げる事により、定信を田安家より遠ざけたのであろう。更に、一橋治済（はるさだ）の立場も微妙であった。11 代将軍徳川家斉（いえなり）は、治済の子であった。つまり、彼は一橋家から後嗣を出したいと考え、養子縁組により定信を将軍候補から排除したかった、と思量される。

松平定信は、松平定邦の養嗣子となった時から、江戸八丁堀の白河藩邸にあった上屋敷に移った。1776（安永 5）年、定信は元服し、松平定邦の長女峯姫と結婚した。定信は 18 歳、峯姫は 23 歳であった[10]。白河に初めて赴き、小峰城に入城したのは、同年 3 月である。10 代将軍徳川家治の日光廟参詣にあたり、病身の定邦に代わって、警護の任にあたったため、白河領に入り、領内を視察したのである。また、この頃には、定信は田安家にいた時期にも増して、学問と武術に励んでいる。定信は早朝から読書した後に、剣術と弓馬を学び、夜には、再び読書に勤しんだ。小姓の南合彦左衛門と読書量を競いあったとされている。定信自ら記した「読書巧課録」によると、1778（安永 7）年には、合わせて 38 部、464 冊も読破していた[11]。

1781（天明元）年正月、松平定信は松平定綱が著した『遊民後判』を読んでいる。この著作は，民を養う事こそが治国の基本である、という仁政思想を基礎としている。同書に触発された定信は、同年 8 月に、『国本論』で君主の収奪を戒める等の理想的な大名論を展開し、続く『国本論付録』にて、備荒貯蓄と租税等について論じた。1782（天明 2）年には、道徳や学問、民衆、政治及び経済に関する『修身録』も著している。定信は、この書の中で、儒学の諸流派を批判しつつ、政策決定権を握る君主は、民衆を統治する際に流派にこだわらず利用すべき事を述べている。これは、明らかに儒学の徂来学的な思想に影響を受けた、と考えられる[12]。その結果、定信は白河藩襲封後、政策決定者として、学問を利用する事に尽くした。その一方で、民衆の統治に関わる家臣団の育成には、朱子学を使用する等、両者を巧みに使い分けていた。

松平定信は、天明の大飢饉に対して、先頭に立って藩の倹約と窮民救済に努め、被害が著しかった白河藩において、目覚ましい成果を挙げている。その結果、定信は領外においても、白河藩政に対する高い評価を得ていた。それだけではなく、この頃には、翳りのみられた田沼意次政権が、譜代大名や家門の懐柔に努めている、という定信に有利な状況にあった。こうした中で、彼は将来における幕政改革の断行を、熱望していたのである。1785（天明 5）年 6 月、定信が参府すると、藩政改革の成功を伝え聞いた諸藩の大名達が、その手法を尋ねるために、彼の許に集まりだした。当時、諸大名達は、国元の財政窮乏に苦慮していたのである[13]。

1786（天明 6）年 12 月 15 日、「松平定信は、実直で才力のある人物と聞いている。人々の信頼も厚い、年は若いけれども、今の内から老中にしておけば、のちのちきっと幕府のためになるであろう」という旨の意見書が、御三家より当時の老中達に提出された[14]。1787（天明 7）年 6 月 19 日、松平定信は、当時、僅か 30 歳であったが、11 代将軍徳川家斉に白河藩政の功績が認められ、無役から老中に任命された。驚くべき事に、それ

も首座に抜擢されたのである。江戸時代の前期と後期における老中就任者の、就任時の平均年齢は 45 歳である。しかも、京都所司代や若年寄からの就任者が多く、無職からの就任者は稀であった。更に、老中首座は先任順に選ばれるのが常であった。それゆえ、この事は異例中の異例であったといわざるを得ない。定信は、当時の老中であった田沼意次の政治が叫弾され、その後始末をするため、老中首座に起用されたのである[15)]。

門閥譜代派から、期待をかけられて登場した松平定信は、寛政の改革を推進した。第一に、特権的な富裕商人から、財政の実権を幕府側に取り戻して掌握した。第二に、優秀な人材を選び登用した。第三に、田沼意次の重商政策によって生じた危機を打破した。しかし、定信の政治は、田沼時代に腐敗した幕政を立て直した偉業として、評価が高かったが、清廉潔白すぎていたといえよう。それゆえ、厳しい規制を余儀なくされた幕府内外の不満を生み[16)]、定信は将軍徳川家斉とも不和になり、失脚を余儀なくさせられた。志半ばにして、1793（寛政 5）年、突然、反定信派の陰謀により、定信は、役職を解任されたのである[17)]。1812（文化 9）年、定信は 55 歳で隠居し、長男の定永（さだなが）に家督を譲った。隠居後は、執筆活動に勤しみ『家月双紙』（かげつそうし）や『宇下人言』（うげのひとこと）等、170 以上の著作を後世に残している。

1829（文政 12）年、松平定信は、避難先の伊予松山藩邸で点鬼簿の人となり、没後の 1833（天保 4）年 11 月に守国霊神、翌年 4 月に守国明神、1855（安政 2）年に神宣（しんせん）を受けて、守国大明神の神号を得た。すなわち、定信は神人一体となり、鎮国大明神として祀られたのである。更に、明治以後もその事跡を高く評価され、1908（明治 41）年に、明治天皇から正三位を追贈され、1922（大正 11）年に、南湖神社に祀られている。

3．寛政の改革以前の状況－徳川吉宗と田沼意次の政策

8 代将軍徳川吉宗は、享保の改革を断行したが、享保年間以後も元文、寛保及び延享と幕政を担当し、その将軍の執政時代は、1745（延享 2）年に隠居するまで、29 年の長期に渡っている。更に、隠居後も 9 代将軍徳川家重が暗愚であったため、薨去する 1751（宝歴元）年まで、大御所として数年間幕政を執行した。吉宗は歴代将軍の中でも、11 代将軍徳川家斉に次いで、長く幕政を担ったのである。

徳川吉宗の享保の改革は、多大な成果を挙げたが、18 世紀後半は、幕藩体制にとって大きな曲がり角になった。米価の低迷によって、年貢米で生計を立てていた武士の窮乏が、顕著になっていく。村々では、元禄の頃までには、豊かな農民が下人や年季奉公人を使用して、地主手作（じぬしてづくり）[18)] が行われていたが、次第に買い取った土地を小作に渡し、生活する地主も生まれてきた。一般に、これらを豪農と呼んでいる。また、地主、高利貸及び小作人等の貧農との対立や、村役人と平百姓の対立が表面化して、村方騒動が各地で惹起した。都市部では、三井家のように三都や各地の城下町に出店を持ち、大規模に店舗を経営する者も現れ、農村を資金や原料と道具の前貸しを受け、製品で返済する形態の問屋制家内工業に、組み込まれていった。

更に、陸続する凶作と飢饉は、農村や都市の貧困層に打撃を与え、庶民達をどん底の生活に陥れた。その中でも、享保の大飢饉、天明の大飢饉及び天保の大飢饉は、大きな被害を各藩にもたらしたのである。その結果、困窮した農民達は百姓一揆を起こし、年貢の減免や専売制度の緩和や撤廃を要求した。この時代の一揆は、一般農民を指導者として、広範囲の農民達が大規模なものとなっている。また、地主、高利貸及び小作人等の貧農との対立や、平百姓の対立が激化して、村方騒動に発展する事も多かったのである。都市部でも、享保の大飢饉に際して、江戸で米商人が襲撃される等、米価の高騰に対して、米の安売りを強要する打ち壊しが頻発した。

この間、紀州藩から徳川吉宗に従って入府し、知行 6 百石の幕臣として勤めていたのが、田沼家である。その中でも、田沼意次は徳川家重の代

に御側衆になり、昇進の機会を得た。10代将軍徳川家治が、将軍に就任する2年前の1758（宝暦8）年には、早くも1万石の大名となり、幕府評定所に出座している。そして、家治の将軍就任後、7ヵ月を経過した1767（明和4）年には、側用人に抜擢され、1772（安永元）年、老中に昇進し敏腕を振るう事となったのである。家治の下で、意次が7回もの加増を受けている事は、その栄達の早さを物語っている[19]。意次の子である田沼意知も、1783（天明3）年には、若年寄となり、親子共々に幕政を掌握し、譜代幕臣層を代表する老中勢力を退けて、田沼時代を確立し、専制政治を欲しいままにした。これを可能としたのは、意次が一橋家と縁故関係を有する等の閨閥を形成して、大名としての家格を引き上げ、腹心の者を老中以下の要職に多数すえて、幕閣を抑えた事が大きいと思惟される。更に、正規の老中になりながらも、将軍と特別親密な側用人的関係を保っていた事等による、と推考される。

まず、田沼意次の人物像を、素描ではあるが取り上げてみよう。意次といえば、賄賂と汚職の政治家、金権腐敗の代表との解釈が一般的であろう。だが、第二次大戦前から、意次の人物像は大きく二分されていた。一方は、三上参次『白河楽翁公と徳川時代』[20]であり、他方は、辻善之助『田沼時代』[21]である。前者は、松平定信を模範的な人物として焦点をあて、それとの対比で田沼意次を金権腐敗、賄賂及び汚職の政治家として描いている。後者は、賄賂と汚職の政治家という側面と共に、積極的な経済政策を推進した革新的な人物、という両面を描いた著作である。戦前では、前者の見解が一般的であり、意次とその時代は、金権腐敗、賄賂及び汚職の印象が定着していた。しかし、戦後になって、後者の見解が受け入れられ、高等学校の教科書では、賄賂と汚職についても触れるが、多くの紙面をその積極的な経済政策に割き、どちらかといえば、革新的な政治家と評価している。筆者は、後者を是として、本稿を継続していく事としたい。

寛政の改革が実施される直前の田沼時代には、国役普請[22]や手伝普請[23]による諸藩への財政負担の転嫁、拝借金[24]の制限、更には蔵前切手[25]の規制による諸大名金融の統制等、幕府の政策の影響により、諸藩の財政状況も窮乏化していた。加えて、流通と市場政策及び金融政策を、たとえ諸大名の利害に抵触してでも、推進する幕府の政策を捉えて、諸大名の個別領主の主権を越えた行動は、幕府の絶対主義化であるといってよいであろう。換言するならば、幕府本位の政策が、強力に推進されていたのである。田沼時代の幕府に対する諸大名の不満は、賄賂と汚職の横行による腐敗に限らず、幕政のそうしたあり方にも、原因があったのである。

幕府は、国内の大規模な反乱や百姓一揆、または全国的な大飢饉や外国からの侵略等、個別の大名だけでは対応できない諸問題の解決に対して、諸大名を動員して、問題を解決しようと試みた。更に、幕府は、諸大名が領内の自然災害、凶作及び大火等により危殆に瀕した場合には、資金を給付して藩が立ち直れるように援助する、という役割も有している。これが公儀の役割であり、それにより、幕藩体制という仕組みが、安定的に持続する事になった。しかし、田沼時代の幕政は、幕府本位の政策が特徴的なものであった。この事が諸藩の財政困窮を深刻化させ、江戸後期の改革を惹起し、諸藩の自立化の契機を生じさせた、と解釈する事ができる。

9代将軍徳川家重、10代将軍徳川家治の統治下において、田沼意次は幕府の財政を維持するため、発展した商品経済の流通過程に、幕府の財源を求めた。銅、鉄、真鍮及び朝鮮人参等に直営の座を設けて、専売を実施したのである。更に、特定の商人に専売を許可したり、株仲間を積極的に公認して、販売や製造等の特権を与える代わりに、運上（うんじょう）と冥加（みょうが）を徴収した。加えて、長崎貿易でも従来の政策を変更し、銅や俵物を輸出して金銀の輸入を図り、俵物の生産地である蝦夷地の開発と、ロシア人との貿易を計画した[26]。また、商人資本を導入し、印旛沼や手賀沼の干拓を行った。意次の政策は、役人と商人の間で賄賂を横行させる結果となり、役人の地位も金銭で左右される風潮が蔓延し、民衆の反発を招いた。1782（天明2）年から、東北地方を中心とする天明の大飢饉が発生

し、翌 1783（天明 3）年に浅間山の大噴火が起こり、この天災を意次の悪政によるものとして、各藩で百姓一揆や打ち壊しが続発し、1786（天明 6）年の将軍家治の薨去と共に、意次は失脚を余儀なくされたのである[27]。尚、意次とほぼ同時代に明君とよばれた上杉治憲（鷹山）が、稀有な明君として、我が国では高く評価されている。

財政的側面に関しても、若干、記述しておこう。享保の改革末期の 10 年間は、石高が 459 万石、平均の年貢収量が 158 万 40 石、平均の年貢率が 34.38% であった。将軍は、徳川吉宗から徳川家重に代わっているが、交代直後の 10 年間は、石高が 442 万石、平均の年貢収量が 166 万 6845 石、平均の年貢率が 37.64％である。因みに、その後の 10 年間も、ほぼ同じ程度の数値で推移していたのである[28]。これに対して、享保の改革以後の 10 年間は、定免制[29] と有毛検見法[30] による年貢増徴政策が卓効を得た時期といえよう。これを頂点として、田沼時代には、年貢収量と年貢率が両者とも低下し、年貢増徴政策は限界に達した。その結果、意次の時代には、年貢の増徴ではなく、蝦夷地や印旛沼の大開発、更には商業、金融及び貿易等に、新たなる財源を求めざるを得なかったのである。

４．寛政の改革－田沼時代の否定と米中心経済への回帰

松平定信は､寛政の改革を開始するにあたって、まず、打ち壊しを惹起した政治的責任は、すべて田沼意次にあるとする等、前政権と新政権との相違を、明確にしておく必要があった。そのため、反田沼の政治姿勢を前面に掲げ、定信の祖父である徳川吉宗が、実施した享保の改革への復古を標榜した。すなわち、寛政の改革は、幕藩制国家と社会を成立させてきた諸要素を、再強化する意図をもって、着手されたのである。寛政の改革の特徴は、復古的、あるいは保守的であると評価されている。だが、その内容は、単純に懐古的で保守的とは、いい切れない部分が存在する。更に、江戸初期以来、明確な法による規定や枠組みが、存在しなかったにも拘わらず、変化を遂げながら継続してきた諸関係と諸要素も多く存在していた。従来の一定の歴史的な総括をしつつ、曖昧であったものには、法的な規定を与え制度的な枠組みを構築しよう、とした事が重要である。

まず、国内の矛盾や危機への対応策を考察する事にしよう。その特徴は、寛政の改革以前の田沼時代と比較して、前述の如く、復古的かつ保守的であり、重農主義[31] と解釈される。それでは、なぜ、復古的かつ保守的な重農主義を採用したのであろうか。1787（天明 7）年 5 月、「天明江戸打ち壊し」[32] に端を発した全国的農民一揆と打ち壊しにより、田沼意次派の重職が失脚するという幕府内部の政変が生じた。その結果、松平定信が老中に就任し、寛政の改革に着手したのである。この意味において、寛政の改革は、打ち壊しが惹起した改革といえよう。未曾有の凶作、飢饉の惨状及び江戸を含む、全国的な一揆と打ち壊しの激発によって、象徴された幕藩制の危機を、どの様に打開していくのかが、寛政の改革の大きな問題であった。

寛政の改革における第一の課題は、当時、解体の危殆に瀕していた村と町の再建であった。幕藩制国家と社会の基礎は、村共同体を構成する小農経営に依存していた。これは、一般に本百姓体制[33] と呼ばれるが、その中核をなす小農経営が崩壊し始めた事に、最も大きな危機の要因があった。幕府財政の困窮に対して、徳川吉宗の享保の改革では、倹約を中核とする財政緊縮策を採用する一方で、前述の定免法等による年貢増徴策が展開された。だが、松平定信の寛政の改革では、年貢増徴策を実施するだけの余地はなく、小農経営を中心とする村の維持と再建に、依らざるを得なかったのである。

天明の飢饉と経済的困窮を要因とする、農村人口の減少を回復させるためとして、江戸に流入した農村出身者を村に戻す旧里帰農奨励令[34] を発令した。更に、人口の減少した地域に対して、間引き等を防ぐ目的で、小児養育金を支給する等の政策も採用された。そして小児養育金の支給や、荒廃した農耕地の再開発に必要とされる資金を供給するため、公金貸付政策[35] を大規模に行ったのである。加えて、小農経営の分解を阻止するた

め、綿や菜種等を除いた商品作物の生産に、制限を行ったのである。すなわち、当時、幕藩体制国家と社会の動揺の原因と考えられていた、小農経営の解体をくい止め、その維持と再建を図るという、極めて原則的な政策がなされていた、と思惟される。

寛政の改革における第二の課題は、商業資本対策といってよいだろう。田沼時代が重商主義を基調としていたのに対して、寛政の改革は商業資本を抑制した。換言するならば、重農主義を採用したのである。田沼時代には、人参座等を造り、幕府による専売制を実施すると共に、運上金と冥加金の納入の見返りに、商人や職人の株仲間を幅広く公認し、営業上の特権を与える政策が採用された。この政策の目的は、単に、幕府の財政収入を増加させるだけでなく、株仲間を通じて商品流通を統制し、その結果として、物価を安定するというものであった。しかし、天明の飢饉の発生時においては、商人達による米の買い占めや、隠匿がなされたため、幕府の意図とは異なり、株仲間政策は、米を中心とする流通と物価の抑制に対して、大きな効果を発揮する事ができなかった。

寛政の改革では、座の廃止や株仲間の抑制に努めるだけでなく、江戸の有力両替商を中心とした豪商を、勘定所御用達[36]に指名し、その資金と経験を活用して、米価の調整に利用したのである。しかし、改革の実態は、商業抑制策というものではなく、幕府が商業資本に対して主体性を確立し、商品流通や物価の統制を実施しよう、と試みたという理解も可能であろう。1789（寛政元）年の棄捐令（きえんれい）[37]もまた、商業資本に対する幕府の主体性の確立に寄与した。札差は、俸禄米を担保にして、旗本や御家人への金融活動を担い、巨額の利益を獲得していたからである。幕府は、旗本や御家人の債務を破棄する、という荒技ともいえる棄捐令により、札差に大きな経済的打撃を与える一方で、札差への金融機関である猿屋町貸金会所を新設し、旗本や御家人に対する金融活動を、統制しようとしたのであった。

また、重商主義であるか、重農主義であるか、あるいは抑商主義かというような名称は、ある種、表面的な特徴づけに過ぎなかったともいえよう。その実態は、小農経営の維持と再強化策であった。更に、商業資本に対する幕府の主体性の回復策であった。加えて、当時の幕藩体制への回帰を、意図した政策でもあったのである。寛政の改革では、幕藩体制の原則への回帰だけでなく、民衆支配に対して、新たなる手法も採用された。それは、封建的な社会政策とも理解し得るものであった。凶作が飢饉を生み出し、飢饉が米価高騰を惹起する。更に、米価高騰が百姓一揆と打ち壊しに繋がり、結果として、幕藩体制の危機を引き起こす負の連鎖ともいうべき、1787（天明7）年の状況の中で、寛政の改革では、それへの対応策が最も重要な課題となり、そこに社会政策的な手法も試みられた。

飢饉対策としては、米の備蓄、いわゆる、囲米（かこいまい）[38]が採用された。諸大名には、領地1万石に対して、50石を5年間、毎年、備蓄する事を命じ、幕府帰村には、郷蔵を設置させ、大坂、京都及び長崎その他の幕府直轄地でも、様々な方法により、囲米が実施されたのである[39]。その中でも特筆すべきは、江戸の7分積金による町会所の囲米である。町を運営するために、町内の地主が負担していた町入用を減額させ、その減額分の7分を積金とし、その中の1万両を囲米の資金に充当したのである。町会所が、7分積金と囲米の管理運営を自分達で行い、主として、困窮した地主への低利の融資、病気や老齢のために、生活が困窮した領民の救済に活用すると共に、飢饉で米価が高騰したり、風邪等の病気が蔓延した時には、窮民の救済を目的とした。後の天保の飢饉の際には、町会所の囲米が大きな効果を発揮し、江戸では、打ち壊しが発生しなかったとされている。凶作と飢饉の際に、天明の江戸打ち壊しのような、下層領民による暴動の再発を、未然に防ぐ効果も有していた。

江戸の石川島の人足寄場[40]は、江戸に流入した無宿者で、郷里に帰るあてもない者達が増加し、治安上の大問題となっていたために設けられた。新設の契機が、そうした事情によるものであったので、人足寄場の性格は、治安維持の意味合いが強かったが、無宿者には、技能を身に付けさせて社会復帰させよう、という目的も有してい

た。農村部での小児養育金制度や社倉としての囲米、更に、人足寄場等の諸政策は、当時の言葉で表現するならば、仁政ともいえよう。顕著になりつつあった幕藩体制の矛盾を緩和し、体制を維持する画期的な政策であった。

江戸後期になり、宝暦期から寛政期になると、多くの諸藩が藩政改革、特に、財政改革に取り組んだ[41]。幕府による寛政の改革と諸藩の改革は、無関係なものではなく、関連づけて理解されねばならない。諸藩の財政困窮、あるいは武士階級の経済的困難さは、農兵分離による都市生活と、参勤交代による江戸の生活と、現物の年貢収入との構造的矛盾の産物といえよう。諸藩の財政困窮は、江戸前期から存在していたが、それ程、顕著なものではなかった。しかし、享保期以降、特に深刻化し、それは諸藩に波及していった。その原因を、諸藩の事情にのみ求めるのではなく、田沼時代の幕政の経済政策と、財政政策等とを関連付けて、理解する事が肝要であろう。

その歴史的性格は、農民層分解等の基礎構造の変動と藩財政の窮乏を打開し、藩政を建て直すための財政改革であった。この江戸後期の改革は、諸藩において、共通した内容を有している。政治的側面では、藩校の設立や整備による教育の振興、新たな人材の養成とその登用、そして領民の風俗統制であった。更に、財政的側面では、徹底した倹約と藩士の綱紀粛正が採用された。加えて、経済的側面では、農民層の分解を抑制し、農村支配の強化を意図した、年貢収納の確保を目指すと共に、養蚕や織物等の殖産興業策と藩専売制の実施が、主とした共通の政策といえよう。

寛政の改革の中で、採用された殖産興業策と藩専売制は、諸藩の地域的な事情によって、多種多様であるが、従来から存在する領内の特産品生産と新規の商品生産を、城下町の特権商人や在方[42]の豪農に、依拠して権力的に編成し、奨励する仕組みは共通していた。これらの諸策の目的は、藩の財政を補填すると共に、領内の自給性を高める事であった。領内が衰退の一途を辿ったのは、他の領地から商品が流入し、自分達の領地の金が領外に流出する事に起因している。自分達の領内を、財政的に富裕にするためには、領内で使用する品は領内で生産し、自給すればよいという理論であった。いずれにせよ、諸藩の権力による商品生産の支配と、流通過程の独占という藩専売制が伴われた。

寛政の改革では、一時的であったが、手伝普請等の財政負担の転嫁を抑制したり、負担の方法に対して配慮を加えて、田沼時代と比較すれば、諸大名との協調を図った。例えば、田沼時代には、松前藩から蝦夷地の支配権を取り上げ、幕府が直轄による新田開発を、中核とする開発政策を採用しようと試みている。換言すれば、松前藩という個別大名の利害に反してでも、幕府は独自の政策を断行しようと計画したといえよう。しかし、寛政の改革後は、幕府は政策を転換し、松前藩の蝦夷地支配を認め、開発政策の採用を否定した。松平定信は、いずれ松前藩が蝦夷地の支配権を、幕府に譲渡せざるを得ない状態になる事を予測し、蝦夷地を東北の諸大名に分割して、開発させる構想を披瀝している。そして、田沼時代と同じく、蝦夷地の直轄支配と開発政策を採用するにしても、松前藩が、自ら幕府に支配権を譲渡する事が条件となっていた。また、蝦夷地警備の課題も、幕府が松前藩を監督して、指導するという方針を意図していたのである。すなわち、松前藩の利害に抵触する様な政策を採用する事なく、松前藩の意向を尊重したといえよう。

幕藩体制は、幕府の存在を前提に諸藩が成り立つのであるが、同時に、諸藩が成り立つ事により、幕府も維持されるという相互依存の関係にある。いうなれば、幕藩体制とは、領主身分の一種の共同組織である。幕府と諸藩が安定的に維持され、存続できるように運営するのが、公儀の本来の形といってよいだろう。田沼時代の幕政は、個別大名の利害に影響を与えてでも、幕府本位の経済と金融に関する諸策を採用した。その結果、公儀性の弱体化が認められたが、寛政の改革では、その公儀性を回復させる事を試みたのである。

5．むすびにかえて

寛政の改革は、どのような結果を残したのだろうか。当時の「世の中に蚊ほどうるさきものはな

し、ぶんぶぶんぶというて夜もねむれず」や「それみたか余り倹約なすゆえに、おもひがけなき不時の退役」という落書が示すように[43]、余りに厳しい統制で、不満が高まり、しかも、寛政の改革自体が反動的であったために、結局、松平定信の寛政の改革は失敗に終わった。確かに、定信の寛政の改革によって、一時的に幕政は引き締まり、幕府の権威は回復した。しかし、厳しい統制や倹約の強制は、庶民から強い反発を惹起する事となった。また、尊号一件[44]や成人した将軍徳川家斉との対立等もあり、1793（寛政 5）年、老中在職 6 年で定信は、退陣に追い込まれた。

寛政の改革は、江戸幕府の崩壊を 50 年程、延命したのかもしれない。寛政の改革は、経済及び財政的側面を強調する意図があり、改革直前の田沼時代を悪政と批判し、田沼意次を厳しく断罪して、賄賂が横行した道徳的反省により、幕政の公正化を目的とした。更に、民衆支配に社会政策的な手法を採用した。加えて、教育や教化を通して、納得による民衆の心服を獲得しようとした。また、従来においては、明確な法や枠組みのなかった対外関係や朝廷との関係を、鎖国の法と大政委任論により、明確にした。そして、諸大名との関係においても、幕府の政治に公儀性を回復させ、その関係を安定させた事等により、天明期の危機的な状況が、少なくとも小康状態を迎える事ができたのは、疑いのない事実であった。

しかしながら、寛政の改革により、商品生産を幕府が人為に制限しても、その発展を妨げる事はできなかった。諸藩の殖産興業政策は、幕府権力による、強い生産と流通の統制を前提としていたが、各地で商品生産を活性化させ、幕藩体制の基礎の崩壊に繋がっていったのである。また、商品生産の発展は、必然的に小農経営の安定と、発展に寄与するものではなかった。各地で豪農の抬頭を惹起する事となったのである。換言するならば、幕藩体制の社会的基礎であった、小農経営の分解を促進する結果となった。抑制する事のできない商品生産の発展と小農経営の分解は、幕藩体制国家と社会の危機を、より深刻化させる事になったのである。

註

1) 徳川吉宗の和歌山藩時代の財政改革に関しては、拙書『近世諸藩における財政改革－濫觴編－』八千代出版、2018 年の第 7 章を参照されたい。
2) 藤田覚『近世の三大改革』山川出版社 , 2011 年 , 2 頁参照。
3) 厳密にいうと、江戸時代の改革は、享保、寛政及び天保の三つの改革だけではない。徳川家光の晩年にあたる、17 世紀半ばに行われた「慶安の改革」、また、1827（文政 10）年に実施された「文政の改革」、1853（嘉永 6）年に行われた「安政の改革」、1862（文久 2）年に断行された「文久の改革」も存在した。
4) 本庄榮治郎編『近世日本の三大改革』龍吟社 , 1944 年 , 4 頁。
5) 御三卿とは、徳川将軍家親族で、田安、一橋及び清水家を意味する。田安家と一橋家は、将軍徳川吉宗の子、清水家は、将軍徳川家重の子を祖とする。領地 10 万石で、家老等の要職が幕府から付けられた。
6) 井門寛『江戸の財政再建』中央公論新社、2000 年、141 頁参照。
7) 山本敏夫『松平定信－その人と生涯－』山本敏夫、1983 年、1 頁参照。
8) 後述の松平家との養子縁組後は、風流伝流の小河内弥内（おごうちやない）に、馬術は大坪流の諏訪部文九郎に学んでいる。
9) 高澤憲治『松平定信』吉川弘文館、2012 年、6 頁参照。
10) 峯姫は健康に恵まれず、1781（天明元）年に 29 歳で急逝している。
11) 高澤憲治、前掲書、17 頁参照。
12) 元来、儒学において君主は、自ら備えた徳により治める徳治によって、仁政の実現をすべきであるとされ、朱子学はその傾向が強いといえよう。これに対して、荻生徂徠は、仁政は、政治制度や政策によって行うべきであり、儒学は、その方法を与える学問であると説いた。
13) 松平定信の改革の影響を受けた外様大名とし

て、江戸後期の財政改革者である細川重賢や上杉鷹山等も含まれていた。細川重賢の財政改革の内容に関する詳細は、拙書『近世諸藩における財政改革－燎原編－』八千代出版、2019 年の第 2 章、上杉鷹山の財政改革に関する詳細は、同書の第 4 章を参照されたい。

14) 竹内誠「松平定信と寛政の改革」財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所監修『江戸時代の古文書を読む－寛政の改革－』東京堂出版、2006 年、6 頁参照。

15) 本稿では詳細に触れないが、田沼意次と松平定信の関係に関しては、童門冬二『田沼意次と松平定信』時事通信社、2000 年が極めて詳細である。また、意次は、通説によると、賄賂政治を横行させた極悪人と解釈されているが、井沢元彦は、『逆説の日本史 15　近世改革編』小学館、2012 年において、異論を展開している。

16) 当時、「白河の清きに魚のすみかねて、もとの濁りの田沼こいしき」という狂歌が謳われた程であった。

17) 松平定信の解任に関しては、萩原裕雄『徳川幕閣政談』マイブックチューン 21、1987 年が詳細である。

18) 貸付地を所有する者が、人を雇って自ら耕作する事を意味する。

19) 荒居英次「田沼政治と寛政・天保改革」荒居英次編『日本近世研究入門』小宮山出版 、1974 年、193 頁参照。

20) 三上参次『白河楽翁公と徳川時代』吉川半七、1891 年。

21) 辻善之助『田沼時代』岩波書店、1880 年。

22) 20 万石以下の大名領や、幕領を対象とした大規模な河川工事の費用を、その所領と関係なく、農民に賦課して行われた工事をいう。1720（享保 5）年に制度化されている。

23) 幕府が諸大名を動員した築城、城下町建設及び河川工事をいう。当初は人足役、17 世紀後半から工事費の負担となった。軍役と同様の課役である。

24) 幕府が諸大名、旗本及び宿駅等に実施した無利子の貸付をいう。居城焼失、領内凶作及び遠国への赴任の際に、幕府が財政援助した制度である。

25) 諸藩が、蔵屋敷から売却する米の買手に発行した倉庫証券をいう。諸藩の財政運営のため、空米の切手の発行も存在し、米価調節のため、幕府は規制しようと試みた。

26) 1783（天明 3）年に、仙台藩の工藤平助が『赤蝦夷風説考』（あかえぞふうせっこう）を著して、田沼意次に献上し、ロシアの進出と対露貿易や蝦夷地開拓の必要性を説いた。意次はそれに呼応して、最上徳内達を派遣し、蝦夷地を探検させたのである。

27) 田沼意次の子、田沼意知も若年寄になって、権勢を振るったが、意次の失脚に先立つ 1764（天明 4）年、江戸城中で、旗本の佐野政言（まさこと）に刺殺された。その原因は、私怨といわれているが、庶民は、政言を「世直し大明神」と賛美した。

28) 藤田覚、前掲書、23 頁参照。

29) 徴税法の一つであり、過去数年間の年貢高の平均を基礎として、年貢高を決め、3 年、5 年と一定期間固定するものである。尚、著しい不作以外、年貢を減免する事はなかった。

30) 田畑の上田や下田等の等級と関係なく、実際の収穫量を指標として、年貢量を決める徴税法である。当時の勘定奉行であった神尾春央が導入し、年貢増徴に大きく貢献した。

31) 我が国の江戸時代における重農主義とは、農業、特に主穀生産を重視し、商品生産や農村部の商業を抑制する考え方をいう。

32) 1787（天明 7）年 5 月 20 日から 23 日に発生した。江戸の米屋と質屋等の多くが、打ち壊された事件をいう。

33) 検地帳に登録され、年貢と諸役を負担し、村で用水や入会地利用の権利を、保有する農民を本百姓と呼び、領主が近世村落の基本的構成員として把握した体制をいう。

34) 1790（寛政 2）年、天明の飢饉で増加した江戸の人口を減少させるため、幕府は資金を与えて帰農を促したが、帰村した農民の数は僅か 4 人であったとされている（藤田覚、前掲書、36 頁参照）。

35）正式には、荒地起返並小児養育御手御貸付金という名称である。代官はこれを拝借し、近隣大名領の富裕者に貸し付け、その利息で農村再建策を実施した。

36）三谷三九郎や仙波太郎兵衛等の江戸の両替商と、酒屋等を登用し、米価調節を目的とした買米と御用金上納で、幕末までの幕府の経済政策を支えた。

37）困窮した旗本達を救済する目的で、1784（天明 4）年以前の札差からの借金返済を免除したものである。

38）米を玄米あるいは籾で備蓄する事である。囲米には、米価調節と飢饉対策との目的があったが、寛政の改革では、後者を重視した。

39）藤田覚、前掲書、39 頁参照。

40）1780（安永 9）年、火付盗賊改の長谷川平蔵の提案で、石川島に設置された。治安維持のため、身元引受人のいない無宿者を収容し、更生させて社会復帰を図らせた施設である。

41）筆者は、江戸時代を前期（濫觴期）と後期（燎原期）に区分し、諸藩の藩政改革を、特に、財政的側面から考察し、前掲註に記した如く、既に 2 部作を公刊している。

42）町方に対応するものであり、農村部、田舎及び地方を意味する。

43）竹内誠、前掲論文、13 頁参照。

44）1789（寛政元）年、光格天皇が父典仁（すけひと）に「太上天皇」の称号を譲渡したい、との要望を幕府に伝えた。しかし、松平定信は天皇に即位しなかった者に、天皇譲位後の称号を贈る事は理屈に合わない、と拒否したため、朝廷と幕府の間に緊張が生じた。

UNCLOSにおける環境影響評価実施義務の具体化
―深海底における海底鉱物資源開発を例として―

菅　野　直　之

Naoyuki Kanno. Specifying the Obligation to Conduct Environmental Impact Assessment Under UNCLOS –The Case of Deep-Sea Mining in the Area–. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.13-24.

Articles 204 and 206 of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) provide the obligation of State Parties to conduct an Environmental Impact Assessment (EIA), including environmental monitoring, concerning state activities at sea. However, UNCLOS does not outline the provisions in respect of EIA procedures in detail. Thus, it is important to create an international standard for EIA procedures to protect the marine environment.

This paper addresses the EIA procedures for deep-sea mining in the Area. The conclusions are as follows. First, the International Seabed Authority (ISA) has issued the "Mining Code," which is a set of documents relating to deep-sea mining in the Area. This prescribes detailed EIA procedures and serves as an international standard. Second, although the Mining Code is only applicable to deep-sea mining in the Area, in the future, the standard it prescribes could be referred to as a standard of the EIA procedures for deep-sea mining in waters under the national jurisdiction of the State Parties. Thus, Japan must consider the Mining Code when formulating national laws on the deep-sea mining in Japan's waters.

Ⅰ　序

（1）問題の背景

近年、我が国においては、海洋における鉱物資源開発への関心が急速に高まっている。我が国における海底鉱物資源開発の試みは古く、1980年代から90年代にかけて、マンガン団塊（polymetallic nodule）の採掘試験が実施されている。この試みは、技術的制約や経済性の問題によって中途で挫折したが、近年の技術的発展を受けて、マンガン団塊の他、海底熱水鉱床（polymetallic sulphides）、コバルトリッチクラスト（Cobalt-rich Ferromanganese Crust）、レアアース泥といった様々な海底鉱物資源の開発が進められている。我が国の法制度も、こうした動きに対応しており、鉱業法の改正も、その一環として行われている。かつての鉱業法は、陸上の鉱物資源開発を想定しており、海底鉱物資源開発への対応が不十分であったが、2012年（平成24年）の改正鉱業法において、新たに海底鉱区の取得に対応した法規制が行われた[1]。

しかし、海底鉱物資源開発は、海洋環境に対する重大な影響を与えうる。具体的には、採掘による海底の有害物質の拡散、採掘に際して発生する騒音が海生ほ乳類に及ぼす影響、さらに採掘施設の事故などが懸念されている[2]。そのため、海底鉱物資源の開発をめぐる昨今の議論においては、資源開発と自然環境の保護をどのように両立させるかという問題が焦点となっている。

こうした状況を背景として、海底鉱物資源開発における環境影響評価（Environmental Impact Assessment; EIA）の必要性が論じられてきた。EIAとは、政策決定に際して参照される環境影響評価書（Environmental Impact Statement; EIS）

を作成する一連の過程であり、環境保護のための理念や政策を社会経済的発展と政策決定のプロセスに導入するための法的技術であるとされる[3]。より具体的に言えば、ある事業の立案から実施の過程で、その事業が環境に与える影響を事前に調査・予測し、事業の実施の可否、環境への被害を最小にする方法、事業の実施に際しての代替案などを検討することをいう[4]。

EIA は、基本的には、海洋での事業の開始に先立って行われるものであるが、事業と環境保護を両立するという観点からは、事前の EIA だけでなく、事業の開始後に継続的なモニタリング（監視）を実施し、実際に事業が環境に対して及ぼす影響を評価することも必要である[5]。

（2）UNCLOS における EIA

EIA の重要性は、1982 年に採択された国連海洋法条約（UNCLOS）においても認識されている。とりわけ重要な意義を有するのが、第 204 条と第 206 条である[6]。

第 204 条（汚染の危険又は影響の監視）

1. いずれの国も、他の国の権利と両立する形で、直接に又は権限のある国際機関を通じ、認められた科学的方法によって海洋環境の汚染の危険又は影響を観察し、測定し、評価し及び分析するよう、実行可能な限り努力する。
2. いずれの国も、特に、自国が許可し又は従事する活動が海洋環境を汚染するおそれがあるか否かを決定するため、当該活動の影響を監視する。

第 206 条（活動による潜在的な影響の評価）

いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における計画中の活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を実行可能な限り評価するものとし、前条に規定する方法によりその評価結果についての報告を公表し又は国際機関に提供する。

このように UNCLOS 第 206 条は、海洋での事業（活動）の実施前における EIA を義務づけ、また第 204 条は、事業開始後のモニタリングを義務づけている。これらの条文において海域は特定されていないので、この義務は、領海、大陸棚や排他的経済水域（EEZ）等の沿岸国の主権ないし主権的権利が及ぶ海域のみならず、公海や深海底といった国家管轄権外区域（Area Beyond National Jurisdiction; ABNJ）においても適用される。さらに、国際海洋法裁判所（ITLOS）は、2011 年の深海底活動勧告的意見において、EIA の実施義務が慣習国際法上の義務でもあると述べている[7]。

しかし、第 204 条や第 206 条は、EIA の実施手続について具体的な規定を設けているわけではなく、UNCLOS における EIA の実施義務は一般的なものにとどまる。したがって、EIA の具体的な実施手続は、他の条約等によって基準が定められていない限り、各国の裁量により定められることになる[8]。しかし、EIA の実施手続にこのような各国の裁量が認められるとすれば、国ごとに EIA の内容に差が生じる可能性があり[9]、実効的な海洋環境の保護という観点からは課題が残る。

こうした課題に対処するためには、EIA に関する国際的な基準が必要である。この必要性はすべての海域において存在するが、とりわけ ABNJ における EIA について、近年、その必要性が指摘されている[10]。近年、国家管轄権外区域における生物多様性（Biodiversity Beyond National Jurisdiction; BBNJ）の保全をめぐる国際交渉において、BBNJ における EIA に関する国際的な規則が論じられている背景には、このような問題意識が存在する。

このように、UNCLOS が定める一般的な EIA の実施義務を具体化し、国際的な基準を確立することが、現代の海洋法における課題となっている。こうした課題への取り組みは、漁業や海洋投棄（ocean dumping）など様々な分野において進められているが[11]、本稿では、特に深海底（the Area）における海底鉱物資源開発に関して、こうした課題に対してどのような取り組みが行われているのかについて、検討を加える。

深海底における海底鉱物資源開発（以下、深海底活動）については、深海底活動を管轄する国際組織である国際海底機構（ISA）において、Mining Code（鉱業規定）と呼ばれる文書が作成されてきた。Mining Codeは、海底鉱物資源開発を行う国家・事業者が遵守すべき規範の総称であり、ISA総会が採択し、法的拘束力を有する規則（regulations）と、理事会の機関である法律技術委員会（LTC）が公表し、法的拘束力を持たない勧告（recommendations）によって構成される。規定内容は多岐にわたるが、このMining Codeにおいて、海洋環境保護の観点からEIAの実施手続が規定されている。

本稿では、このMining Codeの分析を通じて、UNCLOSにおけるEIAの実施義務を具体化し、国際的な基準を確立するという課題に対する、現代国際社会の取り組みの一側面を明らかにする。本稿の構成であるが、まず議論の前提として、UNCLOSにおける深海底活動の法的枠組みを概観する（II）。続いて、Mining CodeにおけるEIAの実施手続を分析し、その具体的な内容を明らかにする（III）。最後に、II及びIIIでの議論を踏まえて、Mining Codeが今後の海洋法や日本の海底鉱物資源開発に対していかなる示唆を有するかについて検討を加える。（IV）。

II　UNCLOSにおける深海底制度

本節では、UNCLOSにおける深海底制度について、UNCLOSにおける深海底の法的地位と、深海底活動に関する制度設計を中心に、概括的な整理を行う。

（1）深海底の法的地位

国際法上の深海底（the Area）とは、大陸棚の外側の海底と地下区域を意味する。UNCLOSにおいて、深海底は「人類の共同財産（common heritage of mankind）」とされており（第136条）、公海とは異なる法的地位を付与されている。この「人類の共同財産」概念がUNCLOSに取り入られた契機は、1967年のマルタ国連代表パルドによる提案である[12]。この「人類の共同財産」概念をめぐっては、起草過程や学説において様々な理解が示されたが[13]、一般的には以下のような意義を持つとされる。第一は、専有（appropriation）や主権主張の禁止である。すなわち、国家が深海底に対して主権や主権的権利を主張することはできず、また、国家や私人が深海底に対して排他的な所有権や使用権を主張することもできない。第二は、平和的利用の原則である。第三は、深海底活動の国際的管理である。すなわち、人類全体の利益のために、国際組織などの国際制度を設定して、特定の国が深海底活動を独占しないよう、深海底活動に関する権限を国際的に管理し、その利益を衡平に配分することが求められた[14]。

UNCLOSが定める深海底制度には、こうした「人類の共同財産」概念の趣旨が反映されている。具体的には、主権主張や専有の否定（第137条1項）、深海底の資源が「人類全体」に付与されること（同条2項）、深海底における活動が「人類全体の利益」のために行われること（第140条1項）、利益の衡平な配分（同条2項）、平和的利用（第141条）、深海底活動について権限を有し、「人類全体のために」（第137条2項）行動する国際組織であるISAの設立（第157条）等である。

（2）深海底活動の制度設計

「人類の共同財産」という深海底制度の趣旨について、基本的な一致が見られる一方で、開発の具体的な方式をめぐっては、先進国と途上国の間で鋭い対立が発生した。途上国は、深海底活動が人類全体の利益になるよう行われるためには、収益の衡平な配分や技術移転が実現されることが必要であり、ISAによる直接開発方式によってのみ、これらが可能になると主張した。これに対し、先進国は、深海底活動が人類全体の利益となるためには、開発により十分な収益を上げることが必要であり、そのためには、国や企業による開発が適切であると主張した。こうした観点から、先進国は、ISAからライセンスを得た国、または国が保証する企業が開発を行うというライセンス方式を主張した[15]。

こうした対立の妥協として、最終的にUNCLOSにおいては、深海底活動について、以下のよう

な制度が成立した。まず、開発方式については、ISAが設立する事業体（エンタープライズ）による開発だけでなく、締約国ないし締約国により保証された（sponsored）事業者（自然人ないし企業）がISAと提携して行う開発も認められることになった（第153条2項）。こうした開発方式は、パラレル方式と呼ばれる。深海底活動を計画する締約国・事業者（申請者）は、ISAに対して自らの業務計画を申請し、ISAがこの業務計画を承認すれば、申請者は深海底活動に従事することができる。ISAによる承認は、制度上はISAと申請者との契約の締結という形で行われるので、承認を受けた申請者は「契約者」となる[16]。

申請者が業務計画を申請する際には、バンキング方式という制度が導入された。これは、申請者が業務計画の申請を行う際には、同等の商業的価値が見込まれる2つの鉱区を申請するという制度である。2つの鉱区のうち、一方の鉱区は、ISAがエンタープライズを通じて、または途上国と連携して深海底活動を行うために留保される（UNCLOS附属書III第8条、第9条）。もう一方の鉱区については契約者が深海底活動の排他的権利を付与されるが（UNCLOS附属書III第6条、第7条）、同時に契約者には、ISAへの技術移転義務（第144条）や手数料の支払い（UNCLOS附属書III第13条）等が義務づけられている。

こうした開発方式の下で、締約国は、自国が保証を与えた事業者による深海底活動がUNCLOSに適合して行われることを確保する（ensure）義務を負い、適当な国内措置（法令制定と行政措置）を執る責任を負う（第139条1項、UNCLOS附属書III第4条3項）。問題は、こうした「確保する義務」がどの程度まで厳格に要求されるかである。この点を論じたのが、2011年に出されたITLOSの深海底活動勧告的意見である。ITLOSは、保証国がISAとの協力などについて直接的な義務（direct obligations）を負う一方[17]、事業者との関係では、保証された事業者が義務を遵守するという結果の実現について義務を負うわけではないとした[18]。ITLOSによれば、保証国の義務は、事業者が契約条件や関連条約上の義務を遵守することを確保するという相当の注意（due diligence）義務にとどまる[19]。他にもITLOSは、義務違反から損害が生じた場合にのみ賠償責任を負い、義務違反・損害の一方が欠けている場合には賠償責任を負わないと判断した[20]。このように、保証国が負う義務の水準は決して高いものではないと考えられている。

もっとも、UNCLOS第11部で採用されたバンキング方式、技術移転義務、手数料の支払いといった規定は、いずれも途上国の利益を反映した規定であり、これらの規定に対して、先進国は強く反発した。米国を中心とする主要先進国は、UNCLOSの批准を拒否すると同時に、個別の協定を締結してUNCLOSの枠外での深海底活動を企図するようになり、途上国との紛争を惹起した。そのため1990年代に入ると、深海底について規定するUNCLOS第11部の見直しが始まり、1994年にはUNCLOS第11部実施協定が締結された。主要な修正点としては、エンタープライズは合弁事業によって深海底活動を行うこととされ、その際、業務計画を提出した契約者には、エンタープライズとの合弁事業を行う優先権が与えられる等の優遇措置が認められた（実施協定附属書第2節）。また、契約者に課されていた技術移転義務は廃止され（同第5節）、契約者がISAに支払う手数料も減額となった（同第8節1項）[21]。

（3）ISAの各機関の権限

ISAの主要な機関は、総会、理事会、及び事務局である（第158条1項）。その他、合弁事業によって深海底活動を行うエンタープライズ（第158条2項）の設置が規定されている。さらに、理事会の機関として、法律技術委員会（LTC）と経済企画委員会（EPC）が設置される（第163条1項）。ただし、EPCは未だ設立されておらず、エンタープライズの操業も開始されていない[22]。総会と理事会は、それぞれの機関の「任務の遂行に必要と認める補助機関を設置する」権限を付与されており（第160条2項(d)、第162条2項(d)）、理事会の補助機関として、財政委員会（Finance Committee）が設立されている。

これらの各機関の権限について、必要な範囲で

説明しておきたい。総会は、ISA の構成国の代表団により構成されており（第 159 条 1 項）、ISA の一般政策を定める最高機関である（第 160 条）。理事会は、総会において選出された 36 カ国により構成される（第 161 条 1 項）。理事会は、ISA の執行機関であり、業務計画の承認など、深海底活動の実施に関する重要事項を決定する権限を有する（第 162 条）。事務局は、事務局長および職員により構成され、事務局長は総会で選出される（第 166 条）。事務局の構成員は、構成国に対して中立の立場にある国際公務員である（第 168 条 1 項）。

理事会の機関のうち、本稿にとって重要であるのが LTC である。LTC は理事会の諮問機関であり、理事会は LTC の勧告に基づいて意思決定を行う。具体的には、①申請者の業務計画を検討し、承認の可否について理事会に勧告すること、②理事会が採択するべき海底鉱物資源開発に関する規則及び手続（第 162 条 2 項（o）（ii））について勧告すること、③海洋環境に対し重大な害を及ぼす実質的な危険が存在する時、鉱区の不承認を理事会に勧告すること等が、LTC の役割である（第 165 条 2 項）。

III　Mining Code における EIA

以上の制度設計を踏まえて、Mining Code について検討を行う。最初に、Mining Code を構成する様々な文書について、簡単に整理しておく。

理事会は、LTC の勧告に基づき、深海底活動に関する規則及び手続を採択することができる（第 162 条 2 項（o）（ii））。その規則として最初に採択されたのが、「深海底における多金属団塊の概要調査及び探査に関する規則」（以下、マンガン団塊探査規則）（2000 年）[23] である。その後、「深海底における多金属硫化物の概要調査及び探査に関する規則」（以下、海底熱水鉱床探査規則）（2010 年）[24] と「コバルトリッチクラストの概要調査及び探査に関する規則」（以下、コバルトリッチクラスト探査規則）（2012 年）[25] が採択され、2013 年にはマンガン団塊探査規則も改正された [26]。

さらに、UNCLOS に規定はないが、各探査規則では、ISA の規則及び手続の実施に関連して、LTC が技術的・行政的性質を有する勧告を公表することができるとされている [27]。この規定に基づき、最初に公表されたのが、「深海底における多金属団塊の探査から生じうる環境影響の評価についての契約者の指針に関する勧告」（以下、マンガン団塊環境ガイドライン）（2002 年）[28] である。その後、「深海底における海洋鉱物資源の探査から生じうる環境影響の評価についての契約者の指針に関する勧告」（以下、鉱物資源環境ガイドライン）（2013 年）[29] が公表され、現在では、この指針がすべての鉱物資源（マンガン団塊、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト）の探査に共通して適用されている。

Mining Code は、これらの文書によって構成されている。なお、これまでに作成された Mining Code は、いずれも鉱物資源の概要調査（prospecting）と探査（exploration）に関するものであり [30]、商業開発（exploitation）に関する Mining Code については、2020 年現在、作成に向けた協議が ISA において進行中である [31]。

以下では、これらの Mining Code の分析を通じて、EIA の実施義務を具体化し、国際的な基準を確立するという課題について、ISA がどのように対応したのかを明らかにする。

（1）各探査規則における EIA 実施手続

本節では、マンガン団塊（2013 年の改正後）、海底熱水鉱床、及びコバルトリッチクラストの各探査規則における EIA の実施手続を概観する。これらの探査規則は、探査活動の各段階（業務計画の申請時、探査活動の開始時）について、それぞれ EIA に関する規定を設けている。以下、順番に見ていく。

業務計画の申請時において、申請者は ISA に 2 点の資料を提出しなければならない。第一は、環境ベースライン調査（environmental baseline studies）の計画である。EIA においては、ある事業が自然環境に及ぼす影響が評価されるが、そのためには、評価の基準として、事業が行われない場合の自然環境の状態（環境ベースライン）を把

握しておく必要がある[32]。環境ベースライン調査とは、このような環境ベースラインを決定するために行われる、自然環境の調査である。

この調査計画は、「LTCにより公表された勧告を考慮し、（中略）本規則及びISAにより決定された環境上の規則及び手続きに従って（in accordance with these Regulations and any environmental rules, regulations and procedures established by the Authority…, taking into account any recommendation issued by the Legal and Technical Committee）」いるものでなければならないとされる[33]。ここでいうLTCの勧告とは、鉱物資源環境ガイドラインである。後述のように、同ガイドラインにおいては、環境ベースライン調査において取得するべき情報の項目が列挙されており、ここでは、その項目に沿って調査計画を立案することが求められているのである。

第二に、申請者は予備的EIA（preliminary assessment）を提出しなければならない[34]。ただし、この予備的EIAに関しては、次のような問題点も指摘されている。第一に、Mining Codeは、予備的EIAにおいて申請者が評価するべき項目を明記しておらず、実効的なEIAが行われる保証は十分ではない。第二に、探査規則は、業務計画の申請時に環境ベースライン調査の計画の提出を求めているのみであり、したがって、申請の時点では、環境ベースラインは未だ決定されていない。本来、環境ベースラインが不明な状態において、自然環境に対する事業の影響を評価することはできないはずであり、そのような状態で行われるEIAの信頼性には疑問が残るのである[35]。

続いて、業務計画の承認を受けた申請者は、ISAとの契約を締結する。申請者とISAの契約書の標準条項（standard clause）によれば、この契約には以下の条項が含まれる。

探査活動に先だって、契約者は以下のものをISAに提出する。

（a）提案された活動が海洋環境に及ぼしうる効果の評価
（b）提案された活動が海洋環境に及ぼしうる効果を判断するためのモニタリング計画の提案
（c）提案された活動の効果を評価するための環境ベースラインを決定するために用いることができる情報[36]

したがって、契約者は、探査活動を開始する前に、（1）EIAを実施すること、（2）探査活動が海洋環境に及ぼす影響を監視するためのモニタリング計画をISAに提出すること、及び、（3）業務計画の申請時に提出した手続に従った環境ベースライン調査を行うことを求められている。この段階でも、環境ベースライン調査を行うにあたっては、やはりLTCの勧告を考慮する（taking into account）することが求められている[37]。

モニタリング計画については、さらに追加的な定めが置かれている。すなわち、理事会は、モニタリング計画において影響参照区域（Impact reference zone）と保存参照区域（Preservation reference zone）を設定するよう、契約者に要請することができる[38]。影響参照区域とは、深海底活動を行って、その影響を評価するために設定される海域であり、対して、保存参照区域とは、生物多様性の変化を評価するために、深海底活動を実施せず、海底の生物相（biota）を保証する海域である[39]。契約者（操業者）は、モニタリングの実施とその結果についても、やはりLTCの勧告を考慮して（taking into account）、ISA事務局長に年次報告書を提出しなければならない[40]。

（2）環境ガイドラインにおけるEIA実施手続

前節で示したように、各探査規則は、契約者に対し、LTCの勧告を考慮するよう求めている。したがって、法的拘束力は持たないものの、LTCの勧告もまた、UNCLOSにおけるEIAの実施手続を具体化するための重要な文書である。現在、このLTCの勧告に該当するのが、鉱物資源環境ガイドラインである。以下では、鉱物資源環境ガイドラインが定めるEIAの実施手続について、かつてのマンガン団塊環境ガイドラインとの比較を行いつつ、見ていきたい。

まず、鉱物資源環境ガイドラインは、環境ベースライン調査において取得すべき情報の一覧を列

挙している。それによれば、契約者は、①海洋物理学的情報（海流・温度・濁度等の海洋学的状況に関する情報、海底の地形等）、②地質学的情報（地質的・地形的特徴が示された地理情報システム、重金属と微量元素）、③海洋科学情報（水柱全体の科学的情報、採鉱テストにおいて放出されうる重金属と微量元素等）、といった情報を収集することとされている[41]。マンガン団塊環境ガイドラインでは、細目まで数えると 14 項目の調査事項が列挙されていたが[42]、鉱物資源環境ガイドラインでは22項目の調査事項が列挙されている。新たに加わったものとしては、地理情報システム（GIS）の構築[43]、海洋生物の重金属濃度[44]、海洋生物の重要種の遺伝的交流[45]などがあり、より厳格に海洋環境に対する探査活動の影響を測定することが求められている。

次に、EIA については、探査活動実施前の EIA が必要とされるものが列挙されている。かつてのマンガン団塊環境ガイドラインでは、①マンガン団塊を採集するための浚渫作業や②採鉱システムの試験[46]などの 3 項目についてのみ、EIA が要求されていた[47]。これに対し、鉱物資源環境ガイドラインにおいては、①採鉱システムの試験の他に、②大規模な資源サンプルの採集、③海上の掘削船による掘削作業などが追加されており[48]、ここでも EIA の厳格化が図られているといえよう。また、契約者は、探査活動の少なくとも 1 年前には EIA を実施し、事務局長に提出しなければならないとされる[49]。

鉱物資源環境ガイドラインにおいて、事前の EIA が要求されている探査活動については、探査活動の実施中及び事後のモニタリングも必要とされている[50]。契約者は、探査活動の少なくとも 1 年前までにモニタリング計画を事務局長に提出することとされ[51]、モニタリングの結果については、生データ（raw data）を含め、すべて ISA に報告しなければならない[52]。

（3）評価

以上が、深海底活動に関する Mining Code の概要である。ISA は、Mining Code において EIA とモニタリングの実施手続を詳細に規定することにより、UNCLOS 第 204 条及び第 206 条が定めるモニタリングと EIA の実施に関する一般的義務を具体化し、国際的な基準を確立するという課題に対応している。このような方向性は、海洋環境の実効的な保護という観点からは望ましいものといえよう。

他方、Mining Code に対しては、未だ不十分な点も指摘されている。第一は、先に述べた予備的 EIA の実効性に対する疑問である。すなわち業務計画の申請時において申請者が提出する予備的 EIA については、調査項目の基準がなく、また、環境ベースラインが決定されていないことから、その実効性に疑問が呈されている。第二に、環境ベースライン情報を ISA に提出する時期が明示されていないという問題点も指摘されている[53]。すなわち、モニタリング計画と EIA については、鉱物資源環境ガイドラインにおいて、探査活動の 1 年前までに ISA に提出するとされている一方、環境ベースライン情報については、そうした具体的な定めがない。EIA よりも環境ベースライン情報の提出が遅れた場合には、EIA の妥当性は疑わしいものとならざるを得ない。第三に、十分な EIA を実施せずに深海底活動を実施した契約者に対する措置が定められておらず、Mining Code の遵守という観点から、問題が残されている[54]。これらの点については、今後、Mining Code の改正も視野に入れて対応していく必要があると考えられる。

Ⅳ　結

（1）まとめ

UNCLOS 第 206 条と第 204 条は、EIA とモニタリングの実施義務を規定するものの、その具体的な実施手続までは規定していない。それゆえ、EIA の実施手続は各国の裁量に委ねられているが、このような状況は、海洋環境保護の観点から、望ましいとはいえない。こうした状況を背景として、UNCLOS における EIA の実施手続を具体化し、国際的な基準を確立することが現代の海洋法における課題となっている。

本稿では、海底鉱物資源開発の文脈に着目し、こうした課題に対してどのような取り組みがなさ

れているのかを検討した。本稿で見てきたとおり、海底鉱物資源開発におけるEIAについては、ISAのMining Codeによって、EIAとモニタリングの具体的な実施手続が定められており、これによってUNCLOSの一般的な義務の補充が図られている[55]。Mining Codeは、総会が採択する規則とLTCが定める勧告によって構成されており、後者は法的拘束力を持たない。しかし鉱物資源ごとに定められた探査規則では、LTCによる勧告を「考慮して」EIAを実施することが求められている。それゆえ、LTCの勧告もまた、実質的にEIAの実施手続を具体化する国際規則として重要な意義を持っている。

（2）我が国の海洋政策との関係

最後に、本稿の検討を踏まえて、今後の海洋法の発展と我が国の海洋政策に対するMining Codeの意義について検討したい。

Mining Codeは、深海底の海底鉱物資源開発に適用されるものであり、法的には、各国の大陸棚における海底鉱物資源開発には適用されない。また、条約法条約の解釈規則に照らして、大陸棚におけるEIAをMining Codeに従って実施するべきであるという根拠（例えば後に生じた慣行）が存在するともいいがたい。しかし、EIAの実施手続に関する国際的な基準の必要性は、大陸棚を含むすべての海域において存在する。そもそも、大陸棚と深海底という区分は人為的なものでしかなく、環境保護や生態系の保全といった観点から、この区分が正当化されるわけではない[56]。したがって、立法論としては、大陸棚における海底鉱物資源開発についても、EIAの実施手続に関する国際的な基準を確立するべきであり、その際、Mining Codeが定めるEIAの基準は、大陸棚におけるEIAの基準を定めるための重要な指標となるはずである。

最後に、我が国の海洋政策に関するMining Codeの意義に触れておきたい。まず、我が国が深海底において海底鉱物資源開発を行う際、Mining Codeに沿って深海底活動に従事しなければならないことはいうまでもなく、その意味で我が国にとってMining Codeは重要な意義を持つ。しかし、我が国にとってのMining Codeの意義は、これにとどまらない。つまり大陸棚における海底鉱物資源開発について、Mining Codeと（少なくとも）同程度のEIAを実施することが、海洋環境保護の観点からは望ましいとすれば、そのような方向性について、我が国がどのような態度を選択するかという問題がある。

この点、環境保護に対する国際的な関心が高まっている現代国際社会において、我が国が発言力を確保するという政策的観点からは、こうした方向性を積極的に推進するという選択肢も考えうる。仮にそうした政策を選択する場合には、その出発点として、我が国の国内法において実効的なEIAの実施手続を定めることが重要である。場合によっては、Mining Codeよりもさらに実効的なEIAの実施手続を定めた上で、そうした実施手続を国際社会に積極的に発信するという政策も考えられる。

しかしながら、海底鉱物資源開発を規律する我が国の法制度においては、少なくとも現行法に関する限り、こうした問題は十分に意識されていないように思われる。例えば、2012年の改正鉱業法において、環境保護は立法目的に入っておらず、また我が国の環境影響評価法も、海底鉱物資源開発への適用は予定されていない（第2条）。確かに、鉱業法の目的規定である第1条における「公共の福祉」には環境保護が含まれると解され、また、鉱山保安法は、鉱業を開始する時に鉱山の現況調査を要求しているので（第18条）、海底鉱物資源開発においてEIAが要求されているという解釈は可能である。しかしそうだとしても、こうした曖昧な制度設計が、海域区分を超えた実効的な海洋管理という現代国際社会の動向に対応できるかという点については、疑問が残る。将来的には、鉱業法ないし環境影響評価法の改正を含めた制度設計も必要になるのではないかと考えられる[57]。

註

1　かつての鉱業法において、私人による鉱区の取得は先願制となっており、最初に届け出を

行った者が鉱区開発権を取得することができた。しかし、この制度を海底鉱区に適用すると、開発能力を持たない者であっても鉱区を取得することが可能になるので、実際の開発が困難になる可能性が指摘されていた。

こうした観点から、平成24年に改正された鉱業法においては、鉱区の取得について、原則として先願制を維持する一方（同法第27条）、石油・天然ガス等の「国民経済上重要な鉱物であつて合理的な開発が特に必要なもの」を、政令により「特定鉱物」として定め（同法第6条の2）、これについては国が事業者の開発能力等について審査を行い、事業者を選定することとなった（同法第38-42条）。

2 Malcolm Clark and Samantha Smith, “Environmental Management Considerations,” in Elaine Baker and Yannick Beaudoin（eds.）, *Deep Sea Minerals: Manganese Nodules, a Physical, Bio-Logical, Environmental, and Technical Review,* Vol. 1B, Secretariat of the Pacific Community, 2013, p. 38; Aline L. Jaeckel, *The International Seabed Authority and the Precautionary Principle: Balancing Deep Seabed Mineral Mining and Marine Environmental Protection,* Leiden/Boston: Brill Nijhoff, 2017, pp. 11-12.

3 松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂、2010年）219頁、石橋可奈美「環境保護の実現と環境影響評価（EIA）―環境紛争処理におけるEIAの新たな機能―」『東京外国語大学論集』第91号（2015年）36頁。

4 阿部泰隆・淡路剛久（編）『環境法（第4版）』（有斐閣、2011年）176頁。

5 Patricia Birnie, Alan Boyle and Catherine Redgwell, *International Law and the Environment,* 3rd ed., OUP, p.170; 石橋・前掲論文（注3）50頁。モニタリングを規定した代表的な条約としては、南極条約環境保護議定書がある。同議定書の附属書I第5条が、事業開始後のモニタリングについて定めている。

6 以下、UNCLOSの条文については、原則として条文番号のみを記す。

7 *Responsibilities and Obligations of the States Sponsoring Persons and Entities with Respect to Activities in the Area, Advisory Opinion, 1 February 2011, ITLOS Reports 2011,* para. 145. この点について、Alex G. Oude Elferink, “Environmental Impact Assessment in Areas beyond National Jurisdiction,” *International Journal of Marine and Coastal Law,* Vol. 27（2012）, pp. 453-454.

もっとも、こうした見解には異論もある。児矢野マリ「国際環境法における手続的義務の意義―国家主権に対する『緩やかなコントロール』の基礎として―」『新世代法政策学研究』Vol. 20（2013年）212-213頁。

8 第206条は、環境汚染等が発生する「おそれがあると信ずるに足りる合理的な理由がある場合」において、「実行可能な限り」EIAを実施することを定めており、こうした規定の仕方からも、EIAの実施手続に関する裁量的な性格を読み取ることができる。ただし、この裁量はEIAの内容に関する裁量であり、EIAを実施するか否かに関する裁量ではないとされる。Oude Elferink, *supar* note 5, pp. 455-456. この他、下山憲二「海底鉱物資源開発から発生する汚染に対する沿岸国による執行措置に関する試論―大陸棚での開発を中心に―」『日本海洋政策学会誌』第7号（2017年）118-119頁を参照。

9 漁業の場合には、各国が加盟している地域的漁業機関（RFMO）がEIAの手続を定めていれば、その手続きに従うことになる。しかし、そうした地域的枠組みを超えた普遍的な手続が十分に整備されているわけではなく、全体としては、統一性がないまま実施されているのが実情であるとされる。石橋・前掲論文（注3）41頁、石橋可奈美「公海における海洋環境保護のための新条約策定―『海洋保護区』の可能性を踏まえて―」『東京外国語大学論集』第90号（2015年）13-15頁。

10 Kristina M. Gjerde, “Challenges to Protecting the Marine Environment beyond National Jurisdiction,” *International Journal of Marine*

and Coastal Law, Vol. 27（2012）, p. 845.

11 Robin Warner, “Ocean beyond Boundaries: Environmental Assessment Frameworks,” *The International Journal of Marine and Coastal Law,* Vol. 27（2012）, pp. 492-498.

12 U.N. Doc. A/C.1/PV.1516（1 November 1967）.

13 概観として、田中則夫「深海底の法的地位をめぐる国際法理論の検討（1）」『国際法外交雑誌』85 巻 5 号（1986 年）43-50, 52-57 頁。

14 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994 年）437-438 頁、佐俣紀仁「『人類の共同の財産』概念の現在―BBNJ 新協定交渉の準備委員会に至るまでのその意義の変容―」『国際法外交雑誌』117 巻 1 号（2018 年）111-112 頁、Yoshifumi Tanaka, *The International Law of the Sea*, CUP, 2012, pp. 171-172.

15 田中・前掲論文（注 13）44-48 頁。

16 ここで用語法を整理しておきたい。UNCLOS における「申請者（applicant）」とは、ISA に業務計画を申請した締約国ないし事業者を意味する（第 151 条 6 項（b）など）。こうした申請者の業務計画が承認され、ISA との契約が締結されると、申請者は「契約者（contractor）」となる（第 161 条 8 項（c）など）。さらに深海底活動を開始した契約者は「操業者（operator）」と呼ばれる（第 151 条 2 項（a）など）。以下では、この用語法に沿って説明する。

　また、深海底活動に従事する事業者を保証する締約国は、「保証国（sponsoring State）」ないし「保証締約国（sponsoring State Parties）」と呼ばれる（第 190 条）。

17 *ITLOS Reports 2011,* paras. 121-140.

18 *Ibid.,* paras. 109-110.

19 *Ibid.*, paras. 117-120.

20 *Ibid.*, para. 178.

21 第 11 部実施協定の締結に至る経緯について、田中則夫「深海底制度の成立・修正・実施」国際法学会（編）『日本と国際法の 100 年　第 3 巻　海』（三省堂、2001 年）195-202 頁。また、深海底制度に関する概括的な説明として、山本・前掲書（注 14）437-445 頁、酒井啓亘（他）『国際法』（有斐閣、2011 年）226-229 頁［西村弓］など。

22 第 11 部実施協定において、EPC は当面設立せず、LTC がその任務を遂行することとなった（同協定第 1 節 4 項）。またエンタープライズについては、エンタープライズが事務局から独立して運営を開始するまでの間、事務局が任務を遂行することとされている（同第 2 節 1 項）。

23 *Regulations on Prospecting and Exploration for Polymetalic Nodules in the Area,* ISBA/6/A/18, 4 October 2000.

24 *Regulations on Prospecting and Exploration for Polymetallic Sulphides in the Areas,* ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010.

25 *Regulations on Prospecting and Exploration for Cobalt-Rich Ferromanganese Crusts in the Area,* ISBA/18/A/11, 22 October 2012.

26 *Regulations on Prospecting and Exploration for Polymetalic Nodules in the Area,* ISBA/19/C/17, 22 July 2013.

27 ISBA/6/A/18, 4 October 2000, Reg. 38（1）; ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010, Reg. 41（1）; ISBA/18/A/11, 22 October 2012, Reg. 41（1）; ISBA/19/C/17, 22 July 2013, Reg. 39（1）.

28 *Recommendations for the Guidance of the Contractors for the Assessment of the Possible Environmental Impact Arising from Exploration for Polymetallic Nodules in the Area,* ISBA/7/LTC/1/Rev.1, 13 February 2002.

29 *Recommendations for the Guidance of Contractors for the Assessment of the Possible Environmental Impacts Arising from Exploration for Marine Minerals in the Area,* ISBA/19/LTC/8, 1 March 2013.

30 概要調査（prospecting）とは、海底鉱物資源の組成や存在する規模等に関する調査の段階である。探査（exploration）とは、商業開発に向けた試験段階である。具体的には、資源の調査に加えて、採鉱システムの試験や、商

業開発に関連する技術的問題や環境問題などに関する様々な調査が実施される。そして商業開発（exploitation）とは、商業的目的のために海底鉱物資源を生産する段階を意味する。Ex. ISBA/6/A/18, 4 October 2000, Reg. 1（3）.

なお本稿においては、これら概要調査・探査・商業開発を含む海底鉱物資源に関する事業の総称として、「海底鉱物資源開発（deep-sea mining）」という用語を用いている。

31 商業開発規則については、LTC での原案作成作業が終了し、理事会での協議が行われている。現在の商業開発規則草案については、*Draft Regulation on Exploitation of Mineral Resources in the Area,* ISBA/25/C/WP.1, 17 December 2019.

32 John Glasson, Riki Therivel and Andrew Chadwick, *Introduction to Environmental Impact Assessment,* 4th ed., London and New York: Routledge, 2012, p. 100.

33 ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010, Reg. 20（1）（b）; ISBA/18/A/11, 22 October 2012, Reg. 20（1）（b）; ISBA/19/C/17, 22 July 2013, Reg. 18（b）.

なお、ISA の決定する規則及び手続については、「従って（in accordance with）」という文言が用いられているのに対し、LTC の勧告については、「考慮し（taking into account）」という文言が用いられている。この違いは、前者が法的拘束力を有し、後者が法的拘束力を持たないことを反映している。

34 ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010, Reg. 20（1）（c）; ISBA/18/A/11, 22 October 2012, Reg. 20（1）（c）; ISBA/19/C/17, 22 July 2013, Reg. 18（c）.

35 Jaeckel, *supra* note 2, p. 161.

36 ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010, Annex 4, Sec. 5.2; ISBA/18/A/11, 22 October 2012, Annex 4, Sec. 5.2; ISBA/19/C/17, 22 July 2013, Annex 4, Sec. 5.2.

なお、改正前のマンガン団塊探査規則では、採鉱システムの試験についてのみ、EIA が求められていた。ISBA/6/A/18, 4 October 2000, Annex 4, Sec. 5.5. これに対し、現在の各探査規則において、このような限定はなく、探査活動一般について EIA が求められている。

37 ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010, Reg. 34（1）; ISBA/18/A/11, 22 October 2012, Reg. 34（1）; ISBA/19/C/17, 22 July 2013, Reg. 32（1）.

38 ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010, Reg. 33（6）; ISBA/18/A/11, 22 October 2012, Reg. 33（6）; ISBA/19/C/17, 22 July 2013, Reg. 31（6）.

39 ただし、影響参照区域と保存参照区域の定義については、現在も混乱が見られるとされる。福島朋彦、津根明、田内智子「海底鉱物資源開発における保護参照区域と影響参照区域の目的の変遷」『日本海洋政策学会誌』第 9 号（2019 年）44-53 頁。

40 ISBA/16/A/12/Rev.1, 15 November 2010, Reg. 34（2）; ISBA/18/A/11, 22 October 2012, Reg. 34（2）; ISBA/19/C/17, 22 July 2013, Reg. 32（2）.

41 ISBA/19/LTC/8, 1 March 2013, para. 15.

42 ISBA/7/LTC/1/Rev.1, 13 February 2002, para. 8.

43 ISBA/19/LTC/8, 1 March 2013, para. 15（b）（i）.

44 *Ibid.*, para. 15（e）（iv）.

45 *Ibid.,* para. 15（e）（vii）.

46 海底においてマンガン団塊を採掘する際には、掘削機器は海底で海水や堆積物とマンガン団塊を分離し、マンガン団塊のみを回収する。そのため海底では攪乱状態が発生し、これが生態系に与える影響を評価することが必要となる。参照、石塚隆記、井上真由美、田内智子「公海での深海底鉱物資源開発に係る環境影響評価について」『環境アセスメント学会誌』17 巻 2 号（2019 年）52-57 頁。

47 ISBA/7/LTC/1/Rev.1, 13 February 2002, para. 10.

48 ISBA/19/LTC/8, 1 March 2013, para. 19.

49 *Ibid.*, para. 20.

50 *Ibid.,* para. 19.
51 *Ibid.*, para. 20.
52 *Ibid.*, para. 37.
53 Jaeckel, *supra* note 2, pp. 158-159.
54 *Ibid.*, pp. 247-249.
55 専門機関による専門的・技術的な規則・基準がUNCLOS体制において一定の役割を果たすことについては、国際海事機関（IMO）において同様の現象が見られる。西本健太郎「国際海事機関（IMO）を通じた国連海洋法条約体制の発展」『国際問題』642号（2015年）28-36頁。
56 海洋空間を海域ごとに区分して、各海域における規律を定めるという「空間管理アプローチ（zonal management approach）」の限界について、簡潔にはTanaka, *supra* note 14, p. 226.
57 児矢野・前掲論文（注7）117-122頁。

国連宇宙空間平和利用委員会の設立と米国の宇宙政策

永　井　雄一郎

Yuichiro Nagai. U.S. Space Policy and the Establishment of the United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.25-39.

This paper examines the process by which the United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space (UNCOPUOS) was established in 1958, focusing in particular on its relations to U.S. space policy in the 1950s. Before it was formally established in 1959 as a permanent body of the United Nations, UNCOPUOS was initially established in 1958 by UN General Assembly Resolution 1348 (XIII) as an ad hoc committee to review international cooperation in the peaceful use of outer space and the role of the United Nations along with legal issues arising from the exploration and use of outer space. This paper argues that the Eisenhower administration was actively and closely involved in forming UNCOPUOS as an ad hoc committee of the United Nations in order to separate the promotion of the peaceful use of outer space from the dispute over arms control in outer space. Further, the Eisenhower administration sought the initiative in forming an international order for the exploration and use of outer space that was favorable to the United States.

1．はじめに

今日、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序は大きな課題に直面している。世界初の人工衛星スプートニク（Sputnik）の打ち上げから60年以上が経ち、宇宙活動は世界的にも目覚しく進展した。宇宙空間の平和利用の発展は、科学の進歩や人類の活動領域の拡大のみならず、経済社会あるいは人々の日常生活に至るまで、人類社会に多くの恩恵をもたらしてきた。一方、宇宙空間が軍事目的で利用されてきたことも既知の事実である。地球軌道を周回する人工衛星は、今や国家の安全保障や軍事作戦の遂行に欠かすことのできないものとなっている。近年では、米国における宇宙軍（U.S. Space Force）の発足にも象徴されるように、宇宙空間は新たな軍事競争の舞台にもなりつつある。将来、宇宙空間が軍事的争いの場となることを防止するとともに、平和目的に基づく安定的かつ持続的な宇宙空間の利用を促進していくための国際秩序のあり方が問われていると言えよう。

しかし、これは決して新たな問題ではない。歴史を振り返れば、宇宙活動の時代が本格的に始まった1950年代から、国際社会は宇宙空間の利用のあり方をめぐって検討を重ねてきたのである。そうした歴史の中で、宇宙条約[1]をはじめとする国際宇宙法も形成されてきたと言えるだろう。このような今日の宇宙活動を支える国際秩序の形成過程を理解することは、将来の宇宙空間の利用をめぐる国際関係のあり方を検討するうえでも優れて有意義であると考えられる。

本稿は、このような問題意識から、国連宇宙空間平和利用委員会（United Nations Committee on the Peaceful Uses of Outer Space、以下UNCOPUOS）が設立されるまでの過程を振り返る。UNCOPUOSは、宇宙空間の平和利用と国際協力を推進するとともに、宇宙空間の利用から生じる法的課題を検討するために設置された国連総会の補助機関である。1958年の国連総会決議1348によって最初はアドホックな臨時委員会として設置され[2]、翌年には正式に常設委員会と

なった。以来、今日に至るまで、宇宙空間の利用のあり方を国際的に検討するフォーラムとして、宇宙条約をはじめとする関連諸条約を作成するなど、今日の宇宙活動を支える国際秩序の形成にも大きな役割を果たしてきた[3]。今後も宇宙空間の利用をめぐる国際関係のあり方を検討していくうえで主要な役割を担っていくと考えられるこのUNCOPUOSは、どのような経緯で誕生したのだろうか。

本稿は、特に、UNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策に焦点を当てて検討する。具体的には、1958年の国連総会決議1348が採択されるまでの過程を振り返り、当時のドワイト・アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権がどのような政策的意図を持ってUNCOPUOSの設立に関与したのかを史料に基づいて明らかにする。

従来、宇宙空間の利用のあり方をめぐる問題は、国家の宇宙活動を律する法規範の形成という観点から、主に国際法の分野で論じられることが多かった。UNCOPUOSの設立過程に言及する先行研究も、この委員会が宇宙条約をはじめとする様々な関連諸条約の作成に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、国際宇宙法の形成と発展の歴史という文脈の中で論じるものが多い[4]。一方、UNCOPUOSの設立過程を1950年代の米国の外交史あるいは宇宙政策史の観点から史料に基づいて詳細に検討した研究は少ない[5]。1950年代の米国の宇宙政策を歴史的に検討する研究も蓄積されつつはあるが、その多くは、いわゆる「スプートニク・ショック」への対応も含め、ソ連との対立と競争の時代において米国の宇宙活動が如何に進展したのかという点に重点が置かれてきたと言えよう[6]。その反面、宇宙空間を新たな国際関係の舞台と位置づけ、その利用のあり方をめぐって当時の米国政府がどのような構想を持ち、如何にその実現を目指したのかという点については、これまであまり関心が向けられてこなかった。もっとも、こうした観点からUNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策を詳細に振り返る研究はほとんど見られない。

本稿では、こうした研究動向も踏まえながら、UNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策過程を分析することを通して、宇宙空間の利用をめぐる国際関係の歴史の一端を探りたい。アイゼンハワー政権は、まさに宇宙活動の萌芽期にあった当時から、宇宙空間の利用のあり方を構想し、国家間競争ではなく、対外的には国際協力を基調とする宇宙空間の平和利用を促進することを目指していた。そして、そのような政策を実現する場として国連を重視し、UNCOPUOSの設置にも積極的に関与していたのである。何より、国連総会決議1348は、米国が自ら草稿した決議案に基づくものであった。こうしたUNCOPUOSの設立をめぐる米国の政策や政治外交過程を検討することは、今日の、そして将来の宇宙空間の利用をめぐる国際関係を考えるうえでも有益な示唆を与えることができるだろう。

2．宇宙空間の平和利用をめぐって

（1）科学衛星計画と宇宙空間の平和利用

UNCOPUOSは、その名が示す通り、宇宙空間の平和利用を促進することを目的に設置された委員会である。1958年の国連総会決議1348は、「宇宙空間は平和目的のためにのみ利用されるべきである」と宣言していた[7]。これは、アイゼンハワー政権が一貫して追求した政策目的であった。

アイゼンハワー政権は、米国政府として初めて宇宙計画を立案・決定した時から、宇宙空間の平和利用を追求していた。1955年5月、アイゼンハワー政権は「米国の科学衛星計画（U.S. Scientific Satellite Program）」と題する国家安全保障会議（National Security Council、以下NSC）の政策文書（NSC 5520）を決定した。この計画は、1957年から58年にかけて開催が予定されていた国際地球観測年（International Geophysical Year、以下IGY）と呼ばれる国際科学協力計画への貢献として、米国が「5から10ポンドの小さな人工衛星を地球軌道に打ち上げる」というものであった。この計画の方針を定めたNSC 5520は、米国による人工衛星の打ち上げが科学研究の発展に向けた「平和目的」に基づくものであることを強調していた[8]。

しかしながら、この計画は米国の安全保障政策

とも無関係ではなかった。アイゼンハワー政権は、こうした平和的宇宙計画が将来の軍事衛星の開発――とりわけ、偵察衛星の開発――にとっても有意義な「技術的ステップ」になると判断していた。そして何より、この計画には、将来の軍事衛星の運用に向けて「宇宙空間の自由（freedom of space）」という原則を確立する狙いがあった。つまり、平和目的を持つ科学衛星を国際科学協力への貢献として打ち上げることによって、宇宙空間は国家の領空という概念が及ばない空間であり、人工衛星はいかなる国の上空であっても自由に飛行することができるという前例を確立しようとしていたのである[9]。

その背景には、アイゼンハワー大統領による「オープンスカイズ（Open Skies）」構想の挫折があった。当時、米国の国家安全保障にとって喫緊の課題の一つは、核兵器と弾道ミサイルの時代における奇襲攻撃の脅威に対処することであった[10]。特に、核兵器を高速かつ無人で運搬する弾道ミサイルは、「これまでの戦争概念を一掃する」新たな軍事技術であった[11]。1950 年代の半ばには、ソ連における大陸間弾道ミサイルの開発も着実に進展していると考えられていた[12]。当時、こうした核兵器と弾道ミサイルを用いた奇襲攻撃の脅威に対処するため、政府内では対ソ情報収集能力の強化が必要であるとの認識が高まっていた[13]。事実、アイゼンハワー政権は、1954 年から平時における対ソ戦略偵察のために U-2 型偵察機の開発を極秘のうちに開始していた。しかしながら、アイゼンハワー政権は、こうした偵察機による上空からの対ソ情報収集は明らかな領空侵犯であることを認識していた[14]。こうした問題を打開するため、アイゼンハワー大統領は、U-2 型偵察機の運用準備が整いつつあった 1955 年 7 月にジュネーヴで開催された四カ国首脳会談において、米ソがお互いの領空を解放して相互の空中査察を認める「オープンスカイズ」構想を提案していた。しかし、この提案は、米国による露骨なスパイ活動の一環であるとしてソ連に拒否され、挫折に終わったのである[15]。

科学衛星計画の目的の一つは、こうした対ソ情報活動が直面した困難の打開策を宇宙空間に求めることにあった。科学衛星計画によって「宇宙空間の自由」の原則を確立することによって、宇宙空間における行動の自由を確保し、将来の偵察衛星の運用を可能にすることが重要な政策目的となっていたのである。そのため、この計画によって打ち上げられる米国の科学衛星は、いかなる国の事前了解も必要としないよう、国際科学協力への貢献として平和的に打ち上げられる必要があったのである[16]。

このように、アイゼンハワー政権は、米国政府として初めて宇宙政策を検討した当初から、対外的には平和目的に基づく宇宙計画の実施を追求していた。その目的は、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序を米国にとって望ましいかたちで形成していくことにあった。

（2）軍縮・軍備管理をめぐる問題

また、アイゼンハワー政権は、UNCOPUOS の設立をめぐる国連での検討がはじまる以前から、宇宙空間が平和目的に基づいて利用されることを国際社会に訴えていた。とりわけ、軍縮・軍備管理の観点から、核兵器を搭載した大陸間弾道ミサイルによる奇襲攻撃の脅威を低減させることを念頭において、宇宙空間への物体の打ち上げを国際的管理のもとで平和目的に限定することを国連において提案していたのである。

米国政府内では、早くも 1956 年には、「宇宙空間に打ち上げられる物体はもっぱら平和及び科学目的でなければならず、軍事目的のために宇宙空間を飛行あるいは通過するよう設計された物体の生産は効果的管理のもとで禁止されなければならない」という政策方針が検討されていた[17]。そして 1957 年 1 月には、将来の宇宙空間の利用が平和目的に向けられるよう、宇宙空間への物体の打ち上げを国際管理のもとに置くことを国連総会第一委員会に提案していた[18]。また、同年 8 月には、国連軍縮委員会の場においても、米英仏加の共同提案として、宇宙空間に打ち上げられる物体が平和目的であることを保証するための検証制度のあり方について検討することを提案していたのである[19]。

こうした状況の中、1957 年 10 月にソ連がス

プートニク 1 号の打ち上げに成功した。世界初の人工衛星の打ち上げは、ソ連における弾道ミサイル技術の発展を裏付ける出来事でもあった。米国は、その数日後には、国連総会第一委員会において「宇宙空間兵器の問題」を改めて提起した。この時、ヘンリー・カボット・ロッジ（Henry Cabot Lodge, Jr.）米国連大使は、「核弾頭を搭載した宇宙空間ミサイル（outer space missile）の可能性は、あまりにも危険すぎて無視することはできない」と語り、宇宙空間に打ち上げられる物体は平和目的であるべきだという考えを改めて強調した[20]。そして、その翌月には、こうした米国の提案に基づき、「宇宙空間に打ち上げられる物体は、もっぱら平和及び科学目的でなければならない」と謳う国連総会決議 1148 が採択された[21]。

このように、国連における宇宙空間の平和利用をめぐる初期の検討は、核兵器と弾道ミサイルの時代における軍縮・軍備管理問題と深く関連していた。米国は、宇宙空間の平和利用を主張することによって、核兵器を搭載した大陸間弾道ミサイルの打ち上げを規制することを提案していたのである。また、こうした提案は、米国が進める科学衛星計画の平和的性格を対外的に強調するという意味でもアイゼンハワー政権の宇宙政策と矛盾するものではなかった。

3．宇宙空間の軍備管理の難しさ

（1）ソ連の提案と米国の対応

1958 年に入ると、こうした米国の政策方針にも微妙な変化が見られた。その契機の一つとなったのは、1958 年の国連総会に向けたソ連からの議題提案であった。

1958 年 3 月、ソ連は宇宙空間の利用のあり方について次回の総会で検討するよう国連に提案を行った。その提案は、軍縮・軍備管理への取り組みという観点から、宇宙空間の利用の問題のみならず、米国が海外に持つ軍事基地の撤廃も合わせて国連で討議するよう要請するものであった[22]。

この提案に付された説明覚書は、それまでの米国の提案に反対するソ連の立場を明確にしていた。ソ連は、宇宙空間の平和利用を主張することによって大陸間弾道ミサイルの打ち上げのみを規制しようとする米国の考えに疑問を呈した。それは、米国がより射程の短いミサイルを開発しており、それらは海外に展開する軍事基地からも使用できると考えられたからであった。つまり、宇宙空間へ打ち上げられる大陸間弾道ミサイルのみを問題視し、海外の軍事基地に展開できる短距離ミサイルや戦略爆撃機への規制を回避しようとする米国の態度を疑問視したのである。

ソ連は、「人類の脅威となっているのは大陸間弾道ミサイルそのものではない」との立場を明確にし、そこに搭載される核兵器こそが真の問題であると主張した。平和的ロケットと軍事的ミサイルを区別するのは、技術的特徴ではなく、「それが平和的な宇宙研究を目的としたスプートニクを搭載しているか、それとも大量破壊を意図した原子爆弾や水素爆弾を搭載しているか」という問題であるとの考えを示したのである[23]。

ソ連は、こうした考えに基づき、宇宙空間の平和利用をめぐる問題は他国領土にある海外軍事基地の撤廃と合わせて検討されるべきであると主張した[24]。そして、米国の海外基地の撤廃が合意されない限り、大陸間弾道ミサイルの規制のみを目指そうとする米国の提案を受け入れない姿勢を明確にしたのである[25]。

このような状況の中、アイゼンハワー政権は宇宙空間の利用のあり方をめぐる問題が次の国連総会の主要な争点になると捉えていた。ソ連の提案は、軍縮と国際平和に向けた新たなイニシアティブとして国連加盟国の注目を集めていた。それゆえ、米国としては、緊急性を持って対応策を練る必要があった[26]。この問題をめぐる国連での検討は、ソ連による提案ではなく、米国が提案する枠組みの中で行われる必要があると考えていたのである[27]。

こうして政府内では、1958 年の国連総会に向けた新たな提案について検討が進められた。米国にとって、宇宙空間の平和利用を追求していくことは引き続き重要な目標であった。しかし、この問題を米国の海外基地の撤廃と関連づけようとするソ連の提案は、到底受け入れられるものではな

かった。こうした問題への対応策として、米国は宇宙空間の平和利用を軍縮に向けた交渉から切り離して追求することを目指すようになったのである[28]。

軍縮や軍備管理の問題については、核兵器や弾道ミサイルの問題も含め、引き続き国際的検討を進めていく必要性を認識していたものの、それらは困難な交渉が予想された。そのような枠組みの中で検討を続ければ、宇宙空間の平和利用は非常に合意の難しい問題となる可能性があった。一方、1958 年 1 月には米国も初となる人工衛星エクスプローラー 1 号（Explorer I）の打ち上げに成功しており、宇宙空間の利用のあり方をめぐっては国際的関心も大いに高まっていた。こうした状況の中、アイゼンハワー政権は、軍縮や軍備管理をめぐる困難な交渉の結論を待たずに、宇宙空間の平和利用の原則を追求しなければならないと考えるようになったのである[29]。

（2）「平和利用」の曖昧さ

また、こうした政策方針の修正は、宇宙空間の「平和利用」をどう定義し、それを如何に検証・管理すれば良いかという問題の難しさを認識するようになった結果でもあった。例えば、アイゼンハワー政権内では、大統領科学諮問委員会（President's Science Advisory Committee）において、宇宙空間への物体の打ち上げが平和目的あるいは科学目的であることを検証することは技術的に可能かという問題が検討されていた。しかし、その初期の検討結果は、非常に難しいという結論であった。米国の科学者らの判断によれば、「長距離ミサイルの生産や使用」を検証することは、実際には非常に複雑なものになると考えられた[30]。弾道ミサイルと宇宙輸送のためのロケットは、多くの点において技術的要素が共通であり、「平和的計画という名目で、弾道ミサイル・システムの開発に必要となる多くの実験情報を入手することができる」と考えられたからであった[31]。

さらに、宇宙空間の利用のあり方をめぐっては、単に大陸間弾道ミサイルの問題だけでなく、より幅広い観点から慎重な検討が必要であるとの認識も高まりつつあった。当初、アイゼンハワー政権は、主に大陸間弾道ミサイルの打ち上げを防止することを念頭において、宇宙空間に打ち上げられる「物体」を平和目的に限定することを提案していた。しかし、この「物体」が具体的に何を意味するかについて、特に明確な区別はしていなかったのである[32]。1958 年 1 月に開催された NSC において、宇宙空間の国際的管理の必要性について言及したジョン・フォスター・ダレス（John Foster Dulles）国務長官に対し、アイゼンハワー大統領は「弾道ミサイルのみを関連づけて宇宙の話をしているのか」、それとも「人工衛星や平和目的のための宇宙空間の利用といった他の問題について話しているのか」と問いかけた。しかし、この時のダレス国務長官の返答は的を射たものではなかった。それゆえ大統領は、宇宙空間の平和利用をめぐる問題は、弾道ミサイルだけでなく、人工衛星も含め、宇宙空間に打ち上げられるあらゆるものを含みうると指摘し、「この区別を明確にすべきだ」との考えを示したのである[33]。

当時、アイゼンハワー政権内では、ソ連によるスプートニクの打ち上げをうけて、宇宙政策の見直しが行われていた。そして 1958 年 8 月には、NSC において米国の新たな宇宙政策文書「宇宙に関する米国の予備的政策（Preliminary U.S. Policy on Outer Space）」（NSC 5814/1）が策定された。この文書は、軍事面においても、非軍事面においても、宇宙空間には広範な将来の利用可能性があることを指摘していた[34]。

特に偵察衛星は、対ソ情報収集能力の強化という観点から「米国の国家安全保障にとって決定的重要性を持つ」と位置づけられていた[35]。実は、アイゼンハワー政権内では、科学衛星計画の目的の一つであった「宇宙空間の自由」の原則がソ連のスプートニクによって促進されたとの見方があった。アイゼンハワー政権は、「ソ連の人工衛星は、実際にあらゆる国家の上空を飛行し、今のところそれに対する抗議はない」と分析し、これによって少なくとも「宇宙空間の自由」に関する前例が確立されたと考えていたのである[36]。また、1958 年 1 月にエクスプローラー 1 号を打ち上げた際にも、米国はソ連を含む他国政府に事前の許可を要請していなかった[37]。こうした「宇宙空間

の自由」に関する前例の確立は、アイゼンハワー政権による偵察衛星の開発を加速させていた。事実、1958年2月には、CORONA計画と呼ばれる極秘の偵察衛星計画を開始して、早期の運用開始を目指すようになっていたのである[38]。

それゆえ、宇宙空間の平和利用は「米国の安全保障とも一致するところにおいて」追求される必要があった。安全保障の観点から考えれば、偵察衛星のような軍事衛星を運用するための「最も望ましい政治的枠組み」を検討することが重要であった。換言すれば、宇宙空間の「平和利用」を追求することが、米国の安全保障にとって不可欠な軍事衛星の利用を妨げてはならないと考えていたのである。アイゼンハワー政権は、少なくとも、偵察衛星のように「他国の正当な活動を物理的に妨害することができないよう設計された地球軌道物体が宇宙空間を通過する権利」を確保していく立場を検討していた。つまり、宇宙空間の平和利用は、軍事利用を一切禁止するものではないという立場を明確にするようになったのである[39]。

こうした要因は、宇宙空間の平和利用を軍縮や軍備管理の観点から追求することを困難にさせるものであった。この問題を軍縮の観点から追求すれば、「平和利用」の複雑な定義づけを必要とし、それを如何に検証するかという困難な問題を伴う可能性があった。しかし、宇宙空間の豊かな利用可能性を考えれば、こうした判断は慎重になされる必要性があった。それゆえ、軍縮や軍備管理という観点から結論を急ぐことは米国にとって得策ではないと考えられるようになったのである[40]。

4．国際宇宙協力の推進

（1）宇宙空間の平和利用に向けた国際協力

このような理由から、アイゼンハワー政権は、軍縮・軍備管理をめぐる問題とは異なる枠組みにおいて宇宙空間の利用のあり方を構想するようになった。そして、対外的には国家間競争の排除と国際宇宙協力の推進を強調することによって、宇宙空間の平和利用の発展を主導していくことを目指すようになったのである[41]。

1958年8月に策定されたアイゼンハワー政権の宇宙政策文書NSC5814/1は、国際宇宙協力の推進を重要な政策目標としていた。そして、そうした国際宇宙協力の推進を主導していくことを通して、宇宙空間の平和利用に向けた国際的リーダーとしての米国の立場を強化していくことを目指したのである[42]。

アイゼンハワー政権は、そうした国際宇宙協力の進展こそ、宇宙空間の平和利用の発展に向けた重要な一歩になると考えていた[43]。米国は、それまでにもIGYにおける国際科学協力への貢献として人工衛星を打ち上げることを目指してきた。ソ連のスプートニクや米国のエクスプローラーは、いずれもIGYの枠組みにおいて打ち上げられた人工衛星であった。こうした米ソの人工衛星の打ち上げによって、宇宙空間の科学研究や開発利用に向けた国際協力への関心や期待も国際的に高まりつつあった。アイゼンハワー政権は、宇宙空間の平和利用を発展させていくためにも、引き続きIGYのような枠組みにおける国際宇宙協力の推進を主導していくことが望ましいと考えていたのである[44]。

折しも、アイゼンハワー政権は、1958年に国家航空宇宙局（National Aeronautics and Space Administration、以下NASA）を設立した[45]。NASAの設立は、宇宙空間の平和利用と国際協力の推進を目指すアイゼンハワー政権の宇宙政策を強く反映していた。NASAの設立を規定した1958年国家航空宇宙法は、「宇宙活動はすべての人類の利益のために平和目的に専念されるべきである」との考えを宣言するとともに、宇宙空間の研究と平和利用における国際協力の推進をNASAの重要な役割と位置づけていた。また、こうした観点から、NASAは軍事面での宇宙活動を担う国防総省や軍とは独立した米国の民生宇宙機関（civilian space agency）として設立されたのである[46]。

さらに、アイゼンハワー政権は、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序を米国にとって望ましいかたちで形成していくためにも国際協力が欠かせないと考えていた。当時、宇宙空間には豊かな利用可能性が認識されつつあり、国際社会の関心も高まりを見せていた。例えば、宇宙空間に打ち上げら

れる人工衛星は、通信や放送、気象観測、さらには航行支援といった多様な分野での利用可能性が当時から期待されていた。また将来的には、宇宙空間プラットフォームの建設や、月その他の天体への有人・無人探査の可能性も広がっていた。一方、こうした平和目的に基づく宇宙空間の利用であったとしても、適切な国際協力や調整がなければ、国家間競争や国際問題を引き起こしてしまう可能性も考えられた[47]。NSC 5814/1 は、先見の明をもって、宇宙空間の利用から生じうる様々な法的問題を指摘していた。アイゼンハワー政権は、そうした宇宙空間の利用に関する法規範については、宇宙活動の進展による経験に基づいて漸進的かつ実践的に形成されていく必要があると考えていた。そして、当然のことながら、そうした宇宙空間の利用をめぐる国際秩序の形成においては、宇宙活動に経験を持つ国家が大きな役割を果たしていくことになると考えられた。アイゼンハワー政権は、そのような国際秩序の形成を米国にとって望ましいかたちで進めていくためにも、国際協力による宇宙空間の平和利用を主導していくことが重要であると考えていたのである[48]。

（2）国際宇宙協力と国連－米国の観点から

このような国際宇宙協力を推進していくための場として、米国が特に重視したのが国連であった。宇宙時代の幕開けにより、国連においても宇宙空間の研究や開発利用に対する加盟国の関心が高まっていた。また各国は、宇宙活動の分野における国連の役割についても大きな関心を寄せていた。何より、ソ連の議題提案によって、1958 年の国連総会では宇宙空間の利用のあり方が主要なアジェンダとなることが予想された。こうした状況の中、アイゼンハワー政権は、国連における国際宇宙協力の推進を通して、宇宙空間の平和利用に向けた「主導者」としての立場を強く打ち出していくことが重要であると考えていた。そのためには、次の国連総会において「印象深く、積極的な立場」をとることが必要であった[49]。

アイゼンハワー政権は、宇宙空間の平和利用と国際協力の推進に向けた「政治的枠組みや国際世論環境を醸成する」ための場として国連の役割を捉えていた。換言すれば、国連は、この問題に関する「米国の立場を表明するための最適なフォーラム」であった[50]。こうした観点から、アイゼンハワー政権は、宇宙空間の平和利用と国際協力の推進について検討と勧告を行う委員会（U.N. Committee on Outer Space）を国連に設置することを目指すようになったのである[51]。

しかし、このような組織を国連に設置する考えは、1958 年 3 月のソ連による議題提案においても見られるものであった。ソ連による提案書は、「宇宙空間の研究における国際協力のための国連機関（United Nations agency）の設立」に言及していた。ソ連が提案する「国連機関」は、具体的には（1）国際的に合意された計画のもとでロケットの打ち上げを実施・監督すること、（2）IGY の枠組みで実施されてきた宇宙空間の研究を継続すること、（3）宇宙空間の研究に関わる情報の収集、共有、普及のための中心となること、そして（4）宇宙空間の研究のための各国の計画を調整し、その実現に向けて可能な支援を行うことなどが役割として検討されていた[52]。

しかし、アイゼンハワー政権は、こうした新たな国連の機関を設立することは時期尚早だと考えていた。このような新たな「機関」の設立を急ぐことは、宇宙空間の利用のあり方や組織のあり方について早まった法的判断や合意を招く恐れがあった。まだ当時は、わずかな数の人工衛星しか打ち上げられていなかった時代でもあり、将来の宇宙活動に関する米国の政策的判断も限られた情報に依存する他なかった。先述の通り、アイゼンハワー政権は、宇宙空間の利用が進展するに伴い、様々な法的問題が生じうる可能性を認識していたものの、この時点では依然として明確な立場を国際的に表明できるほどの方針は固まっていなかった[53]。それゆえ、国連における新たな機関の設立に向けた検討が、宇宙空間の利用と国際協力のあり方に関する早まった判断を招き、それが将来における米国の潜在的利益を損なう可能性を懸念していたのである。特に、「宇宙空間の自由」の問題を含め、そうした早計な法的・組織的判断が米国の安全保障に不可欠な――故に、「平和的」な――軍事偵察衛星の運用の障害となることは避け

なければならないと考えていた。つまり、アイゼンハワー政権は、米国の宇宙政策や国益に合致するかたちで、宇宙空間の利用をめぐる国際秩序が形成されていくことが肝要であると考えていたのである[54]。したがって、アイゼンハワー政権としては、国連における国際宇宙協力の推進を目指しながらも、同時に「あまりにも早急な国連の動きを食い止める」必要性を認識していたのである[55]。

そこで考案されたのが、まずは国連に宇宙空間の平和利用に向けた国際協力のあり方について検討する委員会を「アドホック（ad hoc）」に設置するという提案であった。新たな国連機関の設立を目指すのではなく、そのような機関のあり方も含め、宇宙空間の平和利用と国際宇宙協力の可能性について検討・勧告するための臨時委員会を国連に設置することを目指したのである[56]。

５．1958 年の国連総会と UNCOPUOS の設立

（1）1958 年国連総会への米国の提案

このような方針に沿って、アイゼンハワー政権は 1958 年の国連総会に向けた提案準備を進めた。1958 年 7 月の国務省内の文書は、国連総会における米国の立場を以下のように示していた。第一に、宇宙空間の平和利用をめぐる問題は、軍縮の問題とは別々に検討されるべきであるという立場を明確にすることであった。核兵器や弾道ミサイルの問題も含め、軍縮の観点から宇宙空間の利用の問題を検討していくことも引き続き重要であるとしながらも、それらは宇宙空間の平和利用をめぐる問題とは別の枠組みで検討されるべきであるという考えを明確にすることを重視していたのである。そして第二に、宇宙空間の平和利用は、軍縮をめぐる交渉の結論を待たずしても、国際宇宙協力の推進を通じて追求していくことができるという立場を強調することであった[57]。

1958 年 9 月、ロッジ米国連大使は、「宇宙分野における国際協力のための計画」について正式に国連への議題提案を行った。この提案に付された説明覚書は、「宇宙空間の開発から生じる可能性は、良くも悪くも図り知れない」との考えを示し、科学技術の発展ばかりでなく、医療、気象観測、通信、輸送など、将来における豊かな平和利用の可能性に言及するとともに、「残念ながら、破壊を目的とした宇宙空間の利用という潜在的可能性も確かに存在する」との懸念も表明していた。それゆえ、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の基礎を築くことが喫緊の課題であると訴えた。そして、こうした取り組みは、軍縮に向けた合意を実現する努力と並行して進めていくことができるという米国の政策方針を強調したのである[58]。

そして米国は、こうした立場を表明したうえで、具体的には（1）宇宙空間の平和利用の問題を軍縮の問題から切り離すこと、（2）宇宙空間の平和利用の原則を支持すること、（3）国際宇宙協力のための適切な国際的枠組みの設立を目指すこと、そして（4）宇宙空間の平和利用における人類の進歩のために国連がとりうる具体的措置に関して必要な研究と提言を行う臨時委員会を設置することによって、この重要かつ複雑な問題の慎重な検討に向けた準備を行うことを提案したのである[59]。

また米国政府は、こうした提案に沿って自ら国連総会決議案を草稿していた。1958 年 8 月までに準備された当初案は、冒頭で「宇宙空間は人類全体の共通の関心事」であることを確認し、「この新たなフロンティアに現在の国家間の競争関係を持ち込まないことを望む」と宣言する内容となっていた。そして、宇宙空間は「人類の発展のためにのみ」利用されるべきであり、そのためには国際協力の推進が重要であることを強調していた。さらに、「宇宙空間の適切な国際管理を含む包括的な軍縮合意を実現することは未だ難しい」との認識を明記したうえで、「そのような合意の欠如が宇宙分野における国際科学協力という別の計画の発展を阻害するべきではない」という米国の立場を率直に表明する内容となっていた[60]。

政府内では、こうした原案に基づき、必要な修正を加えながら決議案の提案準備が進められた[61]。そして、1958 年 11 月に入ると、事前にソ連を含む各国の代表にも決議案を提示して支持を求めたのである[62]。

しかし、この時、ソ連も独自に決議案を用意し

ていた。その内容は、1958 年 3 月の議題提案にも示されていた通り、（1）軍事ロケットの宇宙空間への打ち上げ禁止と海外基地の一掃に国連総会が賛成すること、（2）これらを監督する機関を国連に設置すること、そして（3）宇宙空間の研究における協力のための機関を国連に設置することを骨子としていた[63]。

ソ連の決議案は、宇宙空間の平和利用を軍縮の問題から切り離して追求しようとする米国の決議案と真っ向から対立するものであった。したがって、これら二つの問題を切り離すという原則（separation principle）を堅持することは米国にとって重要であった。米国は、国連に設置される臨時委員会では宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の問題について検討が行われるべきであり、軍縮の問題については別途適切なフォーラムで検討が続けられるべきであるという立場を貫かなければならないと考えていた。事実、ニューヨークの米国連代表部に宛てられた国務省の電報は、米国の決議案の中で、軍縮の問題の難しさに触れることが困難な論争を巻き起こす恐れがあるのであれば、この決議案では軍縮問題への言及は一切控えるということまで示唆していた[64]。

このような方針に基づき、米国は関係各国との最終調整を進め[65]、1958 年 11 月 13 日には 19 か国から支持を集めた決議案を国連に提出した（20 か国提案）。先の国務省の電報にも示唆された通り、この決議案は軍縮の問題に一切触れず、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の推進に焦点が当てられていた[66]。

（2）二つの決議案をめぐって

国連では、米ソ二つの決議案をめぐって、第一委員会を舞台に交渉が行われた。この交渉の過程において、ソ連は自らの決議案を修正し、宇宙空間の平和利用の問題にのみ言及する意向を米国に伝えた。その真意は定かではないが、ソ連の説明によれば、これは「宇宙空間の軍縮計画について、現時点でお互いに受け入れ可能な合意に達することはない」と判断した結果でもあった。そして、ソ連は「宇宙協力は米ソが合意して初めて有意義なものとなる」との考えを示したのである[67]。事実、ソ連の修正案は、宇宙空間の平和利用と国際協力の重要性を強調する一方、軍縮をめぐる問題への言及は一切削除されていた[68]。

ロッジ国連大使は、この修正案を「宇宙空間の平和利用に関する国連の計画に参加するソ連の意向と柔軟性を示すもの」と捉え、これは「多くの国連加盟国にとって魅力的なものとなる」と分析していた。それゆえ、ソ連による修正案にも配慮した折衷案として調整を進めていくことが必要であるとの考えを国務省に伝えていた[69]。

国務省内では、こうした方針変更を「宇宙空間の平和利用という分野において米国から主導権を奪い取ろうとする大きな試み」であると見る向きもあった。しかし、この問題を軍縮の問題から切り離して追求していくという考えをソ連が受け入れたことは、米国にとって「相当な利益（substantial gain）」であった。それゆえ、国務省はロッジ国連大使の提案に沿ってソ連の修正案との調整を進めることに同意したのである[70]。

米国は、ソ連の修正案も可能な限り盛り込みながら最終的な決議案の調整を進めた[71]。しかし、この決議によって国連に設置される組織のあり方については、米ソの間で溝が残るかたちとなった。ソ連の修正案は、当初案にあったような新たな国連機関を設立するという提案こそ放棄していたものの、依然として将来の国際宇宙協力における具体的な役割と機能を備えた委員会の設置を勧告する内容となっていた[72]。

米国は、先述の通り、国連に設置される組織のあり方については、この時点で性急に判断することは避け、宇宙空間の平和利用と将来の国際協力のあり方について、国連の役割も含め、まずはアドホックな委員会で慎重な検討がなされるべきであるという考え方を重視していた[73]。米国は、ソ連との折衷案を調整しながらも、この点について譲ることはなかった。当初案の通り、まずは宇宙空間の平和利用に向けた国際協力や、そこから生じうる法的問題、そして国連の役割や具体的な組織のあり方について検討を行うアドホックな委員会を設置する提案を最終案に盛り込んだのである[74]。最終的には、この委員会の構成国をめぐってソ連との対立は決定的なものとなった。

しかし、米国を中心に練り上げられた最終案は、1958年11月末に第一委員会で採択され、翌月には正式に国連総会決議1348として採択されるに至ったのである[75]。

6．おわりに

国連総会決議1348に基づき、国連には宇宙空間の平和利用と国際協力の問題を国際的に検討するフォーラムとしてUNCOPUOSがアドホックに設置された。アイゼンハワー政権は、宇宙空間の利用のあり方をめぐる問題を軍縮・軍備管理の問題から切り離し、米国にとって望ましい宇宙空間の国際秩序を形成していくための舞台としてUNCOPUOSの設置を目指したのである。

アイゼンハワー政権は、宇宙空間が平和的に利用されることを一貫して追求していた。当初、それは核兵器を搭載した弾道ミサイルの打ち上げを防止するという観点から追求された政策目的であった。しかし、宇宙空間の平和利用をめぐる問題を、海外基地の撤廃と関連づけて交渉しようとするソ連の提案は米国にとって到底受け入れられるものではなかった。また、宇宙空間の豊かな利用可能性が軍事面でも非軍事面でも認識されるようになると、米国にとって望ましい宇宙空間の利用のあり方を検討することが重要な政策課題となった。そこで、アイゼンハワー政権は、困難が予想される軍縮・軍備管理に向けた交渉の枠組みではなく、対外的には国際協力の推進を通じて宇宙空間の平和利用を追求し、この新たな活動空間の秩序形成を主導していくことを目指したのである。アイゼンハワー政権は、このような政策目的を実現していくための舞台としてUNCOPUOSを位置づけ、その設立過程に積極的に関与していた。一方、アイゼンハワー政権は、国連における早計な動きや法的判断によって、将来の米国の潜在的利益が損なわれる可能性を懸念していた。アイゼンハワー政権が最初はアドホックにUNCOPUOSを設置することを目指したのも、こうした懸念と慎重さの表れであった。

UNCOPUOSの設立過程には、その後の宇宙空間の国際秩序を特徴づける重要な要素が垣間見られる。宇宙空間の平和利用は、1967年の宇宙条約にも謳われたように、今や宇宙活動の基本原則として多くの国家に受け入れられている。UNCOPUOSは、国連の常設委員会となってからも、宇宙条約の作成を含め、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力の推進と国際秩序の形成に主要な役割を果たしてきた。

一方、宇宙空間の「平和利用」は、「軍事利用の禁止」を意味するわけではなかった。少なくとも、アイゼンハワー政権は、平和利用という原則が米国の安全保障にとって不可欠な軍事衛星の運用を妨げてはならないと考えていた。UNCOPUOSにおいても、宇宙空間の「平和利用」が何を意味するかについて具体的に定義されることはなく、基本的には自衛権の範囲内での「非侵略」目的の軍事利用は許容されるとの解釈が国際的に定着していくこととなったのである。冷戦時代には、米ソ両国によって、数々の軍事衛星が打ち上げられ、宇宙空間の軍事利用が恒常化していった。今や軍事宇宙システムは国家の安全保障や軍事作戦の遂行に欠かすことのできないものとなり、それゆえに宇宙空間は新たな軍事的争いの場となりつつあるのである。

しかしながら、UNCOPUOSは、宇宙空間の軍縮や軍備管理について国際的検討を行う舞台とはならなかった。1967年に制定された宇宙条約は、核兵器や他の大量破壊兵器を宇宙空間に配備することや、月その他の天体上での軍事活動は禁止したものの、弾道ミサイルが宇宙空間を通過することや、通常兵器を宇宙空間に配置することは禁止していない。宇宙空間の軍備管理については、その後もUNCOPUOSとは異なる枠組みにおいて国際的検討が行われてきたものの、今日に至るまで具体的成果はほとんど生まれていない。アイゼンハワー政権が予想したように、宇宙空間の軍縮・軍備管理は今日においても合意の難しい問題となっているのである[76]。

宇宙空間における軍事的緊張が拡大し、その利用のあり方が問われるようになっている今日、宇宙空間の平和利用に向けた国際協力を推進していくとともに、アイゼンハワー政権の時代から取り残された課題への対応策を模索していくことが必

要になっていると言えるだろう。

謝辞

匿名の査読者より大変貴重なご指摘・ご示唆をいただいた。心より御礼を申し上げる。

註

1 正式名称は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する原則に関する条約」である。

2 United Nations General Assembly, Resolution 1348 (XIII), "Question of the Peaceful Use of Outer Space," December 13, 1958.

3 宇宙条約のほか、UNCOPUOS で作成された宇宙関連諸条約には、宇宙救助返還協定（1968 年）、宇宙損害責任条約（1972 年）、宇宙物体登録条約（1975 年）、月協定（1979 年）がある。

4 UNCOPUOS の設立に言及する国内の代表的な先行研究として、以下がある。池田文雄『宇宙法』勁草書房、1961 年、137-153 頁。池田文雄『宇宙法論』成文堂、1971 年、23-49 頁。近年の研究としては、以下がある。Annette Froehlich and Vincent Seffinga, eds., *The United Nations and Space Security: Conflicting Mandates Between UNCOPUOS and the CD* (Cham: Springer, 2019).

5 米国の歴史家ウォルター・マクドゥーガル（Walter A. McDougall）は、冷戦時代における米ソの宇宙活動とその政治過程を描いた通史の中で、UNCOPUOS の設立過程にも言及している。Walter A. McDougall, *...The Heavens and the Earth: A Political History of the Space Age* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 1985) pp.177-194.

6 1950 年代の米国の宇宙政策に関する代表的研究として以下がある。R. Cargill Hall, "Origins of U.S. Space Policy: Eisenhower, Open Skies, and Freedom of Space," John M. Logsdon, Linda J. Lear, Jannelle Warren-Findley, Ray A. Williamson, and Dwayne A. Day, eds., *Exploring the Unknown: Selected Documents in the History of the U.S. Civil Space Program, Vol. I: Organizing for Exploration* (Washington, D.C.: NASA, 1995) pp.213-229; David Callahan and Fred I. Greenstein, "The Reluctant Racer: Eisenhower and U.S. Space Policy," Roger D. Launius and Howard E. McCurdy, eds., *Spaceflight and the Myth of Presidential Leadership* (Urbana: University of Illinois Press, 1997) pp.15-50; Robert A. Divine, *The Sputnik Challenge: Eisenhower's Response to the Soviet Satellite* (New York: Oxford University Press, 1993); Roger D. Launius, John M. Logsdon, and Robert W. Smith, eds., *Reconsidering Sputnik: Forty Years Since the Soviet Satellite* (London: Routledge, 2000); Yanek Mieczkowski, *Eisenhower's Sputnik Moment* (Ithaca: Cornell University Press, 2013); Nicholas Michael Sambaluk, *The Other Space Race: Eisenhower and the Quest for Aerospace Security* (Annapolis: Naval Institute Press, 2015); Mark Shanahan, *Eisenhower at the Dawn of the Space Age: Sputnik, Rockets, and Helping Hands* (Lanham: Lexington Books, 2017). また、国内における研究としては、以下がある。永井雄一郎「アイゼンハワー政権期における米国の安全保障と宇宙開発」日本大学国際関係学部国際関係研究所『国際関係研究』第 32 巻第 1 号、2011 年、71-79 頁。

また、1950 年代の米国の宇宙政策は、冷戦時代を象徴する宇宙計画として 1960 年代に開始されたアポロ計画の決定に至る前史としても論じられてきた。例えば、代表的なものとして以下がある。John M. Logsdon, *The Decision to Go to the Moon: Project Apollo and the National Interest* (Cambridge: MIT Press, 1970). 渡邉浩崇「冷戦とアポロ計画－米国宇宙政策における競争と協力」大阪大学博士論文、2010 年。

加えて、関連する一次資料を収録した資料集として、U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States*（以下、*FRUS*）,

1958-1960, Vol. II: United Nations and General International Matters（Washington, D.C.: Government Printing Office〔以下、GPO〕, 1991）pp.863-920; Logsdon, et. al. eds., *Exploring the Unknown,* Vol. I が刊行されている。

7 United Nations General Assembly, Resolution 1348 (XIII), "Question of the Peaceful Use of Outer Space," December 13, 1958.

8 National Security Council, NSC 5520, "U.S. Scientific Satellite Program," May 20, 1955, General Records of the Department of State（以下、GRDS）, Records Relating to State Department Participation in the Operations Coordinating Board and the National Security Council（以下、OCB/NSC）, Record Group（以下、RG）59, National Archives and Records Administration（以下、NARA）.

9 *Ibid.*

10 Technological Capabilities Panel, The Report to the President by the Technological Capabilities Panel of the Science Advisory Committee, *Meeting the Threat of Surprise Attack,* February 14, 1955, Records of the National Security Council, Policy Papers 5520-5523, RG 273, NARA.

11 ドワイト・アイゼンハワー（仲晃、佐々木謙一 訳）『アイゼンハワー回顧録 1 ―転換への負託 1953-1956』みすず書房、1965 年、407-409 頁。

12 National Intelligence Estimate, NIE-100-7-55, "World Situation and Trends," November 1, 1955, *FRUS 1955-1957,* Vol. XIX , p.134.

13 Technological Capabilities Panel, *Meeting the Threat of Surprise Attack.*

14 事実、1960 年 5 月には、ソ連領空内を飛行していた U-2 型偵察機が撃墜される事件が発生している。

15 アイゼンハワー大統領による「オープンスカイズ」構想については、W. W. Rostow, *Open Skies: Eisenhower's Proposal of July 21, 1955* (Austin: University of Texas Press, 1982).

16 Dwayne A. Day, "Cover Stories and Hidden Agendas: Early American Space and National Security Policy," Launius, et. al. eds., *Reconsidering Sputnik,* pp.161-195; Hall, "Origins of U.S. Space Policy," pp.221-223; 永井「アイゼンハワー政権期における米国の安全保障と宇宙開発」71-79 頁。

17 Annex to NSC Action No. 1553, Record of Action of a Special Meeting, Washington, November 21, 1956, *FRUS 1955-1957,* Vol. XX, pp.444-446.

18 United States Memorandum Submitted to the First Committee of the General Assembly, January 12, 1957, U.S. Department of State, *Documents on Disarmament*（以下、*DoD*）*1945-1959,* Vol. II (Washington, D.C.: GPO, 1960) pp.731-734.

19 Western Working Paper Submitted to the Disarmament Subcommittee: Proposals for Partial Measures of Disarmament, August 29, 1957, *DoD 1945-1959,* Vol. II, p. 871.

20 Henry Cabot Lodge, Statement by the United States Representative (Lodge) to the First Committee of the General Assembly, October 10, 1957, *DoD 1945-1959,* Vol. II, pp.901-902.

21 United Nations General Assembly, Resolution 1148 (XII), "Regulation, Limitation and Balanced Reduction of All Armed Forces and All Armaments; Conclusion of an International Convention (Treaty) on the Reduction of Armaments and the Prohibition of Atomic, Hydrogen and Other Weapons of Mass Destruction," November 14, 1957.

22 UN Doc. A/3818, "Union of Soviet Socialist Republics: Request for the Inclusion of an Item in the Provisional Agenda of the Thirteenth Session," March 17, 1958.

23 *Ibid.*

24 *Ibid.*

25 Letter from the Chairman of the Council of Ministers of the U.S.S.R. (Khrushchev) to the President of the United States (Eisenhower),

April 22, *1958*, U.S. Department of State, *American Foreign Policy: Current Documents*（以下、*AFP*）1958 (Washington, D.C.: GPO, 1962) pp.1411-1412.

26 Department of State, Memorandum of Conversation, "Outer Space," March 20, 1958, GRDS, Central Decimal File（以下、CDF）, 701.022/3-2058, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960,* Vol. II, pp.831-833.

27 Telegram from the Department of State to USUN New York, "Re US Initiative at 13th GA re Outer Space," August 18, 1958, GRDS, CDF, 701.022/8-1858, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.863-864.

28 Department of State, Memorandum of Conversation, "Outer Space," March 20, 1958.

29 Telegram from the Department of State to USUN New York, "Re US Initiative at 13th GA re Outer Space," August 18, 1958.

30 Philip J. Farley, Memorandum of Conversation, April 11, 1958, *FRUS 1958-1960,* Vol. III, pp.598-599.

31 National Security Council, NSC 5814/1, "Preliminary U.S. Policy on Outer Space," GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960,* Vol. II, pp.845-863.

32 United States Memorandum Submitted to the First Committee of the General Assembly, January 12, 1957, *DoD 1945-1959,* Vol. II, pp.731-734.

33 Memorandum of Discussion at the 350th Meeting of the National Security Council, January 6, 1958, *FRUS 1958-1960,* Vol. III, p.541.

34 National Security Council, NSC 5814/1.

35 *Ibid.*

36 A. J. Goodpaster, "Memorandum of Conference with the President, October 8, 1957 8:30 AM," October 9, 1957, Logsdon, et. al. eds., *Exploring the Unknown,* Vol. IV, pp.52-53; Memorandum of a Conference, October 8, 1957, *FRUS 1955-1957,* Vol. XI, pp.755-756; Memorandum of Discussion at the 339th Meeting of the National Security Council, October 10, 1957, *FRUS 1955-1957,* Vol. XI, p.759.

37 Letter from Stanley D. Metzger, Assistant Legal Advisor to Bernard Chazen, April 10, 1958, GRDS, CDF, 701.022/3-2558, RG 59, NARA.

38 Dwayne A. Day, John M. Logsdon, and Brian Latell, eds., *Eye in the Sky: The Story of the Corona Spy Satellites* (Washington, D.C.: Smithsonian Institution Press, 1998); Kevin C. Ruffner, ed., *CORONA: America's First Satellite Program* (Washington, D.C.; Central Intelligence Agency, 1995).

39 National Security Council, NSC 5814/1.

40 *Ibid.*

41 Maurice H. Stans, Director, the Bureau of the Budget, Memorandum for the Secretary of State, September 5, 1958, GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA.

42 National Security Council, NSC 5814/1.

43 Philip J. Farley, Memorandum for the Secretary, "NSC Agenda Item: U.S. Objectives in Space Exploration and Science," March 4, 1958, GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA.

44 National Security Council, NSC 5814/1.

45 NASA の設立については、McDougall, *...The Heavens and the Earth*, pp.157-176.

46 Public Law 85-568, "National Aeronautics and Space Act of 1958," 85th Congress, H.R. 12575, July 29, 1958.

47 Loftus Becker, Major Aspects of the Problem of Outer Space: Statement Made by the Legal Adviser (Becker), Department of State, Before the Senate Special Committee on Space and Astronautics, May 14, 1958, *AFP 1958,* pp.1413-1421.

48 National Security Council, NSC 5814/1.

49 *Ibid.*

50 Operations Coordinating Board, "Report on Preliminary U.S. Programs for International

Cooperation in Outer Space Activities," October 29, 1958, GRDS, OCB/NSC, RG 59, NARA.

51 Christian A. Herter, Circular Instruction from the Department of State to Certain Diplomatic Missions, "Thirteenth Regular Session of the United Nations General Assembly," July 28, 1958, *FRUS 1958-1960,* Vol. II, pp.36-37.

52 UN Doc. A/3818, March 17, 1958.

53 National Security Council, NSC 5814/1.

54 McDougall, *...The Heavens and the Earth,* pp.177-194.

55 National Security Council, NSC 5814/1; Operations Coordinating Board, "Report on Preliminary U.S. Programs for International Cooperation in Outer Space Activities," October 29, 1958.

56 National Security Council, NSC 5814/1.

57 Herter, "Thirteenth Regular Session of the United Nations General Assembly," July 28, 1958, pp.36-37.

58 UN Doc. A/3902, "United States of America: Request for the Inclusion of an Additional Item in the Agenda of the Thirteenth Session," September 2, 1958.

59 *Ibid.*

60 Telegram from the Department of State to USUN New York, "Re US Initiative on Outer Space," August 6, 1958, GRDS, CDF, 701.022/8-1858, RG 59, NARA.

61 Telegram from the Department of State to USUN New York, "Re Outer Space Item," October, 24, 1958, GRDS, CDF, 320.11/10-2458, RG59, NARA; Telegram from Henry Cabot Lodge to Secretary of State, "Re: Outer Space," October 31, 1958, GRDS, CDF, 320.11/10-3158, RG59, NARA.

62 Telegram from USUN New York to Secretary of State, "Re: Outer Space," November 7, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-758, RG 59, NARA.

63 *Ibid*; UN Doc. A/C.1/L.219, "Union of Soviet Socialist Republics: Draft Resolution," November 7, 1958.

64 Telegram from the Department of State to USUN New York, "Re: Outer Space (Delga 377)," November 11, 1958, GRDS, CDF, 320.11/11-1158, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960,* Vol. II, pp.867-868.

65 Telegram from New York to the Secretary of State, November 12, 1958, GRDS, CDF, 320.11/11-1258, RG 59, NARA.

66 UN Doc. A/C.1/L.220, "Australia, Belgium, Bolivia, Canada, Denmark, France, Guatemala, Ireland, Italy, Japan, Nepal, Netherlands, New Zealand, Sweden, Turkey, Union of South Africa, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United States of America, Uruguay, and Venezuela: Draft Resolution," November 13, 1958. See also, Annette Froehlich, Vincent Seffinga, and Ruiyan Qiu, "Initial Mandates of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space (COPUOS) and the Conference on Disarmament (CD)," Froehlich and Seffinga, eds., *The United Nations and Space Security*, p.11; Tanja Masson-Zwaan and Roberto Cassar, "The Peaceful Uses of Outer Space," Simon Chesterman, David M. Malone, Santiago Villalpando, and Alexandra Ivanovic, eds., *The Oxford Handbook of United Nations Treaties* (New York: Oxford University Press, 2019) pp.182-185; 池田『宇宙法論』25 頁。

67 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 454, "Re: Outer Space," November 18, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-1858, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960,* Vol. II, pp.870-871.

68 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 453, "Re: Outer Space," November 18, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-1858, RG 59, NARA.

69 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 454, "Re: Outer Space,"

November 18, 1958.

70 Telegram from the Department of State to USUN New York, “Re: Outer Space. DELGA 453, 454, 455,” November 19, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-1858, RG 59, NARA. See also, *FRUS 1958-1960*, Vol. II, pp.872-873.

71 ソ連の修正案も盛り込みながら折衷案として調整された決議案については、以下を参照。Telegram from Henry Cabot Lodge, USUN New York, to the Secretary of State, DELGA 501, “Re: Outer Space,” November 21, 1958, GRDS, CDF, 701.022/11-2158, RG 59, NARA.

72 Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 454, “Re: Outer Space,” November 18, 1958; Telegram from New York to the Secretary of State, DELGA 453, “Re: Outer Space,” November 18, 1958.

73 Telegram from the Department of State to USUN New York, “Re: Outer Space. DELGA 453, 454, 455,” November 19, 1958.

74 Telegram from Henry Cabot Lodge, USUN New York, to the Secretary of State, DELGA 501, “Re: Outer Space,” November 21, 1958.

75 国連総会第一委員会では、米国を中心に調整された決議案が賛成 54、反対 9、棄権 18 で採択された。Zwaan and Cassar, “The Peaceful Uses of Outer Space,” p.185; 池田『宇宙法論』25 頁。

76 UN Doc. A/74/77, “Report of the Group of Governmental Experts on Further Practical Measures for the Prevention of an Arms Race in Outer Space, ” April 9, 2019.

種痘所による幕末の人体解剖と大村益次郎

淺　川　道　夫

Michio Asakawa. Autopsy by Shutosho in Late Tokugawa Period and Omura Masujiro. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.41-50.

Omura Masujiro, a famous military strategist of the Meiji Restoration period, a physician of Dutch medicine. In 1856, Omura came to Edo and worked at Tokugawa Shogunate`s Kobusho as a teaching assistant to professors. Upon the request from Shutosho , Omura Conducted an autopsy on a female cadaver in October 1859. As Japan started to adopt modern Dutch medicine to treat musket wounds, it was a prerequisite for the physicians to have anatomical understanding of human body. Autopsy on human body was a taboo throughout the Tokugawa period, therefore, physicians used to educate students using the bodies of those who were sentenced to death as the law prohibited to bury executed criminals. Before, Omura had practiced in dissection on animals like rabbits and cats ; and, eventually led the autopsy of executed bodies at the Kotsukappara execution ground. With the general description of the level of human anatomical understanding in Late Tokugawa Japan, this article will examine Omura`s autopsy in 1859.

はじめに

幕末維新の戦乱と明治の陸軍創設を通じ兵学者として名をはせた大村益次郎は、もともと緒方洪庵の適塾において蘭学と医学を修行した蘭方医で、慶応元（1865）年に長州藩の命により改名するまでは、村田蔵六と名乗っていた。大村は適塾での修業時代から、「塾に於ても犬猫等についての臓腑の研究を楽みに」するほど「解剖学に趣味を持」っていたとされ[(1)]、緒方洪庵門下で「解剖学に精しきを以て名あるもの[(2)]」の一人に列せられるまでになった。

安政元（1854）年に蘭学教授のため宇和島藩御雇となった大村は、藩主の参勤交代に随行する形で安政３（1856）年に江戸へ入った。宇和島に滞在している間にも、大村は蘭書の翻訳や講義の合間を縫って「兎解体（安政元年１月25日）」や「猫解剖（同年５月27日）」などを行っており[(3)]、解剖学への関心が衰えることはなかった。江戸に出た大村は、番町に鳩居堂と称する私塾を開く一方、折から幕府が開設した蕃書調所に教授手伝として勤務したのち、安政４（1857）年には講武所へ教授として転役となり、兵書の翻訳と講義に従事することとなった。

大村が小塚原刑場において刑死者の人体解剖に携わったのは、講武所に勤務していた安政６（1859）年のことである。これについては、村田峰次郎が明治25（1892）年刊行の『大邨益次郎先生伝』に記載して以来、大正８（1919）年に同人が刊行した『大村益次郎先生事蹟』や、昭和19（1944）年に大村益次郎先生伝記編纂会が刊行した『大村益次郎』へと継承・敷衍されて、周知の史実となった[(4)]。この間、澤弌による「医学者としての大村兵部大輔（益次郎）」が『中外医事新報』に発表され[(5)]、「嵯峨寿安といふ人の口述による事実談」というプライマリーソースも明らかにされている。

この時に解剖の対象となったのは女囚の刑死体であり、複数の執刀役が分担してメスを執るなかで、大村は生殖器官の解剖を担当した。本稿では、幕末期における刑死体の解剖がどのような形で実施されていたのかを概観するとともに、当時刊行されていた解剖学書を踏まえながら、大村による解剖の内容について考察したい。

1、小塚原における幕末の解剖事情

江戸時代の人体解剖は、そのほとんどが刑場において刑死者の死体を対象に実施されており、当時は「観蔵」とか「腑分け」と呼ばれていた。江戸における人体解剖は、千住小塚原刑場において行われることが多く、宝暦6（1756）年に幕医によって実施された事例が同所におけるもっとも古い記録とされている[6]。その後、杉田玄白・前野良沢らが明和8（1771）年に小塚原刑場における人体解剖を通じて蘭書「ターヘル・アナトミア[7]」の正確さを実見し、安永3（1773）年に『解体新書』を出版すると、蘭方医の間で人体解剖の重要性が認識されるようになった。

そもそも江戸時代の行刑において、死刑になった罪人の死体は「葬ることを得ず。勿論取捨べき者」とされ、付加刑として「刀剣の試に供する」ことが認められていた[8]。解剖を希望する蘭方医たちは、「医術修行のため腑分仕り度く奉じ存り候ニ付、死罪行われし罪人壹人、小塚原に於て腑分実験仰せ付けられ候様御取計下さり度、此段宜敷願い奉り候[9]」といった申請を公儀に出して許可を取り、小塚原刑場に隣接した回向院の敷地内でこれを実施した。これは解剖によって裁断された死体の一部が刑死者の縁者に渡り、供養されることを防ぐという意味をもつ措置であった。実際「微細に解剖致し候故、既に先年耳目・鼻・舌の類等を傍観人どもの内、竊（ひそか）に紙に包、袂へ入れ持居候ものもこれ有[10]」という案件も発生しており、解剖の実施にあたっては「回向院後へ仮囲取り立て、腑分為し仕り候義に御座候、其節右場所へ牢屋見廻下役両人、私共壱人出役[11]」という形で、幕吏による立会と検分が行われることになっていた。

日光道中の街道沿いに設けられていた小塚原刑場は、斬首・獄門・磔・火刑といった刑罰を執行する場であったとともに、社会への見せしめとして刑死体を衆目に晒す場所としても機能していた。その反面、試し斬りや解剖などは人目を憚るものと考えられており、往還からは見えにくい回向院の裏手が執行場所となっていた。天保15（1844）年に描かれた仕置場の平面図をみると、「腑分稽古様場所（ふわけけいこためしばしょ）」は刑場敷地内の西北隅に位置しているのがわかる[12]。

前記のとおり刑死者の解剖を行う際には仮囲を設けることになっていたが、これは屋根のない簡易な布幕の囲いであり、柚木太淳の著した『解体瑣言』には「場ヲ設クル時用フ合キ之物」として、「油幕 天日雨露ヲ避クル之用ト為・布幕 四圍遮蔽之用ト為・縄 上下結構之用ト為・竹竿 四方之柱ト為・松板 諸物ヲ置ク之用ト為・乾沙 湿土ヲ避クル之用ト為・蝋燭 暮夜之用ト為・松明 同上」などが挙げられている[13]。仮囲に関しては、「雨天等の節、雨除幷びに解剖台其外付属の品、是迄小塚原回向院下屋敷へ預け置き、諸事非人市兵衛と申もの世話致し候事[14]」との布達もなされており、刑場で働く非人たちがその設営や解体に従事していたことが知られる。

ちなみに小塚原回向院は、寛政7（1795）年に小塚原刑場を持ち場として拝領した本所回向院が建てた、常行庵（常行堂とも呼ばれた）という分院をその前身とするものである[15]。そもそも小塚原刑場は、品川の鈴ヶ森刑場と並ぶ江戸の仕置場で、寛文年間の設立から明治初年の廃止に至るまでの約二百年間に、ここで処刑された罪人は二十万人に及ぶといわれる[16]。幕末期における小塚原刑場の有様については、徳川幕府が編纂した『新編武蔵風土記稿』と題する地誌に「千住街道中小名小塚原縄手の西脇にあり、間口六十間余奥行三十間余、本所回向院の持地なり、石像坐身の地蔵あり、高さ一丈又高一丈余の題目の石碑あり、元禄十一年立る所なり、傍に高さ八尺の石地蔵あり、元文四年立る所、又文化中立る所の石仏阿弥陀の像及ひ稲荷社あり[17]」と記されている。

また、寺門静軒が天保7（1836）年に著わした『江戸繁昌記　第五篇』の中にも「千住に一大橋有り、即ち大橋と曰う、橋北を上宿と曰う、橋南を下宿と曰う、下宿由り山谷に至る間人戸中ごろ断え、一面の田野所謂小塚原是なり　官此の閑原を用いて刑場と為し重罪大犯尸して以て其の罪を鳴す、因て浄土寺を建て且つ露石地蔵仏を置く、厲鬼をして依ること有しむ、念仏の声常に絶たず、香火の烟日夜薫ず　徳刑の並ひ流るゝ仰がる可けん哉[18]」との記述が見える。

幕末維新期に小塚原回向院の住職であった川口

厳孝は、当時の情景について「徳川氏の刑場たりし小塚原刑場の近傍は唯拙僧の現住する回向院の寮ありしのみにして遠く一の家もなく草木森々と繁茂して悲愴惨憺の状況に迫り特に夜間は一の行人もなく唯悲雲惨月の此原中を照し来て草虫の或ハ血露に泣き野犬の或ハ遠く吠へて爰に其肉を求め凄風簫雨の此院を敲き来て暗に幽鬼の怨恨を訴へ空しく中天に哀号するが如き声の外ハ一も拙僧の耳辺に聞ゆる者なかりし[19]」と回想しており、街道を往来する人々の目にも荒涼とした「一寸見ても淋しい、いやな感じのする処[20]」と映っていたことが知られる。

刑死者の「胴」を斬って刀剣の利鈍を試す「御様御用（おためしごよう）」は、山田浅右衛門とその門弟たちがほぼ一手に引き受けていたが、試し斬りの対象は男囚の死体に限られており、「侍・出家・社人・山伏・女」は「御様に不相成」とされた[21]。幕末期になると内憂外患の世相を反映して試し斬りの需要が高まり、それに用いる刑死体が慢性的に不足するようになった。さらに人体解剖用の検体を必要とする蘭方医との間で、刑死体の確保をめぐる競合が生ずることもあり、市中では「浅右衛門腑分けをぢろりぢろり見る」などという落首も作られるほどだった[22]。

こうした事態に対処するため、幕府は天保9（1838）年に「女の死骸は、様ものに申付候義これ無く候えども、医師共解骸の義苦しからず儀と存じ候[23]」との見解を示し、女囚の刑死体を解剖に使うことを許容する方針をとった。幕末期に女囚を検体とする解剖事例が多いのは、こうした事情によるものと思われる。ちなみに大村益次郎が、江戸の小塚原刑場と萩の柊刑場で行った二例の人体解剖は、何れも女囚の刑死体を用いたものであった。

2、種痘所による解剖と大村益次郎

大村益次郎が種痘所からの招請を受けて小塚原刑場における人体解剖に参加したのは、安政6（1859）年10月のことである。ここにいう種痘所とは、伊東玄朴や大槻俊斎ら江戸住在の蘭方医が「種痘を名として蘭科医学の研究教育に資[24]」する目的で、勘定奉行川路聖謨の支援を受けつつ、老中堀田正睦の認可を得て安政5（1858）年5月に開設したものである。開所当時の種痘所は、神田元誓願寺前の川路聖謨拝領地を借り受けていたため「お玉が池種痘所」と呼ばれたが、この年の12月に火災に遭って焼失した。その後ほどなくして下谷和泉橋通りにあった伊東玄朴宅の「近くに仮小屋を建て[25]」、万延元（1860）年7月に再建されるまでの間、そこで事業を継続した。大村の参加した解剖は、この期間に行われたものである。

安政3年4月に江戸入りした大村は、同年5月から10月にかけて下谷練塀小路の大槻俊斎宅に眼病治療の名目で止宿し、その門下に加わって蘭学研究に勤しんだ。この時の交流を通じて解剖に対する大村の執心と技量を知った大槻が、種痘所による解剖に同人を執刀役として招請することを思い立ったのであろう。ちなみに「御用解剖」の制度が確立するのは、牢屋敷から「医術修行のため腑分の儀、向後御用解剖の廉に成し下され、死刑のもの死体、種痘所の者へ下され候[26]」旨の布達が発せられた文久元（1861）年10月以降のことであり、大村が種痘所の解剖に参加した時点でこの名称は使われていなかった。他方、蘭方医の私的結社が行う「社中解剖」に対して、「傍観解剖」と呼ばれるものがあり、これが文久元年以前の種痘所による解剖を指す名称だったと思われる。

この「傍観解剖」の実施例を見ると、「修行稽古人　八拾人・解剖科会頭　四人・同執刀役　弐拾人・世話方共　〆壱百人前後」という多人数の構成で、刑死体の「外部・頭部・胸部・腹部・足部・内部・眼・耳」などを、「早朝より相始メ暮方迄」の僅か一日で解剖し終えるというものだった[27]。今日の視点からすると、衆人環視の中での突貫作業による解剖という感が否めないが、人体解剖を実地に見学できる機会それ自体が僅少で、死体の保存技術も低かったという幕末当時の実情を踏まえると、これが現実的な実施形態だったともいえる。大村はこうした「傍観解剖」における執刀役の一人として、検体となった女囚の生殖器官を解剖する役割を担当したのであろう。

大村が執刀役として参加した小塚原刑場における解剖の史伝は、「嵯峨寿安といふ人の口述に因る事実談」が元史料になっている。口述者である嵯峨寿安は、鳩居堂の二代目塾頭となった加賀藩士で、解剖当日は大村に随行して小塚原刑場を訪れていた。明治25年に刊行された村田峰次郎著『大邨益次郎先生伝』をみると、執筆にあたって「江戸周遊中の事はもと塾長嵯峨寿安君（加州金沢人）より…聞得て之を補修[28]」した旨が記されており、本文中にもその口述に沿った記載が認められる[29]。このことから考えて嵯峨の口述記録は、村田が伝記執筆に向けた史料収集の過程で作成したものとみてよさそうである。続いて大正8年に同人が刊行した『大村益次郎先生事蹟』では、解剖の件りが、より口述の原文に近い記述となっている[30]。その原文とされるのは以下のようなものだが、口述記録のオリジナルは所在不明となっている。

「安政六年十月信州無宿の一婦斬に処せられたり、年三十七八体格強壮にして在獄年余に渉りしと雖ども衰色なきほどなれば、解屍には屈強の者なりき、西洋医学所より官に請ふて小塚原の寺院に解屍の事を行へり、此際先生医学所の嘱に応じて夫れの陰部を解く、他は諸医分刀せり、蓋し陰部は頭、眼、耳の諸部と共に至難の部に属せり、大槻玄沢の重訂解体新書（十四巻）附図其他諸氏の訳書世に行はれしと雖も、多くは原書旧刊にして論説精を欠く所なきにあらず、殊に陰部の組織に至りては載せざる所多し、先生臨場に先ち和蘭新刊の解剖書数部を把り、随読随訳して解剖手引書一冊を編せり、臨場の諸家各其分掌する所を解く、先生刀を執りて順次に秩序を乱さず、腟、子宮口、卵巣、喇叭管等に至るまで、綿密に剖示せしが、諸家皆先生の精技に感嘆せり[31]」

上記史料中に「西洋医学所」とあるが、これは文久元年10月に発足をみたもので[32]、小塚原刑場における解剖が行われた安政6年時点では、その前身となる「種痘所」だったはずである。口述にあたって嵯峨の記憶が前後したのであろう。また、大村は「臨場に先ち和蘭新刊の解剖書数部を把り、随読随訳して解剖書手引書一冊を編せり[33]」とされるが、この時に作成された解剖手引書は現存せず、参照された蘭書の書名も詳らかにし得ない。ちなみに鳩居堂の学科科目には「邊兒賢　解体書」の書名が見えるが[34]、これが参考に供された蘭書のひとつかもしれない。

幕末における人体解剖の手順を前出『解体瑣言』の記述に見ると、まず刑死体の重量と各部の長さを計測したのち、斬首によって生じた頸部の切断面で気管・食道・血管・神経などの観察が行われ、次に胸部・腹部を切開して内臓の位置と相互関係を観察し、臓器を一括して取り出すというものであった[35]。小塚原刑場における解剖では、取り出された臓器をそれぞれ「諸家各其分掌する所[36]」に従って分割し、執刀役がそれらを専門別に解剖する形がとられた。この段階で修行稽古人は、執刀役それぞれが行う諸臓器の解剖を交代で見学した。大村はここで女囚の生殖器官を解剖し、「腟、子宮口、卵巣、喇叭管等に至るまで、綿密に剖示」してその「精技」を披露したのである[37]。

解剖用具についてみると、『解体瑣言』の中では「固ヨリ異器ヲ貴ハ不。人家尋常用ユル所之物ヲ便ト為」とし、「大刀 長サ一尺五分。諸臓ヲ絶ツ之用ト為・中刀 長サ八寸。用ユル所畧上ニ同シ・小刀 長サ三寸強。此ノ刀ハ三刀ノ中ニ於テ。最モ緊要ト為。脂膜ヲ剪リ骨髄ヲ断チ。筋脉ヲ撞クルノ類。尽ク之ヲ用フ。屠者獣ヲ宰ル之刀最モ好・剪刀 膜ヲ剪ル之用ト為・刺刀 其細小地。尽之ヲ用フ。尋常頭髪ヲ剃ル者。俗ニ所謂髪剃ナル者最モ好シ」等が挙げられている[38]。ただし幕末期には、蘭方医が用いるための西洋式外科道具が既に日本国内で製造販売されており、当時発行された「いわしや」の引札には「肉切・骨切・曲り小刀・メス」などが「雙龍軒清水光邦作」として掲載されている[39]。種痘所が解剖を実施するにあたっては、こうした西洋式の外科道具を用いたと思われる。

3、解剖時に参照された解剖学の書籍

大村益次郎は解剖学を修行する門弟に対し、「此術を修むる者は猫、犬等を屠り、之れを図に照し刀を執ること大略一ケ月に数回、斯くの如くすること数年にして始めて其要を解得す[40]」との教

訓を示していた。これは、解剖図を参照しながら繰り返しメスを執ることの必要性を説くものであり、今日にも通じる教えである。種痘所が主催した小塚原刑場における解剖は、当時まだ稀だった人体解剖の実習機会を提供したものであり、この日小塚原に参集した医師や医生らは、邦訳された解剖学の書籍を参照しつつ「傍観解剖」に臨んだと考えられる。ここでは安政年間に広く利用されていたと考えられる解剖書を挙げ、書誌的な解説を加えながら小塚原刑場における解剖との関係性について検討したい。

（1）『医範提綱』

宇田川玄信（津山藩医）が著わした三十巻からなる『遠西医範（未刊）』を基礎に、「其中ヨリ全身諸物ノ名及ビ官能ノ綱領ヲ述べ[41]」たものであり、『和蘭内景　医範提綱』の名で文化２(1805)年に刊行された。筆を執ったのは門人諏訪士徳で、宇田川の講義筆記という形でまとめられたことから『西説医範提綱釈義』とも呼ばれた。また附図として、亜欧堂田善が調製した銅版 52 図からなる『医範提綱　内象銅版図』が文化５(1808)年に出版されており、これは日本で最初に銅版印刷された解剖図となった。

同書は「勃郎蛤爾都（ブランカルト・Blankaart)。八爾歇印（パルヘイン・Palfyn)。協兒下歇印（ケルヘイン・Kerfyn)。応斯盧烏（インスロウ・Winslow）等ノ諸名家内景ノ数書ヲ訳輯[42]」したもので、「凡ソ門ニ入リ業ヲ受ル者ニハ先始メニ提綱ヲ授ケ内景ノ梗概ヲ示シ。又其問ヲ起シ益ヲ請ヲ待テ余義ヲ演べ。要旨ヲ発シ諄諄トシテ誨テ倦ズ。漸ク人身ノ機関ニ通ジテ一切ノ法方技術モ皆此ヨリ云フ大略ヲ諭ラシム[43]」とあるように、初学の医生に向けた簡明な入門書として刊行されたものであった。『医範提綱　内象銅版図』については、口絵に「西哲　勃郎合爾都　肖像」と、ブランカルトが 1688 年に著わした *Anatomia Reformata*[44] の扉絵（解剖の情景を描くもの）が掲載されていることから、同書の図版を日本で精写したものと考えられる。

『医範提綱』の特色は、本文となる「釈義」が仮名文で書かれていて平易に読解できることのほか、そこに掲載された解剖用語の多くが現代まで用いられていることにあり、「我が国の解剖用語が宇田川玄信に負う所は実に大きい[45]」と評されている。このため幕末期には広範な需要があったようで、弘化２（1845）年に再刻されている。文化２年の原刻版・弘化２年の再刻版どちらにも三冊本と一冊本があり、何れの版本も多数の現存が認められることから、相当の部数が刷られていたことをうかがわせる。

嵯峨寿安の口述を見ると、「先生刀を執りて順次に秩序を乱さず、腟、子宮口、卵巣、喇叭管等に至るまで、綿密に剖示[46]」したとの件があるが、これらの臓器の名称は全て『医範提綱』に掲載されたものと一致している。同書中の解説を抜粋してみると、「腟ハ陰門ヨリ子宮口マテヲ謂フ」、「子宮ハ大サ鶏卵ノ如ク。形小嚢ヲ倒懸スルニ似タリ。上底ハ広フシテ幅二指半横径計、下口ハ窄フシテ幅一指横径許。腔ノ底ニアリ」、「卵巣ハ左右各喇叭管ノ上面ニ着キ子宮底ノ両側アリ」、「喇叭管ハ両ノ膜管ニシテ横ニ子宮底ノ左右外側ニ着キ。其内ニ通ス」とある[47]。このうち「喇叭管」については、明治初期に「卵管（即喇叭管）」という現在に通ずる名称へと変更されており[48]、嵯峨の口述には幕末期の医学用語が使われていたことが知られる。

『医範提綱　内象銅版図』に示された女性生殖器官の解剖図

『医範提綱　内象銅版図』には、生殖器官に関する細密な図が収録されており、第35図が「婦人陰具連属」とされる全体図、第36図が卵巣の断面図、第37図が腟の断面図、第38図が子宮の断面図となっている[49]。管見の限り、幕末期に刊行された解剖書の中ではこれが最も精巧な解剖図である。種痘所による解剖に際しても、執刀役が解剖する諸器官について、修行稽古人の多くはこうした翻訳蘭書の図版と見比べつつ、その組織・構造を理解したものと考えられる。

（2）『重訂　解体新書』

安永3年に『解体新書』を上梓した杉田玄白からその改訂を託された大槻玄沢は、「師命を奉じて、校訂の任に当り、更にキュルムスの原書を取り、篤く正文を考え、細かに註証を探り、群書を考索し、また親ら解剖してこれを実景に徴し、年を経ること十歳、稿を改めること三回[50]」、ようやく寛政10（1798）年に『重訂解体新書』の原稿を書き上げた。しかし出版されたのは28年後の文政9（1826）年で、その間にも筆が加えられたとされる[51]。刊行された『重訂解体新書』は、「序　附言　旧序　凡例」、「本文（巻之一～四）」、「名義解（巻之五～六）」、「巻二名義解（巻之七）」、「巻三名義解（巻之八～九）」、「巻四名義解（巻之十）」、「附録（巻之十一～十二）」の13冊と、『重訂解体新書銅版全図』1冊からなる。なお同書は、天保14（1843）年に再刻されている。

『重訂解体新書銅版全図』の女性生殖器官に関する部分を見ると、旧版『解体新書』で「陰器篇図」として木版印刷されていた図版を、「男女生殖諸器篇図」と改題のうえ銅版印刷としているほか、前記『医範提綱　内象銅版図』と同一のブランカルトの著書からの引用図が、「第三十九図」として増補されている[52]。諸器官の名称については、旧版と重訂版で変わりないのが「子宮・卵巣・喇叭管」の各部、旧版の「莢」は重訂版で「腟」に変更され、旧版になかった「子宮口」が重訂版に加えられている[53]。『重訂解体新書』は『医範提綱』に遅れること20年余を経て刊行されたものであり、成稿後の加筆にあたって『医範提綱』が提示した解剖用語を踏襲したものと思われる。

『重訂解体新書』が解剖書として優れたものだったことは論を待たないが、全文が漢文で書かれていて難解な一面があったため、「当時の一般の医学徒への影響はむしろ簡略に書かれた医範提綱に及ばなかった[54]」と評されている。現存数をみても『医範提綱』に比べて僅少であり、幕末当時の普及度合いの違いがうかがわれる。嵯峨の口述には「大槻玄沢の重訂解体新書（十四巻）附図其他諸氏の訳書世に行はれしと雖ども、多くは原書旧刊にして論説精を欠く所なきにあらず、殊に陰部の組織に至りては載せざる所多し、先生臨場に先ち和蘭新刊の解剖書数部を把り、随読随訳して解剖手引書一冊を編せり[55]」とあるが、大村が先学の書籍を凌ぐような解剖学の著述をなした形跡はなく、実際には新刊の蘭書から得た知見を交えつつ手引書を作成し、修行稽古人らに示したということであろう[補註]。

（3）『全体新論』

英国人の医師ホブソン（B.Hobson）が清国で刊行した漢訳の解剖書を、安政4（1857）年に日本で翻刻したものである。内容としては「系統的に解剖学の全般を通じて要領を説[56]」く初学者向けの教科書であり、あまり精巧ではないが多くの図版が掲載されている。女性の生殖器官に関しては「第三十四　陰経」において解説されており、その解剖図についても概念図レベルの木版図が収録されている[57]。

同書は明治7（1874）年に再刻されており[58]、石黒厚による『全体新論訳解』も刊行されるなど[59]、幕末から明治初期にかけて相当に広範な需要があったことが知られる。現存数も多く、各地の図書館に収蔵されている。小塚原刑場における解剖に参加した修行稽古人の多くも、解剖学の入門書として目を通していた可能性が高い。

（4）『解体則』

京都の蘭方医である新宮涼庭が翻訳したプレンキ（J.J.Plenck）の解剖書を、涼庭没後の安政5（1858）年に子息涼閣が出版したもので、「序　総括　総目録」・「巻之一　骨篇」・「巻之二　靭帯篇」・「巻之三　筋篇」・「巻之四　内臓篇」・「巻之五　血脈篇」・「巻之六　神経篇」・「巻之七八　腺篇　水脈篇」の8巻8冊からなる。邦訳に際して涼庭が用いた原書は、ゲッセル（D.Gesscher）

の翻訳になる蘭書 *Schets der Ontleedkunde* [60] の第４版であり、既刊の『解体新書』や『医範提綱』に触れ「二書の欽漏を補い、先輩草創の労に報ゆる [61]」ことを目標としたことが、「序」に記されている。

生殖器官については「巻之四　内臓篇」において取り上げられており、「女子陰具」に関しては「陰莢腟・子宮・卵巣・華兒呂比安斯管喇叭管」などの解説が、洗練された訳文で端的になされている [62]。新宮涼庭は「日本における忠実なライデン医学の信奉者として日本蘭学に大きな影響を与え [63]」たとされ、医学史の観点からは、同書の刊行により「わが国の解剖学が既にかなり高い水準に達したことを [64]」示すとされている。

大村が小塚原刑場における執刀に先だって随読した「和蘭新刊の解剖書」の中に、当時評価の高かった『解体則』が含まれていた可能性も考えられる。

おわりに

文久元（1861）年１月、藩命により萩へ戻った大村益次郎は、明治維新へと至る長州藩の兵制改革に指導的役割を果たすことになる。こうした中、大村は好生堂の依頼によって女囚の解剖を行っており、その史伝について村田峰次郎は「慶応某年山口なる柊村に於て好生堂の医員より一婦人なる死刑者の遺体を請得て解屍をなせしことあり先生またその懇待に依り臨て体内の難部を解き一々施術の要訣を講説す衆医環立し目を注ぎ息を殺してその周密なる能技を感視せり [65]」と記している。ちなみに村田は、『防長医学史』の著者田中助一に「慶応年間大村先生が山口の郊外柊の刑場で小郡の継子殺しの女がしおきになつた時、山口好生堂の依頼によつて解剖せられたのを見に行つたことがある [66]」と語っており、上記の史伝は年少時の自己体験を踏まえて書かれたものだったことが知られる。

これに関連して「柊に伝わる話」には、矢田の医師伊藤生民が刑死体の解剖にあたり、「夜に入って解剖に付した身体の各部や臓器を焼酎に漬けて保存」したとの伝承がある [67]。村田の実見談にも見られるように、この時の人体解剖は複数の医師が参加して「生徒に解剖して見せ [68]」るという、前記した「傍観解剖」と同様のものであり、大村の指導の下で地元の医師にも執刀の機会が与えられたのであろう。村の口伝には、在方の一医師が刑死体の解剖を単独で行ったようなニュアンスも含まれているが、幕末当時の行刑の在り方や、人体解剖に要するマンパワーの規模からみると、そのような形で実施された可能性は考えにくい。

以上述べたように、大村益次郎は幕末期に二例の人体解剖を行ったが、その関心は医師として患者の治療に資するということよりも、むしろ学究として解剖学的に人体の構造を究明することへ向いていたようである。実際に大村に対しては、「解剖学をよほど研究したと見え、その技術にいたつては、もつとも得意であつた [69]」との評価がある。

杉田玄白らが明和８年に行った腑分けにおいて、実際に執刀したのは「若きより腑分けハ度々手にかけ数人を解きたり [70]」とされる穢多身分の「老屠」であり、杉田ら蘭方医は文字通り「観臓」という形でそれを実見したに過ぎなかった。これに対し、江戸後期の蘭方医たちが自ら執刀して蘭書に記された事柄を積極的に究明しようとした姿勢には、従前の陋習にもとづく社会観からの脱却を認めることができる。また同時期における人体解剖は、「京都更におくれて大坂に於て一層多くの成果を以て行われた [71]」とされる。江戸の小塚原刑場と山口の柊刑場で行われた女囚解剖は、大坂の適塾で解剖の経験を積んだ大村が、その技量を斯界に示す好機となったものといえよう。

小鯖に建立された「大村益次郎医学記念碑」
（2020 年、竹本知行氏撮影）

註

(1)　緒方銈次郎「洋学者としての大村先生」(『大村益次郎卿記念講演集』大村卿遺徳顕彰会、1942 年）41 ～ 42 頁。

(2)　富士川游『日本医学史綱要 2』（平凡社、1974 年）98 頁。

(3)　「宇和島滞在日記抄出」（村田峰次郎『大村益次郎先生事蹟』私家版、1919 年）31 ～ 33 頁所収。

(4)　先駆的な人物研究となる文献は以下の通りで、その後に著わされた大村益次郎に関する伝記は、これらの成果を援用したものがほとんどである。
村田峰次郎『大邨益次郎先生伝』（稲垣常三郎、1892 年）
村田峰次郎『大村益次郎先生事蹟』（私家版、1919 年）
大村益次郎先生伝記編纂会『大村益次郎』（肇書房、1944 年）

(5)　澤弌「医学者としての大村兵部大輔（益次郎）」(『内外医事新報』第 1178 号、1931 年 12 月）590 ～ 599 頁。

(6)　この時の解剖図は、宝暦 12（1762）年に後藤光生が描いた「随観写真　第十九　人部」（東京国立博物館所蔵）に収録されている。

(7)　同書はドイツの自然科学者クルムス（J.A.Kulmus）の著書を蘭訳した、Gerardus Dicten, *OntleedkundigeTafelen*（Amsterdam : Janssoons van Waesberge,1734）とされる。当時の日本では、扉絵に記された「Tabulae Anatomicae」というラテン語の書名にちなんで「ターヘル・アナトミア」と呼ばれた。

(8)　「刑罰詳説」（原胤昭編『刑罪珍書集（Ⅰ）』武侠社、1930 年）99 頁。同史料は幕末期における行刑について、佐久間長敬（元町奉行所与力）が「刑罰大秘録」等をもとに自己の知見を交えて解説したものである。初版は「徳川政刑史料」として明治 26（1893）年に刊行された。

(9)　大原虎夫編『日本近世行刑史稿　上』（刑務協会、1943 年）674 頁。古文書の引用にあたっては、読み下し文にして掲載した。以下同じ。

(10)　「新撰要類集別録　嘉永安政　下」（国立国会図書館デジタルコレクション）コマ番号 40。

(11)　「腑分自分仕置稽古様留帳」（矯正図書館所蔵）。

(12)　「天保撰要類集　第二十七下　仕置之部五」（国立国会図書館デジタルコレクション）コマ番号 29 ～ 30。

(13)　柚木太淳『解体琕言』（丸屋市兵衛、1799 年）9 ～ 10 丁。

(14)　「新撰要類集別録　嘉永安政　下」（国立国会図書館デジタルコレクション）コマ番号 50。

(15)　黄木土也『小塚原刑場史』（新風社、2006 年）21 頁。

(16)　東京市荒川区役所『荒川区史』（東京市荒川区役所、1936 年）641 頁。

(17)　蘆田伊人校訂『新編武蔵風土記稿　第一巻』（雄山閣、1996 年）367 ～ 368 頁。

(18)　寺門静軒『江戸繁昌記　第五篇』（克巳塾蔵板、1836 年）5 丁。

(19)　藤田新太郎編『徳川幕府刑事図譜』（神戸直吉、1893 年）7 頁。

(20)　平木政次談話・浅井寿平筆記「江戸物語」（『武蔵野』第 19 巻第 6 号、1932 年 12 月）30 頁。

(21)　「刑罰大秘録　御様之事」（『明治大学刑事博物館資料　第 17 集』明治大学刑事博物館、2003 年）202 頁。

(22)　日置昌一『ものしり事典　医薬篇』（河出書房、1954 年）251 頁。

(23)　「天保九年十一月　高崎藩死罪女解骸伺幷返答書」（群馬県史編さん委員会『群馬県史　資料編 10　近世 2』群馬県、1978 年）1010 頁。

(24)　伊東栄『伊東玄朴伝』（玄文社、1916 年）99 頁。

(25)　青木大輔『大槻俊斎』（私家版、1964 年）19 頁。

(26) 「新撰要集別録　嘉永安政　下」（国立国会図書館デジタルコレクション）コマ番号39。
(27) 同上書、コマ番号 48 ～ 50。
(28) 村田『大邨益次郎先生伝』「凡例」1 ～ 2 頁。
(29) 同上書、14 頁。
(30) 村田『大村益次郎先生事蹟』43 ～ 45 頁。
(31) 澤「医学者としての大村兵部大輔（益次郎）」597 ～ 598 頁。
(32) 伊東『伊東玄朴』99 頁。
(33) 澤「医学者としての大村兵部大輔（益次郎）」597 頁。
(34) 大村益次郎先生伝記編纂会『大村益次郎』166 ～ 169 頁。これは大村が手帳に走り書きした、「諒解に苦しむところもある」メモであり、漢字で表記された人名を読み解くことは困難である。
(35) 柚木『解体琕言』15 ～ 18 丁。同書は大村による解剖が行われる 60 年前に刊行されたもので、安政期における解剖技術とは内容的に隔たりがあると思われるが、刑死体を刑場内で解剖するという人体解剖の実施方法は同一であり、その在り方をみるための参考資料として示した。
(36) 澤「医学者としての大村兵部大輔（益次郎）」597 頁。
(37) 同上書、598 頁。江戸後期の女囚解剖の様子を視覚的にうかがうことができる彩色画として、寛政 12（1800）年に大坂で行われた女囚の解剖を記録した、各務文献の手になる「婦人内景図」がある（日本医史学会編『資料で見る　近代日本医学のあけぼの』便利堂、1959 年、47 頁）。
(38) 柚木『解体琕言』7 ～ 8 丁。
(39) 『諸流外科道具品々　雙龍軒清水光邦作』（惣家いわしや市左衛門、刊年不記）。
(40) 澤「医学者としての大村兵部大輔（益次郎）」598 頁。
(41) 宇田川玄信『和蘭内景　医範提綱』（青藜閣、1805 年）「題言」1 丁。
(42) 同上書、「題言」5 丁。
(43) 同上書、「題言」1 丁。
(44) Steven Blankaart, *Anatomia Reformata*（Leiden : Jordan Luchtmans & Cornelis Boutesteyn, 1688）.
(45) 日本学士院編『明治前日本医学史　第一巻』（日本学術振興会、1955 年）168 頁。
(46) 澤「医学者としての大村兵部大輔（益次郎）」597 ～ 598 頁。
(47) 宇田川『和蘭内景　医範提綱』「巻之二」26 ～ 28 丁。
(48) 奥山虎章『増訂　医語類聚』（名山閣、1877 年）28 頁。
(49) 宇田川玄信『医範提綱　内象銅版図』（青藜閣、1808 年）第 35 ～ 38 図。
(50) 富士川『日本医学史綱要 2』90 頁。
(51) 日本学士院編『明治前日本医学史　第一巻』160 頁。
(52) 大槻玄沢重訂『重訂解体新書銅版全図』（天真堂翻刻・芝蘭堂再鐫、1826 年）第 39 図。
(53) 杉田玄白訳『解体新書　巻四』（須原屋市兵衛、1774 年）9 ～ 10 丁。大槻玄沢重訂『重訂解体新書　巻之十』（浪華書林、1826 年）26 ～ 28 丁。
(54) 日本学士院編『明治前日本医学史　第一巻』165 頁。
(55) 澤「医学者としての大村兵部輔（益次郎）」597 頁。
(56) 同上書、158 頁。
(57) 清本翻刻『全体新論』（越智蔵版、1857 年）「坤」28 ～ 29 丁、図は「六十・甲」。
(58) 森鼻宗次編輯『全体新論』（登龍堂蔵、1874 年）。
(59) 石黒厚訳『全体新論訳解』（静観堂、1874 年）。
(60) David van Gesscher, *Schets der Ontleedkunde*（Amsterdam : J. B. Elwe, 1804）.
(61) 新宮碩涼庭訳『解体則　序　総括　総目録』（若山屋茂助、1857 年）「序」2 丁。
(62) 新宮『解体則　巻之四　内臓篇』73 ～ 77 丁。
(63) 京都府医師会医学史編纂室『京都の医学史』（京都府医師会、1980 年）723 頁。
(64) 日本学士院『明治前日本医学史　第一巻』

209 頁。

(65) 村田『大邨益次郎先生伝』14 頁。この女囚解剖については、『見分私記』と称する冊子に記された「七月六日山口柊村ニて磔ニ被行、解れ候事」との記述から、慶応 3（1867）年 7 月 6 日に実施されたことが知られる（田中助一「幕末医学史から見た大村益次郎」『山口県地方史研究』第 38 号、1977 年 10 月、14 頁）。

(66) 田中助一『防長医学史　下巻』（防長医学史刊行後援会、1953 年）324 頁。これは少年だった村田峰次郎が解剖に立ち会ったということではなく、大村らが解剖を行う様子を遠巻きに見た、という意味であろう。ちなみに同地には平成 11（1999）年、「大村益次郎医学記念碑」が建立された（柴田眼治「大村益次郎医学記念碑完成について」『蒙談』通巻 29 号、1999 年 12 月）。

(67) 板倉道義『小鯖村史』（小鯖村史刊行会、1967 年）542 頁。

(68) 田中『防長医学史　上巻』124 頁。

(69) 大村益次郎先生伝記編纂会『大村益次郎』211 頁。

(70) 杉田玄白『蘭学事始』（天真鏤蔵版、1869 年）23 丁。

(71) 日本学士院『明治前日本医学史　第一巻』170 頁。

(補註) 関寛斎「長崎在学日記」の中には、「村田蔵六所輯」の「解剖略式」が書写されている。このうち「女外部」として、「第一式　陰山（一名陰阜）　罅欠両唇　会陰　肉痒尖（一名陰挺）　包皮　両肉翅　尿道口　女女膜痕　舟形空隙　陰門」、「内部」として「第二式　腟　子宮庭体頸　固蛮度　広蛮度　蜊巴管　剪綵　卵巣」との記載がある（陸別町役場広報広聴町史編さん室『陸別町史別巻』陸別町、1994 年、99 頁）。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、安田女子大学の竹本知行准教授（政治学博士）と、本学短期大学部の安西なつめ助教（医学博士）より、多くのご教示を得た。ここに記して感謝の意を表する次第である。

金子文子 ―「運命」からの脱却―

安　元　隆　子

Takako Yasumoto. A Study on Kaneko Fumiko ― Break away from destiny―. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.51-60.

Kaneko Fumiko denied the emperor system because of "absolute equality of human beings". And she hung herself in prison, sticking to her ideals. Her prison memoir was titled "What made me do this" is effective for understanding the process of her thought formation. In this prison memoir, Fumiko is fighting against unreasonable reality. It turns out that she was at the mercy of her sexual instinct when she was younger woman. And she believed in her destiny while hating the destiny theorists, one of which was her father. And it turned out that Fumiko also has vanity that she regarded this as a characteristic of the destiny theorists. But the time had come to break away from both destiny and vanity. This paper reveals the transformation of Kaneko Fumiko on the expression of her prison memoir.

【はじめに】

金子文子は 1903 年、この世に生を受けるも両親の愛情に恵まれたとは言い難く、父・佐伯文一が文子を戸籍に入れなかったため、幼少期は無籍者の悲哀を味わった。1912 年に親類に引き取られ朝鮮半島に渡るが女中同然の暮らしを強いられ、1919 年に帰国。その後、上京して新聞売りや露天商、奉公をしながら苦学し、不条理な現実の中で辛酸を舐めた結果、社会主義を経て無政府主義、虚無思想に傾倒していく。そして、「人間の絶対平等」を阻む天皇制を否定した。1922 年、思想的な共感から朝鮮人の朴烈と知り合い同棲するが、関東大震災の際、朴と共に保護拘束される。取り調べの中で朴の爆弾入手計画が露見し、刑法 73 条に触れるとして大審院管轄事件となり、朴と共に死刑判決を受ける。恩赦により無期懲役となるも 1926 年、金子文子は獄中で縊死を遂げた。

こうした金子文子の生き方は帝国主義時代の日朝関係の中で朝鮮人と連帯した数少ない日本人として、また、当時の男尊女卑的な社会通念の中で朴と営んだ男女平等な共同生活については女性史の観点からも注目に値する。最近では、2018 年に韓国で映画「朴烈」[1] が封切られ、翌年、日本でも上映され静かなブームとなり、これまで金子文子の存在を知らなかった人々にもその存在を知らしめた。

この金子文子が獄中で書いた手記が『何が私をかうさせたか』[2] である。判事の「過去の経歴について何か書いて見せろ」(「手記の初めに」) ということばに従って執筆したという。「『事実の記録』として見、扱って欲しい。」(「添削されるについての私の希望」) という言葉が示すように、文子が自らの人生を凝視して書いた書である。この手記は、これまでの先行研究である、山田昭次の「自己の生活史を語る方法で、国家によって死刑にされても自己を放棄できない理由を暗に伝えた」[3] という指摘や、李順愛の「自分が何故天皇に屈服しないのかを自問した時に、最後の最後に残ったのが、知識などではなく、自らのこれまでの人生そのものであった」[4] という言葉が示す通り、なぜ大逆罪と見做される思想を持つに至ったのか、真摯に己の思想形成過程を追った金子文子の自己探求の書である。

金子文子の思想形成過程の検証のためには残された予審、大審院での尋問調書が大きな意味を持つ。これに対し、獄中手記『何が私をかうさせたか』は、これまで金子文子の思想解明のために尋

問調書を補う補助資料として読まれてきたように思う。しかし、この獄中手記は尋問調書から読み取れる文子を巡る事実や理路整然とした彼女の思想だけではなく、金子文子の心の弱さ、惑い、醜さも曝け出した部分が存在する。本論はこの部分に着目し、この手記を表現の細部にこだわり読むことで立ち現われてくる人間・金子文子を形象化する。そして、文子が自らの弱さ、惑い、醜さ、といった負の部分――それは具体的には性の本能に引きずられ、また、運命を享受してしまう弱さであり、自己をよく見せ取り繕う見栄や虚栄心であった――をどのように克服し、思想を屹立していったのかを明らかにする試みである。

尚、本論における引用は『何が私をこうさせたか――獄中手記』（2017 年、岩波文庫）による。引用の末尾にページ数を示した。

【わけのわからぬ力】

「依頼心の深い母だ。それに、男なくしてはいられぬ女だったに相違ない」（p.55）という言葉が端的に示すように、男に依存し、性に弱いのが文子の母・きくのであった。文子の父・佐伯文一に捨てられた後も、何人もの男と同棲し、時に自らの性欲のために幼い文子を夜の闇の中に使いに出し、帰宅した文子は母親の性行為の場面を垣間見ることになる。また、文子の母は小林という生活力のない男ともつき合うが別れたいと考えていた。しかし、すでに妊娠しており、ほおずきを使って堕胎を試みたものの失敗したために、小林の郷里での生活を余儀なくされる[5]。結局、山村の極貧生活から逃れるために産んだ娘を置いて小林と別れたのが文子の母である。彼女の不幸はすべて性に引きずられる弱さと男性を見る目の無さ、主体性の無さが災いしている。問題なのは、文子の母の依存体質は男性に対してだけではないことだ。再婚話に対し、母は次のように言う。「げに嫌だったら無理に苦労して御厄介になっていなくても、そうとなりゃこの子がいるから心丈夫だあね」（p.86）。この言葉が示すように、母は男に依存しているだけでなく、娘にも依存しようとしている。この母の存在は反面教師として文子の自立への想いを強めたと思われる。しかし、この母の性に引きずられる弱さはどうであろうか。もちろん幼い文子はそれに嫌悪感を抱いたが、実は、文子の中にも母のように性の本能に引きずられる弱さがあったのではないか。文子の性を振り返ってみる。

彼女の性の目覚めは朝鮮からの帰国後、故郷の叔父に抱いた感情がそれだと言える[6]。叔父の名は元栄。生活の安定を考え寺に弟子入りし、修行の途中、寺を飛び出し船員となり旅に出て寺に戻った破壊僧である。文子の帰国時には元栄は文子の母の実家・金子家の隣の寺の娘・千代と恋仲になっているが、それを知りながら文子は元栄に惹かれる。それは元栄がこれまで周囲になかった知的な雰囲気を持っていたということもあったが、「私の生命のうちには何かしら異性を求むるものが芽生えていたのには相違ない」（p.226）からである。文子は「何か理由のわからぬ力に引きずられる心地」（p.240）で叔父の寺へ通うのであった。そこに父親の金銭的な打算が加わり、叔父と姪との結婚が画策される。文子はそれを拒否しない。なぜならそこには次のような認識があったからだ。

> 無理に目覚めさせられた若さの寂しさとでも言おうか、私の心のどこかしらに充されない寂しさがあった。それが何であるのか解らないながらも、しかも何かしら求めたい気が私のうちに絶えず燃えているのであった。（p.244）

元栄は一方で千代と情を通じていながら、他方で文子との結婚を父に約束する。千代は自分で夫を選ぶことができず、元栄と別れ親の命じるままに品物のように扱われ他家に嫁がされた。それから半月も経たないうちに、元栄はまた他の女を漁ろうとしただけでなく文子の肉体も奪ったのである。だが、元栄は文子の素行を問題視し、結局、結婚話を反故にする。というのも、文子はこの頃知り合った青年・瀬川の欲望を振り払うことをしなかったからだ。文子自身次のように語る。

> 私はその時多分にこの青年の目的とするものを感づいていた。が、思いきってそれをはねとばすことができなかった。なぜなら、私に

もその頃何かしらわけのわからぬものへの憧れが渦巻いていたからだった。（p.245）

四つ五つの時分から、だらしない性生活の教育をうけて来た私である。不自然な性の目覚めに誘き出された私である。その私が、もう十六にも七にもなって、自分にもわからぬある不思議な力にひかれて、何ものかを憧れもとめたことに、何か重大な罪悪でも秘んでいたと、父や叔父は言うのであるか。（p.264）

この「何かしらわけのわからぬものへの憧れ」や「わからぬある不思議な力」は文子の体の中に潜む本能的な性の衝動に違いない。文子は母親の性のだらしなさを批判しているが、文子自身も本能的な性の欲望に突き動かされて行動しているのである。

このような性に引きずられる文子を象徴するエピソードがこの後にも登場する。それは上京後、苦学をする中で知り合ったクリスチャン・伊藤との交際である[7]。

そうして私は、何だかわけのわからぬ力に引きつけられて行くのであった。ふと気がついてみると、私はもう、小隊長の足下にまで進んでいた。私は小隊長の脚下の床に突伏して、ただわけもなく泣いた。（p.318）

伊藤に惹かれた文子が教会に行き、その場にいた信者と共に神を賛美する場面である。しかし、彼女の信仰は、情緒的な雰囲気に感化されたものであり、性と同じく「わけのわからぬ力」に引きずりこまれたからなのである。こうした入信体験の背景にあるのは伊藤という存在に他ならない。文子は神を信じていたのではなく、伊藤の関心をひくために教会に近づいたのである。祈りも奉仕も彼が勧めるからなのであり、心の底から神を信じたからではなかった。

私は奇蹟を信じられなかった。（中略）私にはそれらが信じられないにもかかわらず、私はただ伊藤に信頼して教会にも行けば、祈りもし、また、他人に奉仕するために朝早く起きて、黙って宿の便所の掃除までもした。―それも、伊藤がそうしろと言ったからで……。（p.333）

このように男性に引きずられる文子は、嫌悪したはずの母親と同じ道を辿っている。

しかし、そのような文子にも覚醒する時がやってくる。それは身体を許した男たちの裏切りにあった時である。叔父の元栄にもてあそばれた挙句に破談にされ、本能的な性の欲望からつきあった瀬川も自分の肉体だけを求めていたことに気付く。妊娠を怖れ、また、心のどこかでそれを期待していた文子に対し、瀬川は「子供が出来たらどうするかだって？　僕はそんなこと知らないよ……」（p.361）と語り、文子は結局おもちゃにされていたのだということを痛切に悟るのである。このような男性経験の躓きは瀬川だけではない。朝鮮人留学生の活動家・玄にも結局は捨てられる 。こうした経験を経て、金子文子は次のように考える。

人々から偉いといわれることに何の値打ちがあろう。私は人のために生きているのではない。私は私自身の真の満足と自由とを得なければならないのではないか。私は私自身でなければならぬ。

私はあまりに多く他人の奴隷になりすぎてきた。余りにも多く男のおもちゃにされてきた。私は私自身を生きていなかった。

私は私自身の仕事をしなければならぬ。（p.388）

ここには「私」自身を生きることに目覚めた金子文子がいる。こうした「私」自身を生きることへの志向は同時に「運命」からの脱却という物語と重ねることが出来る。

【運命からの脱却】

文子と「運命」を考えるために、初めに無籍者の悲哀を味あわされることになった父の造形を確認する。

「人には運というものがある。それが向いて来ないうちはどうにもならないものだ。これが迷信家の私の父の哲学であった。」（p.27）「いつもの運命論をかつぎ出して」（p.29）というように、父は運命論者であり、迷信家として登場する。父は一向に上向きにならない生活ぶりを嘆き、そこから脱却するために母の妹・たかのに、櫛を髪に

つけさせそれを振り落としてくるように命じるのだ。「言わるるままに叔母はその折れた櫛を挿して出かけて行った。そしてものの五分と経たないうちに櫛を振り落して叔母が帰って来た」。（p.28）父親が文子とその母・きくのを捨てるきっかけになったのが母の妹・たかのである。どちらかと言えば鈍重なイメージのきくのに対し、たかのはてきぱきと利発であったようだが、そのたかのもこのような非科学的な迷信を信じている。たかのだけではない。この運命論は文子が上京した際に世話になった東京の叔父の成功の理由について語る際にも適用されている。「もっともこれには妙なことからの「運」も手伝っているにはいるのだ。」（p.284）というように。つまり、父をはじめとして文子の周囲の人間の大部分は自ら人生を開拓せず、受動的な生き方を是とする「運命」論者として登場している。そして、迷信を信じている。この『何が私をかうさせたか』において、「運命」を信じる者は「迷信」を信じるというように、両者の共存はある範疇の登場人物に共通する心性としてある。

こうした文子の周囲の運命論者の中心に位置する父の様子は次のようにも描かれる。

> 父は今もなお大の迷信家らしく、居間の壁には、天井裏に近く棚が吊ってあって稲荷さんだとか荒神さんだとかが祀られてあり、毎朝それに向かって礼拝をしているのだった。（中略）「唯是天命」という軸が掛っていた。これも「運」信者であった父の迷信哲学が、今にまだそのまま残っているものといっていいであろう。（pp.229-230）

こうした天命を受け入れることを掲げた運命論者であり迷信家でもある父は、同時に系図を重んじる人間である。「佐伯家系図」の前に家族を座らせて、その系図に礼拝させ、太政大臣藤原の何とか卿の百二十三代を辱かしめてはならぬと、家族に氏族制度時代のふる臭い思想を吹き込んだり精神的な重荷を負わせたりするのだった。

先祖代々の系図を糧に自己存在を保ち、この系図こそが自己の威信の正当性を示すとする父の姿勢は、文子が掲げた人間の絶対平等の思想の前に立ちはだかる天皇制と重っている。戦前の天皇制が神代にまで遡り、万世一系であることを根拠に国民に絶対的な権威を持って君臨したことは次の「尋常小学修身書」の一節からも明らかである[8]。

> 昔天照大神は御孫瓊瓊杵尊をお降しになって、此の国を治めさせせられました。尊の御曾孫が神武天皇であらせます。（略）神武天皇の御即位の年から今日まで二千五百八十余年になります。（略）世界に国は多うございますが、我が大日本帝国のやうに、万世一系の天皇をいただき、皇室と国民が一体になってゐる国は他にはございません

迷信家で系図を重んじる父親はまさに「皇国史観」と相似形をなす存在として形象化されているのであり、子どもたちを系図の前に座らせそれに最大の敬意を払わせようとする教育は、「皇民教育」「臣民教育」と酷似しているといえるだろう。また、同時に父親が家族に君臨する家父長制が天皇制と相似形であることを端的に示す部分でもある。こうした天皇制の在り方を「迷信」と呼んだのはむろん文子が初めてではない。明治末期の幸徳秋水をはじめとする社会主義者、そして彼らの思想の影響を受けた石川啄木も天皇制の本質をこの「迷信」という言葉で表現していた[9]。

金子文子はこのような天皇制と相似形を成す家父長制の中に君臨する父親に激しい嫌悪感を抱いている。しかし、父親が絶対視する「運命」に反逆したのであろうか――。否、金子文子は父親たちと同じように、「運命」を享受していたというしかない。幼いころの横浜での記憶には「私を来るべき苦しみの運命に縛りつけるための、自然の悪戯であったのだろうか、」（p.24）とある。そして、父親に連れられ文子と母親から引き離されていく弟との別離に際し「それは私には運命のようなものであった」（p.44）と文子は書いている。また、朝鮮時代に虐待を受けた際、

> 「ああ、もう仕様がない！」私は思わず溜息をついた。そして「ええッどうにでもなれ」といった風に自分の身を運命に任せてしまった。（p.168）

とあるように、文子は「運命」に反発するのではなく、嫌悪する父と同じように「運命」に身を任せ、同調しているのである。前述したように、性

に弱く男に依存する母を嫌悪していたものの、母親と同じように性の本能に引きずられ、男に弄ばれ捨てられた文子であったが、同じ様に文子の内面には「運命」論が巣くっていたことを見落としてはならない。しかし、この「運命」からの脱却を図る時がやってくる。

> 生まれ落ちた時から私は不幸であった。横浜で、山梨で、朝鮮で、浜松で、私は始終苛められどおしであった。私は自分というものを持つことができなかった。けれど、私は今、過去の一切に感謝する。私の父にも、母にも、祖父母にも、叔父叔母にも、いや、私を富裕な家庭に生まれしめず、至るところで、生活のあらゆる範囲で、苦しめられるだけ苦しめてくれた私の全運命に感謝する。なぜなら、もし私が、私の父や、祖父母や、叔父叔母の家で、何不自由なく育てられていたなら、恐らく私は、私があんなにも嫌悪し軽蔑するそれらの人々の思想や性格や生活やをそのまま受け容れて、遂に私自身を見出さなかったであろうからである。だが、運命が私に恵んでくれなかったおかげで、私は私自身を見出した。そして私は今やもう十七である。（p.279）

ここにおいて文子は、過酷な境遇をもたらした自己の運命を呪うのではなく、自己に鍛錬の場を与えてくれたことに感謝するという一段上の精神の高みを見せている。文子がもっといろいろな本を読み、いろいろなことを知り、自身の生命を伸ばせるだけ伸ばし、一人前の人間として好きな道を歩むには経済的自立が必要であった。そのために文子は東京へ上京することを決心するに至る。

このように、金子文子の人生はひとまずは不幸な運命からの脱却の物語であったということができる。だが、そう単純には終わらない。運命や迷信という言葉に付随して表れている「見栄」と「虚栄心」ということばに注目して、再度、金子文子の人生を振り返る。

【見栄と虚栄心】

父親と共に暮らす叔母・たかのに対し、不思議と文子は恨みを抱いていない。実の母親に比べしっかり者で、自分の姉に対する不義理をいたく感じて父親を奪うことになった文子へのたかのの愛情は深く、文子もまたその想いを十分に理解していたようである。たかのに対して文子は非難めいたことは一切書いていない。しかし、そのたかのに対しても断絶を感じている箇所がある。それは貧しさの中で叔母が通称「天ぷら」と呼ばれる金メッキの指輪をつけ、満足げに文子に見せびらかした時のことである。文子は次のように思う。

> ああ、叔母もとうとう、父に感化されてしまったのだ。どうしてこの人達は、こんなさもしい見栄坊なんだろうと、帰って来るなり私はこの人達に不快を感じた。（p.249）

文子は、運命論者である父は同時に見栄張りであり、虚栄心の強い人間であったと書いている。それは次のエピソードにも明らかだ。

文子が父の家を訪ねた時のこと、弟の進学が決まる。父は女である文子には裁縫学校に通わせるだけでそれ以上の学問を付けさようとはしなかったが、弟の賢は大学に進学し法律家になって「出世」することを願っていた。その門出というべき県立中学に合格した祝いに買った靴の値段についてさばを読み、高価にみせかけたことが露見した。しかし、あくまでも取り繕い、見栄を張る父に対し、文子は次のように思う。

> お父さんみたいにくだらん見栄をはる人間ったらありゃしないよ。（p.272）
>
> 父の家の空気は二年前も三年前も同じであった。父のひとりよがりや、虚栄心や、さもしい見栄や、けちな量見は、事ごとに濃厚に表われて、いちいち私をくさくささせるばかりであった。（p.357）

このように見栄を張り、虚栄心に満ちた父を嫌悪する文子であるが、実は文子の中にもこの嫌悪する「見栄」が存在していたことを見逃してはならない。まず、朝鮮時代に父方の祖母の虐待を受け、窮した文子は盗んだ祖母の家の米を市場で売り金に換えようとするが、それが容易にできなかった。その理由は村のおかみさんたちがやるのと同じようなことはしたくないという「私にもやはり見栄があるから」（p.189）という場面である。それだけではない。上京後、露天商をしている時

の文子の心性がよく表れている次の場面に注目したい。

> こうして私がわざと男の学生と一緒になるような学校を選んだのは、（中略）浜松の女学校で学び得た経験上、女ばかりの学校は程度も低いし、生徒も教師も学問には熱心でないから、そんな仲間入りをしていては進歩が遅いと思ったからである。（中略）男の学校に這入って男と机を並べて勉強するということは、一方で普通の女より一段と高い才能を持っているような気にもなり、他方では、男と競争しても敗けはしないぞといったような男子に対する一種の復讐的な気持ちも加わっていて、自分にもはっきり意識しない虚栄心もそれに手伝っていたのである。（pp.292-293）

これは上京後、女医を目指して受験勉強をすべく、研数学院に学んだ時の感慨である。文子の心の中に潜む無意識の男尊女卑の考え方が露見している。そして、それと同時に男性に対する復讐心を燃やしているが、それらを「自分にもはっきり意識しない虚栄心」によるものと述べている。実際に苦学生として学校に通っているときにも同様の感情が起こっている。「自分も苦学をしているのだという一種のヴァニティーも手伝って私は急に元気づいた。」（p.305）というように、苦学する自己を特別な存在として意識し、他者と差別化する心性である。この見栄や虚栄心は嫌悪する父親と同等のものであるということまでは文子の意識に上っていないが、この内なる見栄や虚栄心の存在を明らかに文子は見つめている。

> 要するにこれはまだ虚栄心を取り去り得ないからだと自分で自分を励ましてみたりなんかしてみたが、それも何らの効がなかった。（p.326）
>
> ただ、主家に気に入られたいばっかりに同僚のおきよさんにはこっそりと早くから起きて、おきよさんが起きて来た時分にはもう一通り食事の準備も出来ているようにしたり、（中略）自分はただの女中でないということを示すために、わざと学校の話をしたり、数学のノートを見ては「ここ違ってるわ」などと見栄を張ったりした（p.349）

この見栄や虚栄心は実はこの後もずっと文子に巣くっていたもので、獄中においても意識されている。獄中手記『何が私をかうさせたか』と同じく、同志の栗原一男が獄中で文子が詠んだ歌をまとめて刊行した歌集『獄窓に想ふ』[10]の中には次のような歌がある。

> ヴワニティよ我から去れと求むるは只我あるがままの真実

このように獄中においても文子の意識に飛来し、そこからの脱却を求めた見栄や虚栄心とはどのようなものであったのだろうか。それは関東大震災の際、保護監察の名の元に朴烈と共に拘束され、爆弾発注の件が露見した時の金子文子の行動と大きく関係していると思われる。次にこの点について検討してゆきたい。

【爆弾入手計画―獄中の虚栄心とその脱却】

朴烈と共に金子文子が拘束された後の第二回予審から第五回予審において、文子は生まれてから朴との共同生活に至るまでを語り、そして、当時の思想―虚無思想―について説明した。その中で日本の国家社会制度についての認識を問われると、国家組織を第一階級の皇族と、第二階級とみなす大臣その他政治の実権者、第三階級を一般民衆と分け、第一階級の皇族とは、政治の実権者たる第二階級が無知なる民衆を欺くために操っているかわいそうな傀儡、木偶であると述べた。文子はこの第一、第二階級に爆弾を投げようと考え、1923年頃、朴と相談の上、金翰[11]を通じての上海からの爆弾入手を金重漢に依頼したと述べている[12]。

しかし、後の1926年2月26日の大審院第一回公判では金子文子は「金重漢[13]との関係は朴が単独に交渉したので、同人に関しては本当に知らないのです」と金重漢が関与する爆弾入手計画への関与を否定している[14]。実際、文子がこのことを知ったのは、朴烈が上海行と爆弾入手の依頼を取り消したことにより朴と金重漢の間にいざこざが起こった1923年8月11日の不逞社例会の席上であったと考えられる。とすれば、文子が金の

上海派遣計画に参加したということはありえないのである。

ではなぜ、文子はこのような虚偽を語ったのか――。それは山田昭次も指摘するように[15]、同じく拘束された新山初代に爆弾入手の尋問がこれ以上及ばないようにするために文子が刑罰を引き受けようとした、と考えられる。しかし、それだけではなかったはずだ。自分を置き去りにしてこのような計画が遂行されようとしていたことに文子は驚きと共に憔悴を感じたのではなかったか。言い換えれば、自分の存在が無視されたことへの失意である。結局、新山初代と朴の意識の齟齬によってこの計画が文子に露呈したのだが[16]、文子にとってみれば、朴にとっての自分の存在の軽さを知らされたようで、一抹の寂しさを感じたのだと思われる。自分を計画の最前線に置きたいと考え、自分は朴と同じくこうした計画には不可欠な存在だと自負していたのに、それを裏切られたように感じたのではないだろうか。このような文子の心理が事実とは異なる主張をもたらしたと思われる。すなわち、文子も当初からこの計画に関わっていた、という主張である。こうした心性にこれまで指摘してきた文子の見栄、虚栄心という言葉を当て嵌めることも可能なのではないか、と論者は考える。

しかし、冷静に考えてみれば、この計画自体がまだ用意周到なものとは言えず、明らかに時期尚早で危険を伴うものだった。その計画に関与していたと公言したことで文子は爆弾入手計画に参画したとして大逆罪という大きな罪科を問われることになるのである。山田昭次が指摘するように、文子が悩んだのは「自分の意志が関係しない第四次爆弾入手計画の失敗により自主的な行動決定の可能性が失われたこと」[17]であったろう。文子自身は次のように書いている。「私の身内には、過去の苦しい境遇に鍛え上げられた力強い生命が高鳴って居る。私は、自己の意志なき失敗の犠牲などになりたくない」と[18]。そして、もし、朴が金翰のことを文子に相談したらどうだったのかということも考えている。文子は次のように答えを出す。

> 若し其の時朴が私に金翰兄との事を相談したと仮定して、私が果たして反対したかどうか疑問だ。いや、怖らく信頼して任せたろう[19]

つまり、朴からの相談があっても同じ結果になっていただろう、と考えたのである。何故なら文子が朴と同じ大逆の思想を持っていたから、である。

> 私が過去に於て又現在に於て、大逆の名を以て呼ばるべき思想をもって居た、又もって居る。そして其れを実行しようとした事もある。尚、自分のそうした言動に、反省する余地はない、[20]

とも語っている。文子は人間の絶対平等を掲げ、それと対峙する天皇制を否定する。その思想を実行するためには金重漢は危ういところがあると感じられ、爆弾入手計画を任すには注意が必要であった。それにも関わらず、朴は金に依頼し、結局その計画が現実化せず、更にこの爆弾入手計画が朴と文子を大逆罪へと追い込んでいるのである。

この間の事情について、文子が第一回公判の夜に執筆した「二十六日夜半」には次のようにある。

> 其の時朴は私に相談しなんだ。全く自分の独断でやった。で、つまり私にして、外の事情から見れば、全く、他人の過失の犠牲になる訳だ。が、さうと知りつつも、金翰兄との交渉中、尚私自身を省みて、さうした計画を生む思想をもって居るが故に、犠牲にならうとして居る自分を救い出すことが出来ない[21]

他人の過失にも関わらず、同じ思想を持つ同志のために自分も罪をかぶることになる、つまり、犠牲になる自分をあえて受け入れようとする文子がいる。自己の自律的な決断ではないところの結果を背負う文子は悔しかったであろう。しかし、大逆の思想を持っているが故、その経緯は不問に付し、ここに堂々とその刑罰を受け入れようと考えを変えたことがわかる。

この時、文子は自分の内なる見栄や虚栄心から脱却しえたのではないだろうか。朴から一人取り残されたからではなく、また、仲間をかばうために積極的に虚無思想家を演じるのでもなく、自己の思想を再確認し、自らの思想故に選び取った罪を引き受けようとしたのである。文子は最後にこ

のように書いている。「私は朴を愛して居ります。朴と共に死にます。自分は犠牲になることを後悔するものではありませぬ」[22]。 犠牲になること、つまり、自己の意志とは異なるところで他者のために自己を犠牲にするのではなく、自らの意志に基づきこの大逆の思想に科せられた罪に対峙することを表明しているのである。そこには文子の見栄や虚栄心によって裏打ちされた朴、金の擁護ではなく、自らの主体的な思想表明により、人間の絶対的平等を阻む天皇制への反旗を掲げる人々との連帯する意識が表明されていると考えられるのである。

【終わりに】

金子文子の人生を振り返った時、それは無籍者の悲哀を味あわされた父母の性や運命論、見栄、虚栄心への嫌悪や反発と、そこから脱するための格闘であったといえるだろう。しかし、それらは文子の奥深くに潜んでいるものであり、文子の人生はその内なる敵を克服する過程でもあった。不条理な現実を生きる中で、性の本能に翻弄されて男のおもちゃにされることから脱し、また、運命論に依らずに主体的に生きようとしたのが文子であった。ただ、文子が運命論者に共通すると認識した見栄や虚栄心からの脱却は難しかったと言える。爆弾入手計画の発覚により獄中に囚われても尚、その発言にはいわば虚無主義者としての面子に捉われた部分があったのではないかと考えられることを指摘した。自らの発言によって窮地に立たされ、苦しむことになった文子がその苦しみからの解放されたのは、「私は私自身を生きる」という屹立した自我の獲得に依る。「私は私自身を生きる」「人間の絶対平等」という自らの思想を確認した時、文子はこの爆弾入手計画も、その失敗もすべて自らが選んだ道として肯定、受け入れるのである。本論はこのような金子文子の歩んだ精神的な軌跡を、わけのわからぬ力、運命、見栄、虚栄心という言葉を読みの指標として辿り直したものである。

【謝辞】

本論は科学研究費補助金、基盤研究（Ｃ）、2019 ～ 2021 年度、課題番号 19 K 00533「『人間の絶対平等』を目指した金子文子の思想と文学の総合的研究」の成果の一部である。記して御礼申し上げます。

【注】

1　2017 年、イ・ジュンイク監督による韓国映画。朝鮮と日本で活動した朴烈と、彼に共鳴した日本人の金子文子を描いたこの映画は、韓国では 235 万人を動員した。2017 年の大阪アジアン映画祭でオープニングを飾り、日本では「金子文子と朴烈」のタイトルで 2019 年 2 月から劇場上映され、反響を呼んだ。

2　春秋社、1931 年

3　山田昭次「金子文子と吉野作造の朝鮮観―近代日本の朝鮮観把握の方法の深化のために―」（『朝鮮史研究会論文集』朝鮮史研究会編（通号 36）pp.5-23、1998 年）

4　李順愛「日本女性と天皇制」（『女・天皇制・戦争』鈴木裕子・近藤和子編、オリジン出版センター、pp.82-83、1989 年）

5　金子文子の山村生活については、安元隆子「金子文子『何が私をこうさせたか』に描かれた山村」（『東アジア日本語教育・日本文化研究』19 号、pp.71-89、2013 年）を参照されたい。

6　金子文子と元栄の交渉についての考察は、安元隆子「金子文子の形象化を巡って―瀬戸内晴美『余白の春』論―」（『日本大学国際関係学部研究年報』40 号、pp.11-21、2019 年）を参照されたい。

7　金子文子とクリスチャンの伊藤との交際については、安元隆子「金子文子の東京生活」（『日本大学国際関係学部研究年報』39 号、pp.15-25、2018 年）を参照されたい。

8　第一期国定教科書「尋常小学修身書」第四学年

9　大逆事件で死刑となった宮下太吉は「神と思われている天皇もわれわれ普通の人間と同じく血の出るものであるということを知らせ、天皇に対する迷信を打ち破ろうと思い、」（「特別裁判一件書類」の「初二冊」）と言い、また、同じく菅野スガは「天子」は「思想上では迷信の根源になっています」と語っている。幸徳秋水は獄中で書いた『基督抹殺論』を通して、キリスト教徒が史実とするキリストやキリストにまつわる話は「迷妄」であることを明らかにしようとしたが、実はキリスト教と同時に天皇制の虚偽を明らかにしようとしていたと考えられる。また、幸徳はトルストイの「日露戦争論」を翻訳したが、トルストイも日露の強権を「superstitions」すなわち「迷信」という語で表現しており、幸徳秋水はこれをそのまま「迷信」と訳している。こうした時代背景の中で、石川啄木は「この島国の子供騙しの迷信と、そこの見栄すいた偽善」という言葉を「時代閉塞の現状」に記している。

10　金子ふみ子『獄窓に想ふ―金子文子全歌集』（黒色戦線社、1987 年）

11　ソウルの無産者同盟委員。1922 年 9 月、朴烈と面会している。また、同年 11 月に朴烈が再びソウルに赴き、義烈団から送付予定の爆弾分与を依頼している。

12　金子文子の第三回被告人尋問調書（大正十三年一月二十二日、東京裁判所）、（『朴烈・金子文子裁判記録』pp.18-19、黒色戦線社、1977 年）

13　金重漢は不逞社同人。金重漢と朴との爆弾を巡る主なやり取りは次の通り。
1922 年 11 月、朴烈ら在京朝鮮人無政府主義者は黒友会を組織し、朴烈はソウルに行き、金翰に義烈団から送付予定の爆弾分与を依頼した。1923 年 1 月、義烈団員がソウル鍾路警察に投弾したことで金翰が逮捕され、朴烈の計画は挫折した。同年 4 月、朴烈と金子文子は不逞社を設立。ソウルから来た金重漢が朴宅を訪れる。5 月、朴烈は金重漢に爆弾入手のために上海に連絡に行くよう依頼。6 月、朴烈はこの依頼を取り消す。8 月、不逞社例会で、金重漢は朴烈への不満から短刀を振り回して喧嘩となる。

14　『朴烈・金子文子裁判記録』（p.688、黒色戦線社、1977 年）

15　山田昭次はその事情について『金子文子　自己・天皇制国家・朝鮮人』（影書房、1996 年）pp.154-159 の中で詳しく述べている。

16　新山初代は、朴烈が自分は手を汚さず金重漢や新山を利用して秋に爆弾を投げつけさせ自分は逃げるつもりに違いない、卑怯で野心家だと文子に訴えている。新山はこうした認識を金重漢に伝え、それが金重漢と朴の喧嘩に発展したと考えられる。

17　山田昭次『金子文子　自己・天皇制国家・朝鮮人』（p.179、影書房、1996 年）

18　注 12（p.745）

19　注 12（p.743）

20　注 12（pp.746-747）

21　注 12（p.743）

22　注 12（p.689）

【主要参考文献】

・金子文子『何がわたしをかうさせたか』春秋社、1931 年
・金子文子『金子ふみ子獄中手記　何が私をかうさせたか』黒色戦線社、1972 年
・『増補新版　金子文子　わたしはわたし自身を生きる』梨の木舎、2013 年
・『朴烈・金子ふみ子裁判記録』黒色戦線社、1977 年
・山田昭次『金子文子　自己・天皇制国家・朝鮮人』影書房、1996 年
・山田昭次「金子文子と吉野作造の朝鮮観」『植民地支配、戦争、戦後の責任』創史社、2005 年
・鈴木裕子、近藤和子編『女・天皇制・戦争』オリジン出版センター、1989 年
・後藤守彦『只、意志あらば　植民地朝鮮と連帯した日本人』2010 年、日本経済評論社
・朴慶植『天皇制国家と在日朝鮮人』社会評論社、

1986 年
・金廣植「金子文子の思想形成に関する研究」『日朝関係史論集』新幹社、2003 年
・瀬戸内晴美『余白の春』中央公論社、1972 年

Miscellanea curiosa 創刊号（1670）の報告者および主題の分析

安　西　なつめ

Natsume Anzai. Analysis of Authors and Subjects in First Issue of Miscellanea Curiosa (1670). ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.61-68.

This study examines the characteristics of *Miscellanea curiosa, sive ephemiridum medico-physicarum Germanicarum academiae naturae curiosorum* (1670–), one of the first medical and scientific journals published in Europe.

This journal was launched by Academia Naturae Curiosorum, founded by Johann Laurentius Bausch (1605–1665), Johann Michael Fehr (1610–1688), Georg Balthasar Metzger (1623–1687), and Georg Balthasar Wohlfarth (1607–1674) in 1652.

The subjects of the 160 articles published in the first issue can be categorized into pathology (31%), physics (29%), anatomy (20%), therapy (8%), botany (6%), surgery (4%), chemistry (1%), and mathematics (1%). Compared to other journals published in Paris and London in the era, it is characterized by a large number of articles on medicine. *Miscellanea curiosa* is a collection of knowledge and experience from doctors in various cities, including Gdansk, Augsburg, and Rome. The present result suggests that this journal embodied the academy's purpose of sharing medical knowledge and making it available to people.

はじめに

Miscellanea curiosa, sive ephemiridum medico-physicarum Germanicarum academiae naturae curiosorum（以下、『医学自然学報』）（1670-）は、西洋において医学、自然学分野に重点を置いた最初の学術雑誌である。

17 世紀西洋では、この『医学自然学報』に先立ち、フランスの『ジュルナル・デ・サヴァン Journal des savants』（1665-）やイギリスの『フィロソフィカル・トランザクションズ Philosophical Transactions』（1665-）などが刊行されていた。しかし前者は自然学分野に加え、学問全般、その他歴史や宗教などに及ぶ広範な報告を含むという点で、『医学自然学報』とは性質が異なる。また後者は自然学分野の報告に重点を置いた科学雑誌の先駆とされるが、各国の書籍の紹介や書評も多く、大部分が医学関係の報告からなる『医学自然学報』とはやはり性質が異なる。『ジュルナル・デ・サヴァン』や『フィロソフィカル・トランザクションズ』に関してはこれまでも多方面から研究が蓄積されてきた一方、その 5 年後に創刊された『医学自然学報』に関しては、母体となったアカデミーの創設、および雑誌自体の先駆性に焦点をあてた研究[1]、あるいは、収録された報告のうち特定の病態に関する記述への言及はあるものの[2]、創刊当時の雑誌の性質や報告内容の傾向に関する詳細な分析は見られない。

本稿では『医学自然学報』を医学史および科学史上に位置づける前段階として、同報の創刊号（1670 年）に掲載された 160 題の報告を対象に、報告者および主題を分析した。またこの分析を通し、創刊時の雑誌の特徴と傾向をアカデミーの活動目的に照らして明らかにした。

1．17 世紀ドイツ（神聖ローマ帝国）における学術の動向

はじめに、『医学自然学報』の背景として、17 世紀ドイツ（神聖ローマ帝国）における学術活動を整理する。

1618 年から 1648 年までの間、ボヘミア（ベーメン）での反乱を皮切りに、ドイツ（神聖ローマ帝国）を中心とする 30 年戦争が勃発した。同国は当時、バルト海・北海の海岸からアルプスに至るヨーロッパ大陸を統べていたが[3]、その後、この戦争による疲弊と気候の寒冷化などを背景に、弱体化と分裂が進んだ。

この間の学術活動として、1622 年にヨアヒム・ユンク（Hachim Jung, 1587–1657）がロストックに探究協会（Societas ereunetica sive zetetica, 1622–ca. 1642）を設立した。ユンクはロストック大学とルートヴィヒス大学ギーセン（Ludwigs-Universität Gießen）で学び、ルートヴィヒス大学ギーセンで数学の教授となった。その後ユンクはロストック大学、パドヴァ大学で医学を学び、学位を得て、ロストック大学で数学を、ヘルムシュテット大学で医学などを教えた 。探究協会はドイツで最初の学術団体と見なされているが、この会は 1642 年頃に活動を停止したようである[4]。

30 年戦争終結後の 1652 年には、シュヴァインフルトに、ヨハン・ラウレンティウス・バウシュ（Johann Laurentius Bausch, 1605–1665）、ヨハン・ミヒャエル・フェール（Johann Michael Fehr, 1610–1688）、ゲオルク・バルタザール・メッツガー（Georg Balthasar Metzger, 1623–1687）、ゲオルク・バルタザール・ヴォールファールト（Georg Balthasar Wohlfarth, 1607–1674） の 4 人によって、Academia Naturae Curiosorum が創設された。バウシュが初代会長となった。このアカデミーが『医学自然学報』の母体である。同アカデミーはその後 1687 年に神聖ローマ帝国皇帝レオポルド 1 世（Leopold I, 在位 1658–1705）の庇護を受けて活動を続けた[5]。

また、1672 年にはアルトドルフ大学の数学教授ヨハン・クリストフ・シュトルム（Johann Christoph Sturm, 1635–1703）が、好奇心のあるいは実験的コレギウム（collegium curiosum sive experimentale）を組織し、『実験的あるいは好奇心のコレギウム Collegium experimentale: sive curiosum』（1676–1685）を出版した。この『実験的あるいは好奇心のコレギウム』では、各種の実験装置を使用した光学や水力学などに関する実験結果が報告された[6]。この後、1700 年になると、ライプニッツ（Gottfried Wilhelm Leibniz, 1646–1716）によってブランデンブルグ選帝侯立科学協会（Kurfürstlich Brandenburgische Societät der Wissenschaften）が創設された[7]。

17 世紀にはイタリアにおいて、1603 年にアカデミア・デイ・リンチェイ（Accademia dei Lincei、山猫アカデミー）がローマに、1657 年にアカデミア・デル・チメント（Accademia del Cimento、実験アカデミー）がフィレンツェに創設された[8]。またイギリスでは 1662 年にロンドン王立協会が、フランスでは 1666 年にパリ王立科学アカデミーが創設された。各国で次々とアカデミーが創設された時代に、ドイツ（神聖ローマ帝国）内ではイタリアに続き、早くから小規模なアカデミーが設置されていったのである。

2．アカデミーの創設と『医学自然学報』の刊行

アカデミーの創設に関してはすでに多くの先行研究がある。ここではアカデミーの性質を把握するため、4 人の創設者とアカデミーの目的について触れるに留める。

初代会長のバウシュは、イエナやパドヴァで医学を学んだ後、アルトドルフ大学で学位を取得し、シュヴァインフルトで医師として活動した。フェールはライプツィヒ、ヴィッテンベルク、アルトドルフで学び、1641 年にパドヴァで医学の博士を取得してシュヴァインフルトに戻り、医師として活動した。彼はバウシュの後、1666–1686 年の期間アカデミーの会長を務めた。メッツガーはアルトドルフ、ヘルムシュテット、ライプツィヒで学び、また国外ではパドヴァ大学で外科学や解剖学を学んだ。イエナ大学で学位を得た後は 1650 年にバーゼル大学で医学の博

士を取得し、以後は一時期シュヴァインフルトに戻って医師として活動したが、アカデミー創設の同年 1652 年にはルートヴィヒス大学ギーセンの医学教授となった。1661 年以降はテュービンゲン大学で解剖学、植物学を教え、後年はテュービンゲン大学植物園の園長をつとめた。ヴォールファールトはアルトドルフ、ストラスブール、バーゼルの大学で医学を学んだ。アルトドルフ大学に戻り博士を取得した後は、シュヴァインフルトで医師として活動した。

アカデミーが創設されたシュヴァインフルトや、4 人の創設者たちが学んだアルトドルフ大学は、ドイツ（神聖ローマ帝国）内で、現在のチェコ、オーストリアに近い南方に位置する。16–17 世紀における医学興隆の地としては、パドヴァ、ライデン、バーゼル、パリ、ロンドンなどの諸都市が知られているが、シュヴァインフルトではそれまで目立った活動が見られなかった。4 人は国内の大学のほか、パドヴァやバーゼルに出て学んだ。たとえばメッツガーとヴォールファールトが学んだバーゼルは、近代医学の幕開けとなったヴェサリウス（Andreas Vesalius, 1514–1564）の『ファブリカ De humani corporis fabrica libri septem』（1543）が出版された地であるが、彼らが学んだ 1630–50 年頃は目立った活動が見られなかった。またバウシュ、フェール、メッツガーが学んだパドヴァ大学は、16 世紀中葉から後期に解剖学研究の中心となった大学である。この頃にはヴェサリウスが解剖学教授をつとめ、著名な医学者を輩出し、また国外から多くの学生を受け入れていた。バウシュ、フェール、メッツガーが学んだ 1630–50 年頃にはドイツ生まれのヴェスリング（Johann Vesling, 1598–1649）が解剖学と外科学、後には植物学の教授を務めていた。当時、教養や専門的な知識を身につけるため国外をまわることは珍しくなかった。創設者の 4 人はそれぞれ、国外の諸都市をまわって医学を学び、また学位を取得するなどして専門的知識をシュヴァインフルトに持ち帰ったと考えられる。

同アカデミーは当初、地方における少数の医師の組織として始動した。このアカデミーが刊行した『医学自然学報』では、鉱物、植物、動物に関する報告が重視された[9]。創刊号（1670）の巻頭に置かれた諸国の医師に向けた言葉の中では、鉱物、植物、動物に関する研究が医術に役立つとされ、また「隣人の健康」を目指すアカデミーの活動は「誠実な honestus」、「好奇心の強い curiosus」、「有用な utilis」などの語で表された[10]。アカデミーによる活動と雑誌の刊行には、医学に関する知識を集積し人々の健康に役立てるという目的があったようである[11]。

3．『医学自然学報』創刊号（1670）の傾向と特徴

『医学自然学報』は、アカデミーの創設から 18 年を経た 1670 年から刊行され始め、幾度か名称を変更しながら現在も学会誌として継続している。Miscellanea curiosa, sive ephemiridum medico-physicarum Germanicarum academiae naturae curiosorum の名称が使用されたのは 1670 年から 1706 年までに刊行された 24 巻である。おおよそ 1 年に 1 冊の頻度で刊行されたが、年によっては 2–4 年ほどの期間が空く場合もあった。

創刊号の構成は以下の通りである。

- 口絵 1
- タイトルページ
- 口絵 2
- 標題紙
- レオポルド 1 世への献辞
- 報告者一覧
- 報告の目次
- 諸国の医師に向けた言葉
- 巻頭の言葉
- 報告（160 題）
- 注記
- 巻末の言葉
- フランチェスコ・レディ（Francesco Redi, 1626–1697）[12] のロレンツォ・マガロッティ（Lorenzo Magalotti, 1637–1712）[13] 宛ての報告（ラテン語訳）[14]
- 付記
- 索引

３－１．報告者の傾向と特徴

本稿では創刊号（1670）に収録された 160 題の報告を分析した。各報告には観察（observatio）の語が用いられており[15]、観察１、観察２と続く。報告には論考の形式がとられているものから、ごく簡潔な数行の短報や紹介もある。また、報告によっては、内容に関して編集者による注釈が付されている場合もある。

報告者は 36 人で、1 人あたり複数題を報告した者も多い。報告数にはやや偏りがあり、5 題以上の報告がある人物をまとめた（図 1）。多くがこれまで医学史上で取り上げられる機会が少なかった各地の医師である。以下で簡単に素描する[16]。

160 題中 14 題を報告した Philipp Jakob Sachs von Löwenheim（1627–1672）はライプツィヒ、モンペリエ、パドヴァなどで学んだヴロツワフ（Wroclaw：現ポーランド）の医師である。『医学自然学報』の最初の編集者で、報告に付された注記・注釈の大部分を担った。雑誌の刊行と医学者間のネットワークの構築に貢献したと考えられている[17]。続いて 13 題を報告したトマス・バルトリン（Thomas Bartholin, 1616–1680）はコペンハーゲン大学教授でデンマークのクリスチャン 5 世（Christian V, 在位 1670–1699）の侍医である。同じく 13 題を報告した Christianus Frider Garmannus（1640–1708）はマイセンの医師でアカデミーの会員である。12 題を報告した Alhardus Hermannus Cummius（生没年不詳）はブラウンシュヴァイク公爵夫人の医師である。10 題を報告した Georg Hieronym Velschius（1624–1677）はアウクスブルクの医師である。9 題を報告した Johann Georg Greiselius（1620–1684）はウィーン大学解剖学教授でアカデミーの会員である。8 題を報告した Joach Georg Elsnerus（生没年不詳）はヴロツワフの医師でアカデミーの会員である。同じく 8 題を報告した Georg Sebastianus Jungius（生没年不詳）はウィーンの医師でアカデミーの会員である。7 題を報告した Valent Andreas Moellenbroccius（1623–1675）はハレの医師でアカデミーの会員である。6 題を報告した Johannis Ferdinand Hertodius（生没年不詳）はモラヴィア（moravia：現チェコ東部）の医師でアカデミーの会員である。同じく 6 題を報告した Georg Seger（1629–1678）はライプツィヒなどで医学を学んだ後、コペンハーゲンのトマス・バルトリンの下で学び、1660 年にバーゼルで医学の学位を取得した。その後グダニスク（Gdańsk：現ポーランド）に移り、ポーランド王の侍医となった。5 題を報告した Jacobus Johannes Wenceslaus Dobrzensky（1623–1697）はプラハ大学の教授である。同じく 5 題を報告した Giovanni Guglielmo Riva（1627–1677）はローマのサンタ・マリア・デッラ・コンソラツィオーネの病院の外科医であり、解剖の講義やリンパ管の研究を行った。

以上から、同報ではアカデミーの会員、非会員に関わらず報告が掲載されたことが分かる。また

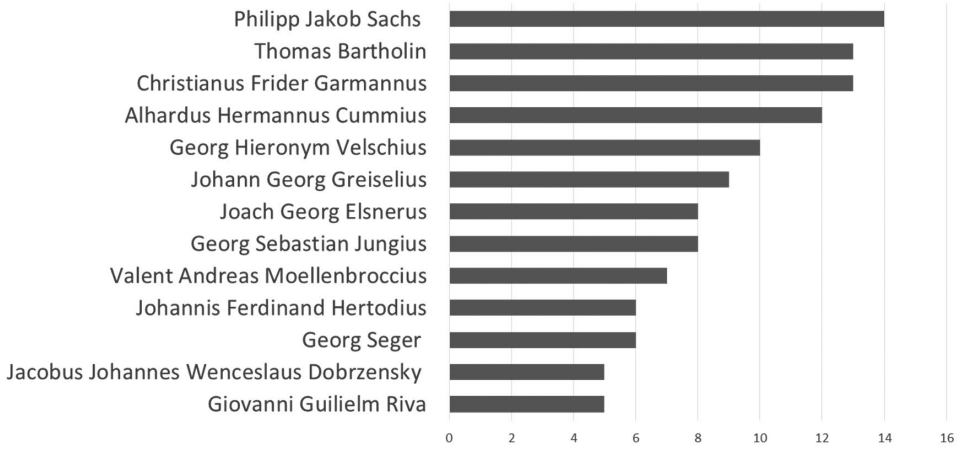

図１　Miscellanea curiosa 創刊号（1670）における報告数の多い人物
Miscellanea curiosa（1670）より作成

最も多く報告したのは Philipp Jakob Sachs von Löwenheim であり、自身の報告に加え注釈を担っていたことからも、この雑誌における役割の大きさが伺い知れる。

報告はしばしば別の人物を介し、アカデミーの会員に書簡の形式で届けられた。各報告には、報告者、書簡の受取人、注釈者が明記された。また、報告者はウィーン、グダニスク、モラヴィア、プラハ、ローマ、コペンハーゲンなどの各地の医師や大学教授であった。アカデミーの活動が広域に及んでいたことが分かる。

報告者のうち、特筆すべき人物として、トマス・バルトリンが挙げられる。トマス・バルトリンは同時期の著名な解剖学者であり、父カスパール・バルトリン（Caspar Bartholin the Elder, 1585–1629）の解剖学書をもとにした『改新解剖学 Anatomia reformata』（1641）が各国語に訳されて教科書として利用されたほか、リンパ管の研究などにより、国内外に知られていた。同時期のデンマークにはまだアカデミーが設置されておらず、学術関係の定期刊行物も刊行されていなかった。バルトリンは観察および研究結果を、医学、自然学に重点を置いた『医学自然学報』を通していち早く報告したものと考えられる。このほか 2 題のみであるが、ライネル・デ・グラーフ（Reinier de Graaf , 1641–1673）による報告が含まれる。グラーフはオランダの医師で 1672 年の著作『女性生殖器の新論考 De mulierum organis generationi inservientibus tractatus novus』（1672）において、グラーフ卵胞と呼ばれる構造を発見した。『医学自然学報』には「硬化した頸動脈」[18]、「奇形の子宮」[19] を報告している。

報告者の分析によって、報告者がグダニスク、アウグスブルク、マイセン、ウィーン、ローマなどの諸都市の医師であり、報告数には偏りがあったことが分かった。

３－２．報告主題の傾向と特徴

次に、主題の傾向と特徴を分析した。創刊号（1670）には、報告の目次および本文欄外注に各報告の分野が記載されている [20]。この記載に基づくと、報告は病理学 pathologia、自然学 physica、解剖学 anatomica、治療学 therapeutica、植物学 botanica、外科学 chirurgica、化学 chymica、数学 mathematica の 8 分野に分類される。ただし 160 題中 12 題は解剖・病理や、病理・治療など 2 つの分野にまたがる。本稿では雑誌全体における報告の傾向と性質を把握するため、同一論文で複数分野にまたがるものは双方に含めた。

創刊号（1670）の報告の内訳は、病理学 53 題（31％）、自然学 50 題（29％）、解剖学 34 題（20％）、治療学 13 題（8％）、植物学 11 題（6％）、外科学 7 題（4％）、化学 2 題（1％）、数学 2 題（1％）だった。

具体的な報告内容として、病理学の分野では腸の閉塞、水頭症、血尿など多様な症例が報告されている。また自然学の分野では、様々な人物による顕微鏡観察の結果をまとめたものや鉱物に関する報告などに加え、セイレーンに関する記述や不可思議な現象の紹介なども見られる。主として自然学全般に関する内容が扱われた。解剖学の分野では結合双生児や肺病の男児の解剖結果などが報告されている。また治療学の分野ではかゆみや瘰癧（るいれき）の治療について、植物学の分野では、コケやアロエのほか、日本のタバコに関する報告もある。

既述の通り、同アカデミーでは、鉱物、植物、動物を重視することが表明されていたが、『医学自然学報』では報告者である医師自身が診断、処置、治療、解剖した例や、それらを見聞きした報告が多数を占めていた。これは、医術の研究とその実用というアカデミーの目的に沿ったものと考えられる。特に病理的な内容に関する報告が多く、症例が図版を用いながら詳細に記述されている点は、同報の顕著な特徴である [21]。

おわりに

本研究では『医学自然学報』創刊時の性質と傾向を明らかにした。収録された報告の内訳と内容からは、『医学自然学報』が間違いなく西洋における最初の医学・自然学系の学術雑誌であったことが確認される。雑誌の特徴としては、各報告に

病理、解剖など、該当する分野が記載されている点が挙げられる。内容に関しても、書評を多く取り入れていた『ジュルナル・デ・サヴァン』や『フィロソフィカル・トランザクション』とは異なり[22]、医師が実際に経験した、あるいは見聞した病態、治療の方法と経過、解剖結果などが観察（observatio）として集積された。また報告は各都市の医師から寄せられ、医師たちが広範囲に情報を交換していたことが読み取れる。

報告者の中には著名な医学者も含まれ、たとえばトマス・バルトリンによる報告が収録されている点からは、同時期のヨーロッパに及ぼしたバルトリンの影響の大きさが知られる。また一方で、バルトリンにおける『医学自然学報』の影響という点も重要である。周辺諸国と同様、バルトリンが活動したデンマークでも、17 世紀後期は解剖学発展の時期であり、バルトリンは当地で最も影響力のある解剖学者だった。バルトリンは『医学自然学報』創刊の 3 年後、北ヨーロッパ諸国で最初の学術雑誌『コペンハーゲンの医学・哲学紀要 Acta medica et philosophica Hafniensia』（1673–1680）を刊行した[23]。この雑誌はおおよそ 2 年に 1 冊の頻度で全 5 巻刊行されたが、バルトリンの死後は刊行が継続しなかった。『コペンハーゲンの医学・哲学紀要』では、全 5 巻に収録された収録論考の 66% が医学関係の論考および報告であり、両雑誌には類似が見られる[24]。バルトリンも報告を寄せた『医学自然学報』の創刊が、『コペンハーゲンの医学・哲学紀要』の創刊に影響したことが推察される。

17 世紀には、各国において学術雑誌の創刊が相次いだ。ドイツ（神聖ローマ帝国）における『医学自然学報』の創刊もこうした潮流の一端とみなすことができる。各アカデミーにおいて雑誌刊行の意図は様々であったが、『医学自然学報』の創刊は、医師間で広く知識を共有し、医術を研究して一般の人々の健康に役立てるというアカデミーの目的を体言するものであったと言える。

謝辞

本発表は、科学研究費補助金による成果の一部です。
研究課題：17 世紀における医学自然学雑誌の創刊に関する比較研究
課題番号：20K12908
研究代表者：安西なつめ

注

1 Rebohm, S. 2019, 木本忠昭 . 2008

2 Bates, A.W. 2003, Kompanje, E. J. O. 2004

3 当時神聖ローマ皇帝レオポルド 1 世は、ハンガリー王（在位 1655–1705 年）、ボヘミア王（在位 1657–1705 年）、オーストリア大公（在位 1657–1705 年）として同地をおさめていた。

4 Dickson, Donald R. 1998. p. 93.

5 アカデミーはその後幾度か改称し、2007 年以降は国立科学アカデミー・レオポルディーナ（Nationale Akademie der Wissenschaften Leopoldina）として活動しており、現存する世界で最も歴史あるアカデミーの一つとなっている。現在は 30 か国以上 1600 名程の会員数で、活動は自然科学の多様な分野に及ぶ。国立科学アカデミー・レオポルディーナ HP：https://www.leopoldina.org/leopoldina-home/（2020 年 10 月 29 日閲覧）

6 Sturm, J. C. 1676-1685

7 ライプニッツはこの協会の創設にあたり、「諸学と諸技芸の協会を設立する構想」を著し、この協会は「単なる珍奇または好奇心や不毛な実験に向かったり、あるいはパリ、ロンドン、フィレンツェなどで起きているように、有益な物を単に発明するだけで応用や実用を欠き…人々が手を引いてしまう、というのであってはならない。」と述べている。G・W・ライプニッツ , 酒井潔 , 佐々木能章（監訳）. 2018, p. 485. 注 03 にあるように、パリ、ロンドン、フィレンツェとはそれぞれ、パリ王立科学アカデミー、ロンドン王立協会、アカデミア・デル・チメントのことを指している。

8 イタリアではすでに 16 世紀から、アカデミア・セクレトルム・ナチュラエ（Academia Secretorum Naturae、自然の秘密学会、1560）など、アカデミアと名のつく集会や会合が開かれていた。各国における学術活動の開始と雑誌の創刊に関しては、金子務 , 2005 を参照。

9 同報の口絵にも、鉱物、植物、動物の文字が刻まれ、３つの領域を表すモチーフが描かれている。

10 Deutsche Akademie der Naturforscher. 1670, p. 6.

11 刊行の目的に各地の研究者間の交流が意図されていたことも指摘されている。Rebohm, S. 2019

12 ハエなどの自然発生説に対する反証実験で知られる。

13 アカデミア・デル・チメントの秘書で、アカデミーの実験論文集「サッジ Saggi」（1666）を手掛けた。

14 毒蛇の観察 Osservazioni intorno alle vipere（イタリア語原題）Redi. F. 1664

15 observatio の語は医学の分野において 1560 年代頃から、個別の観察や症例の意味で使用され始める。Daston, L, Lunbeck, E. 2011, p. 53.

16 各報告者の情報は、『医学自然学報』の報告者一覧（syllabus, 頁番号なし）、個々の著作や論考、国立科学アカデミー・レオポルディーナ HP 内の会員検索（Mitglieder seit 1652：https://www.leopoldina.org/mitglieder/mitglieder-seit-1652/）（2020 年 11 月 2 日閲覧）などを使用して得た。

17 Sachs の伝記的な情報と、アカデミーの創立における彼の役割については Girlich, H. -J. 2012 が詳しい。

18 Graaf, R. 1670a

19 Graaf, R. 1670b

20 目次と本文欄外注の記載が異なる場合がある。どちらにも記載がある場合は内容に照らしながら本文欄外注の記載を採用した。また欄外注に記載がない場合は目次の記載を採用した。

21『医学自然学報』初期の病理学関係の報告とその図版に関しては、Conforti, M. 2015 が詳しい。

22 柴田和宏 , 2015 を参照。

23『コペンハーゲンの医学・哲学紀要』における収録論考の主題とその内訳に関する分析については安西なつめ , 2019a を参照。

24 安西なつめ , 2019b を参照。

参考文献

Ball, P. Curiosity: How Science Became Interested in Everything. Chicago, London: University of Chicago Press; 2014

Bates, A. W. Autopsy on a Case of Roberts Syndrome Reported in 1672: The Earliest Description? American Journal of Medical Genetics. 2013; 117A: pp. 92-96.

Brodman, E. The Development of Medical Bibliography. Baltimore: Medical Library Association; 1954

Conforti, M. Illustrating Pathologies in the First Years of the Miscellanea Curiosa 1670-1687. Nuncius. 2015; 30: pp. 570-609.

Deutsche Akademie der Naturforscher. Miscellanea curiosa medico-physica Academiae Naturae Curiosorum; sive, Ephemeridum medico-physicarum germanicarum curiosarum Annus primus anni scilicet M. DC. LXX. Lipsiae, Sumpt. V.J. Trescheri; 1670

Deutsche Akademie der Naturforscher. Miscellanea curiosa medico-physica Academiae Naturae Curiosorum; sive Ephemeridum medico-physicarum Germanicarum curiosarum annus secundus. Jenae, Sumptibus E. Fellgibeli, typis S. Krebsii; 1671

Dickson, Donald R. The Tessera of Antilia: Utopian Brotherhoods and Secret Societies in the the Early Seventeenth Century. Leiden, Boston: Brill; 1998

Evans, R. J. W. and Marr, A.（eds.）. Curiosity

and Wonder from the Renaissance to the Enlightenment. Routledge; 2017

Girlich, H.-J. Philipp Jacob Sachs von Lewenhaimb（1627–1672）und die Leopoldina. in Schlesische Gelehrtenrepublik, Vol. 5, Dresden-Wroclaw; 2012 S: pp. 193-208.

Graaf, R. Arteriae carotides induratae. in Miscellanea curiosa medico-physica Academiae Naturae Curiosorum; sive, Ephemeridum medico-physicarum germanicarum curiosarum Annus primus anni scilicet M. DC. LXX. Lipsiae, Sumpt. V.J. Trescheri: 1670a; pp. 285-286.

Graaf, R. Monstrosus uterus. In Miscellanea curiosa medico-physica Academiae Naturae Curiosorum; sive, Ephemeridum medico-physicarum germanicarum curiosarum Annus primus anni scilicet M. DC. LXX. Lipsiae, Sumpt. V.J. Trescheri: 1670b; pp. 286-288.

Holenstein, A. Scholars in action. The practice of knowledge and the figure of the savant in the 18th century. 2 vols. Leiden: Koninklijke Brill NV; 2013.

Jarcho, S. Problems of the autopsy in 1670 AD. Bulletin of the New York Academy of Medicine. 1971; 47（7）: pp. 792-796.

Kompanje, E. J. O. The First Successful Separation of Conjoined Twins in 1689: Some Additions and Corrections. Twin Research and Human Genetics. 2004; 7（6）: pp. 537-541.

Mücke, M, Schnalke, T. Briefnetz Leopoldina: die Korrespondenz der Deutschen Akademie der Naturforscher um 1750. Berlin, New York: NY de Gruyter; 2009

Rebohm, S. Knowledge, Community and Authority at the Academia Naturae Curiosorum, in Pietro Daniel Omodeo, Natural Knowledge and Aristotelianism at Early Modern Protestant Universities. Volkhard Wels（Hg.): Harrassowitz; 2019. pp. 299-314.

Redi. F, Osservazioni intorno alle vipere. Firenze Insegna della Stella Göttingen Niedersächsische Staats-und Universitatsbibliothek; 1664

Sturm,J.C. Collegium experimentale: sive curiosum. Nürnberg: W.M. Endter; 1676-1685

安西なつめ .『コペンハーゲンの医学・哲学紀要』における収録論考の主題と傾向 : 日本医史学雑誌 . 2019a; 65（2）, p. 202.

安西なつめ . 17 世紀デンマークにおける医学の展開―北欧で最初の公開解剖施設の設置と医学系雑誌の刊行―: 北欧史研究 . 2019b; 36, pp. 21-36.

金子務 . オルデンバーグ―十七世紀科学・情報革命の演出者 . 東京 : 中央公論新社 ; 2005

木本忠昭 . 現存ドイツ最古医学自然科学アカデミー「レオポルデイーナ」: ドイツの科学アカデミー . その(1)学術の動向 . 2008; 13(1), pp. 80-85.

坂井建雄 . 人体観の歴史 . 東京 : 岩波書店 ; 2008

柴田和宏 . 刊行初期のフィロソフィカル・トランザクションズ . 科学史研究 . 2015; 275, pp. 233-239.

ライプニッツ , G. W. 酒井潔 , 佐々木能章（監訳）. ライプニッツ著作集 第 II 期 3］技術・医学・社会システム―豊饒な社会の実現に向けて . 東京 : 工作舎 ; 2018

滞日インドネシア人ムスリムの宗教的・文化的つながり
―非イスラーム圏で寛ぎの場所を求めて―

伊　藤　雅　俊

Masatoshi Ito. The Religious and Cultural Ties of Indonesian Muslims in Japan: Seeking a Comfortable Place in non-Islamic Region. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.69-79.

This paper presents instances of Islamic events that are held only by Indonesian Muslims living in Japan and explores what it means for them to participate in these events.

The existence of mosques is a spiritual base for Muslims, and even more so if Muslims live in non-Islamic areas. Therefore, taking part in various events such as Friday worship and a gathering of *Iftar* (meal after fasting) at mosques usually fills their consciousness as a Muslim. However, the Indonesian identity will not be satisfied, because Muslims who assemble in mosques in Japan have varied ethnic and national backgrounds.

Indonesian Muslims in Japan who participate in those events visit the mosques primarily to fulfill their Muslim awareness and religion devotion, but do not fulfill their national and ethnic identity. Since they live in a foreign country, they usually want to satisfy their Indonesian awareness. As there is an indivisible relation being a Muslim and being an Indonesian, Indonesian Muslims seek a place to satisfy both identities at once. They need a comfortable place to share Indonesian culture as an Indonesian Muslim.

Indonesian Muslims staying in Japan not only participate in events at mosques, but also engage in their own events, such as *Silaturahmi* and *Pengajian*, which are described in this paper. They create religious and culturally comfortable spaces temporarily in non-Islamic region or Japan.

はじめに

本稿は、日本に居住するインドネシア人ムスリム[1]が独自に行っているイスラーム的催しの事例を示し、それらに参加することは、彼らにとってどのような意味があるのかを探るものである。

日本における外国人ムスリムに関する研究は、モスク設立までの過程およびモスクの活動、ハラール食品、ムスリム・コミュニティおよびムスリムネットワークなどを題材としてこれまで多くなされているものの[2]、インドネシア人ムスリムのみを研究対象とした研究は多くはない[3]。また、インドネシア人ムスリム同士のつながりという、本稿が目指すようなマイクロな視点からの研究は皆無に等しい。日本社会ないし日本人との関係や相互理解、その他のエスニック集団との交流といった異文化接触に着目する研究も興味深いが、本稿ではモスクやムサッラー（一時的礼拝場所）[4]に依拠した活動ではない、インドネシア人ムスリム同士の交流に焦点をあて、日本におけるムスリムの現状の一端を示したい。

モスクはムスリムにとって精神的な拠り所であり、非イスラーム圏で暮らしていればなおさらその意味は強まる。たとえばモスクで行われる金曜の集団礼拝に参加すると、そこに参集した人々の出自や使用言語や年齢に関係なくムスリムとしての絆を感じられ、また自らがムスリムであることを再確認できる。異郷にいながらにして仲間と、同様の信仰と時間と空間を共有できることは感動的でさえあるだろう。モスクはこのような意味で

も滞日ムスリムにとって必要不可欠な存在である。

モスクで行われる金曜の集団礼拝や断食月のイフタール（断食明けの食事）の会などの諸行事に参加すると、ムスリムとしての意識が充足される。しかし、モスクにはさまざまな文化的背景を持ったムスリムが集うため、インドネシア人としての意識が十分に満たされるかについてはどうであろうか。それらに参加する滞日インドネシア人ムスリムは、一義的には信仰のためにモスクを訪れているのであって、ナショナル・アイデンティティやエスニック・アイデンティティの充足を求めてモスクを訪れているのではないものの、異国の地で暮らしている以上、インドネシア人意識も満たしたいと考えるのが普通であろう。実際に筆者は「できればインドネシア人だけのモスクがほしい」という内容の発言を幾度も聞いたことがある。インドネシア人であることとムスリムであることは不可分の関係にあるため、滞日インドネシア人ムスリムは一遍に双方の意識の充足される場を求める。

滞日インドネシア人ムスリムはモスクやムサッラーが主催する諸行事に参加するだけでなく、本稿で紹介するシラトラミとプンガジアンといった滞日インドネシア人ムスリムによる滞日インドネシア人ムスリムのためのイスラーム的・親睦的催しを独自に実施してもいる。彼らは異郷の地であり、かつ非イスラーム圏である日本において、宗教的・文化的に居心地のよい空間を一時的に作り出しているのである。

本稿の内容は、筆者が2017年度[5]より東海地方および関東地方に居住するインドネシア人ムスリムを対象として断続的に実施してきた民族誌的フィールドワークで得られた成果に基づく。フィールドワークの方法は参与観察と聞き取り調査である。聞き取り調査では、基本的には質問票を用いない非構造化インタビューという方法を採用した。使用言語は日本語とインドネシア語である。モスク、ムサッラー、インドネシア人宅で催されるイスラーム的諸行事に参加したり、筆者も断食や礼拝を行ったりと、何よりもインドネシア人ムスリムと時間を共有することに力点を置いた。

1　滞日ムスリムの概数とその推移

日本においてムスリムの増加が顕著となったのは1990年前後のことで、当時はバングラデシュ、パキスタン、イランの3国出身者が多くを占めた。バングラデシュおよびパキスタンは1989年まで、イランは1992年まで日本との間に査証相互免除協定を結んでいたため、ビザなしで日本への入国が可能であった。この時期に3国から合わせて10万人から20万人の人々が来日した[6]。

南アジア・西アジア諸国から出稼ぎ労働者が大量に流入してくる以前の日本におけるムスリムの数はどの程度であったか、ごく簡単にその推移を以下に示す。

1900年頃にインド系ムスリム商人が神戸などへやって来るようになり、1930年代後半には500人程のタタール人ムスリムが東京や神戸や北海道などに暮らしていた。また、戦中期（1931-1945）に国策としての回教政策に関わってイスラーム教に入信した日本人は少なくとも200人であり、戦前の日本におけるムスリムの総数は1,000人未満であった[7]。

戦後の滞日ムスリムの概数は1969年頃に3,500人程度、1984年に8,000人程度と推定される[8]。前述の3国出身者の他にインドネシア、エジプト、ナイジェリア、トルコなどから来日するムスリムの増加により、2000年末時点で外国人ムスリムの人数は7万人[9]、それから10年後の2010年末には10万人となった[10]。

現在、日本には20万人のムスリムが暮らしており、日本人ムスリムだけでも4万人に上ると推定される[11]。日本人ムスリムにはイスラーム教に改宗した日本人だけでなく、ムスリム夫婦の間に生まれた子ども、日本国籍を取得した外国出身者も含まれる。他方で、外国人ムスリム16万人の7割ほどは、インドネシア人、パキスタン人、バングラデシュ人といった東南アジアおよび南アジア出身者で占められ、その中でもっとも多いのがインドネシア人ムスリム4万5,000人である[12]。

2　日本におけるイスラーム的生活環境の整備

イスラーム教は冠婚葬祭をはじめとして生活リズム、食、考え方、所作、慣習に至るまでムスリムの生活のあらゆる領域に満遍なく影響をおよぼしているため、ムスリムが非イスラーム圏においてイスラーム的な生活を祖国においてと同じように営むのは不可能に近い。滞日インドネシア人ムスリムの集いの際などにリーダー的な役割を務めるインドネシア人男性が「理想を言い出したら切りがない。そもそもここは日本なのだ」[13] と話してくれたことがあるように、自国では自明のものであったイスラーム的生活を日本でもそのままのかたちで享受できるようになるのは非現実的であることをムスリム自身承知してもいる。

日本においてもハラール食品が入手しやすくなってきており、火葬を禁じられているムスリムのための霊園墓地もその数は限定されるが存在しているというように [14]、イスラーム的生活環境の整備が徐々に進行している。しかしここでは本稿の内容に即して、日本におけるムサッラーおよびモスクの２つを取り上げるにとどめる。

２－１　ムサッラーの確保

1990 年前後から急増した外国人ムスリムであるが、その大半が出稼ぎ目的で来日した壮年の男性で、彼らの中には日本人女性と結婚するなどして日本に居続ける者が多く見られた [15]。中古車やハラール関連のビジネスを展開するパキスタン人ムスリムがその代表的な例である。こうした外国人ムスリムの滞日期間の長期化あるいは定住化、並びに留学生や研修生の増加に伴い、ムスリムの居住範囲は首都圏や大都市だけでなく地方へと広範におよぶようになった。そこでムスリムが日常的に使用できる祈りの場や憩いの場としてのモスクとムサッラーが日本各地に設けられるようになった。滞日ムスリム人口の多くなかった頃は、ある程度は以前から存在していたモスクやムサッラーを利用することができていたと考えられる [16]。

ムスリムは日本にモスクを設置する前に、ムサッラーを確保することから始めた。ムサッラーとは一時的礼拝場所であり、簡易的な礼拝スペースと考えればよい。日本でモスクを設置するには数千万円以上の費用がかかるのに対して、ムサッラーは雑居ビルやアパートの一室を賃借し、仲間内で賃貸料を集めて支払えば済むからである。

仕事・学校帰りにムサッラーに寄って仲間たちと礼拝や勉強会や食事をする。加えて、金曜の集団礼拝の場となるだけでなく、日本で生活する上での情報交換や悩み相談の場ともなる。留学生の場合、学校の許可が出れば空き教室などをムサッラーとして使用する。静岡県在住のインドネシア人男性は、静岡ムサッラーがなかった頃日本語学校に通っていたのだが、教員に相談し学校の許可を得て、金曜日の正午にだけは空き教室を利用して友人たちと金曜の集団礼拝を行っていたという [17]。また、持ち回りで自宅をムサッラーとして開放するという方法も見られた。今日の日本においては国際空港や商業施設や観光関連施設だけにとどまらず、大学や会社にもムサッラーが設置されているところがある。

２－２　モスクの設立

ムスリムが人口の９割近くを占めるインドネシアを例に挙げると、街の至る所に大小のモスクがあり、大学のキャンパスにもモスクが存在する。筆者がフィールドとしているメダンには、２つも３つもモスクのある通りや、半径 50 メートル程の範囲に４つのモスクが建っている地域まである。また、駅、ショッピングモール、レストラン、公園などにムサッラーが設置されている。冠婚葬祭をはじめとして、地域社会の中心的役割を担うのもモスクである。このように、ムスリムが暮らしていればモスクが存在するわけで、滞日外国人ムスリムが出身地域においては自明の存在であったモスクの会堂を目指すのは自然の成り行きと言える。しかしながら、モスク開設にはムサッラーとは桁違いの莫大な費用が必要となるため、皆で寄付を集めようにもとにかく時間を要する大仕事となる。

ここで、1991 年に設立された一ノ割モスクの例を見てみよう。埼玉県春日部市にある一ノ割モスクは 4,500 万円で４階建の中古ビルを購入し、

改装・改造したものである。近くのムサッラーに来ていた人たちが中心となって費用を貯めた[18]。以前から日本にあった神戸モスク、東京回教礼拝堂（東京ジャーミイ）、バライ・インドネシア礼拝所、そしてアラブ・イスラーム学院は各国政府の援助などによって建設されたのだが、一ノ割モスクは日本で就労する外国人によって初めて自力で会堂されたモスクとなる。同モスクの開設成功は、日本中のムスリムにモスクの設立は夢の話ではなく実現可能であることを示した。

1990 年代には一ノ割モスクを含めて 11 のモスクが関東地方を中心に設立された。そして 2000 年代に入るとなんと 2009 年までに 48 のモスクが設立され、うちの半数近い 22 は関東地方であるが、北海道、東北、中部、関西、四国、九州と広範囲に及んだ。そして 2010 年代に入ってもその数は増え続け、現在日本におけるモスクの総数は北海道から沖縄まで 100 を越える。現時点でもっとも新しいモスクは 2020 年 11 月 8 日会堂の富士河口湖モスクである。

3　モスクの機能と意味

モスクの最も主要な機能は人々に礼拝の場を提供することであるが、教育の場、憩いの場、情報交換の場、また政治・社会活動の場としての役割を担うといった副次的機能もある[19]。他方で、ムスリムの移民社会におけるモスクの機能と意味は、共通の宗教によって結ばれていると感じるエスニック集団にとっての出会いの場、主流社会とは異なるアイデンティティを付与する場、自らの文化を継承する場などが挙げられる[20]。

また、モスクはイスラームおよびムスリムの存在を主流社会に承認してもらうための活動を行う場でもある[21]。たとえば、東京都豊島区にある大塚モスクでは、ホームレスへの食事提供や早朝の礼拝後に近辺の道の掃除を行っている[22]（行為者は日本人に認められようと行っているわけではないだろうが）。モスクは他にも日本の学校に通う子弟の給食問題への対応、イスラーム学校建設活動などさまざまな役割を担っている。非イスラーム圏である日本においてはモスクがムスリム・コミュニティの中心であり、ムスリムによるムスリムのための諸活動全体を担う機関であると言えよう[23]。

3－1　滞日インドネシア人ムスリムにとってのモスク

次に、滞日インドネシア人ムスリムにとってのモスクの機能および意味を具体的に示す。フィールドワークを通じて、モスクは彼らにとって祈りの場であるだけでなく、安らぎの場、出会いの場、教育の場でもあることが確認できた。また、友人の結婚式や断食明けのときくらいしかモスクに行くことのないインドネシア人ムスリムにとってもモスクの存在は大きい。普段は全くと言ってよいほどモスクを使用しなくても、異国の地で生活していて何かあったときに頼れる存在であり、非イスラーム圏にもモスクがあるというだけで安心感が生じるのだという。

安らぎの場

日本での就労時、浜松モスクに毎日のように通っていたインドネシア人男性によると、同モスクには平日だと仕事を終えたインドネシア人、パキスタン人、バングラディッシュ人などの信徒が多い時でおよそ 20 人集まる。仕事でかなり疲れていない限りはモスクを訪問していた同氏は「（インドネシアの家族に会えなくて）寂しくなった時、ネガティブな気持ちになった時、神様（アッラー）にお祈りをします」、「モスクは日本で生活する私に癒やし・安らぎのひとときを提供してくれる場所なのです」と語ってくれた[24]。ムスリムにとってモスクは安らぎの空間であり、異文化社会で生きていく上でなくてはならない存在であることが再確認できる。

出会いの場

ここでは、筆者が 2018 年 4 月 14 日（土）午後 15 時頃に神奈川県のあるモスクを訪れた際のエピソードを紹介する。

この日、インドネシア人の友人とモスクに行ってみると、1 人のムスリムが礼拝していた。筆者の友人はほぼ毎日同モスクに通っているのだが、

見かけたことのないムスリムだと言う。筆者らはそのムスリムを見ただけで、インドネシア人かマレーシア人かどちらかであろうとすぐに判断できたため、とりあえずはインドネシア語で話しかけてみようということになった。マレーシア人・マレー語話者であったとしても会話が成立するからである。

話していると、インドネシア人であることがわかり３人の表情が綻びた。同氏は 2018 年３月に中部地方の大学院で博士前期課程を修了し、4 月に仕事のため神奈川へ引っ越してきたばかりで、まだ近くに同国人の知人・友人がいないため出会いを求めて最寄りのモスクに来てみたのだという。一週間前も休日を利用してモスクを訪問したが、その際は同国人のムスリムには巡り合えなかった。このように、同国人との出会いを期待して、休日に安らぎの場であるモスクへ礼拝しに来る滞日インドネシア人ムスリムがいる。

教育の場

愛知県に住むあるインドネシア人女性は、子どもたち３人を連れて毎週土曜日に近くのモスクで行われるムスリム子弟向けの勉強会に通い、日本で暮らしていても子どもたちを良きムスリムに育てようとしている。日頃から家庭内でしっかりとイスラーム教育を施しているし、休日に数家族と集まって子どもたちにアラビア語の読み書きを教えているという。

ちなみに、夫はインドネシアにおいて敬虔なムスリムとして知られるミナンカバウ人である。夫が日本で３週間ほど入院したとき、豚肉やラードの入っていない食事を出してくれる病院を探したのだという [25]。

３－２　インドネシア人だけのモスクがほしい

上で見たように、モスクの存在は滞日インドネシア人ムスリムにとって十分に意味のあることが認められるが、彼らとの会話のなかで「できればインドネシア人だけのモスクがほしい」という内容の発言を何度も聞いたことがある。

第４節第３項で紹介するプンガジアン（イスラームの勉強会）はモスクでも行われている。モスクで実施されるプンガジアンの参加者は当然のことながら、インドネシア人だけでなく、バングラデシュ人やパキスタン人などさまざまな文化的背景を持った人々である。したがって、たとえば神奈川県のあるモスクでは月曜日から木曜日の午前中に英語でプンガジアンが行われているというように、当然インドネシア語で行われるのではない [26]。仮に英語の堪能なインドネシア人ムスリムだとしても同国人と母語を用いて行う、文化的・精神的に寛げるプンガジアンの方に魅力を感じるのではないだろうか。つまり、ムスリムとしてだけでなくインドネシア人としても居心地の良い場所、文化的に寛げるモスクを求めているのである。

インドネシア人が中心になって会堂に至ったモスクは福岡などに存在する [27]。西尾ダルサラームモスクがその一つであり、そこは愛知県西尾市およびその周辺に暮らすインドネシアムスリムの憩いの場となっている [28]。この西尾ダルサラームモスクのように、インドネシア人によって設立され主にインドネシア人が使用するモスクは存在するが、インドネシア人のためだけのモスクは存在しないだろう。

４　滞日インドネシア人ムスリム独自のイスラーム的・親睦的催し

４－１　シラトラミ

アラビア語のシラトラミを日本語にすると親族関係となる。シラトラミはそのままの意味で用いられているのではなく、実際に親族ではないが親族のように同じムスリム、すなわちウンマ [29] の一員として互いに思いやる、支え合う、愛情を捧げ合う関係という意味で用いられる。イスラーム教ではそうした関係、シラトラミを止めてしまった者は天国へは行けないとされている。そしてこの概念は本当の親族であろうがなかろうが、親交を深め、維持していくべきだという考えにつながる。

大学時代の友人たちと疎遠にならぬよう定期的に同窓会を開く。経済的に安定しなかった時期にお世話になった人を食事に誘い、今度は自分が相手の分まで支払う。来日したインドネシア人であ

れば、故郷の家族や友人と地理的に遠く離れてしまい会えなくても、電話やSNSで連絡を入れ、近況報告をしたり、相手を思いやる言葉をかけたりする。これらの行為はすべてシラトラミと表現される。ちなみに、インドネシアでは名詞系シラトラミ（*silaturahmi*）と動詞形「シラトラミする（*ber-silaturahmi*）」で用いられている。

愛知県に住むインドネシア人女性は「（インドネシア人ムスリムの人たちは）友達だけど家族みたい。○○さんも家族みたい。たまに集まってご飯食べて、話をする。それだけですばらしい」のだという[30]。インドネシア人たちは一般的にこうした内輪だけで集い食事や談話をする集まり自体のこともシラトラミと呼んでいる。次項では、2018年の春分の日に神奈川県で行われたシラトラミを紹介する。

4－2　シラトラミの事例

2018年3月21日、シラトラミが神奈川県在住のインドネシア人宅で開催された。インドネシア人の成人男女11人（男性6人、女性5人）、学齢期前の子ども、そして筆者の計13人が参加した。静岡県、神奈川県、東京都に住む大学生、技能実習生、会社員で、夫婦が4組含まれていた。参加者の年齢は、子ども1人を除いて20代前半から30代後半までであった。

午前11時に主催するインドネシア人の居宅に集合ということであったが、筆者が到着したのは11時過ぎで、その後しばらくして男性3人、女性2人が到着して12人となった。そして全員が集まったのは、昼のズフル礼拝が終了する頃だった。

ズフル礼拝の時刻まで男性は居間で会話を楽しみ、女性は台所で談笑しながら昼食の準備をする。礼拝時刻になると、まず男性が一人ひとり順番に風呂場でウドゥー（礼拝のための清め）を済ませ、居間で男性だけで礼拝を行った。続いて、女性が上記と同様のことをした。女性の礼拝中、男性は台所にいた。

男女別々のウドゥーとズフル礼拝が終わり、台所から居間へ料理が運ばれた。机は使用されずに、床に置かれた。インドネシア的であり、かつイスラーム的な共同飲食のスタイルである。ジャワ、ミナンカバウ、マンダイリン・バタックの出自を持つ女性たちが会していたこともあって、甘い味付け・辛い味付けのものがあり、また各々が出身地の食べ物を持ち寄ったことでバラエティに富んだインドネシア料理が用意された。

主催者のインドネシア人男性は、「アッラーの慈悲とアッラーの祝福がありますように」というアラビア語の挨拶の後、「本日は東京や神奈川、静岡からも、遠いところから集まってくれてありがとう。今日初めて会った人同士もいるが、せっかく出会えたのだから、これからは仲間、私たちは仲間である。何か問題が生じたときには助け合おう。辛いことがあったのであれば分かち合おう。日本での暮らしがより快適なものになるように情報交換をしよう」といった内容の言葉をインドネシア語で述べた。そして、同氏はしばらく間をあけて「皆でアル＝ファティーハ[31]を唱えましょう」と言った。

> *慈悲あまねく、慈悲深いアッラーの御名において。*
> *すべての世界の主であるアッラーに、すべての称賛を捧げます。*
> *慈悲あまねく、慈悲深いお方で、最後の審判の日をつかさどる方です。*
> *私たちはあなただけに仕え、あなただけに助けを求めます。*
> *私たちを真っ直ぐな道に導いて下さい。*
> *その道とは、あなたが恵みを与えた人々の道であり、（それは）怒りを買うこともなく、迷ってもいない人々の道です*[32]。

シラトラミの参加者全員でアル＝ファティーハの暗唱が終了すると、主催者の「さあ、食べましょう」（*Ayo kita makan*）という掛け声でインドネシア料理の共食が開始された。食事が済むと皆で後片付けをし、談笑や思い思いの時間を過ごすなどした。アスル礼拝の時刻に近づくと、昼の礼拝時と同様に、男女別れてウドゥーおよび礼拝を行った。アスル礼拝を終え、解散となった。シラトラミはこのような形で行われるのが一般的で

ある。また、インドネシア人ムスリムによって日本全国的に行われているし、祖国においても日常的に行われている催しである。インドネシア人ムスリムにとってありふれた休日の過ごし方であると言える。

当シラトラミの流れを簡単に示すと、集合、談話①、ズフル礼拝、クルアーン開端章の朗誦、共食、談話②、アスル礼拝、そして解散となる。まず、談話①および談話②の時間には世間話だけでなく悩み相談や情報交換などが行われる。たとえば、これから日本で初めて出産するインドネシア人女性からすると、すでに日本で出産経験のある同胞から直接話を聴いたり、励ましを受けたりすることで安心感を得ることができる。また、技能実習の期間終了後に再度来日したいという 20 代前半の女性に対して「（技能実習生は）仕事で疲れてしまうのはわかる。しかし、せっかく日本に来たのだから計画的に日本語を学習し、日本語能力試験でより高いレベルを目指した方がよい。帰国後インドネシアで就職するにしても、再度来日するにしても日本語を勉強しておけば有利になる」といったアドバイスをする者もいる。長く日本で過ごし自身も苦労の連続で、いろいろな同胞を見てきた者としての意見を後輩に伝えたのである。

次にズフル礼拝とアスル礼拝および開端章の朗誦であるが、これらを行うとシラトラミの参加者に仲間意識が醸成される。また仲間意識が強まるだけでなく、一人ひとりにムスリムであることを再確認させる。ここで特筆すべきはインドネシア人として、ムスリムとして、さらに同時期に日本に居住するインドネシア人ムスリムとしての仲間意識が生じるのである。共食の時間においても同様のことが言えるだろう。加えて、アスル礼拝を終えると、その仲間意識はより強固なものとなり、シラトラミの空間が殊更に温情な雰囲気に包まれる。

他方、このシラトラミを通じて知り合った者同士もいたわけで、それに該当する参加者に限って言えば、ズフル礼拝や共食を終えた後の談話②の場面では、談話①のときよりも話が弾むようになる。また、ズフル礼拝は同シラトラミで初めて会った者同士の心的距離を一気に縮める。

4－3　プンガジアン

滞日インドネシア人ムスリムはシラトラミの他にプンガジアン（*pengajian, acara pengajian*）を催してもいる。プンガジアンとは、インドネシア語でイスラームの勉強会のことである。勉強の後は参加者全員で食事をとる。

ウスタ（イスラーム教の教師）と呼ばれる人物が中心となって行われる。日本でウスタ役を務めるインドネシア人は、イスラームの知識に秀でており、仲間からもその英明さを認められていることが大前提となる。参集した人たちに話を聴いてもらうので、寛厳さも大事になってくるだろう。筆者の把握している限りでは、インドネシアでイスラーム系の学校を卒業している者、ほぼ毎日モスクへ通い礼拝を欠かさない者、または日本、インドネシアないしは第三国で大学院を修了している者が日本でウスタ役を務めている。

ウスタ役をこなせる程にイスラームの知識に長けた人物が近くに住んでいない、あるいはウスタを任されている人物の都合がつかないといった場合、近くの市町村や隣の県から友人や知人を通じてウスタに来てもらう。たとえば静岡県東部で技能実習生として働くインドネシア人ムスリムの参加者を主としたプンガジアンのために、神奈川県中西部在住のインドネシア人男性が自家用車で通っていた時期があった。当プンガジアンの参加者で少しずつお金を集め、それをウスタへの謝礼とする。他方で、ときには滞日インドネシア人のために日本各地でプンガジアンを行うため、インドネシアで有名なイマーム[33]が来日することもある。

プンガジアンの目的は 3 つあるとされている。第一の目的はその字義通り勉強するためで、イスラームの聖典『クルアーン』や預言者ムハンマドの言行録『ハディース』を朗誦したり、ウスタがそれらに説明を加えたり、解釈の仕方を解説したりする。第二に、ムスリム同士の結びつきを保持・拡大し、強固なものにするという目的がある。第三に、家庭内や職場での問題などを共有し、皆で解決の糸口を探るためである。たとえば、非イスラーム的状況下でムスリムとして生きるためには、良きムスリムであり続けるためにはどうした

ら良いのか、ウスタを中心に皆で考える。

まとめと考察

本稿では第一に、日本におけるムスリムの数は1990年頃から増加してきたことを示すために、その推移をごく簡単に記した。また、1990年代以降の外国人ムスリムの定住化に伴いムサッラーとモスク開設をはじめとして、徐々にではあるが日本においてもムスリムにとって暮らしやすい生活環境が整備されてきていることを報告した。

第二に、モスクの存在は滞日インドネシア人ムスリムにとって単に祈りの場であるだけでなく、安らぎの場や出会いの場でもあることを示した。日本のモスクないしムサッラーはムスリムにとって意味のあること、換言すればモスクに通うことによって彼らのムスリムとしての意識が充足されることを筆者のフィールドワークにおいても看取できた。

一方、理想を言ってしまえば「インドネシア人だけのモスクがほしい」のである。インドネシアのモスクにはさまざまなエスニック集団の信徒が集まるものの、共通の言語を介する同じインドネシア国民であるのに対して、日本のモスクにはさまざまなナショナリティや文化を持ち、異なる言語を話すムスリムが集う。ウンマという共通意識でつながってはいても外国人だらけのモスクではインドネシア人意識、ナショナル・アイデンティティは満たされない。

第三に、滞日インドネシア人ムスリムのみで実施しているシラトラミとプンガジアンを取り上げ、彼らがそれらに参加することにどのような意味があるのかを探った。インドネシア人は「兄弟のような関係を結ぶ（menjalin hubungan persaudraan）」ためにシラトラミを行い、異国の地で出会えたからこそその出会いと出会った仲間をより大切にしようと考えている。異国の地で「兄弟のような関係を結べた」ことに付加価値が見出される。普段頻繁に連絡を取り合ったり、直接会ったりする相手は限られてくるだろうが、異郷で暮らす彼らはシラトラミを催して、心強い仲間の輪を広げ、絆を深めているのだ。

他方、プンガジアンであるが、勉強や議論の後にインドネシア料理の共食の時間が設けられている。インドネシア人ムスリムにとってイスラームの学びの場、同国人との出会いの場、そして日本で生活していく上で必要な情報交換の場となる。

考察1　宗教的・文化的により快適な空間を作り出す

冒頭で述べたように、インドネシア人＝ムスリムではないものの、インドネシア人であることと、ムスリムであることは不可分な関係にあるため、ムスリムとしてモスクに通うだけでは、反対にインドネシア人の友人や仲間と余暇を過ごすだけでは、インドネシア人ムスリムとしての意識は十分に満たされない。そこで、滞日インドネシア人ムスリムは同国人だけで、シラトラミやプンガジアンを実施することによって一時的ではあるものの、宗教的・文化的により快適な空間を作り出している。断食明けの祭りのときくらいにしかモスクにやって来ないような滞日インドネシア人ムスリムにとっても、参加しやすい行事であることを付言しておきたい。

考察2　より意識的に

イスラーム的・親睦的・互助的性格を持つシラトラミおよびプンガジアンは、本国で行っていることと何ら変わりない。異なる点は、それらを日本で実施しており、異文化社会、非イスラーム圏であるからこそ、本国にいるときにもましてそれらをより自覚的・意識的に行っているという点である。こうした傾向は、ムスリムとしての敬虔さと関係なしに認められるとも言えよう。

考察3　ムスリムのより不可視的な実態

日本のモスクまたはムサッラーでムスリムたちが行っているイスラーム的諸活動でさえ日本人一般に知られていないだろう。それ以前の話で日本にムスリムが20万人いることやモスクが存在することを知らない日本人が多くいるに違いないが。宗教施設ではない場所でインドネシア人ムスリムのみで催されるシラトラミやプンガジアンといった諸行事となると、日本人にはさらに見えに

くいものとなろう。それらが行われている外国人宅の近隣に住む日本人は、休日に東南アジア系の人々が集まってパーティーでも催して余暇を満喫しているのだろう程度にしか考えないだろう。

本稿では研究対象者がインドネシア人ムスリムと限定的ではあるものの、モスクやムサッラーに依拠した活動ではない、日本におけるムスリムのより不可視的な側面を提示できたのではないだろうか。今後も滞日インドネシア人ムスリムの宗教的適応やイスラーム教およびその実践に対する考え方の変化などを明らかにするために調査研究を継続していきたい。

註

1 イスラーム教の男性信徒はムスリムと呼ばれる。ムスリムの女性形はムスリマであるが、本稿では性別を問わずムスリムと表記する。

2 たとえば、小村明子（2015）『日本とイスラームが出会うとき その歴史と可能性』現代書館、桜井啓子（2003）『日本のムスリム社会』ちくま書房、店田廣文（2015）『日本のモスク 滞日ムスリムの社会的活動』山川出版社、樋口直人・稲葉奈々子ほか著（2015）『国境を越える 滞日ムスリム移民の社会学』青弓社、嶺崎寛子（2013）「ディアスポラの信仰者 在日アフマディーヤ・ムスリムによるグローバル状況下のアイデンティティ」204-224 頁『文化人類学』第 78 巻第 2 号が挙げられる。

3 たとえば、服部美奈（2009）「ムスリムを育てる自助組織 名古屋市における児童教育の実践と葛藤」215-232 頁、奥島美夏編『日本のインドネシア社会 国際移動と共生の課題』明石書店、山口裕子「地方社会のムスリム食事情 岡山県におけるハラール食品の製造と流通」233-23 頁、前掲書、同上（2017）「グローバル化、近代化と二極化するハラールビジネス―日本のムスリム非集住地域から」17-45 頁、阿良田麻里子編『文化を食べる 文化を飲む―グローカル化する世界の食とビジネス』ドメス出版が挙げられる。

4 ムサッラーの原意は礼拝場所であるが、モスクと区別して一時的礼拝場所との訳語をあてる。モスクは礼拝専用場所であるが、ムサッラーは家屋や事務所の 1 区画を必要に応じて礼拝場所とする。大塚和夫・小杉泰ほか編（2009）『岩波イスラーム辞典』岩波書店、963 頁。

5 本稿には 2017 年度以前に実施したフィールドワークの成果を基にした記述も含まれる。2006 年 5 月より日系インドネシア人の調査研究のためにフィールドワークを実施しているのだが、その過程において就労目的で来日している日系人からムスリムとしての考えなどを聴くことがあったからである。

6 岡井宏文（2018）「日本とイスラーム モスクから見る日本のムスリム・コミュニティ」22-38 頁、小杉泰・黒田賢治・二山達朗編『大学生・社会人のためのイスラーム講座』ナカニシヤ出版、24 頁。

7 店田廣文（2018）「日本人ムスリムとは誰のことか 日本におけるイスラーム教徒（ムスリム）人口の現在」109-128 頁『社会学年誌』第 59 号、111 頁。

8 同上、111 頁。

9 桜井啓子（2003）前掲書、37 頁。

10 店田廣文（2015）前掲書、14 頁。

11 店田廣文（2019）「世界と日本のムスリム人口」253-262 頁『人間科学研究』第 32 巻 2 号、260 頁。

12 同上、259 頁。

13 インドネシア人ムスリム男性（30 代後半）、某インドネシア料理レストランにて筆者による聞き取り調査、2018 年 3 月 10 日。

14 ムスリムのための霊園墓地は、茨城県、山梨県、静岡県、北海道などにある。岡井宏文（2018）前掲書、32 頁。また、神戸市立外国人墓地の一画にムスリム用の埋葬スペースが設けられている。樋口裕二（2005）「埋葬状況から見た在日ムスリム・コミュニティ」43-69『常民文化』第 28 号、55-56 頁。

15 滞日パキスタン人男性の配偶者の大半は日本人女性であり、1995 年（77.4 %）から

2000 年（83.4％）にかけて比率が増加している。滞日パキスタン人男性のほとんどが日本人女性と結婚し、その結果としてビジネスを展開しやすい安定的な在留資格を得ている。福田友子（2012）「パキスタン人 可視的マイノリティの社会的上昇」221-250 頁、樋口直人編『日本のエスニック・ビジネス』世界思想社、231 頁。

16　岡井宏文（2015）「イスラーム・ネットワークの誕生 モスクの設立とイスラーム活動」178-209 頁、樋口直人・稲葉奈々子ほか著『国境を越える 滞日ムスリム移民の社会学』青弓社、184 頁。

17　インドネシア人ムスリム男性（40 代前半）、静岡ムサッラーにて筆者による聞き取り調査、2018 年 3 月 13 日。

18　桜井啓子（2003）前掲書、107 頁。岡井宏文（2015）前掲書、187 頁。

19　大塚和夫・小杉泰ほか編（2009）『岩波イスラーム辞典』岩波書店、1004 頁。

20　Waardenburg, J. “The Institutionalization of Islam in the Netherlands, 1961-86”, in Yngve Georg Lithman ed., *The New Islamic Presence in Western Europe*, Mansell, 1988 p13.

21　モスクではなく静岡ムサッラーにおいても、断食中に開催されるイフタール（断食明けの食事）の会にイスラームに関心を抱く非ムスリムを招き、イスラームの実際を見てもらおうという取り組みがなされている。同ムサッラーにおいて筆者確認、2018 年 5 月 27 日。

22　三木英（2017）「マスジドと地域社会」21-47 頁、三木英編『異教のニューカマーたち 日本における移民と宗教』森話社、37 頁。

23　店田廣文（2015）前掲書、40-42 頁。

24　インドネシア人ムスリム男性（30 代後半）、静岡県浜松市の同氏宅にて筆者による聞き取り調査、2008 年 5 月 31 日。

25　インドネシア人ムスリム女性（40 代前半）、愛知県の同氏宅にて筆者による聞き取り調査、2008 年 5 月 11 日。

26　日本のモスクにおいてナショナリティの異なるムスリム同士、互いに英語が（ほとんど）解せなくてもアラビア語でイスラーム的な挨拶を交わしたり、ブラザーと声を掛け合ったり、挨拶程度のコミュニケーションを図っている。日本語の堪能なムスリム同士であれば日本語で会話をする。

27　小池誠（2017）「異郷に「ホーム」を作る台湾におけるインドネシア人ムスリムの活動」213-235『桃山学院大学総合研究所紀要』第 43 巻第 1 号、214 頁。

28　2019 年 3 月 9 日に筆者が日系インドネシア人らと西尾ダルサラームモスクを訪問した際、インドネシア人男性 5 名とマレーシア人男性 1 名がいた。午後の礼拝（アサル）が終了し、多くのインドネシア人が解散した直後の訪問であった。

29　ウンマとは共同体、とくに宗教に立脚した共同体のこと。通例、イスラーム共同体と言い、世界中のムスリムを含みこむボーダーレスでグローバルなものと認識されている。大塚和夫・小杉泰ほか編（2009）前掲書、207 頁。

30　インドネシア人ムスリム女性（40 代前半）、愛知県の同氏宅にて筆者による聞き取り調査、2008 年 5 月 11 日。

31　アル＝ファティーハとは、日々の礼拝で必ず読み上げられるクルアーンの開扉章のこと。

32　水谷周監訳著、杉本恭一郎訳補完（2019）『クルアーン やさしい和訳』国書刊行会、2 頁。

33　イマームはイスラーム教の宗教指導者。もっとも一般的な用法は、集団礼拝のときに最前列で礼拝の手本を示す人物を意味するものである。礼拝に熟練していて、集団の中で尊敬されている人物がなる。大塚和夫・小杉泰ほか編（2009）前掲書、168 頁。

参考文献

大塚和夫・小杉泰ほか編（2009）『岩波イスラーム辞典』岩波書店

岡井宏文（2018）「日本とイスラーム モスクから見る日本のムスリム・コミュニティ」22-38 頁、小杉泰・黒田賢治・二山達朗編『大学生・社会人のためのイスラーム講座』ナカニシヤ出

版
岡井宏文（2015）「イスラーム・ネットワークの誕生 モスクの設立とイスラーム活動」178-209 頁、樋口直人・稲葉奈々子ほか著『国境を越える 滞日ムスリム移民の社会学』青弓社
小村明子（2015）『日本とイスラームが出会うとき その歴史と可能性』現代書館、
小池誠（2017）「異郷に「ホーム」を作る 台湾におけるインドネシア人ムスリムの活動」213-235 頁、『桃山学院大学総合研究所紀要』第 43 巻第 1 号
桜井啓子（2003）『日本のムスリム社会』ちくま書房
店田廣文（2019）「世界と日本のムスリム人口」253-262 頁『人間科学研究』第 32 巻 2 号
店田廣文（2018）「日本人ムスリムとは誰のことか 日本におけるイスラーム教徒（ムスリム）人口の現在」109-128 頁、『社会学年誌』第 59 号
店田廣文（2015）『日本のモスク 滞日ムスリムの社会的活動』山川出版社
服部美奈（2009）「ムスリムを育てる自助組織 名古屋市における児童教育の実践と葛藤」215-232 頁、奥島美夏編『日本のインドネシア社会 国際移動と共生の課題』明石書店
樋口裕二（2005）「埋葬状況から見た在日ムスリム・コミュニティ」43-69 頁『常民文化』第 28 号
福田友子（2012）「パキスタン人 可視的マイノリティの社会的上昇」221-250 頁、樋口直人編『日本のエスニック・ビジネス』世界思想社
三木英（2017）「マスジドと地域社会」21-47 頁、三木英編『異教のニューカマーたち 日本における移民と宗教』森話社
水谷周監訳著、杉本恭一郎訳補完（2019）『クルアーン やさしい和訳』国書刊行会
嶺崎寛子（2013）「ディアスポラの信仰者 在日アフマディーヤ・ムスリムによるグローバル状況下のアイデンティティ」204-224 頁『文化人類学』第 78 巻第 2 号
山口裕子（2017）「グローバル化、近代化と二極化するハラールビジネス―日本のムスリム非集住地域から」17-45 頁、阿良田麻里子編『文化を食べる 文化を飲む―グローカル化する世界の食とビジネス』ドメス出版
山口裕子「地方社会のムスリム食事情 岡山県におけるハラール食品の製造と流通」233-23 頁、奥島美夏編『日本のインドネシア社会 国際移動と共生の課題』明石書店
Waardenburg, J. “ The Institutionalization of Islam in the Netherlands, 1961-86”, in Yngve Georg Lithman ed., *The New Islamic Presence in Western Europe*, Mansell, 1988

世紀転換期ドイツ・プロテスタント神学における「神秘主義」
―R. オットー理解の観点から―

藁　科　智　恵

Chie Warashina. 'Mysticism' in German Protestant Theology at the Turn of the Century – in Light of Understanding R. Otto –. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.81-91.

This thesis explores the meaning of the word 'Mystik (mysticism)' in the late 19th century and in the beginning of the 20th century in german protestant theology and analyzes Rudolf Otto's discussions on mysticism and Luther in his most famous book *The Idea of the Holy* (1917).

Among the protestant theologians at the time, 'mysticism' had two opposite meanings. Some considered 'mysticism' to be dangerous for Christianity and others regarded it as an important part of Christianity and religions.

Otto had been under the influence of Ritschl in terms of interpretation of mysticism in his earlier book *Luther's Conception of the Holy Spirit* (1898). Ritschl was one of the most influential theologians, who were against the role of mysticism in Christianity. In Otto's argument in *The Idea of the Holy,* however, he emphasizes the importance of the numinous in Luther's mystical experiences in understanding his religious thoughts.

Analyzing how Otto's interpretation of mysticism differs from the previous one, which is shown in this thesis, would be fruitful for having a wider perspective of Otto's thoughts on the relation between religion, mysticism and ethics.

構成

０．問題の所在
１．RGG での叙述
２．プロテスタント神学における「神秘主義」評価の両義性
３．リッチュルの「神秘主義」理解
４．オットーの『聖なるもの』における叙述
５．結び

０．問題の所在

神学者・宗教学者ルドルフ・オットー（1869-1937）は、彼の主著『聖なるもの』（1917）において、それまで神の側から説明されてきた宗教経験を、ヌミノーゼ（das Numinose）という術語によって人間の側から人間の知覚に起きる経験として記述した。この著作では、キリスト教のみならず、非キリスト教諸宗教における宗教経験も扱われている。その中で大きな位置を占めるものの一つが神秘主義的経験である。「神秘主義 Mystik」という言葉をキリスト教信仰と相容れないものと捉える傾向は、現代においてもしばしば見られる。しかし、オットーは『聖なるもの』において、キリスト教の各宗派の教義学が合理化されてきたにも関わらず、カトリックならびにプロテスタントにおける神秘主義にも非合理的な要素は生き生きと保たれているとし、ハインリッヒ・ゾイゼ（1295-1366）、十字架のヨハネ（1542-1591）、ヤーコプ・ベーメ（1575-1624）、マイスター・エックハルト（1260-1327）等において、ヌミノーゼなものが語られる様子を挙げている[1]。

本稿において着目したいのは、オットーが『聖なるもの』において、初期の著作『ルターにおけ

る聖霊の直観』[2]（1898）における「神秘主義」理解はアルブレヒト・リッチュルの影響下にあったものの、その後それは変化したと叙述しており、自身の「神秘主義」理解におけるリッチュルの影響を相対化して論じている点である。『ルターにおける聖霊の直観』は、学生であったオットーが当時正統主義神学の拠点であったエアランゲンから、自由主義神学の拠点とされたゲッティンゲンへ移った後に書いた著作である。この初期の著作と『聖なるもの』における神秘主義理解の共通点、相違点を探ることはより体系的にオットーの神秘主義理解を解明することにつながるだろう。

このことから、本稿では、オットーがそこから学び、自らの学問を展開していった 19 世紀後半から 20 世紀前半のプロテスタント神学において「神秘主義」がどのように語られた言葉だったのか、リッチュルの神秘主義理解とはどのようなものであったかを確認した上で、『聖なるもの』におけるオットーの「神秘主義」理解を解明していきたい。

1．RGG での叙述

まず、世紀転換期のドイツ・プロテスタント神学において「神秘主義」がどのように描かれているかを見ていきたい。そこで、『歴史と現代における宗教 Religion in Geschichte und Gegenwart』（以下 RGG）の叙述から確認していこう。RGG は、20 世紀初頭にゲッティンゲン大学の宗教史学派を中心に作られた、神学、宗教学に関する事典である。現在までに 4 版を重ねている[3]。RGG における叙述の確認を通じて、当時のドイツ・プロテスタント神学において共通の理解とされていたことが見えてくるだろう。

まずは、最近の研究が反映された最新版の RGG 第 4 版（1998 年から 2005 年にかけて出版）における神秘主義 Mystik の項目を確認しておこう。それによれば、神秘主義という概念は、ヨーロッパ宗教史の展開と結びついており、そのような概念を他の諸宗教に適用することへの批判が存在するとされる。そして、この概念の定義の試みとして、「現象学的」（神秘主義に関する理解を前提として、さまざまな文化における神秘主義的経験、社会的類型がその概念に帰属せられるという意味において）、「概念史的」なものが挙げられる。さらに、宗教学的には、神秘主義はある特別な意識の経験として扱われる一方で、他方では、神秘主義という経験の真実性を問題とするのではなく、こうした経験が遺している資料（痕跡）をどのように歴史的な文脈において理解するのかということを問題とすべきであるとされる[4]。第 4 版の記述からわかるのは、それが、宗教学において 1990 年代以降になされた「宗教」概念批判と同様、宗教的なものの「本質」ではなく、その歴史的な文脈を捉えることから研究対象に迫ろうとする、近年の研究潮流を反映した形で書かれているということである。つまり、ここでは歴史的な叙述に非常に多くが割かれている。この点が第 4 版において大きく変わった点である。第 3 版までは、キリスト教、あるいはキリスト教周辺の諸宗教に関する神秘主義が中心に扱われていたのだが、第 4 版では、それまで独立した形では立てられていなかった、イスラム教、ヒンドゥー教、道教の神秘主義という項目が立てられている。

歴史的な側面に着目した叙述が多い傾向は、宗教哲学的に神秘主義を扱う項目においても同様である。この部分においても、神や究極的な実在との直接的な経験への探求という定義に触れた上で、ここ数十年の傾向として上述のことについて触れられている。つまり、神秘主義的な経験は、その社会的、歴史的、宗教的な文脈から離れては理解できないとされ、その経験がどのように表現されるか、表現される言語、形式等々へ着目する必要が指摘されている[5]。

世紀転換期、オットーの『聖なるもの』（1917）が出版された時期に最も近いのが、1909 年から 1913 年に出版された RGG の第 1 版である。その項目は、次のようになっている。I. 概念的なことと宗教史的なこと、II. キリスト教の神秘主義、III. 新神秘主義 Neue Mystik、IV. 神秘主義の要点。そして、I の概念的な問題について論じられている箇所では、Mystik と Mystizismus との違いについても触れられている。「Mystizismus は、以下の判断を含んでいる。つまり、Mystizismus と

表される神秘主義 Mystik の形態は、病的な緊張に苦しむ、あるいは、超感覚的な存在との秘密に満ちた接触に入ることへの見込みのない努力によって支配されていることだという判断である[6]。」換言すれば、Mystizismus という言語使用には、何者かとの接触に入ろうとしているがそれが徒労に終わってしまうだろうという消極的な価値判断が含まれているとする。

また、第 1 版の新神秘主義という項目においては、次のような事象が描かれている。さまざまな領域に浸透していく科学技術を志向する文化が時代的な雰囲気ともなっていく中で、より内面的なものへの欲求が深まり、神秘主義というものが再び人々の意識にのぼるようになってきた。そして、この神秘主義は 19 世紀の後半には正当な扱いを受けず、ほとんど忘れ去られていたことも述べられる。このように神秘主義が再び人々の意識において前景化してくるとともに、神学においては若きフリードリヒ・シュライアマハーに対しての関心が起こり、哲学、自然科学の領域では、グスタフ・テオドール・フェヒナー（1801-1887）や、インドの仏教についての関心が起こった。さらには、ドイツにおいて当時の神秘主義的な書物を掘り出していく作業を担っていたディーデリヒス出版にも言及されている。また、ここで挙げられる、ヴィルヘルム・ベルシェ（1861-1939）やヘルマン・ビュトナーのような新神秘主義者らは、古い神秘主義の直接的な展開というよりも、その時代、つまり一方では物質主義への、他方では一面的な理性宗教、意志の宗教 Willensreligion への対抗と捉えられている[7]。

2．プロテスタント神学における「神秘主義」評価の両義性

19 世紀後半のドイツにおいては、実証主義、唯物論的な世界観が広く支持されており、特にダーウィニズム的な唯物論は幅広く受け入れられていた。さらに、科学技術の発展により社会は進歩していくものという認識が強く共有されていた。このような中で、魂の救済、体験 Erlebnis といった、唯物論的な世界観への対抗の契機となるような人間の内面性といったものが強調されるようになる。マースは、当時のプロテスタント系の出版物に掲載された記事のタイトルから、神秘主義への関心が大きかったことを指摘する[8]。1920 年代後半になると、ドイツ神秘主義（特にヤーコプ・ベーメ、マイスター・エックハルト）への関心がさらに高くなっていく。マースは、神秘主義に対する広い層の関心は、第一次大戦中に徐々に見え始め、さまざまな領域に広がっていったとし、神秘主義の傾向を、当時の文学、音楽、造形芸術、哲学、シュタイナーの人智学、東洋の諸宗教の影響において見出している。この点に関しては、RGG 第 2 版においても言及されており、戦争後に神秘主義への関心が高まったとの叙述が見られる。そして、この状況の背景には、合理主義の世紀であった 19 世紀の拒絶という意識があったのだとマースは指摘する。これらの神秘主義的な潮流は、多くの場合において危険視されていた[9]。

20 世紀初頭において、プロテスタント神学における「神秘主義」への関心は大きくなっていた。このことは、プロテスタント系の雑誌において神秘主義について多くのことが語られていることからもわかるが、この神秘主義という概念の定義、この概念が何を指すか等についてはほとんど触れられていない[10]。つまり、この概念は学術的な定義がなされないまま使用されているのである。このような概念使用の不安定性に関しては、RGG 第 1 版において、神秘主義という概念が非難の言葉として使用されていることが言及されていたことが想起される。さらに、このような非難の言葉として使用される場合は、厳密に学問的なものとしてではなく、定義が曖昧な論争的な言葉として使用されていると記されている[11]。

次の文章は、1916 年に出版された『教会年報』に掲載されたものである。

「あちらでは、つまりドイツ神秘主義においては、今日理解されているように、信仰はエネルギーであり、それによって内的なものが効力あるものとされるのである。こちら、つまりルターにおいては、信仰とは神によって与えられるも

のを掴むことである。あちらでは、信仰は人間の霊（Menschengeist）の開花であり、こちらでは、神のことばと秘跡によって神から与えられる贈り物なのである。あちらでは、宗教や敬虔さ（Frömmigkeit）においては人間において意識にあるいは現象にあらわれる世界内的な諸力の横溢から起こる人間の投影が重要なのであり、こちらでは世界を世界内的に貫徹し、超世界的にも統治する生き生きとした人格的な神の投影が重要なのであり、つまりそれはその目的の遂行のためにこの世界に向けられたことばを通じたキリストにおける救済の行いを通じた神の投影が重要なのである。そして、信仰とはこの神の投影を掴むことである。あちらでは、世界内的な諸力がその生命の秘密とともに発展し続け完成することが重要となる。こちらでは、罪の赦しや負い目を取り除かれることにより、神の愛から永遠なる浄福な生が与えられ、神との共同体、そして彼のものとの共同体へと赴くことになるのである。そして、この共同体は、今の世界の時代が、神によって作られる新たな時代にとって代わられることによって初めて実現するのである[12]。」（筆者がドイツ神秘主義の解釈に下線、キリスト教の解釈に二重線を付した）

ここでは、神秘主義とキリスト教が対比され、同じ言葉が両者においてどのように解釈されるかを対照させながら論述されている。例えば、信仰はドイツ神秘主義においてはエネルギーとされるが、キリスト教においては神によって与えられるものを掴むこと、とされる。このように、信仰、宗教、敬虔さについて両者の解釈が描かれている。ここでの解釈では神秘主義はこれらを人間側からの事象、行為と解釈し、キリスト教においてはこれらはすべて神から与えられるものとされている。

また、1921 年の『教会年報』では、次のような記述も見られる。

「宗教的思考の領域において神秘主義が存在権を認められれば認められるほど、神秘主義は、人間の魂の中に、ましてや大衆に至ってはなおさら、きのこのようにひどくはびこることとなる。時代の精神がそれを促進し、芸術においてもそれはカリカチュアに至るまで蔓延している。最近の詩においてそれは最も深いもののようにみなされている。それは常に、軟弱な女性化された（effeminiert）時代の付属品であった。高く称賛されているインドの詩人ラビンドラナート・タゴール、彼に『キリスト教世界』が熱狂して特集記事を捧げているが、彼のような人たちが、その軟弱な神秘主義とその本質の受動性によって、我々民族を完全に女性化（verweiblicht）しているのである[13]。」（下線筆者）

ここでは、神秘主義への警戒感、特にインドの詩人、思想家ラビンドラナート・タゴール（1861-1941）に対するプロテスタント側の警戒感が示されている。タゴールは、1913 年に非西洋人として初めて「ノーベル文学賞」を受賞し、欧米やアジア各国で、大きな関心を惹くこととなる。ドイツにおいても同様で、オットーはマールブルクにおいてタゴールに会っている。この叙述においては当時の女性に対する見方が明確に現れており、神秘主義を形容する言葉として使われている。そしてタゴールの詩にみられるような神秘主義が、ドイツ人を軟弱にしており、それは憂慮される事態であることが述べられている。このような記述はあるものの、宗教思想における神秘主義の存在権を認め、認めた以上は、それを単なる危険なものと烙印を押すのではなく、それと批判的に向き合うことが賢明であろうことも記されている[14]。

このようにプロテスタントの中では一般的に神秘主義を危険視する言説が多く見られる一方で、第一次大戦後には、自由主義的な神学者のグループの中で神秘主義が積極的な関心を惹くこととなる。その顕著な例の一つが、雑誌『キリスト教世界』である。この雑誌においては、神秘主義が好意的に扱われる叙述が見られる[15]。そして、そこではキリスト教における神秘主義の持つべき積極的な役割が論じられている。

また、神秘主義に積極的な意味を見出す議論を展開した神学者を多く擁するのが、1890 年前後にゲッティンゲンにいた若手神学者たちを中心に

形成された宗教史学派といわれる人々である[16]。宗教史学派の組織神学者とされるエルンスト・トレルチ（1865-1923）は、神秘主義について次のように述べる。

「そのような神秘主義の中で働く諸力は、すなわち具体的な宗教に対して自らを原理的に自立させることができ、その具体的な宗教から自らを切り離し、自ら自身の理論を立てることができる。そしてその理論は、それがあからさまな否定であろうと、寓意的に解釈し直すことであろうと、具体的な宗教やその神話あるいは教義の代わりとなるものである。それによって、神秘主義は、独立した宗教的な原理として、あらゆる宗教的な出来事の本来的な普遍的な核として自らを感じる。そしてその核とはさまざまな神話的な諸表現に扮しているだけなのである[17]。」（傍点筆者）

このように、トレルチは神秘主義という現象は実際に生活の中に存在する具体的な宗教の核となるようなものであると述べる。さらに、宗教的な出来事を、絶対的な存在と有限な存在との間の関係の表現と解釈するような宗教哲学が神秘主義から生み出されるとし[18]、宗教哲学を展開する上での神秘主義の持つ重要性をも指摘している。

ルドルフ・オットーもまた、神秘主義を好意的に捉える神学者の中に位置付けることができる。彼が神秘主義をどのように捉えていたかについては、『聖なるもの』における叙述を中心に後で辿っていこう。

ここまで見てきたように、当時のプロテスタント神学においては「神秘主義」を危険なものとして批判する立場、「神秘主義」に積極的な意味を見出す立場の両方が見られる。このような状況をどのように理解できるだろうか。ここで思い出したいのは、RGG の第 1 版において叙述されていたように、「神秘主義」という概念が定義されないまま、非常に論争的な意味を持たされて使用されていたということである。特に『教会年報』に掲載された記事からは、神秘主義が強く敵視されている様子を窺うことができる。「神秘主義」に何を見るかという点で、それへの評価が変わっていることからも、それが学術的な定義が共有された術語としては存在していなかったことがわかる。

3．リッチュルの「神秘主義」理解

次に、オットーが自らの神秘主義理解がその影響下にあったと述べる、神学者アルブレヒト・ベンヤミン・リッチュル（1822-1889）の神秘主義理解について確認したい。彼はベルリンに生まれ、ボン、ハレ、ベルリン、ハイデルベルク、テュービンゲンで学び、テュービンゲンでフリードリヒ・クリスティアン・バウル（1792-1860）に師事した。1846 年にボンで教授資格を取得し、1852 年に員外教授、1859 年に正教授となり、1864 年にゲッティンゲンで組織神学の教授となる。そしてリッチュルは、ゲッティンゲンにリッチュル学派を形成するに至る。

リッチュルの神学はそれまでの自由主義神学と正統主義神学の両方の要素を持ったものといえる。新約聖書、宗教改革を重視するという点ではそれまでの自由主義とは異なっているが、それらをカント主義に依拠して解釈する仕方は自由主義的な要素を積極的に取り込んでいる。新正統主義、弁証法神学の代表的人物の一人とされるカール・バルト（1886-1968）は、リッチュルについて次のように述べている。

「リッチュルは啓蒙主義を克服しようとする、ロマン主義の関心事によって中心的に規定された、それまでのすべての試みを放棄した。彼はむしろ完成された啓蒙主義の理論的ならびに実践的な哲学に、つまり反形而上学的なモラリストとして決定的に解釈されたカントに精力的に立ち返り、その視点からすれば、一つの実践的な生の理想を偉大かつ不可避的な仕方で可能ならしめるもの、ないしはその実現として、キリスト教を理解することができると考えた。…すなわち、ここでは決然たる態度をもって、一方でこの実践的な生の理想そのものが把捉され肯定され、他方でキリスト教、聖書、とりわけ宗教改革が、この生の理想を根拠づけ保証することに奉仕させられる。ひとはリッ

チュルが聖書的ならびに教義史的道具立てを幅広く用いたという事実によって、彼にとってこの生の理想が重要であり、究極的にはそれのみが重要であったということについて、惑わされてはならない[19]。」

バルト自身は、19 世紀の自由主義神学の中で学びつつもそこから袂を分かち、「神のことばの神学」ともいわれる弁証法神学を形成していく。このことから、自由主義神学者の代表的人物ともされるリッチュルに対する評価は手厳しいものとなっているが、リッチュルの持つ特徴が、バルトによって先鋭化した形で表現されているものとしてこの叙述を捉えることが可能であろう。バルトが、リッチュルにおいては「実践的な生の理想そのもの」を肯定するために「キリスト教、聖書、とりわけ宗教改革」が奉仕させられていると表現するのは、カント的に宗教を道徳的なものとして、人間的なものとして扱うリッチュルのあり方が表現されているといえる。

さらに、バルトはリッチュルの神秘主義理解についても叙述している。その際バルトは、リッチュルの主著である『義認と和解』（1870-1874）という著作のタイトルに注意を促す。バルトは、この著作のタイトルの二つ目の言葉「和解」に強調点が置かれており、リッチュルにおいては、「実現された人間の生の理想」を意味するのだという。さらに、以下のように続ける。「和解」は「義認」の「意図された結果」なのであり、この結果のみにリッチュルは関心を持つ。和解の状態とは、神が「信じる者たちに対して父として向き合い、信じる者たちは子として、神への全幅の信頼をもつ[20]」ことである。そして、神は信じる者に、この世に対する精神的支配を与え、神の国における仕事に就かせる。この状態は、「キリスト教的完全性の状態」である。この状態は、「宗教的には神的摂理に対する信仰、謙遜、忍耐、そして祈祷に、倫理的には職業活動と人格的な徳の形成に存している[21]。」ただし、神の国に生きるということは、共同体の内部でのみ、倫理的召命を受けた仕事に就くことによってのみ可能であり、職業における誠実さがキリストの模範の成就であるとされる[22]。そして、「和解がこの意味ではなく、つまりこの生の理想の実現としてではなく、行為に表されるところには、義認もまた存在しない[23]」。罪の赦しと義認の目的は、人間にこの活動が可能であるようにさせるということに尽きる。よって、神の国での活動、つまり職業と徳の形成における活動でないような、いかなる行為も存在することは許されなくなる。つまり、「この活動を通りすぎて神へと向けられた行為」は存在する余地がないのである。ここから、バルトは次のようにいう。

「そこからリッチュルは敬虔主義の激しい敵となった。彼は敬虔主義を修道制の路線への復帰であるとして非難した。そこから彼は神学におけるすべての形而上学の敵となった。形而上学は経験可能な神の働きにのみ依拠する代わりに、さらにまたあるいはまずもって、即自的な神に依拠しようと欲する。そこから彼は神と人間の意志を飛び越える宗教性としての神秘主義の敵となった[24]。」

バルトによって「神秘主義の敵」と位置付けられるリッチュルであるが、ここでリッチュルの神秘主義理解について確認しておこう。

リッチュルは、神観念、倫理という観点から、神秘的合一 unio mystica に関する伝統的教義に対して批判を加えている[25]。以下、その批判の要点を見ていこう。

まず、神秘的合一 unio mystica は、信仰を汎神論へと導くこととなり、それによって、神の子の人格が神へと埋没してしまう。つまり、神の子の人格が重要なのであり、神秘的合一によって、世界は非人格的な法則が支配する世界になってしまう。また、もしもこのような極端な先鋭化が起こらないとしても、キリスト者が世界から目を背けることへとつながってしまうこととなる。しかし、実際は、キリスト者はこの世的なさまざまな課題の中に神を見出すのであり、キリスト者は誠実な労働において世界を支配するべきであって、世界を否定するべきではないとする。

さらに、神秘的合一という教義によって、人は神の臨在というような陶酔のごとき幸福な感情の中にいたいと願うが、しかし、このような感情の

横溢状態は、ずっと続くわけではないので、神秘家たちは、神の恩寵から切り離されているというような日照り状態を嘆くこととなる。そして、歴史的なイエスの福音が、神秘家たちによって無価値にされてしまう。なぜなら、それは神秘家にとっては前段階にすぎないからである。このことは、センチメンタルな感覚へとキリスト者を誘惑し、イエスへの畏敬の念を損なってしまう。

また、神秘的合一によって、意識的、道徳的な意志の行為がその意味を無価値化されてしまう。なぜなら、それは、意識的な道徳的行いの裏に、無意識的な魂の背景を想定し、そこにおいて神と人が一つになると考えるからである。このことから、神秘的合一という教義は、誤ったスコラ学的、新プラトン主義的な心理学であり認識論であると批判する。

つまり、リッチュルが神秘主義を批判する要点となるのは、キリスト教信仰が汎神論になってしまう点（神の人格性が失われてしまう点）、歴史的なイエスの福音が無価値化されてしまう点、この世から目が逸らされてしまう点であるといえる。

４．オットーの『聖なるもの』における叙述

次に、オットーの『聖なるもの』における叙述を詳細に確認していこう。オットーは、『聖なるもの』第 14 章の脚注に以下のように叙述する。

「私の『ルターにおける聖霊の直観』（1898）の 85 頁に、『そして神の信仰は単純なものではなく、…人間を超えたものおよび永遠なるものに対する、それ自体によってのみ定義可能な根本感情の…』と書いた部分を参照してほしい。—当時私はこの処女作を、神秘主義に対する私の姿勢からして容易に認められるように、まだ全くリッチュルの影響のもとで書いた。しかしルターのみならず、あらゆる正真正銘の神の概念における非合理的・ヌミノーゼな刻印は私にははっきりと分かっていた。そこから時とともに神秘主義に対する別の評価が現れざるをえなかったし、また聖霊の問題は本来、86 頁の文に含まれているという認識も持たざるをえなかった。その文とは、『そのためには別のものが必要である。すなわちすべての「ことば」と…漂いつつも、平かな感情の安らけきうねりの中で』である[26]。」

冒頭にも述べたように、ここでオットーは、『ルターにおける聖霊の直観』における自らの神秘主義理解は、リッチュルの影響下にあると述べている。本稿においては、『聖なるもの』におけるオットーのルターおよび神秘主義に関する叙述を中心に辿っていこう[27]。この点をまず明らかにすることで、他の著作との相違を捉えることへつなげられるだろう。

しかしその前に、この引用箇所でオットーが参照を指示している『ルターにおける聖霊の直観』の該当部分の全体は挙げておこう。

「そして神への信仰は、人間のその救済者への最も高められたような単純な信頼ではなく、それは、人間の神への信頼、つまり被造物の創造者への信頼というものにとどまるのである。それは、完全に独自な根本感情によって規定されているものであり、それ自体によってのみ定義可能である、超人間的なもの、永遠なるものへの根本感情によって規定されているのである[28]。」

この箇所において、オットーが強調するのは、「完全に独自な根本感情」「それ自体によってのみ定義可能である、超人間的なもの、永遠なるものへの根本感情」という部分である。

さらに、この脚注が、どのような叙述部分につけられているかを見てみよう。その部分は、オットーが『聖なるもの』において挙げるヌミノーゼの要素のうちの一つである「畏るべき」「優越」を導入したのは、ルターの用語である「神の優越（divina majestas）」「恐るべき意志（metuenda voluntas）」からであると述べる箇所である。つまり、ルターにおける非合理的要素に『聖なるもの』において重要な位置付けが与えられていることがわかる。

それでは、『聖なるもの』の「第 14 章　ルターにおけるヌミノーゼなもの」における叙述を詳細

に検討してみよう。

まず、オットーは、「プラトン主義」と「アリストテレス主義」との闘争、近代神学における対立は、キリスト教の非合理的要素と合理的要素相互の格闘にほかならないという。そして、ルターにおける非合理的要素は、後に排除され、「傍流のもの」「唯名論的思弁のスコラ学的残滓」とされる。しかし、オットーは次のように指摘する。

「彼の非合理的な要素を扱う際の大事な問題が、実際には何らかの「残滓」ではなく、彼の敬虔の全く根源的であると同時に、全く人格的な、秘められた、暗い、ほとんど不気味なと言ってよい背景にあることは全く疑いようがない[29]。」

そして、彼の敬虔の根源的なものは、彼自身の心情から破り出たものなのだという。

このようなルターにおける非合理的要素の根源性を明確に示すために、注意を促すのが、ルターの『奴隷意志論 *De servo arbitrio*』(1525) である。この著作において論じられる、「神の顕らかにされた顔 facies Dei revelata」とは異なる、神において顕らかにされていないもの、神の「恩寵」と対比された「神の優越」「神の全能」についての彼の「特異な思弁 mirae speculationes」にオットーは着目するのである。そして、このルターの思弁を捉える上で重要なのが、ルターはこれを学問的論争、哲学的論争として行なったのではなく、敬虔なキリスト教徒が自らの信仰と生活のために知る必要があるものとして捉えているという点である。さらに、オットーはルターがこの著作を自らのもっとも重要なものとして捉えている点について言及する。とりわけこの点は、リッチュルとの対比において際立つものである。リッチュルは、ルターの『奴隷意志論』を「失敗した駄作」と呼んだのに対し、オットーはこの著作はルターの宗教的感情を理解するための「鍵」であるとしているのである[30]。

ルターにとって神は「みずからを純粋な善で満たしている」神、つまり合理的に捉えられる神であるが、彼は心を怯ませるような神の深淵を知っている。そして、その深淵とは、その前では、あらゆるものが「ことば」に避難せざるをえないようなものなのだという。

「ルターが、しばしば繰り返される魂のびくびくとした不安な状態のもとで、そこから逃れようとするこの恐るべきものは、単なる正義を要求する厳格な審判者ではない。なぜならこの審判者はまさにまた「啓示する神」でもあるからだ。それと同時にその神はまた、「神であること」自体の持つ畏るべき優越のもとにある「啓示することがあり得ないこと」によって、その神であるのだ[31]。」

つまり、人が震え怯えるのは、律法を犯したことにではなく、被造物そのものが自らの「隠れなき」被造物性を知るからなのである。

そして、恩寵の議論においても、ルターはこの「深淵」の危険について警告していることにもオットーは注意を促す。そして、ルターの神の「ことば」への高い評価や、「ことば」によって「啓示される」神に、しがみつくような点というのは、ルターにおけるヌミノーゼな非合理的体験を前提にした上で、よく理解できることなのだという。

「私は一度（だけ）でなく、それで死の危険に晒されるほど悩まされた。（それについて）私たち貧弱で哀れな人間がとつおいつ思案しても、まだ神の約束の光を（一度も）信仰によって捉えることができないでいる。それでも私たち弱き者にして無知な者は（その方のほうへ）無理やり引っ張られ、神の奇跡の捉え難い光の捉え難い優越を追い求め、理解しようとするのである。その方が、人間の至り得ない光の中に住み給うことを私たちは知らないとでも言うのか。それでも私たちはそこへ行こうとする。それのみかそこへ行けると思い上がってさえいるのだ。…私たちが優越を求めるのであるから、栄光のほうが不意に訪れたり、上から降ってきても、何の不思議があろうか。

神の極め難く、理解し難い意志について確かに教えるべきではある。けれども敢えてそれを理解しようとすることは、きわめて危険で、首を折って命を落とすことになろう[32]。」

ルターによるこの論述部分に言及し、オットーは、ルターが合理的な表現でしか語っていないところにおいても、非合理的なヌミノーゼな要素を一緒に響かせながら聞かねばならないのであるという[33]。

そして、オットーは、ルターという人物が、キリスト教のすべてを「信頼としての信仰」に置くということを理解するためには、この「深淵」を見ておかねばならないのだという。

「近づき難いものが近づき得るようになり、聖なるものが純粋な善となり、『優越』が親しいものとなる、といった対立・調和こそが、ルターの宗教における核心である[34]。」

しかし、後のルター派の教義学においてこれが定型化されていくと、この核心はみえづらいものとなる。

さらにオットーは、ルター派そのものは、キリスト教の神観念におけるヌミノーゼなものを正しく理解しなかったのだという。つまり、神の聖性と「怒り」を道徳主義的な解釈によって一面化してしまった。ヨハン・ゲルハルト（1582-1637）以来、ルター派は「超然たる無感動 apátheia」説を再び採用し、礼拝式から瞑想的で敬虔な要素が取り除かれていったのだという。

「言葉で表現できないもの、ただ感情の中でのみ生きているもの、教訓としては伝承され得ないものに対して、概念的なもの、教理的なもの、『教説』という理想が優位を占めていた[35]。」

このようにして、オットーはキリスト教教義学の課題として、神の観念における合理的なものを、絶えず非合理的な要素のもとに捉え、育むことを挙げている。

ここまで、『聖なるもの』「第 14 章　ルターにおけるヌミノーゼなもの」におけるオットーの叙述を確認してきた。『ルターにおける聖霊の直観』においては、ルターにおける合理的側面と非合理的側面の共存というあり方に言及するにとどまっていたものが、『聖なるもの』における叙述においては、この「根本感情」、つまり非合理的要素の絶対的優越性というものが強調されるというようにシフトしていることがわかる。ルターを理解するためには、この非合理的要素を前提にすることが不可欠であるというのである。

5．結び

本稿では、まず「神秘主義」というものが 19 世紀後半から 20 世紀初頭ドイツのプロテスタント神学においてどのように語られていたのかを確認した上で、オットー自身が自ら影響下にあったというリッチュルの神秘主義理解を整理した。リッチュルにおいて神秘主義というものは、倫理や現世における行為との関連で、それらから人間の目を逸らさせる、否定的なものとして捉えられていた。オットーは『ルターにおける聖霊の直観』では、非合理主義的なものに対し、否定的な態度はとらないものの、ルターにおける聖霊の役割の二重性（救済的・信仰的なもの、心理主義的なもの）として説明可能なものとみなしている。『聖なるもの』におけるオットー自身の弁明によれば、『ルターにおける聖霊の直観』においては、後にオットーがヌミノーゼとして指示することとなる「根本感情」については、触れられてはいるものの、それがぼんやりと感じられているのみの状態なのであった。その後『聖なるもの』においては、非合理的な要素の絶対的な優越性が語られ、これを前提としない場合、ルター自身を理解することもできないとまでいう。本稿では、紙幅の関係上、『聖なるもの』におけるオットーの「神秘主義」理解を中心に扱ったが、『聖なるもの』以前に執筆された『ルターにおける聖霊の直観』における彼の神秘主義理解のさらなる解明は次稿に譲りたい。

また、オットーは、晩年に「倫理」の問題を集中的に取り扱っている。本稿で見て来たように、リッチュルは神秘主義を批判しており、道徳に「宗教的感情」を見出している。このようなリッチュルの合理性、非合理性の捉え方とは袂を分かつこととなったオットーは、神秘主義の一つの側面として倫理を捉えることとなる。1923 年に出版された『西と東の神秘主義』においては、西洋と東

洋の神秘主義の代表的人物としてエックハルトとシャンカラを取り上げ、その両者の神秘主義体験において共通している点と相違している点を論じている。その相違点において取り上げられるものの中で大きな位置を占めるのが、倫理である。また、オットーの晩年、1932 年に出版される論文集『罪と原罪：神学についての諸論文[36]』においても、宗教、倫理、神秘主義といった主題について論じられている。本稿は、オットーが宗教、倫理、神秘主義をどのように体系的に捉えていたかを解明するための布石となるだろう。

註

1 Rudolf Otto, *Das Heilige: Über das Irrationale in der Idee des Göttlichen und sein Verhältnis zum Rationalen*（München: C.H.Beck, 2004（1917））, S.130-133（＝ルドルフ・オットー『聖なるもの』華園聰麿訳（創元社，2005），207-212 頁。）以下、Otto, DH, と表記し、原語、山谷訳、華園訳の順に頁を表記する。

2 Rudolf Otto, *Die Anschauung vom heiligen Geiste bei Luther: Eine historisch- dogmatische Untersuchung*（Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht, 1898）.

3 第 1 版から第 4 版までの書誌情報は以下の通り。以下、RGG と表記する。Friedrich Michael Schiele（hrsg.）*Religion in Geschichte und Gegenwart : Handwörterbuch für Theologie und Religionswissenschaft.* 1. Aufl.（J.C.B.Mohr, 1909-1913）; Hermann Bunkel und Leopold Zscharnack（hrsg.）*Religion in Geschichte und Gegenwart : Handwörterbuch für Theologie und Religionswissenschaft.* 2. Aufl.（J.C.B. Mohr, 1927-1931）; Kurt Galling（hrsg.）*Religion in Geschichte und Gegenwart : Handwörterbuch für Theologie und Religionswissenschaft.* 3. Aufl.（J.C.B.Mohr, 1957-1965）; Hans Dieter Betz（hrsg.）*Religion in Geschichte und Gegenwart : Handwörterbuch für Theologie und Religionswissenschaft* 4. völlig neu bearbeitete Aufl.（Mohr Siebeck, 1998-2007）.

4 *RGG* 4. Aufl., Sp. 1652.

5 *RGG* 4. Aufl., Sp. 1673-1674.

6 *RGG* 1. Aufl., Sp. 596.

7 *RGG* 1 Aufl., Sp. 608-611.

8 Fritz Dieter Maaß *Mystik im Gespräch Materialien zur Mystik-Diskussion in der katholischen und evangelischen Theologie Deutschlands nach dem Ersten Weltkrieg*（Würzburg: Echter Verlag, 1972）, S. 127-132.

9 20 世紀初頭に雑誌『教会年報』に掲載された記事のタイトルからも、神秘主義を敵視、あるいは危険視している様子を窺うことができる。Maaß, Ibid., S. 132-133.

10 *Ibid.*, S. 131.

11 RGG 1. Aufl., Sp. 617-618.

12 *Kirchliches Jahrbuch* 1916, S.11. 以下より引用。Maaß, *Ibid.* S. 128-129.

13 *Kirchliches Jahrbuch* 1921, S. 344.

14 Maaß, *Ibid.*, S. 132.

15 神秘主義あるいはオカルティスムスに対し好意的な記事としては以下。“Mystik und geschichtliche Religion”（Abdruck einer Probevorlesung von F. W. Schmidt, gehalten von der Theologischen Fakultät in Halle am 31. Juli 1920）（1921）; “Der Okkultismus als band zwischen Religion und Wissenschaft”（1921）; “Rilkes Mystik”（1924）; “Der heutige Stand der okkulten Forschung”（1926）.

16 宗教史学派に関しては以下を参照。Gerd Lüdemann und Martin Schröder, *Die Religionsgeschichtliche Schule in Göttingen*（Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1987）

17 Ernst Troeltsch, *Gesammelte Schriften, I: Die Soziallehren der christlichen Kirchen und Gruppen,*（Tübingen: J.C.B. Mohr, 1923）, S. 854.

18 *Ibid.*, S. 855.

19 カール・バルト『十九世紀のプロテスタント神学下第二部歴史』安酸敏眞、佐藤貴史、濱崎雅孝訳（新教出版社、2007）、357-359 頁。（＝ Karl Barth “Die protestantische Theologie im 19. Jahrhundert Ihre Vorgeschichte und

ihre Geschichte III" in *Gesammelte Werke Band 13* (Zürich: Evangelischer Verlag, 1947)）.

20 アルブレヒト・リッチュル『神の国とキリスト者の生キリスト教入門』深井智朗・加藤喜之訳（春秋社、2017)、84 頁。

21 バルト前掲書、361 頁。

22 リッチュル前掲書、105 頁。

23 バルト前掲書、361 頁。

24 バルト前掲書、362 頁。

25 リッチュルの神秘主義批判に関しては、以下を参照。佐藤敏夫『近代の神学』(新教出版社、1964)、116-120 頁。; Maaß, *Ibid.*, S. 169-170.

26 Otto, *DH*, S. 123, 213-214 頁。

27 ルターにおける神秘思想をオットーのルター解釈から分析しているものとしては以下を参照。金子晴勇『ルターとドイツ神秘主義』(創文社、2000)、第七章「ルターの神観における神秘的なるもの」259-282 頁。

28 Rudolf Otto, *Die Anschauung vom heiligen Geiste bei Luther: Eine historisch- dogmatische Untersuchung*（Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht, 1898）, S. 85.

29 Otto, *DH*, S. 119, 193 頁。

30 H. ツァールント『20 世紀のプロテスタント神学 (上)』新教セミナー訳 / 井上良雄監修 (新教出版社、1975)、60-61 頁。

31 Otto, *DH*, S. 121, 195 頁。

32 マルティン・ルター『卓上語録』(ワイマール版、6、6561。マンスフェルトの牧師アクィラム宛にルターが書いたもの。）Otto, *DH*, S.127, 203 頁。

33 Otto, *DH*, S. 127, 204 頁。

34 Otto, *DH*, S. 123, 198 頁。

35 Otto, *DH*, S. 133, 211 頁。

36 Rudolf Otto, *Sünde und Urschuld: und andere Aufsätze zur Theologie*（München: Beck, 1932）.

日本のキリシタン神社で行われる儀式
―枯松神社祭、桑姫社大祭、ジュリア祭の比較考察―

金　　美　連

Miyeon Kim. Rituals Held at Christian Shrines in Japan – Comparative study of Karematsu Shrine Festival, Kuwahime Shrine Festival and Julia Festival–. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.93-104.

Christian shrine refers to the place where ceremonies are held in memory of Christians at the shrine of Shintoism. This paper is a comparative study on the following three festivals that are rites held at Christian shrines; Karematsu Shrine Festival, Kuwahime Shrine Festival, and Julia Festival.

The Karematsu Shrine Festival has been jointly held by Catholics, Kakure Kirishitans, and Buddhists every November since 2000. Though they were divided into three religions, their roots are the same in that their ancestors secretly believed in Christianity during the Edo period. The Kuwahime Festival is a ceremony to worship Kuwahime, the granddaughter of Sorin Otomo who was a famous Christian daimyo. After the tomb of Kuwahime was moved to Fuchi Shrine in 1936, the ritual began at the shrine. The Julia Festival has been held for honoring Julia who came to Japan as a Korean prisoner at a young age, became a Christian, and was finally exiled to Kozu island, because she kept her faith despite the command of the supreme authority at the time. There is a great particularity that the festival has been held as a Catholic mass since 1970, even though there are no churches or believers on Kozu island.

The rituals of the three Christian shrines could begin because the tombs of the three saints have continued to be enshirined. The rituals held at Christian shrines are performed in different ways, but what they have in common is that their deep feelings for graves and the custom of ancestor worship have supported the rituals of Christian shrines.

はじめに

日本の文化庁の統計調査によると、2019年12月現在宗教人口は、神道信者が約8千7百万人、仏教信者が約8千4百万人、キリスト教信者が約190万人である[1]。神道と仏教信者を合わせると、日本人の人口1億2千6百万人をはるかに超える。一方、キリスト教信者は全体人口の1%しかならず、日本ではマイノリティーな宗教である。ところが日本の最大宗教である神道の神社でキリスト教信者を祀る儀式が行われているところがあり、それを「キリシタン神社」という。ここで「キリシタン」とは、クリスチャンを意味するポルトカル語「Christão」から由来しており、明治時代初期までのカトリック信者を指す歴史的用語である。キリシタン神社はキリスト教の迫害の歴史や日本人の宗教観ともかかわっており、日本特有の宗教施設といえる。現在、日本のキリシタン神社として公認されている場所は3か所ある。長崎県長崎市の枯松神社と桑姫社、そして東京都伊豆大島のおたいね明神である。

本稿では、現地調査に基づき[2]、3か所のキリシタン神社で行われている儀式を比較考察する。儀式はそれを行う人々の世界観や宗教観を反映しており、儀式に携わる人々の行動様式や心情、社会関係などの理解を一助するためである。3か所

の儀式を一つの論文で取り上げるのは初めての試みであり、個々の事例を長く取り扱うには紙数の都合もあるため、ここでは巨視的な観点から日本のキリシタン神社で行われている儀式の性格や特徴を論じたい。

Ⅰ．日本のキリシタン神社に関する先行研究

長崎県は日本で初期にキリスト教が伝来された地域であり、現在も人口に占めるキリスト教信者の割合が全国一である[3]。キリスト教の禁教時代に表向きは仏教徒や神社の氏子となりながら、ひそかにキリスト教の信仰を守った潜伏キリシタンが多くいたのも長崎県を含む九州地域であった。「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、2018年7月に世界文化遺産に登録され、世界からも潜伏キリシタンは注目されるようになった。キリシタン神社という特異な現象も長崎県を中心に見られている。

昭和時代の隠れキリシタンの研究者である田北耕也によると、昭和時代には長崎市、五島、生月島にキリシタンを祀る祠や神社が9か所ほどあったという[4]。しかし、現在はその多くが廃れており、キリシタン研究者の片岡弥吉が自著で記した長崎市下黒崎町の枯松神社、長崎市の桑姫社、伊豆大島のおたいね明神が、一般的に日本のキリシタン神社と認められている[5]。

まず長崎市下黒崎町の枯松神社に関する研究は、隠れキリシタンの研究の中で取り扱われてきた。隠れキリシタンを直接のテーマとして扱った代表的な研究成果としては、昭和初期から昭和20年代にかけての現地調査による田北耕也の『昭和時代の潜伏キリシタン』（1954年）、戦後から昭和30年代の調査をもとにした古野清人の『隠れキリシタン』（1966年）、および片岡弥吉の『かくれキリシタン　歴史と民俗』（1967年）がある。そして昭和末期から平成にかけては宮崎賢太郎が『カクレキリシタンの信仰世界』（1996年）を皮切りに、研究成果を続々発表している。枯松神社と地域社会との関係については南山大学のロジェ・ヴァンジラ・ムンシが論文を発表した[6]。

片岡弥吉は1614年の徳川家康の禁教令以降から1865年に大浦天主堂における信徒発見までのキリシタンを「潜伏キリシタン」、1873年にキリシタン禁教令が撤廃されたにもかかわらずカトリック教会に戻らず潜伏時代より伝承されてきた信仰形態を維持し続けているキリシタンを「かくれキリシタン」と呼び、両方を区別している。このような区別は現在キリシタン史研究者の間でおおむね認められているため、筆者もこの区別の下で用語を使用している。そして隠れキリシタンについては様々な名称があるが[7]、本稿ではもっとも一般的に使われている古野氏の「隠れキリシタン」という呼び方を使用していることをお断りしておきたい。

次に長崎市にある桑姫社については、史料が少なく研究があまり行われてこなかった。1820年頃に編纂された『長崎名勝図絵』[8]には桑姫君墓が描かれ、自然石でできた墓石には、「大友家桑姫御前塚」と書いてあり、桑姫が歴史的人物であることを証明している。そして1821年（文政4年）に淵村庄屋第8代当主・志賀茂左衛門親籌が書いた文書『志賀家事歴』[9]にも、「桑姫御前」は「大友の御姫於西御前」であると明記されている。また『志賀家事歴』には長崎奉行に抜擢された豊後国府内城主・竹中采女正によって淵村庄屋職に指名された志賀宗頓が、「大友家の御姫於西御前」を「御介抱申し上げ」たこと、などが記されている[10]。

ただ、大友家は没落しており、桑姫が生きた時代は禁教令が発令されていたため、桑姫が誰であるかは明らかではなかった。その中、1829年（文政12年）に淵村庄屋志賀家第九代親善と町年寄・薬師寺久左衛門種茂ら旧大友家遺臣4人が、桑姫の由来を記す巨大な「天女廟碑」を同村の氏寺・宝珠山能満院萬福寺（現淵神社）の境内に建てた。その石碑には桑姫が「大友義統二女」として紹介されており、没年は「寛永4年（1627年）8月7日」と刻まれている。

初めて桑姫を明確な歴史的人物と結びつけたのは片岡弥吉である。片岡は1937年に書いた論文で桑姫は18歳で病死した在俗修道女マキセンジアと紹介している[11]。彼女は大友宗麟の次女テクラとその夫である久家三休の娘であるが、石碑を

建てた当時はキリシタン禁制下であったため、著名なキリシタンである大友宗麟の代わりに、キリシタンを迫害した息子の大友義統の娘として記されたと推察されている。しかし、マキセンジアは1605年（慶長10年）に死去しており、桑姫の死亡年と異なるため、片岡氏の主張に異論を唱える学者もいるが[12]、桑姫は大友宗麟の孫娘であるというのが一般的な見解である。

3番目の東京都伊豆大島のおたいね明神に関しても記録が乏しく、それが誰を祀ったか明らかではないが、概ねおたあ・ジュリアを祭ったものであるとみなされている。おたあ・ジュリアは朝鮮半島出身の女性で、文禄・慶長の役の際に日本に連れて来られキリシタンになったが、1612年に徳川家康の命令に背き、伊豆大島や新島、神津島に流刑になった。伊豆大島の波浮港から東北2キロほどのオタイネ浜の断崖の上に小祠があり、そのすぐ隣に大きな十字架も建てられ、島の観光地の一か所になっている。しかし、現在大島では祠が祭られることはなく、祠もだいぶ老化している。ジュリアを祭るジュリア祭は伊豆大島から南に60キロ離れた神津島で毎年開催されている。

ジュリアのことが話題にのぼるようになったのは、1880年にジアン・クラセ（Jean Crasset;1618-1692）の『日本西教史』が日本語に翻訳刊行されたことによる。他にも『1612年度日本イエズス会年報』や、ペドロ・モレホンの『日本殉教録』、レオン・パジェスの『日本切支丹宗門史』などに彼女のことが取り上げられていた。ところが、『日本西教史』はフィクションが多く史料として認められないこともあったが、上智大学のチースリク神父が、ローマのイエズス会蔵本のロドリゲス・ジラン神父の『日本イエズス会の通信』（1613年1月20日）の中からジュリアに関する資料を発見し、『日本西教史』がこの書簡などによるものであり、ジュリアに関する記述も事実であることが確証されたのである[13]。

神津島でジュリア祭が開催されるようになったのは、それまで謎だった墓がジュリアのものとして公認されたからである。1950年代に神津島の郷土史家であった山下彦一郎は、流人墓地にある大きな二重の塔が朝鮮風の形をしており、塔身の四面の窓が田形の十字だったため、ジュリアの墓だと主張した。そして1957年に東京都教育委員会が文化財の調査をした際に、この二重の塔をジュリアの墓だと認定した。それで1970年からはジュリア祭が毎年開催されることになり、それから調査報告書が刊行されたり、韓国でも数編の論文が発表されたりした。

これらキリシタン神社について、桑姫社を除き、2か所の神社は辺境な所にあり、しかも長崎と伊豆諸島という大変離れた場所にあるため、これまで3か所を一緒に取り上げた研究は行われなかった。本稿では3か所のキリシタン神社で行われる儀式の背景やその内容を整理し、3か所の儀礼の性格と意義を考察したいと考える。

Ⅱ．キリシタン神社の儀式

1．枯松神社祭

枯松神社（写真1）は長崎県長崎市下黒崎町に位置している。黒崎地域は平坦な土地が少なく、やせ地の水田と海に面した急傾斜の丘陸が多い地域である。そのため、海に近くても船着場になるような入り江がなく、住民は貧しい生活を余儀なくされてきた[14]。この地域は江戸時代大村領であったが、一部には佐賀鍋島領の飛び地が点在していた。そして枯松神社はその佐賀鍋島領の飛び地に存在していた。1563年に大村領主・大村純忠が洗礼を受け、日本で最初のキリシタン大名になり、それから大村領内のほとんどの領民が藩主の勧めでキリシタンになった。1582年には大村領のキリシタンは6万人、当時日本のキリシタン総数は15万人だったから、大村領だけで全国総数の4割を占めていたほどであった[15]。しかし純忠の息子喜前、その子純頼は背教し、大々的な弾圧を行った。厳しい迫害の中でも、ここの黒崎地域はキリシタン信仰を継承している数少ない地域の一つである。

しかし1867年に出津で起きた野中騒動[16]を契機に、潜伏キリシタンたちは二派に分裂した。出津の野中にある村役人の家で隠れキリシタンの聖画をめぐり、潜伏キリシタン同士で争いが起こったのである。その騒ぎのわだかまりにより、

1873 年に禁教令の高札がおろされた後もカトリック教会に復帰する人たちとそれまでの信仰形態を続ける人たちの二派に分裂し、後々の代まで対立のしこりが残ることになった。その後 1972 年にはそれまで寺を隠れ蓑にしていた隠れキリシタンの中から寺を離れると宣言するグループが現れた。それで黒崎地域の隠れキリシタンは「寺離れ派」と「寺付き派」に分かれた。さらに 1985 年には出津の 7 家族が隠れキリシタン社会から離れ、天福寺の檀家に入り、ごく普通の仏教徒になった。2004 年には出津の帳方[17]・村上春義が逝去し、一人を除き寺付き派の全員が天福寺の檀家となったため、出津の隠れ組織は解散した。そのため、黒崎地域は現在黒崎の隠れキリシタン組織とカトリック黒崎教会の信徒、天福寺の仏教徒、これら 3 派に分かれて生活している。

枯松神社は正式に神社として登録されてはいないが、1914 年下出津の浜崎清造が日独戦争凱旋御礼に「サン・ジワン枯松神社」と刻んだ石の祠を奉納し、以来広く枯松神社と呼びならわされてきた。これは禁教時代に密かに活動した外国人宣教師、サン・ジワン神父の墓の上に建てられている。かつては大きな二本の松の木の下に墓石があり、その上に小さな祠がのっていただけだったが、1939 年に堂が建てられた。現在の建物は 2003 年に当時の姿のままに再建されたものである。枯松神社の前面の平地にはいくつかの墓石が並んでおり、神社を少し下ったところにはキリシタンの共同墓地がある。そして参道中腹の左側には禁教の時代に密かに集まり、隠れキリシタンの祈りの文言であるオラショを伝授し合ったとされる巨岩がある。枯松神社は 1991 年に外海町文化財に指定され、現在は長崎市の文化財となっている。

枯松神社で祭られているサン・ジワン神父は、1610 年に有馬晴信が長崎港外で焼き沈めたポルトカル船マードレ・デ・デオス号に乗っていたジョアン・デ・アモリス神父であるという説がある[18]。「サン」は聖を意味する Saint からきた言葉であり、「ジワン」は John から由来している。ジワン神父は徳川幕府による弾圧のさなか、外海キリシタンたちの信仰を指導し、迫害に挫けない勇気と救いへの希望を与え続けた。しかし病弱し、枯松の裏の谷に移動し養生に専念していたが、大雪で食料が途絶え、亡くなってしまった。

サン・ジワン神父の弟子バスチャンはジワンの通訳として一緒に同行しながら、西彼杵半島の伝道に励み、枯松神社祭ではジワン神父と共に祭られている。彼は聖セバスチャンの霊名をもつ日本人伝道師である。1657 年に黒崎で捕らえられ、長崎の牢で 3 年 3 か月間苦しめられた後、斬首刑で殉教した。彼は「7 代経ったらパードレ（神父）がローマから船でやってくる」という予言をしたことで有名である。そして黒崎地域では「バスチャンの暦」が継承されてきたが、それはカトリック教会の典礼暦に当たるもので、バスチャンがこの地域のキリシタンに教え、それが禁教下のキリシタンの毎日の生活規範になり、隠れキリシタンの組織を維持させるにおいて機能した。

枯松神社祭が始まったのは、1998 年にカトリック野崎教会に就任してきた野下地年神父が、三者のわだかまりを解こうと呼びかけたのがきっかけである。2000 年 11 月 5 日に最初の枯松神社祭の式典が執り行われ、以後、隠れキリシタン、黒崎教会、天福寺の檀家の三者によって開催され続けていたが、2017 年と 2018 年は三者の意見の違いにより、別々に儀式を行った。2019 年はローマ法王が 38 年振りに長崎を訪問することになっていたため、再び三者共同で第 20 回枯松神社祭を開催した。2019 年 11 月 3 日にカトリック信者、隠れキリシタン、仏教徒の 3 派約 200 人が集まり、この地域で布教活動を行った外国人宣教師サン・ジワン神父や、その弟子バスチャン、先祖たちを慰霊する神社祭が開かれた。第 20 回枯松神社祭（写真 2）のプログラムは次の通りである。

写真 1　枯松神社

写真 2　枯松神社祭

第 1 部

・みことば（聖書）の祭儀（25 分）

・オラショ奉納（10 分）
・法話（10 分）
第 2 部
・グレゴリオ聖歌とオラショによる祈り

第 1 部では、まずカトリック黒崎教会の橋本勲司祭（当時 77 歳）の司式でミサが行われた。説教や祈り、数回にわたる賛美があった。橋本司祭は 11 月に来日するフランシスコ・ローマ法王が平和を強調したように、三者が互いの違いを認め合い、黒崎地区から世界に平和を発信できればと述べた。

次に、隠れキリシタンの帳方・村上茂則氏（当時 69 歳）が、禁教時代から口伝で受け継がれるオラショを奉納した。オラショとはラテン語の Oratio（祈り）に由来する祈りの文言である。日本語のオラショもあるが、ラテン語やポルトガル語のオラショもある。日本語にラテン語やポルトガル語が混じったものもある。宣教師が伝えたものを伝承したものもあれば、潜伏時代に家内安全や、無病息災、豊作・大魚、除災招福などの現世利益的な内容を含む創作されたオラショも多く存在する。オラショは潜伏キリシタンの信仰を支えるものであったが、その意味を理解するものは少なく、呪文のように唱えられることが多い。迫害時代には声に出さず口の中で唱え、伝授も密かに行われた。村上茂則氏は黒崎で 7 代目の帳方を務めているが、オラショを声に出して唱えるようになったのは、父・村上茂氏の代からである。40 年ほど前に茂氏がある葬式で声を出さずに祈っていたら、何を祈っているのかが分からないと言われ、それから声に出して唱えるようになったという。そして枯松神社祭でも隠れキリシタンを代表してオラショを公唱した。2005 年に茂氏が亡くなってからは茂則氏がオラショを唱えている。

その後、天福寺の塩屋秀見住職が法話を語った。天福寺は 1688 年に創建された曹洞宗の寺院で、潜伏キリシタンを守ったとして黒崎周辺の人々から厚い信頼を得てきた。キリシタン迫害の時代に天福寺は「ここの檀家にキリシタンはいない」といって潜伏キリシタンを庇護してきた。その日、塩屋住職は迫害時代に寺が潜伏キリシタンの信仰を認め守ったように、お互いの価値観を受け入れ、争わないのが平和の道であると述べた。

2 部ではグレゴリオ聖歌とオラショによる祈りが行われた。グレゴリオ聖歌は、無伴奏、無旋律で歌われる中世のカトリック教会の聖歌である。日本でもキリスト教の伝来とともに教会でこの聖歌が歌われたが、禁教令により密かに聖歌や祈りを口伝えしていく中で、いつしかメロディーは失われ、歌詞だけがオラショに受け継がれていった。オラショとグレゴリオ聖歌の共通点を示すために、声楽家の女性は主の祈りやクレド、アヴェ・マリアなどをグレゴリオ聖歌で歌い、村上茂則氏はそれに似たオラショを唱えた。両者の祈りの言葉の共通点は大いに認められるものであった。

村上氏は神社祭の後に、「枯松神社祭はサン・ジワン様を祀る儀式なのでこれからも三者が協力して続けていくことを望む」と語った。そしてそれぞれ宗教が違っても普段は仲良く過ごしていることと、11 月 24 日に長崎を訪問するローマ法王のミサには参加したいことを述べた。

2．桑姫社大祭

長崎市にある淵神社は、昔神宮寺支院の遺跡で、裏山の宝珠山の山頂に虚空蔵菩薩と玄武神を、この地に弁財天を祀り、これを妙見社と呼んでいた。しかし、1573 年（天正年間）にキリシタンの社寺破壊によって焼失してしまった。その後、1634 年（寛永 11 年）に弁財天を歓請して古に復元し、「稲佐弁天社」と呼び淵村の総鎮守となった。明治維新の神仏混交の禁止により淵神社と改称し、以来、宗像三女神（田心姫命、市杵島姫命、湍津姫命）を主祭神として祀っている。

キリシタン神社である桑姫社（写真 3）はこの淵神社の拝殿左手にある。桑姫社ではキリシタン大名・大友宗麟の孫娘である桑姫（洗礼名：マキセンジア）を祀っている。大友氏滅亡後、宗麟の妻ジュリアとともに次女の娘であるマキセンジアが長崎に移り住んだ。マキセンジアは桑を植え、養蚕を周囲の人々に広め、没後は墓に桑の木が植えられたことから「桑姫」と呼ばれるようになった。

1820 年頃に編纂された『長崎名勝図絵』に描かれている桑姫の墓石は当初から志賀家敷地内で

祀られていた。その後 1837 年（天保 8 年）に石祠（写真 4）が元大友氏の重臣で、代々浦上淵村の庄屋を務めた志賀家子孫により製作された[19]。これは 1899 年、淵村尾崎の庄屋屋敷が兵営地になったため、第 11 代志賀親朋が法入の地に移設したが、その際、桑姫が「大友義統公二女」であり、没年は「寛永 4 年 8 月 7 日」であると彫り込まれた。それから 1936 年（昭和 11 年）にこの石祠と墓石が淵神社の境内に移転され、それが「桑姫社」になった。桑姫社殿下には桑姫の墓石が置いてあり、格子越しに見ることができる。

写真 3　桑姫社

写真 4　桑姫の石祠

また 1829 年（文政 12 年）には、淵村庄屋志賀家第 9 代親善と町年寄・薬師寺久左衛門種茂ら旧大友家遺臣 4 人が、桑姫の命日が旧暦の七夕の日であることから桑姫の徳を称え、「天女廟碑」を同村の氏寺宝珠山能満院萬福寺（現淵神社）の境内に建てた。その石碑には彼女の生涯について千字を越える漢文で刻んでいるが、そこにも桑姫は「大友義統公の二女」と紹介されている。

桑姫の遺徳を偲ぶ行事は志賀家によって 1627 年から春秋に行われていたが、1936 年に桑姫の墓石が淵神社の境内に移されてからは、神社で祭られるようになった。しかし、キリシタンである桑姫を神社で祀り崇めることになった経緯は不明のままである。片岡弥吉は迫害禁教の長い年月の間マキセンジアがキリシタンだったことは忘れられ、その遺徳のみを伝承し、遂に桑姫社として祀ったのではないかと推察している[20]。

淵神社で開催されている桑姫社大祭に関する内容は以下の通りである。

毎年 8 月 7 日に桑姫社大祭が行われるが、特別な祭りをすることはなく、宮司がお供えをするだけである。午前中に宮司が桑姫社にお神酒や米、塩、水、果物を供える。夕方に供え物を下げて、行事は終わる。淵神社の関係者の話によると、この日に桑姫社だけにお参りする人はいなく、淵神社を定期的に参拝する人が淵神社を参拝した後に桑姫社にも参る場合がほとんどであるという。そして桑姫と縁が深かった志賀家は今でも淵神社や桑姫社を参拝することがあるという。神社ではキリシタンを祭ることに違和感はないという。なぜなら桑姫はごく近くに住んでおり、若い女性に機織りの技術や礼儀作法を教え、地域の人々に親しまれていたからである。桑姫が旧暦の七夕に亡くなったことにちなみ、以前は旧暦 7 月 7 日に桑姫を祭ったが、現在は 8 月 7 日に祭っている。そして桑姫は七夕に亡くなったため、縁結びの神様としても深く崇敬されている。

3．ジュリア祭

まず、ジュリア祭で祭られているおたあ・ジュリアについて紹介したい。

おたあ・ジュリアは文禄・慶長の役で小西行長の捕虜として日本に連れてこられた。当時ジュリアの年齢は 3 歳とも 5 歳とも言われているが、史料が残っていないため、確かなことは分からない。キリシタンであった小西行長の夫人の保護を受けたジュリアは、1596 年に天草志岐のイエズス会修道院長ペドロ・モレホン神父から洗礼を受けてその名で呼ばれた。ジュリアは関ヶ原の合戦で行長の死後、どういう因縁だったか、幕府の大奥に仕える侍女になった。ジュリアの駿府城での様子は、イエズス会のジョアン・ロドリゲス・ジラン神父がイエズス会総長に当てた 1606 年 3 月 10 日付の書簡に次のように記されている。

> 宮殿で公方に仕える女性の中に何名かのキリシタンがいます。その中の 1 人は高麗人で、［かつて］アグスチノ摂津守殿［小西行長］の妻に仕え［たこともあり］、きわめて信心深い生活をしています。時にはその信心ゆえの振舞いを抑制する必要があるほどで、その信仰生活は、俗世を離れて世間の煩しさや慣習に束縛されていない大勢［の修道女］に劣らないほどです[21]。

ジュリアは思慮深く、分別ある行動で徳川家康からの寵愛を受けていた。しかし、1612 年に家康から強く改宗を迫られたがこれを堅く拒否した

ため、遂に流刑に処され、伊豆大島に流された。そこで30日を過ごした後、新島に移され、15日間滞在した。さらに神津島に移され、その後40年間キリシタンとして節を曲げず、厳しい流人生活を続けて、神津島でその生涯を終えたといわれていた。しかし1988年にイエズス会のルイス・デ・メディナ神父の研究により、1620年3月25日付長崎発信の次のような書簡が見つかった。

> 彼女等の1人、高麗生まれのジュリアは、ロサリオ［の祈り］の大好きな人で、そのSanta Cofradiaのために常によく働いていたので、何回か自分の家から追い出され、今は家もなく、神の慈悲の御摂理に依り縋りながら、家から家へと移り歩いています[22]。

そして1622年2月15日に当時のイエズス会日本管区長フランシスコ・パチェコ神父が書いた書簡の末尾には、「信仰の為に追放された高麗人の大田ジュリアは、いま大阪にいる。私は既に援助したし、出来る術で施している[23]」と追記されている。ジュリアが長崎や大阪に留まったというこれらの記録の発見により、ジュリアの最後は謎になってしまった。

神津島の村の中央の坂には流人墓地があり、そこには江戸時代にこの島に流された日蓮宗不受不施派の僧侶たちの墓石が20以上ある。しかし、そこには僧侶の墓石とは明らかに異なる大きな二重の塔（写真5）が西側に立っており、しかも十字の模様が刻まれている。島民たちはこれを宝塔さま、箋塔さまと呼んでいた。流人墓地は近寄るも不気味な場所であったが、この宝塔さまにお参りすれば婦人病が治ると伝えられていて、島の女たちは榊や樒を供えて手厚く祀っていたとも言われている[24]。

350年間この墓塔が誰のものなのが謎であったが、『日本西教史』などの文献を通じてジュリアが神津島にいたことが知られるようになった。そして1957年に東京都の文化財調査団が流人墓地を調査した際、この墓塔をジュリアのものと認定した[25]。その後、1970年から毎年5月にジュリア祭を開催している。2020年はコロナウィルスによって中止になったが、2019年までは毎年開催された。

当時神津島の村長であった松本一氏は島の有志らと一緒に東京カトリック教区の大司教を訪ね、ジュリアのためにミサを執行してくれることをお願いした。なぜなら「彼女は、追放に際して最も悲しいことは告解をしたりミサに列することが出来ないこと[26]」だと言ったからである。その後、ジュリアを福者に推薦する署名運動も起きた。1975年にはローマ法王にジュリアの功徳を知らせるために松本村長をはじめ、36人がローマへ行き、法王に謁見した。1981年にローマ法王ヨハネ・パウロ2世が日本を訪問した際はジュリアの人形を法王に贈った。それから1985年には神津島の村落をよく見渡せるありま展望台に、ジュリアを記念して10メートルの十字架を建てた。

ジュリアを約400年振りに韓国へ帰郷させる計画も立てられた。1972年10月に松本村長や関係者ら30人はジュリアの墓の土を持って韓国を訪れた。その土は韓国の切頭山殉教者記念館の広場に埋められ、そこには記念碑も建てられた。これが日韓交流のきっかけになり、1973年に開催された第4回ジュリア祭には韓国カトリックの盧基南大司教をはじめ、韓国から40人が参加した。1973年10月12日には韓国でもジュリア祭が開催され、神津島から30人が韓国に出向いた。その後も日韓の交流は続き、特に1989年から1994年までは毎年韓国から100名以上が神津島を訪れた。しかし、ジュリアが神津島で最期を遂げてないかもしれないという疑念により、2001年以降韓国からの訪問客は途絶えてしまった。それでも第4回ジュリア祭から現在まで毎年東京韓国学校の生徒が伝統芸能を披露することにより、日韓交流の媒介の役割を果たしている。

写真5　ジュリアの墓塔

写真6　ジュリア祭

2019 年 5 月 18 日、19 日に開催された第 50 回ジュリア祭（写真 6）の日程は次の通りである。

2019 年 5 月 18 日（土）
13 時 30 分　ジュリア墓地墓参（献花）（ジュリア墓地）
14 時 00 分　第 50 回ジュリア祭ミサ（ジュリア顕彰碑広場）
15 時 30 分　日韓親善芸能大会（神津高校体育館）
出演団体：東京韓国学校舞踊部・神津高校
神津島芸能保存会・神津島太鼓
18 時 00 分　第 50 回ジュリア祭式典
夕食会（まっちゃーれセンター）

2019 年 5 月 19 日（日）
8 時 30 分　ミサ（まっちゃーれセンター）
9 時 45 分　お別れの会

まず参加者たちはジュリアの墓に行って一人一人献花をした。ジュリアの墓塔の前には献花台とともにメロンや、オレンジ、胡瓜が供えられていた。カトリック式ではあるが、食べ物が供えられていることは民俗との習合によることであろう。それから村の広場で第 50 回ジュリア祭が開催された。日本各地から訪れたカトリック信者 120 人と神父 7 人、島の関係者が参加して、カトリックのミサが行われた。聖体拝領も含め、カトリックミサの形式をすべて守りながら厳粛に行われた。

その後は神津高校の体育館で日韓親善芸能大会が行われた。東京韓国学校の校長、教師 3 名、生徒 23 名、そして神津島の島民が参加し、日韓の伝統芸能を披露し、交流の時間を持った。東京韓国学校の生徒と島民たちが輪になって踊るのを見て、陸地から遠く離れている小さな島で日韓交流が行われていることに筆者は大きな感動を覚えた。

夕方には船舶待合所で第 50 回ジュリア祭記念式典が開かれ、続いて参加者全員で夕食会を開いた。翌日は日曜日なので、また船舶待合所でミサを捧げ、その後港でお別れの会をし、約 120 人の外部からの参加者は帰途についた。

神津島という名前は神々が集まった島から由来している。島の名前の由来通りに、古来から神津島は敬神崇祖の観念が篤いところで、朝夕神社にお参りして、境内には常に白砂が敷き詰められていた。また島で唯一の菩提寺である濤響寺は今でも毎日､朝夕お参りをする人たちで賑わっている。墓地を大切にすることは他にその例をみないほどであり、墓前には香華を絶やすことがない。その他にも至る所に地蔵菩薩や猿田彦大申神、観音像などが立っており、民間信仰への信仰心も大変篤いことが窺われる。

しかし、これらの神々とは性格を異にするカトリックのミサが受け入れられたことは驚くべきことである。ジュリアに対する尊敬の念からとも、島の観光のためであるとも言われている。神津島で出会った人々に、カトリックミサで祭ることに違和感はないかと聞いたが、皆違和感はないという答えだった。あらゆる神々を大切にする神津島では宗教の形式より、苦難の人生を生きながらも人々に敬愛されたジュリアを祀り崇めることが島民の道理であるかと思われた。

Ⅲ．キリシタン神社で行われる儀式の比較

ここではこれら 3 か所のキリシタン神社で行われる儀式を比較考察したいと考える。次の表 1 にその要点をまとめた。

表１　キリシタン神社で行われる儀式の比較

	枯松神社祭	桑姫社大祭	ジュリア祭
始まり	2000 年	1936 年	1970 年
日にち	11 月 3 日	旧暦 7 月 7 日から 8 月 7 日に変更された。	5 月 3 週目の週末
提案者	当時カトリック黒崎教会の司祭	志賀家にあった桑姫の墓石が淵神社に移されたことによる。	当時神津島の村長と有志
主催者	カトリック教会、隠れキリシタン、仏教徒	神社	ジュリア顕彰会、カトリック東京教区
儀式の対象	ジワン神父、バスチャン、先祖	桑姫	ジュリア
儀式の性格	ミサ、オラショ、法話が行われる。（三者合同であるが、カトリック教会がより主体になっている。）	宮司がお供えをするだけ（神道式）	墓地に献花、ミサ、日韓芸能大会、夕食会、日曜ミサ、別れ会（主にカトリック式）
神社の様子	ジワン神父の墓があった場所に堂が建てられた。神社として登録されてなく、鳥居もない。神社の前面の平地には墓石が並ぶ。	淵神社の境内社である。桑姫社殿下には桑姫の墓石が置いてある。桑姫社の西側には石祠があり、淵神社の境内には天女廟碑もある。	伊豆大島に小祠があり、神津島にはジュリアの墓がある。両島に大きな十字架が立っている。
参加者	三つの宗教に所属している住民の一部と外部の見学者が参加している。	神社参拝者だけ	ミサに島民の参加は少ない。外部のカトリック信者の聖地巡礼のようである。以前は韓国からの参加者も多かった。

左記の表 1 を見ると分かるように、日本のキリシタン神社で行われている儀式は三者三様である。儀式が始まった背景や儀式の内容については先述したので、ここでは儀式の性格や特徴を考察したい。

まず、枯松神社は禁教下で潜伏キリシタンが自分たちの信仰を異宗教的外観でカモフラージュするためにできたところである。潜伏時代にはジワン神父の指導を受け、同じ思いでこの場所を心の拠り所として崇敬していたが、明治以降、時代の変化の中で分裂せざるを得なかった地域の人たちが、歴史と文化の継承のために再び一つになろうとして枯松神社祭を開催することになった。枯松神社祭は、カトリック教会と隠れキリシタン、寺の三者合同で儀式が行われることに大きな特徴がある。ただし、カトリック黒崎教会の提案から始まった祭儀であるため、カトリック教会が主体的な役割を果たしている。

枯松神社祭の興味深い点は、合同で慰霊祭を営むようになってから隠れキリシタンのカトリックへの接近が見られていることである。隠れキリシタンの先代の帳方であった故村上茂氏は呪文化したオラショの言葉がまったく理解できなかったので、黒崎教会の司祭の指導を受け、オラショの言葉を意味がわかるように、キリシタン時代の祈りの言葉を用いて、カトリック風に変えた。そして彼は亡くなる直前カトリックの洗礼を受け、葬儀もカトリック式で行われた。現在の隠れキリシタンの葬儀は、茂氏の代より、カトリック教会から出版されている現行の「葬儀ミサ」の儀式書をモデルにしながら、隠れ独特の葬式のスタイルを交えて、新たに仕立て直されたものである[27]。茂氏の代には 80 名程いた隠れキリシタンは現在 50 名程に減り、今後さらに減少していくことが予想される。先代の帳方のようにカトリック化するのか、あるいは祖先供養を大切にする仏教に傾いていくのか、あるいは最後まで隠れ集団を守り切るのか、注目していきたい。三者合同祭によってオラショが人々の前で唱えられ、隠れキリシタンの儀礼がカトリックと折衷するなど、三者の宗教接触による儀礼の習合は今後も続きそうである。

二番目に、桑姫社大祭は 3 か所の中でもっと

も神道に忠実な儀式である。桑姫社は淵神社の境内社として、小さいながらも鳥居や社殿を構えている。桑姫社大祭は特別な祭りを行うことはないが、宮司が桑姫の忌日にお供えをしてキリシタンであった桑姫を祀る。しかしながら、一神教のキリスト教と多神教の神道は相いれない宗教であり、キリスト教ではいかに偉大な人物であろうとも祭神にはなり得ない。しかし、当神社では桑姫が村の人々に良い影響を及ぼし、親しまれていた人徳だけを強調し、桑姫がキリシタンであっても違和感はないという。さらに 2018 年まで数年間は桑姫社にマリア像が置かれていた。2019 年に筆者が訪問した際はマリア像が無くなっていたので、その理由を聞くと、「マリア像はそもそもある参拝者が供えたものであり、去年下げたのも参拝者によることであろう」とのことだった。社殿にカトリックのシンボルでもあるマリア像が置かれてもそれを見守った神社側の寛容な対応に筆者は驚いた。神道は八百万の神を祀る宗教であるが、桑姫社では宗教の垣根さえも越え祭神になり得ている。

三番目に、ジュリア祭はもっともカトリックの性格を表す儀式である。外部から司祭やカトリック信者が神津島を訪れ、信者も教会もない辺境な地で厳格なミサを行うのは世界でも類を見ないことであろう。

ジュリアは厳しい迫害の時代を生きていたため、わずかな記録しか残っていない中、彼女に関する伝承を支えたのは、伊豆大島の小さな祠であった。ジュリアの最初の流刑地であった伊豆大島で彼女の死を伝え聞いた人々は痛く悲しんで、その霊を弔うため小さな祠を建てた。それがおたいね明神（写真 7）と呼ばれるものであり、ここに詣でるとオコリ病が癒えると言われていた[28]。ここでは彼女がキリシタンであったことはすっかり忘れ去られている。しかし、最後の流刑地であった神津島で十字が刻まれた特異な形の塔がジュリアのものとして確定されるに従い、彼女の信仰は世に知られ、カトリックミサが執り行われることになった。

写真 7　おたいね明神

しかしながら、教会もキリスト教信者もいない神津島で完全なカトリックミサの形を取り入れたことはかなり画期的である。戦後祭りを通して地域活性化を図る政策の一貫としてジュリア祭が推進された経緯があったと思われる。しかし、神津島の村長をはじめ、有志たちがジュリアの故郷韓国に出向いたり、法王に謁見するためにローマまで行ったりしたその行動力は村おこしの次元を超えているように思われる。ジュリアの人生に何か心動かされたものがあったか。あるいは墓や先祖を大切にする神津島の人々からすればジュリアの墓だと分かった以上祀らなくてはいられない心情が働いたか。ジュリア祭を推進した当事者たちが故人となっており、確かなことは知り得ないが、村民の信仰とは無関係にジュリアの信仰だけを尊重した形でカトリックミサが取り入れられた。そしてジュリア祭を通して神津島ではカトリックとの宗教接触が行われ、現在まで 2 名がカトリックの洗礼を受けた。そしてミサの後に行われる日韓芸能大会を通して日韓文化交流も行われている。ただ、村民がミサに参加することはほとんどなく、外部から来るカトリック信者たちの巡礼地訪問のような性格が強い。

おわりに

日本のキリシタン神社の成立はキリスト教の厳しい弾圧の歴史と深く関係している。日本の三大キリシタン神社で祭られているジワン神父や桑姫、ジュリアは迫害時代に生き、苦しい人生を送った人物である。ただ、史料が少ないため不明なことが多く、とりわけジワン神父と桑姫に関しては誰であるかについても諸説ある。

しかし不思議にも彼らは歴史に葬り去らず、人々に語り継がれ、350年後には彼らを祭る儀式が開催されることになった。それを可能にしたのは彼らの墓が人々に慕われ、祀られ続けたためであった。枯松神社はジワン神父の墓があったところにやがて神社が建立された。桑姫社は桑姫の墓に建てた大きな石が大友の遺臣であった志賀家で祀られていたが、それが淵神社の境内に移されることになり、桑姫社を成立させた。ジュリアは最初流された伊豆大島では、彼女を祀る祠で人々に記憶され、神津島では十字が刻まれた朝鮮風の墓塔がジュリアのものと認定され、そこからジュリア祭が開催されることになった。

ただ、桑姫に関しては彼女がキリシタンであったことは忘れ去り、彼女の遺徳だけが語り継がれていくことになり、やがて淵神社の境内で彼女は崇められることになった。ジュリアも同じく神道の祠で祀られていたが、十字が彫られた墓塔の存在により、キリシタンとしての尊厳を取り戻し、カトリックミサにあずかることができた。枯松神社祭は明治以降宗教の分裂が起きた黒崎地域で、彼らの共通の先祖である潜伏キリシタンたちの聖地に再び集まることにより、地域の和解と平和を図ろうとしている。

厳しい迫害の歴史の中でも人徳の優れたキリシタンは人々に崇敬され、彼らの墓は大切に祀られ、それがやがてキリシタン神社を生み出すことにつながった。そしてキリシタン神社で行われている儀式はそれぞれ形式がかなり異なるが、墓への深い思いや祖先崇拝の風習がこれらの儀式を支える根底にあることは共通している。

注

1 文化庁宗教統計調査（http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho　2020年9月検索）。

2 長崎の調査は2017年3月19日～3月23日、2019年11月1日～11月3日、伊豆大島の調査は2017年9月6日～9月7日、2018年10月13日～10月14日、神津島の調査は2019年2月7日～2月8日、2019年5月18日～5月19日に行われた。

3 2016年度において、長崎教区の信徒数は60,989人と全国16教区の中で東京教区の94,977人に次ぐ2番目となっているが、人口に占める割合は東京教区の0.492％に比べると4.408％と圧倒的に多く全国一である。「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産ホームページ」（http://kirishitan.jp/guides/707　2020年9月検索）。

4 田北耕也、『昭和時代の潜伏切支丹』、国書刊行会、1978、9章と533-538頁。

5 片岡弥吉、『日本キリシタン殉教史』、時事通信社、1979、337頁。

6 ムンシ ロジェ ヴァンジラ、「枯松神社と祭礼―地域社会の宗教観をめぐって」,『人類学研究所　研究論集』第1号、南山大学人類学研究所、2013。

7 かくれキリシタンという名称は外部からこの人々に対する汎称として用いられていた言葉であり、当人たちはキリシタンという呼び方をしなかった。明治・大正時代には、復活したカトリック信者との対比の中で、外海では離れやふるキリシタン、むかしキリシタンといわれ、五島ではふる帳、もと帳といわれていた。当人たちは自らを平戸ではご尊さま、生月ではごっしゃ、コンパンヤなどの集団名をもって呼ぶのが普通であった。片岡弥吉、『かくれキリシタン　歴史と民俗』、日本放送出版協会、1975、17-21頁。

8 1820年頃、長崎奉行筒井和泉守政憲が儒者で長崎聖堂助教であった饒田喩義に命じて編纂させたもので、野口文竜渕義と画家打橋竹雲等が助けた。しかし脱稿までに意外の日数を要したために遂に刊行されることなく稿本のまま明治を迎え以後、長崎区役所・長崎市役所の書庫の中に眠っていた。1931年長崎史談会ではこれではいけないというので原本の翻刻公刊を企図し、昭和6年、四六倍版で本文584頁の本の500部限定出版を行い、世に公開した。長崎史談会編、『長崎名勝図絵』、長崎史談会、1931。

9 長崎歴史文化博物館所蔵。

10 花久留守―宮本次人キリシタン史研究

ブログ「桑姫」再考―その②―（http://twoton1638.blogspot.com/2015/06/blog-post_11.html　2020 年 9 月検索）。

11　片岡弥吉、「浦上草創期の頃の二、三の事蹟」、『長崎談叢』第 19 輯、長崎史談会、1937、11 頁。

12　宮本次人は自身のキリシタン史研究ブログで、桑姫は大友宗麟の長女ジュスタであると主張している。彼女は 1580 年（天正 8 年）に受洗し、1627 年（寛永 4 年）8 月 7 日に逝去した。

13　田村襄次・平田都、『おたあジュリア』、サンパウロ、2000、276 頁。

14　ムンシ ロジェ ヴァンジラ ,『カトリックへ復帰した外海・黒崎かくれキリシタンの指導者村上茂の伝記』、聖母の騎士社、2012、21 頁。

15　片岡弥吉、前掲書、63 頁。

16　1865 年に大浦天主堂で信者が発見されてから、出津ではキリシタン禁制が続いているにもかかわらず堂々と信仰生活をする者が現れた。1867 年にキリシタンである庄屋は発覚を恐れ、熱心派の意気をそぐために 2 枚の聖画を盗み出したが、それをめぐり激しい争いが起こり、後々の代まで対立のしこりが残ることになった。同上、91-94 頁。

17　黒崎地域では隠れキリシタン組織の最高責任者を帳方と呼んでいる。

18　片岡弥吉、前掲書、88 頁。

19　第 10 代志賀親憲は、竹の久保尾崎の庄屋屋敷に「桑姫の墳塋祠」を建立した。花久留守―宮本次人キリシタン史研究ブログ「桑姫」再考―その④―

20　片岡弥吉、前掲論文、12 頁。

21　ルイズデメディナ、ホアン・ガルシア、『遥かなる高麗』、近藤出版社、1988、200 頁。

22　同上、270 頁。

23　同上、271 頁。

24　木原悦子『おたあ・ジュリアのアリランが聞こえる』、毎日新聞社、1988、18 頁。

25　神津島村史編纂委員会編『神津島村史』、神津島村、1998、57 頁。

26　ルイズデメディナ、ホアン・ガルシア、前掲書、215 頁。

27　宮沢賢太郎 ,『潜伏キリシタンは何を信じていたのか』、角川書店、2018、216 頁。

28　三田元鐘、『切支丹伝承』、宝文館出版、1970、146-147 頁。

主要参考文献

片岡弥吉、「浦上草創期の頃の二、三の事蹟」、『長崎談叢』第 19 輯、長崎史談会、1937。

_____、『かくれキリシタン　歴史と民俗』、日本放送出版協会、1975。

古野清人 ,『隠れキリシタン』、至文堂、1972。

田北耕也 ,『昭和時代の潜伏切支丹』、国書刊行会、1978。

田中英一 ,『キリシタンおたあジュリアの記録―美しき孤島の聖女』、神津島おたあジュリア顕彰会、1999。

田村襄次・平田都 ,『おたあジュリア』、サンパウロ、2000。

満江巖 ,『孤島の聖女』、聖望社、1942。

宮沢賢太郎 ,『カクレキリシタンの信仰世界』、東京大学出版会、1996。

_____、『潜伏キリシタンは何を信じていたのか』、角川書店、2018。

ムンシ ロジェ ヴァンジラ ,『カトリックへ復帰した外海・黒崎かくれキリシタンの指導者　村上茂の伝記』、聖母の騎士社、2012。

_____、「枯松神社と祭礼―地域社会の宗教観をめぐって」,『人類学研究所　研究論集』第 1 号、南山大学人類学研究所、2013、83-113 頁。

ルイズ デ メディナ・ホアン ガルシア、『遥かなる高麗』、近藤出版社、1988。

「ひまわり」はなぜ『怪談』に収録されたか

那須野　絢　子

Ayako Nasuno. Why "Hi-mawari" was Included in Lafcadio Hearn's *Kwaidan*. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.105-112.

Among Lafcadio Hearn's unpublished essays written in his later years, there are some that were based on his childhood memories. These had to be included in the planned publication of his Memoir.

"Hi-mawari" is an autobiographical essay of his childhood reminiscence in Wales. It's collected in *Kwaidan* (1904) which is his last work and ranked as his highest esteemed work. Originally supposed to be collected in his planned Memoir, this essay has a different pathos within *Kwaidan*- the Japanese ghost stories anthology book. Readers might notice the dissimilarity between "Hi-mawari" and the other stories while in *Kwaidan*.

In this essay, I search for the reason why "Hi-mawari" was included in *Kwaidan*, which is an anthology book of Japanese ghost stories retold by Hearn, and I also examine his true intentions behind choosing "Hi-mawari" among the other unpublished autobiographical essays which he wrote around the same time.

1．序

ラフカディオ・ハーン（1850-1904）の晩年の傑作『怪談』（*Kwaidan* 1904）には、「耳なし芳一」（"The Story of Mimi-nashi Hoichi"）、「雪女」（"Yuki-Onna"）を始めとする17編の怪談と３編の虫にまつわる小品が収録されている。うち、著者の手で怪談とカテゴライズされた作品群の中に、「ひまわり」（"Hi-mawari"）と題された一種異彩を放つエッセイがある。

同作品は、ハーンが幼年時代に訪れたイギリス、ウェールズで、従兄のロバートと妖精の輪を探して遊んでいた記憶を辿ったものである。一読すると他の怪談作品と比較し異質に感じられる「ひまわり」は、日本におけるハーンの最も有名な著作に収録されているものの、一般に知名度が高いとはいえない。しかし、発表されたハーン作品の内、数少ない自伝的要素を持つものとして研究者の間では注目されることが多い。彼の自伝的執筆といえば、帝大時代の教え子田部隆次が、自身が記した伝記『小泉八雲』において、「ヘルンの遺稿中に五六の自伝的断篇が発見された」[1]と記述し、その和訳を収録している。それらは日本語で、「私の守護天使」（田部訳では「私の守護神」）、「偶像崇拝」、「私の最初のロマンス」、「星」、「直観」、「消えた光で」と題された６編のエッセイである。田部によるとこれらは、ハーンが晩年出版を計画していた自伝的断片の作品集に収録されるはずのものであったようである[2]。つまり、ハーンは、遺作となった『日本 一つの解明』（*Japan: An Attempt at Interpretation* 1904）の出版後、自身の過去の記憶を紡いだ著書を発表しようとしていたのである。ここで以下の仮説を立てたい。執筆時期、内容から推し量り、「ひまわり」はこの作品集に収録されるべく書かれたものであった。

では、なぜハーンは『怪談』の中に、同著に収録されたその他作品群とは異質な「ひまわり」を、他の自伝的作品群と切り離し収めたのか。本稿では、上記の仮説をハーン晩年の執筆活動に焦点を当てながら推論し、「ひまわり」が『怪談』に収録された真意を考察する。

2．ハーンの再話物語と『怪談』

「ひまわり」がなぜ『怪談』に収録されたかについて考えるにあたり、まず初めに、ハーンの『怪談』とはいかなる作品であったかについて述べる。

1904 年 4 月に出版された『怪談』は、同年 9 月 26 日に逝去したハーンが手に取ることのできた最後の著作であった。内容は、前項でも記したとおり、日本の古典や民話などを材料にした再話による怪談小品が中心となった作品集である。日本時代のハーンは多くの再話による怪談を手掛けているが、その執筆形態は年代を追うにつれて変化している。以下にその変容を追う。ハーンが初めて日本の怪談を取材したのは、来日後最初の赴任地となった松江時代である。しかし、この時期の怪談は、晩年の『怪談』にみられるような、一つの完成された作品としてではなく、自身の体験に基づいて記された随筆や紀行文の中で披露されるにとどまっている。具体的に記すと、松江、出雲での見聞をもとに記した日本における第一作品『知られざる日本の面影』（*Glimpses of Unfamiliar Japan* 1894）には、ハーンが山陰地方で聞いた多くの伝承や民話の再話が散りばめられている。さらに続く熊本時代の見聞録『東の国から』（*Out of the East* 1895）においても、前作ほどのボリュームではないが、「浦島伝説」「松山鏡」などの語り直しを紀行文の中で紹介している。

その後、幾作品かの怪談物を手掛けはするものの、それが本格化してくるのは 1899 年発表の『霊の日本』（*In Ghostly Japan*）あたりからである。『霊の日本』、『影』（*Shadowings* 1900）、『日本雑記』（*Japanese Miscellany* 1901）では、一つの小品として完成された怪談がそれぞれ 6 作登場する。続く『骨董』（*Kotto* 1902）では、それが 9 作に増え、ついには「ひまわり」を含めた 17 作の怪談を収録した『怪談』に行き着くのである。

このように、最晩年の『怪談』では、一冊の著書に収録された再話怪談の点数が頂点に達した。牧野陽子は著書『＜時＞をつなぐ言葉　ラフカディオ・ハーンの再話文学』の序文において、ハーンは怪談を再話することにより、近代科学文明が置き去りにしようとしている薄明の領域を見出し、怪奇話という形に自己の内面世界を託したと記している[3]。つまり、時代の中で消えかけていた物語を民俗学的な関心を以て紡いだハーンが、文学者としての感性で、独自の作品に仕上げる再話のスパイスとして利用したものが、自身の内なる世界であったということである。そうであるならば、この内なる世界について考えることは、最晩年の傑作『怪談』、そして「ひまわり」の持つハーン文学における位置づけを導き出すことのできる重要な作業と得るのではないだろうか。そこで次項より、ハーンの再話怪談を紐解きながら、筆者の内なる世界を探っていく。

3．怪談に描かれた内なる世界
―『霊の日本』『影』『骨董』―

前項最後で述べた、日本時代にハーンが手掛けた再話怪談に投影された内的世界については、牧野陽子著『＜時＞をつなぐ言葉 ラフカディオ・ハーンの再話文学』及び『ラフカディオ・ハーン異文化体験の果てに』の二冊で詳細に論じられている。牧野はまず、ハーン晩年の再話怪談が、日本時代初期の紀行文の中で紹介されたそれと比較して、民俗学的関心が希薄になり、より抽象化した問いを浮き上がらせるようになっていることを指摘している[4]。続いて、この「抽象的な問い」とハーン怪談の関係について同氏は次のようにまとめている。「ハーン最晩年の怪談において常に問われるのは、人間にとって「過去」とは、ひいては「時間」とは何か、それをどう受け止めるかという根源的な問いである」[5]、そして、その根源的な問いと対峙する場としての再話は、「ハーンにとって極めて自覚的な文学の営みとしてなされ、自身の思索を表現し得る最適のジャンルとして仏教的背景をもつ「怪談」が選ばれた」[6]。つまり、輪廻転生や因果といった仏教のもつ観念が投影された日本の怪談は、死者と生者の関係性の中で、ハーンの掲げた「過去」と「時間」という問いを突き付けられるものであり、それらについて考えを巡らし、自身の思想を加えながら再話を行っていくことで、自己の内なる世界を表現したということである。

では、晩年のハーンが思索した「過去」と「時間」は、彼の再話怪談をとおしてどのように描かれているのか、具体例を以下より一瞥する。まずは『霊の日本』に収録された「因果話」（“Ing-wa-Banashi”）。妻に先立たれたある大名に寵愛された側女の雪子が、亡前妻の嫉妬の怨念に取り付かれる。雪子は剃髪し、行脚の旅に出て、因果消滅のために生きてゆく。つまり、自身に課せられた因果を受け入れ、過去と向かい合いながら生きていくことを決意するのである。過去の因果が生んだ悲劇を描いた作品といえば、同じく『霊の日本』収録の「振袖伝説」（“Furisode”）もそのうちの一つといえる。ある娘が町で偶然見かけた若武者に一目ぼれする。娘はその彼が来ていた着物とそっくりの振袖を仕立て、いつか再び会えるようにと願をかけ、恋い焦がれるうちに亡くなってしまう。娘の死後、その振袖が人手に渡ると、持ち主となった者は決まって謎の病で死ぬという怪事が続いたため、振袖はある寺の住職により燃やされることになる。しかし一旦振袖に付いた火は消えることなく燃え盛り、最後には江戸中を焼き尽くす大惨事となる。

『霊の日本』に続いて発表された『影』には、無常な時の流れを描いた名作「和解」（“The Reconciliation”）が収録されている。これは新しい妻を娶るために離縁した前妻と若侍の復縁物語であるが、その結末は死者との再会という衝撃の結末を迎える。一度自らの手で離縁を強いた前妻とのよりを戻すために、侍は二人が以前暮らした屋敷に戻る。すると、前妻は怒りや悲しみの感情を一切見せずに、以前と変わらぬ美しさと優しさで前夫を迎え入れる。互いの愛を再確認し、眠りについた二人であったが、目を覚ました侍の目前にいたのは、朽ち果てた家屋に横たわる前妻の屍であった。この怪談では、在りし日の妻の幻影が年月を越えて一つの場面として描写され、再び時が戻り現実の光景を映し出すというタイムスリップ的な時の効果が生きている。

読者に何とも言えない不思議な感覚を抱かせる『骨董』収録の「茶碗の中」（“In a Cup of Tea”）については、同項で参照している牧野の著書で興味深い内容が論じられている。牧野は、同作品の導入部で語られる、「古い塔の螺旋階段を登りつめた先端には暗闇があるのみだった」「切り立った海沿いの道を歩いて角をまがったとたん、断崖絶壁が立ちはだかる行き止まりだった」という二つの描写を、ハーンが幼少期を過ごしたアイルランドでの記憶の断片だと述べる[7]。そして、このことを踏まえた上で、筆者自身の過去に対する回顧的要素が、この物語で描かれた茶碗に映し出された自分という存在を飲み込むという行為に投影されていることを指摘する[8]。

茶碗の中に映った顔が一体何ものなのかについては様々な論考があるが、それをハーン自身と捉えることは大変興味深い。なぜなら、「茶碗の中」が収録された『骨董』の次作が、ハーン最後の著作となる『怪談』であり、そこで発表された作品群は、それ以前の再話怪談と比較すると、作品に投影された「過去」と「時間」の示すものが一味違った様相を現わすからである。詳述すると、同項で取り上げたような、仏教的観念を背景に持つ人間の普遍的な「過去」と「時間」に対する問いを掲げていたハーンの怪談が、『怪談』になると、彼自身の自伝的な記憶にもとづく「過去」と「時間」のニュアンスを含むようになるのである。このように考えると「茶碗の中」は、この変化への橋渡し的な働きを担った作品であると推測することができる。続く次項では、「ひまわり」が収められた著書『怪談』に見られる「過去」と「時間」を考察する。

4．『怪談』に描かれた内なる世界

まずは、人間の男と妖精との異類婚姻譚である「雪女」と「青柳物語」（“The Story of Aoyagi”）。この二作品に関しては先行研究において、主人公のお雪と青柳が、幼い頃生き別れたハーンの母ローザをモデルとしていることが度々論じられている[9]。ローザは、イギリスの軍医としてギリシアの島に駐屯していたハーンの父チャールズと恋に落ち結婚した。しかし、チャールズはハーン誕生の時はすでに次の赴任地へ去った後で、その後母子は、父の実家のあるアイルランドへ身を寄せる。しかしハーンが 6 歳の時、ローザは単

身ギリシアへ戻り、その後チャールズはローザと離婚、かつての恋人と再婚を果たして、ハーンの元を去る。ハーンの母への思慕の念は生涯消えることはなく、彼女が夫に捨てられた可哀そうな女性であったことを様々な場面で吐露している。

両物語とも、人間の不覚により夫の元を去らなければならないヒロインの悲劇の結末が描かれ、筆者が抱いていた母親像とオーバーラップする。特に、二人の妖精が夫の元を去る場面、吹雪の夜に霧となって消えていくお雪（雪女）と、地中へと沈んでいくように消えていく青柳の最後は、死別ではなく、悲しみを抱えながら自分のもとを去っていった母親に対するハーンの記憶が色濃く投影された箇所といえる。

明治期の『百物語』「第三十三席」にみられる講談家による物語を原典に持つ「むじな」（“Mujina”）は、ハーンのアイルランドにおける幼年時代の実体験が再話の契機になったと言われている。この実体験の詳細は、E. ビスランド編纂の書簡集 *The Life and Letters of Lafcadio Hearn*（1910）に収録された「私の守護天使」（“ My Guardian Angel ”）に綴られている。同エッセイは、序章で述べた、ハーンが発表を計画していた自伝的断片集に収録するために記された作品と位置づけられるものである。筆者が 7 歳の頃、アイルランドの大叔母宅でジェーンという知り合いの顔無しお化けを見た体験を綴ったもので、その内容は怪談「むじな」と呼応する。原話で語られた、顔が二尺ほどある化け物を、ハーンは目も鼻も口も無い顔無しお化けにすり替え再話した。また、ハーンの再話では、御女中や蕎麦屋に扮したムジナが自分の顔をなでながら商人に突き付ける場面が妙に際立ち、顔無しお化けがこの作品に与える印象が強烈になっている。つまり、ハーンは幼少期に体験した顔のないお化けとの遭遇の記憶を、怪談「むじな」に刻みこんだのである。この作品が、後に「のっぺらぼう」という別タイトルを付けられ翻案されるようになったことは、まさにハーンの再話が意図した結果もといえる。

ルイス・キャロルの『不思議の国のアリス』を髣髴とさせる「安芸之介の夢」（“The Dream of Akinosuke”）は、夢の中で主人公安芸之介が異界（常世の国）へ行き、そこで様々な体験を経た後覚醒し、現世へ戻ってくる物語である。ハーンはこの作品を記すにあたり、西洋文学のアイディアを取り入れつつ、日本に対する自身の思いを投影させて原典[10]の語り直しを行ったと推測される。常世の国で描かれた社会は、ハーンが愛した時代の流れの中で消えゆく旧日本の姿であり、名前のとおり、この国の平和でゆっくりと過ぎる時の流れは、目まぐるしく変化する明治日本の時の流れと対峙する。

そして更に、この作品の背後には、ハーン自身の過去の記憶の断片が、まるで地中に埋もれ忘れ去られた遺物のように隠れていることも忘れてならない。

ここで再び、牧野陽子の論文「地底の青い空－「安芸之介の夢」」[11]で論じられている原典と再話に見られる相違に注目したい。牧野は、同論考で、「地底の異世界の性質を根本的に変えたこと」と「蟻の国の破壊という結末を削除したこと」の二点を、ハーンが原典に対して行ったより重要な改変であると指摘している[12]。原典と再話に関する詳細な比較は本稿では行わないが、ここで焦点をあてたいのは、安芸之介の赴いた常世の国を取り巻く環境である。以下に同作品からの一節、安芸之介が異世界から現世に帰還する場面を抜粋する。

> There he embarked upon the ship sent for him; and the ship sailed out into the blue sea, under the blue sky; and the shape of the island of Raishu itself turned blue, and then turned gray, and then vanished forever.[13]

安芸之介が国守に任命された萊州は、青い空と海に囲まれた島であった。国王の娘と結婚した安芸之介は 7 人の子宝に恵まれ、この島で幸せに暮らしていたが、愛する妃の死という悲劇に見舞われる。ここで描かれているのは、悲しみの内に国王の元へ戻ろうとする安芸之介を乗せた船が、萊州を去る場面である。

原典ではそもそも常世の国は地下の国であった。しかしハーンは、それを海の彼方の国へ改変した。浦島伝説を髣髴とさせる青い海と空に囲ま

れた島、美しい妃と共にいる幸せな時間、ハーンが原典に加筆した常世の国を取り巻くこのような環境は、エッセイ「夏の日の夢」（“A Dream of Summer Day”）で描かれた世界同様、最愛の母と過ごしたギリシア、レフカダでの潜在的記憶の断片であると判断できる。

そして牧野の指摘した後者の改変ポイントについては以下のように理解することができる。原典「槐宮記」の結末では、主人公の行った蟻の国は風雨によって崩壊させられ壊滅する。しかし「安芸之介の夢」では、現世に戻った主人公が、蟻の巣の中に、夢の中で愛した妃の墓を見つけるのである。それは、墓石に酷似した小石が据えられた塚であった。物語は、安芸之介が塚の下に一匹の蟻の死骸を発見するところで幕を閉じる。つまり、ハーンは、安芸之介の夢を、単なる儚い夢想で終わらせるのではなく、異界で体験した主人公自身の過去として位置づけることで、ハーン自身の過去の記憶が現実のものであると訴えたのである。

以上のこの２点の原典改変を整理すると、ハーンは、生き別れた母と２歳まで過ごしたギリシアでの幸福な日々を投影させながらこの再話に取り組んだと推測できる。生まれてからわずか二歳までの記憶が、成人したハーンに残っていたとは思えない。だからこそ、この幸せであった日々を自身が体験した現実の過去として肯定し、作品の中で語りたかったのではないだろうか。

以上、本項で考察したとおり、再話という文学活動により、「過去」と「時間」を思索し続けたハーンの焦点は、最晩年の『怪談』において、普遍的な人類の「過去」と「時間」から、より個人的な「過去」と「時間」の思索へと変化を遂げたのである。

５．「ひまわり」と早稲田大学所蔵の未発表草稿

３項４項において、日本での再話怪談に投影されたハーンの内なる世界をみてきた。ここで、再び「ひまわり」に立ち戻り情報を整理したい。4項で論じたとおり、1904年出版の『怪談』に、ハーン自身の過去の記憶が散りばめられた再話作品が収録されている傾向を考えると、自伝的作品と位置づけられる「ひまわり」がここに収録される意味が理解できる。では「ひまわり」だけが、その他未発表の自伝的エッセイ群の中から切り離され、『怪談』に収録された所以についてはどのように説明できるだろうか。本項では、同作品との類似性が指摘される二葉のハーンの手なる未発表草稿を引き合いに出し、上記の問いについて考察していく。

上で記した草稿とは、早稲田大学が所蔵する資料で、同大学が古書店から同時購入した三葉のハーンによる自筆草稿のうちの二葉である。同草稿の調査にあたった關田かおるによると、“Beyond Man” というタイトルが記された一葉と、シリーズになっている無題の二葉には内容的に関連性はなく、別々の作品の草稿断片であると推測できるという[14]。さらに關田は、この二葉に記された内容と「ひまわり」との類似性を指摘し、晩年のハーンが発表を企てた「自伝」の一部であると推測できると論じている[15]。以下に該当箇所が記された一葉目の内容を抜粋する。

> Only the gods can know what buried passion revived in the rich humanity of that voice,—that gipsy〔*sic*〕= = voice whose tones still quiver in my brain. But how much more do those tones tell me today than they told me forty = seven years ago! ... How utterly hollow and vain my childish loathing and pride![16]

47年前に聞いたジプシーの声により、秘められた情熱が呼び起こされ、この声を実際に聴いた幼少期の自分が感じた嫌悪感がいかに空虚で無益であったのかと問うくだりは、まさに「ひまわり」で回顧されたハーンの体験と一致する。さらに、47年前と記されていることから、「ひまわり」とこの断片は同じ時期に執筆されたことも断定できる。では、この未発表草稿は、「ひまわり」の初期の草稿で、校正が進む中で、ウェールズにおけるロバートとの思い出の記録へと変更されたものなのか、それとも二つは元々別の作品として執筆されたものなのか。これについては、中田賢治、大澤隆之がそれぞれ『へるん36』[17]及

び『八雲第 23 号』[18] において紹介しているバレット文庫所蔵「ひまわり」初期段階の草稿を参照すれば、両者が別作品として執筆されたであろうことをうかがい知ることができる。パレット文庫の原稿は、初期の草稿であるだけに、決定稿に至るまでに様々な改変が加えられたことが読みとれるが、基本のアウトラインは改変されていない。關田紹介の断片は、一瞥すると、ロバートとの思い出の記録というより、「ひまわり」で描かれた竪琴弾きが発した歌声の音色に焦点が当てられ、そこから筆者の魂の哲学論へと筆が転換していく流れとなっている。ゆえに両者は、ハーンが子どもの頃体験した同じ出来事が作品の素材となっているが、それぞれ異なる作風を持つ作品として執筆されたと推測することができる。

ここで一つの事実に気づかされる。それは、前項で紹介した「むじな」と「私の守護天使」の関係性が、ここで論じた「ひまわり」及び早稲田大学の草稿断片との関係性同様、同一の素材（筆者の体験）から生まれた異なる二つの作品であるという事実である。この二つの作品事例からは以下の可能性を指摘することができる。ハーンは、最晩年の自伝的エッセイ集に収録するために執筆した「私の守護天使」を下地とし、自伝的断片を散りばめた著作集『怪談』に相応しい形態をとる新たな作品として「むじな」を書き記した。また「ひまわり」の事例もしかりで、早稲田の草稿断片に記されたエッセイを下地として、『怪談』に収録するための「ひまわり」を執筆した。

東京時代のハーンは心臓を煩い、自身の死期が近いことを自覚していた。妻セツは夫との思い出を綴った手記『思い出の記』の中で、「この痛みも、もう大きいの、参りますならば、多分私、死にませう。そのあとで、私死にますとも、泣く決していけません」[19] という夫の言葉を回顧している。また、父から熱血を注いだ家庭教育を受けた長男一雄は、休日も、多少の体調不良の際も休むことなくレッスンを行ったハーンが、“Learn quickly, please; time won’t wait; Papa’s life will not wait.”[20] と度々口にしていたことを著書『リ・エコー』（*Re-Echo*）の中で綴っている。

このようなエピソードからも察せられるとおり、晩年のハーンは、残された時間と戦うがごとく、執筆、そして息子への教育に没頭した。おそらくそんな彼が作家人生最後の仕事として選んだのが、自伝的記憶を綴った著作の発表であったと思われる。「焼津にて」（“At Yaidzu”）の最終章でハーンは、人生を神々の奏でる音楽に例え、苦痛や絶望の経験はその低音を成し、それが無ければ人生のシンフォニーは完全なものにはなり得ないと綴っている [21]。この一節が物語るとおり、晩年のハーンは、渡米以降背を向け続けていたヨーロッパでの幼少時代、つまり、悲しみと苦しみにより深い傷を負った自身の過去を受け入れられるようになっていた。アメリカそして日本においては、文筆家として大成し、知名度も高くあったため、ハーンの偉業は作品と共に彼の死後も後世に残っていくであろうと思われた。しかし一方で、彼が語ることをしなかったアイルランド、イギリスでの少年時代と、記憶の中に残っていない母と過ごしたギリシアでの二年間は、ハーンの死とともに消えて無くなってしまうものと思われたのだろう。ハーンはそんな自身の過去を、彼の文学の中に刻み込み、ラフカディオ・ハーンという人間の人生が奏でるシンフォニーを完成させたかったのではないだろか。

しかし、ハーンは、健康状態の悪化で己の寿命が持たないことを悟っていた。そこで、最後の著作となった『怪談』に自伝的記憶を投影させることで、未完に終わったエッセイ集の代替としたのである。

6．結び　再話怪談としての「ひまわり」

本稿をとおし、自伝的記憶を綴ったエッセイ「ひまわり」が『怪談』に収録された意味を考察してきた。そしてそこには、筆者が意図した自伝的記憶の断片を散りばめた作品集という『怪談』の持つ意味が存在したことが分かった。最後に、単なる自伝的エッセイではなく、「ひまわり」を怪談再話として位置づけ、『怪談』に収めたハーンの意図について述べ、結びとしたい。

まず「再話」という言葉については、小泉八雲全集の訳者平井呈一による、「わたくしの申す「再

話文学」とは、文字に書かれた原典（それが創作にせよ、説話にせよ、また翻訳にせよ）があって、それに基づいて retell したもの、という意味のものであります[22]」というコメントがある。平井いわく、この言葉は、ハーン文学の持つ形式や手法を表現するにあたり、平井自身が名付けた言い方だという[23]。しかし、ここで述べられている「文字に書かれた原典」という部分は、ハーンの再話文学を考えた際、条件付ける必要性のない表現であると思われる。というのも、ハーンはセツ夫人から様々な出雲の民話を聞き、作品の中で語り直しを行っている他、「雪女」などの原典をもたない民話も素材として利用し、怪談を執筆しているからである。また、アメリカでのジャーナリスト時代、ニューオーリンズやマルティニークにおいてもハーンは地元の人々から聞いた物語を材料に作品を記している。このような作品形態から考えると、ハーン再話における原話の定義は、より柔軟に考える必要があると思われる。

そして「ひまわり」は、そんなハーンの再話を新たな局面へと導くものとなった。つまり彼は、自身の過去の体験という新たな素材の再話に取り組んだのである。作中で語られるウェールズの丘での妖精の輪探しと竪琴弾きとの遭遇の物語は、7 歳の筆者が体験した過去の記憶を素材に語り直されたものである。そして、「ひまわり」が単なる過去の思い出を綴ったエッセイではなく、超自然的モチーフを扱った怪談として位置づけられる決定的なポイントは、作品の最終章、少年時代の回顧が終わった後、情景が 40 年後の日本へと移り、そこから再び過去へのタイムスリップが起こる場面にある。類似する物語構図を持つハーンの「浦島伝説」と比較すると、彼がこの時空往来に込めた意図が見えてくる。多くの先行研究で論じられているように、ハーンが自身を浦島になぞらえ、母と過ごしたギリシアでの 2 年間を、竜宮城での乙姫との日々と重ね合わせて「浦島伝説」を語り直したのであるとするならば、「ひまわり」で語られた時空の往来は、「浦島伝説」の逆パターンを描いていることがわかる。つまり、現在→過去→現在へ飛んだ浦島とは逆に、このエッセイの主人公であるハーンは、過去→現在→過去へと時空の旅をするのである。

乙姫との幸せな日々を過ごした竜宮城を後にし、現世へと戻った浦島は、乙姫から課された禁忌を破り、玉手箱を開けてしまう。ハーンが再話の材料としたチェンバレン版の「浦島太郎」（“Urashima”）や、一般に読まれる児童本における浦島の物語では、箱から白い煙が出て来て、その瞬間浦島は老人と化すのであるが、その煙の正体までは明かされない。しかし、ハーンは、“He sank down lifeless on the sand, crushed by the weight of four hundred winters.”[24] と記し、玉手箱の中には、四百年という時の流れが詰め込まれていたことを明らかにしている。結局浦島は歳月の重みに押しつぶされ、死んでしまうのであるが、ここには、母と過ごしたギリシアでの日々に対する、ハーン自身の望郷の念と、失った過去に対する悲しみの想いが投影されているといえる。

「浦島伝説」を収録した「夏の日の夢」が発表されてから 7 年の月日を経た 1904 年、ハーンは生涯最後の著作となる『怪談』を出版した。本稿をとおして論じてきたとおり、晩年に向かうにつれて自身の個人的な過去を回顧し、それを紡ぐように作品を記すようになっていった結果、『怪談』は、ハーンが完成させることのできなかった自伝的エッセイ集の要素を強く持つ作品として発表されることとなる。ハーンはおそらく、自身の過去を受け入れた証でもあるこの『怪談』の中に、7 年前の「浦島伝説」において再話したような、歳月の重みに押しつぶされて死にゆく主人公を描くことは望んでいなかったと思われる。その証拠に、「ひまわり」の主人公は物語の最後、40 年の歳月を遡及し、はるかウェールズの丘に立ち、従兄弟のロバートと妖精の輪を探している場面で幕を閉じるのである。

このような「ひまわり」を『怪談』における再話作品の最後に添えることにより、ハーンの『怪談』は、そのサブタイトル、“Stories and Studies of Strange Things” が示す表面的なテーマの裏に存在する、自身の過去を回顧し受け入れるというもう一つの内面的なテーマを閉じ込めた一つの作品集として完結したのである。

注

1 田部隆次『小泉八雲』北星堂書店、1890、p.23
2 *Ibid.*
3 牧野陽子『＜時＞をつなぐ言葉 ラフカディオ・ハーンの再話文学』新曜社、2011、p.11
4 牧野陽子『ラフカディオ・ハーン 異文化体験の果てに』、中央公論社、1992、p.177
5 *Ibid.*
6 *Ibid.*
7 *Ibid.* pp.144-146
8 *Ibid.* pp.147-148
9 『＜転生＞する物語 小泉八雲の「怪談」の世界』（遠田勝、新曜社 2011）、『ラフカディオ・ハーンの日本』（池田雅之、角川学芸出版 2009）、『雪女の悲しみ』（橘正典、図書刊行会 1993）
10 『校訂馬琴傑作集』収録「槐宮記」（ハーンが所蔵していたものは明治 31 年 9 月発行の再版本）
11 牧野陽子『＜時＞をつなぐ言葉 ラフカディオ・ハーンの再話文学』新曜社、2011、pp.311-326
12 *Ibid.* p.315
13 Lafcadio Hearn, *The Writing of Lafcadio Hearn 9*, Rinsen Book Co., 1988, p.253
14 關田かおる「小泉八雲の「内なる戦慄」―未発表草稿を手がかりに」（早稲田大学『図書館紀要 第 25 号』）1985、p.122
15 *Ibid.* p.130
16 *Ibid.* p.125
17 中田賢次「『怪談』の「バレット文庫」草稿七種」（八雲会『へるん 36』1999、p.118）
18 大澤隆之「＜紹介２＞ハーン草稿「ひまわり」」（小泉八雲顕彰会『八雲第 23 号』）2011、pp.111-113
19 小泉節子『思い出の記』ヒヨコ舎、2003、p.82
20 Kazuo Hearn Koizumi, *Re-Echo,* The Caxton Printers, LTD., 1957, p.149
21 Lafcadio Hearn, *The Writing of Lafcadio Hearn 11*, Rinsen Book Co., 1988, p.370
22 小泉八雲『日本雑記他』恒文社、1975、p.639
23 *Ibid.*, p.638
24 Lafcadio Hearn, *The Writing of Lafcadio Hearn 7*, Rinsen Book Co., 1988, p.11

Emergency Remote Teaching
– Students' Expectations and Perceptions of Online Classes –

Bradley Irwin

アーウィンブラッドリー． 緊急リモートティーチング ―オンライン授業に対する学生の期待と認識― ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.113-120.

本論文では、2020 年度の春学期に実施した、受講者のオンライン学習環境、希望する授業のスタイル、オンライン学習に対する満足度を調査した 3 つの調査の結果を示す。調査結果によると、学生の大多数はノートパソコン（ラップトップ）でオンライン授業にアクセスしたが、スマートフォンを使用する傾向も高かった。また、学期が進むにつれて、学生はオンデマンド授業と双方向授業の機能を組み合わせた授業（スタイル）を好むようになった。さらなる調査結果によると、学生は一般的にオンライン学習に満足していたが、インターネットの無制限データプランを持っている学生とそうでない学生との間に満足度における（統計的）有意差が見られた。

This paper presents findings from three surveys conducted during emergency remote teaching and learning in the spring semester of the 2020 academic year. The surveys investigated students' online learning environments, the style of lessons they preferred, and their levels of satisfaction with learning online. The findings indicated that while the majority of students accessed their online classes using laptops, there was an increasing tendency to use smartphones. It was also found that as the semester progressed students increasingly preferred lessons that combined features of on-demand and interactive approaches. Further findings indicated that while students were generally satisfied with their online courses, there was a significant difference in satisfaction levels between students who had unlimited data plans and those who did not.

Introduction

In early 2020, the education systems of many countries were thrown into disarray because of the coronavirus outbreak. In Japan, Prime Minister Abe Shinzo's February 27 announcement that schools nation-wide would close ushered in an abrupt end to the academic year and brought confusion to educators and students alike ("PM Abe Asks All Schools," 2020). With the subsequent academic year slated to begin in April, anxiety levels remained high throughout March. However, it wasn't until April 7, when Abe declared a state of emergency, that many in the education sector in Japan began coming to terms with the need to conduct lessons online ("Japan PM Abe Declares," 2020).

By this point in North America, most schools had been closed since the spring break holiday (typically the second or third week in March) and many educators quickly realized that, in order to complete the academic year by June, classes would have to be held online. The changes in education brought on by the coronavirus pandemic were being described in the media as a "pivot to online classes" (Ruckstuhl & Jarmanning, 2020). However, this expression completely misrepresented the chaos that educators and students endured as they tried to finish the academic year.

Unfortunately, Japan was not spared from a similar upheaval in its education system. In fact, some analysts predicted Japan would have a particularly difficult time adopting online learning environments because of a lack of educational technology support and red tape (Kittaka, 2020). While only 5% of local governments planned to approve online lessons for closed public schools (Hata, 2020), two-thirds of public universities and over one-third of private universities planned to conduct lessons online ("Over Half of Univ. Students," 2020).

In many cases, at the university level, this rapid shift to online learning resulted in the complete overhaul of syllabi and lesson plans and delayed starts to the school year. While the terms "online learning" and "online teaching" were widely used at first, it became apparent that what was developing was quite unlike traditional online education. By the end of March 2020, the term emergency remote teaching (ERT) emerged as a more appropriate expression of the realities of teaching during a pandemic (Milman, 2020). Hodges et al. (2020) offer an excellent discussion of it:

> Many active members of the academic community, including some of us, have been hotly debating the terminology in social media, and "emergency remote teaching" has emerged as a common alternative term used by online education researchers and professional practitioners to draw a clear contrast with what many of us know as high-quality online education. Some readers may take issue with the use of the term "teaching" over choices such as "learning" or "instruction." Rather than debating all of the details of those concepts, we selected "teaching" because of its simple definitions—"the act, practice, or profession of a teacher" and "the concerted sharing of knowledge and experience,"—along with the fact that the first tasks undertaken during emergency changes in delivery mode are those of a teacher/ instructor/ professor. (para. 6)

Emergency Remote Teaching

Generally, when online courses are offered at the university level, there are certain technical requirements that students must meet such as adequate computers and peripheral devices, sufficient (often unlimited) access to the Internet, and up-to-date computer software. However, with ERT these could no longer be applied. Instead, instructors were asked to plan lessons that accommodated students who had devices ranging from personal computers to smartphones and internet access ranging from unlimited data plans to no plans at all. Even faculty found themselves in situations with inadequate access to technology required for successful online teaching.

A study by Kumar et al. (2019) found that the most effective online courses were thoughtfully designed and planned. From inception to implementation, university level online courses generally take six to nine months to plan, prepare and develop (Hodges et al., 2020). In Japan, faculty were given only a few weeks (or in some cases a few days) to consider how their courses would be implemented and many instructors were far from comfortable using technology.

Another key difference between online learning and ERT is that students freely choose to participate in online learning. Students seek out online courses and find topics, content, or areas of research that match their learning goals. There is no free will with ERT. The pandemic has forced us all into uncharted territory where the only choice is to make the best of a bad situation.

Purpose

The purpose of this study is to help guide the decision-making process regarding online course design that best matches students' desires and expectations. To better understand students' opinions about ERT and the types of classes they want, a survey was conducted three times during the spring semester. The purpose of this survey was to shed light on the following aspects of online learning:

1. The conditions under which students are accessing their online classes.
2. Students' preferences in terms of lesson style and content delivery.
3. The extent to which students are satisfied with their online learning experiences.

Participants

First and second year students who were taught by the author of this study participated in the surveys. While the majority of students were enrolled in English courses, one group of respondents (approx. 31) were from a homeroom class (自主創造の基礎 1) taught mainly in Japanese.

Method

Surveys were conducted three times (early May, late June, and late August) during the spring semester which ran from the beginning of May to the end of August in 2020. The surveys were conducted using Google Forms and distributed to students as a link posted in the stream of Google Classroom. To minimize misunderstanding, the surveys were conducted in English and Japanese. In order to form a basis of comparison between surveys, students were asked to include their student identification number. Therefore, the surveys were not fully anonymous. However, students were instructed that the surveys were optional and would not be used in the evaluation of their grades for the course they were enrolled in.

Survey 1 (S1) responses were initially collected from 103 first year and 38 second year undergraduate students (N=141) before the beginning of the semester in May 2020. When Survey 2 (S2) was conducted at the end of June 2020, the number of responses dropped to 113 (83 first year, 30 second year). At the end of August 2020, when Survey 3 (S3) was conducted, the total number of responses was 102 (73 first year, 29 second year). Table 1 shows the breakdown of responses for each survey.

Table 1: Response breakdown

Survey	First year students	Second year students	Total responses
Survey 1 (S1)	103	38	141
Survey 2 (S2)	83	30	113
Survey 3 (S3)	73	29	102

In order to better understand the challenges students faced in this new online learning situation, S1 asked them to describe such things as their home study environments, device access, internet data plans, and experience studying online. Students were also asked to describe the type of lessons they'd like to receive and to share opinions or concerns about studying online. S2 and S3 asked many of the same questions but also asked them to rate their overall online learning experiences on a scale of 1 to 10 (1 being lowest or extremely unsatisfied and 10 being highest or extremely satisfied).

Results

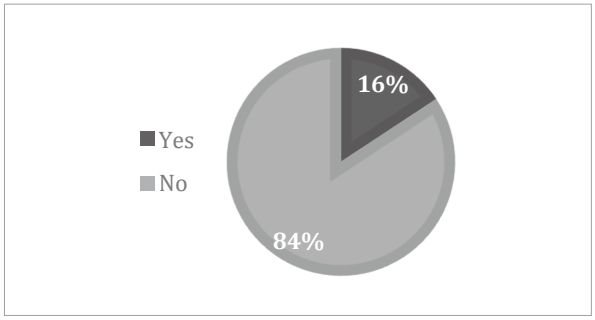

Figure 1 - Percentage of students with experience studying online

Less than a fifth (16%) of respondents indicated that they had experience studying online prior to ERT, which will probably not come as a surprise to teachers based in Japan. However, when the surveys of students who had responded in the affirmative were further analysed, it became apparent that the number who had actually studied online was probably lower than 16% because some students listed software programs such as Excel, Windows 10, and Google Translate as the programs they had used to take their online lessons, which indicates they may have misunderstood the meaning of 'online lessons'.

Table 2 indicates the types of devices that students had available in order to access their online courses. In all surveys, the majority of students responded that their primary device for studying was a laptop computer. It is interesting to note that by S3, the number of students using smartphones to access their online lessons rose by almost 6% over S1.

Table 2: Devices used for online studying

Device used for studying	S1	S2	S3
Laptop (portable computer)	73.6% (n=103)	71.7% (n=81)	69.6% (n=71)
Desktop	4.3% (n=6)	4.4% (n=5)	4.9% (n=5)
Tablet	9.3% (n=13)	11.5% (n=13)	6.9% (n=7)
Smartphone	12.9% (n=18)	12.4% (n=14)	18.6% (n=19)
Total responses	N=140	N=113	N=102

One of the biggest concerns that educators face when trying to decide the best method to deliver their online lessons has to do with the amount of internet data students have access to. Students with data limitations would be adversely affected by lessons that depended on a large amount of data usage, such as real-time participatory lessons and activities conducted using video conferencing software. Table 3 shows the percentage of students who had access to unlimited data plans compared to those without. A steady downward trend can be observed in the case of students who had access to unlimited plans.

Table 3: Internet data

Internet data	S1	S2	S3
Unlimited	86.9% (n=119)	78.8% (n=89)	71% (n=71)
Limited	13.1% (n=18)	21.2% (n=24)	29% (n=29)
Total responses	N=137	N=113	N=100

Students were asked to choose the type of lesson they hoped to receive based on five options: on demand, live, interactive, combined interactive and on demand, and materials and assignments sent by email. Brief descriptions were provided for each type of lesson. On-demand lessons were described as asynchronous lessons in which teachers record audio or video files that are made available to students online. These lessons can be classroom type recordings (a teacher in front of a blackboard), single screen recordings (a recorded computer screen, also known as a screencast), and document synchronization recordings (PowerPoint presentations with synchronized video or audio). These lessons are usually self-paced but follow a fixed assignment and testing schedule. Live lectures were

described in similar terms to on-demand in that they can be a classroom type, screencast type or document synchronization type. However, the main difference is that these lessons are synchronous and delivered in real-time using a streaming service like YouTube Live (or possibly Google Meet or Zoom). Interactive lectures were described as synchronous and participatory lessons which allow students to interact with teachers or classmates using video conferencing software such as Zoom, Webex, or Google Meet. Combined interactive and on demand lessons were described as allowing for some self-paced asynchronous learning and also participatory real-time video conferencing. Finally, materials and assignments sent by email were described as correspondence style lessons that utilized textbooks or documents to convey knowledge. This type of course could accommodate students with severe internet data limitations.

Table 4 shows the type of lessons students wished to receive. It is interesting to note that as the desire for on-demand only lessons decreased there was a sharp rise in preference for a combination of interactive and on-demand.

Table 4: Student lesson preference

Lesson Preference	S1	S2	S3
On-demand lectures (recorded lectures)	45.0% (n=63)	31.9% (n=36)	30.7% (n=31)
Live lectures (YouTube live)	11.4% (n=16)	14.2% (n=16)	7.9% (n=8)
Interactive lectures (Zoom)	6.4% (n=9)	4.4% (n=5)	4% (n=4)
Combination of interactive and on demand	30.0% (n=42)	42.5% (n=48)	52.5% (n=53)
Assignments/ materials by email	7.1% (n=10)	7.1% (n=8)	5% (n=5)
Total responses	N=140	N=113	N=101

Students were also asked to rate their general level of satisfaction with online learning across all of their classes during S2 and S3. Figure 2 shows the distribution of the total number of responses for S2 and S3. The average level of satisfaction in S2 was reported as 6.88 (SD = 2.03), whereas the average level of satisfaction in S3 was reported as 7.11 (SD = 2.07).

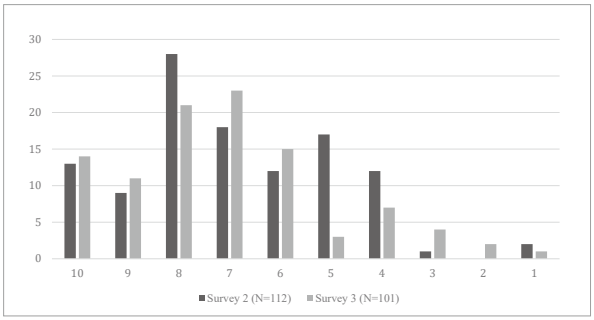

Figure 2 - Online learning satisfaction rating

In order to determine if there was a significant change in the levels of satisfaction between S2 and S3, a Dependent T-Test was conducted on responses from students who had replied in both surveys. Therefore, after removing single student responses a total of 85 responses remained. The results from S2 (M = 7.11, SD = 2.01) and S3 (M = 7.13, SD = 2.03) did not indicate that any significant change had taken place regarding the students' level of satisfaction with online learning between surveys, $t(84) = 0.14$, $p = .89$.

This data was further analysed using an Independent T-test to compare the levels of satisfaction between students who had access to unlimited data plans and those who did not. For S2, there was no significant difference in the levels of satisfaction between the unlimited data group (M = 7.01, SD = 1.95) and the limited data group (M = 6.42, SD = 2.28), $t(111) = 1.28$, $p = .20$. However, for S3, comparing the unlimited data group (M = 7.23, SD = 1.98) and the limited data group (M = 6.38, SD = 1.99) a significant difference in satisfaction levels was observed, $t(98) = 2.39$, $p = .02$.

Discussion

It is interesting to note that over the course of the spring semester, there seemed to be a rise in the number of students using smartphones to access their lessons (S1 = 12.9% / S3 = 18.6%). This may have had to do with a change in the lesson content or the manner of delivery utilized by teachers. It also may point to the fact that students grew more accustomed to using the mobile app version of Google Classroom, the learning management system (LMS) being widely used to delivery online content. Another possibility may be that after the state of emergency was lifted, students spent time away from their homes when studying.

The fact that the percentage of students with unlimited data plans decreased by over 15% between S1 and S3 is a concerning statistic. The reasons for this decline could not be established by analysing survey responses but it may have had to do with the discontinuation of free data plans that were offered by providers at the outset of the pandemic as a gesture of goodwill. While the surveys did not determine the amount of data that students had access on their limited plans, the implication of 29% of the student population having data limitations should not be lost on instructors while designing courses. For example, using video conferencing software such as Zoom to conduct lessons can use anywhere between 810 MB/hr to 2.4 GB/hr depending on the number of participants and video quality (Abbott, 2020). This data usage is approximately equivalent to streaming an HD movie online. Video playback is not much better in terms of data usage for on-demand lessons posted to YouTube at 260MB/hr to 1.65GB/hr depending on the video quality (Ilumba, 2020). Even under the lower estimates of data usage it is easy to image that students would be using 2-3 gigabytes per day in classes that rely heavily on video conferencing. All but the largest smartphone data plans would be used up by mid-month with this amount of usage.

While students seemed generally satisfied with their online lessons (S2 M = 6.88, S3 M = 7.11), it should not go unnoticed that S3 showed a significant difference in levels of satisfaction between students with unlimited data plans and those without. Unfortunately, it is beyond the scope of this study to rule out any other factors that may have negatively impacted the online learning experiences of students with limited data plans. However, it is clear that students with limited data plans view their online lessons in a less favourable manner. Teachers should make attempts to accommodate students with data limitations when deciding methods for implementing their lessons.

Regarding lesson preference, it is interesting to note that a preference for on-demand only lessons dropped by almost 15% while a preference for a combination of interactive and on-demand lessons increased by 22.5%. In order to better understand their preferences, students were asked to elaborate on their opinions regarding lesson type. As for on-demand only lessons, many students responded that they appreciated the ability to study at their own pace and that these types of lessons increased opportunities for self-study and autonomy. However, they also lamented the fact that on-demand lessons negated social and communicative aspects of learning, such as the ability to ask questions to professors and peers and to receive timely feedback. The timeliness of instructor feedback was also identified by Sheridan and Kelly (2010) as a key indicator of satisfaction when they examined the value students placed on instructor presence in online courses. Interestingly, Sheridan and Kelly also found that students did not place a high value in synchronous communication with their instructors. Based on responses from the present survey, however, it was clear that making friends,

communicating with classmates, and being able to ask questions and receive feedback from professors weighed heavily on students' minds. This difference can most likely be attributed to the unique situation of ERT where all courses are being offered online and students have limited opportunities to meet any classmates or professors face-to-face.

Finding a good balance between synchronous and asynchronous approaches is certainly a challenge when considering online course design and implementation. This is particularly true with language courses where many instructors view real-time and face-to-face communication as essential for learning. However, while some instructors may seek ways to recreate their face-to-face lessons in an online environment, it is important to recognize that "students studying online are in a different learning environment or context than students learning in a classroom, and the design needs to take account of this" (Bates, 2019, chapter 4.2.3). As McCarty (2020) points out, by adopting new technologies without first considering our students' needs, we run the risk of "the medium eclipsing the message." McCarty goes on to point out that experienced online instructors tend to rely less on synchronous methods of content delivery and focus more on the 'learning' aspect of e-learning.

Conclusion

After months of merely surviving remote emergency teaching, our focus as educators should be shifting to thriving in high quality online learning environments. This is no small feat to be sure, but by opening lines of communication with our students, we will gain useful insights that can help guide our decisions when designing and implementing our online lessons. Luckily, software like Google Forms provides an effective platform for collecting feedback from students. Asking open-ended questions using Google Forms makes opening lines of communication with students easy and instructors would be well advised to solicit such feedback as often as possible. While many of us long for a return to face-to-face lessons, the future of classroom learning in Japan will probably incorporate more blended approaches as we return armed with a host of new technological skills.

References

Abbott, T. (2020, May 15). How to reduce Zoom data use. *Reviews*. https://www.reviews.org/internet-service/how-to-reduce-zoom-data-use/

Bates, T. (2019). *Teaching in a digital age*. https://pressbooks.bccampus.ca/teachinginadigitalagev2/chapter/6-4-old-wine-in-new-bottles-classroom-type-online-learning/

Hata, A. (2020, April 22). Japan's students left behind as world embraces online classes. *Nikkei Asia*. https://asia.nikkei.com/Business/Education/Japan-s-students-left-behind-as-world-embraces-online-classes

Hodges, C., Moore, S., Lockee, B., Trust, T., & Bond, A. (2020, March). The difference between emergency remote teaching and online learning. *Educause Review*. Retrieved from https://er.educause.edu/articles/2020/3/the-difference-between-emergency-remote-teaching-and-online-learning

Ilumba, A. (2020, May 21). How much data does YouTube use? *WhistleOut*. https://www.whistleout.com/CellPhones/Guides/How-Much-Data-Does-YouTube-Use

Japan PM Abe declares state of emergency amid widespread virus infections. (2020, April 8). *Kyodo News*. https://english.kyodonews.net/news/2020/04/ac4415709921-abe-to-declare-state-of-emergency-amid-widespread-virus-infections.html

Kittaka, L. G. (2020, April 20). Coronavirus crisis offers chance to update Japanese schools. *The Japan Times*. https://www.japantimes.co.jp/community/2020/04/20/issues/coronavirus-crisis-japanese-schools-online/

Kumar, S., Martin, F., Budhrani, K., & Ritzhaupt, A. (2019). Award-winning faculty online teaching practices: Elements of award-winning courses. *Online Learning*, *23*(4). doi:http://dx.doi.org/10.24059/olj.v23i4.2077

McCarty, S. (2020, May). The Journal of Online Education (JOE). Special Issue on Teaching Online during the 2020 Coronavirus Pandemic. New York University. Retrieved from https://www.academia.edu/43227493/Post_Pandemic_Pedagogy?fbclid=IwAR2CEIGf4AWjAtXDCvdtUjJHE9OZaUfbhNF-qIs33ZNeI09hTtXnn85jMAI

Milman, N. B. (2020, March 30). This is emergency remote teaching, not just online teaching. *Education Week*. https://www.edweek.org/ew/articles/2020/03/30/this-is-emergency-remote-teaching-not-just.html

Over half of univ. students in Japan positive about online lectures. (2020, April 7). *Kyodo News*. https://english.kyodonews.net/news/2020/04/fd697eb678cf-over-half-of-univ-students-in-japan-positive-about-online-lectures.html

PM Abe asks all schools in Japan to temporarily close over coronavirus. (2020, February 27). *Kyodo News*. https://english.kyodonews.net/news/2020/02/c3c57bbce11d-breaking-news-govt-will-ask-all-schools-in-japan-to-shut-for-virus-fears-abe.html

Ruckstuhl, L., & Jarmanning, A. (2020, March 10). Harvard, MIT and other schools move to all remote classes amid coronavirus concerns. *WBUR*. https://www.wbur.org/edify/2020/03/10/amherst-college-remote-learning-students-leave

Sheridan, K., & Kelly, M.A. (2010). The indicators of instructor presence that are important to students in online courses. *Journal of Online Learning and Teaching, 6*(4). Retrieved from https://jolt.merlot.org/vol6no4/sheridan_1210.htm

日本における初級中国語教育の研究
―語彙の視点から―

柳　　宇　星

Liu Yuxing. A Study of Elementary Chinese Education Japan – From the Perspective of Vocabulary–.
Studies in International Relations Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.121-128.

According to previous research, beginner vocabulary is divided into 2 types those are basic vocabulary and general vocabulary.

This study focuses on the basic vocabulary in the beginner's vocabulary and conducts a concrete analysis.

Assuming that the user of the text is a Japanese university student, to create better "Basic Vocabluary Table" in quality and in quantity, I perform statistics on the vocabulary that appears in various texts used in Japanese universities and consider the advantages and problems of vocabulary appeared in each text. That will lead to effective rules for text compilation.

1．序

本研究は、日本の大学に於ける初級中国語教育で初学者に教えるべき語彙について考え、初級教学に於いて教えるべき語彙を「基礎語彙表」の形で提供し、さらに、初級学習者のために提供すべき語彙をどのように定めるべきか、ということについての法則を作製しようとする試みである。

2．初級基礎語彙表の確定

初級語彙は基礎語彙及び一般語彙の２種類に分かれる[1]。基礎語彙とは、日常生活のコミュニケーションの中で頻繁に出現する語彙であり、時代の変化により多少の変遷はあり得るが、頻繁には変わらないものである。一般語彙とは、基礎語彙以外の、初級中国語を学習する過程で理解しておくべき語彙を指す。本篇は基礎語彙を中心として具体的な分析を行う。

基礎語彙についての先行研究としては、史有為（2006）「中国語教学最低量基礎詞彙研究」（『明海大学大学院応用言語学研究科紀要』2006）が「最低量基礎詞彙表」[2]を示している。また、『高校学校の中国語と韓国語朝鮮語学習のめやす（試行版）』（財団法人国際文化フォーラム出版 2007）[3]の中に基礎語彙が提示されている。中国では、「対外漢語教学初級段階大綱」[4]が、1999 年に北京語言大学出版社から出版されて、習得段階別に基本語彙が示されている。

上記の先行研究の内、史有為（2006）及び「対外漢語教学初級段階大綱」で扱われる語彙は、世界のどの国でも使うことができる目的で作られており、また学生とか実務者というように学習対象を定めていない。一方、『高校学校の中国語と韓国語朝鮮語学習のめやす（試行版）』は、明確に日本の高校生を対象としている。

本節では、対象を日本の大学生と定め、日本の大学で使うテキストを作るために参考となる「基礎語彙表」を制作する。

本節で扱うテキストの範囲は 1993 年から 2004 年に出版されたものとする。本章は多種のテキストの語彙を統計し、現在の日本の学習環境にふさわしい語彙表を確定することを目的とする。表－１に記した９冊のテキストを研究対象

とした。それらのテキストに用いられる語彙を統計し、比較対照したのちに、これらのテキストがどういう原則に基づいて語彙表を編纂しているのかを考察し、各テキストの語彙選択及びテキスト編纂の特徴をまとめる。そこから、各テキストの語彙選択の良い点及び問題点を考察した上で、本章の目的とする「基礎語彙表」の「質」と「量」を決め、「基礎語彙表」を確定し、今後のテキスト編纂のための参考として提供する。

次に挙げるのは、分析の対象としたテキストである。

表－1　テキスト概況一覧表

	テキスト名	出版社	発行時間	語彙数
大	チャイニーズ・プライマー	東方書店	1993	920
明	中国語 1/2	明海大学	2001	1837
1	新版・例解中国語入門　你问我答	白帝社	1999	485
2	ラクラクチャイニーズステップアップ	駿河台出版社	2001	206
3	初級会話テキスト表現する中国語	白帝社	2001	292
4	発信型中国語初級テキスト	光生館	2001	426
5	300 語ワールド版 一年生のころ	朝日出版社	2004	343
6	理香と王麗 -- 話す中国語 1--	朝日出版社	2004	355
7	話したくなる中国語	朝日出版社	2004	371

上記の表－1のうち、「大」と「明」はそれぞれ大阪外国語大学と明海大学の中国語専攻の1年生の為に作られている。1から7は、第2外国語の授業のために作られ、市販されている。

2．1　初級語彙に於ける「量」の確定

表－1を見ると、「明」の語彙数は「大」の倍である。表－1の「1」から「7」までのテキストは、週に1回ないし2回の第二外国語の授業で使う目的で作られた、市販のテキストである。これらのうち、語彙数が一番多いものは485語、一番少ないものは206語である。ここからも、現在の日本における中国語専攻テキストの編纂については、語彙についての統一的な模範がなく、教えるべき語彙の数も決まっていないことが分かる。この点を考えると、日本の大学という学習環境で学習する初学者のために「基礎語彙表」を作ることには意義があることが言える。

初級中国語テキストにおいて、一体どのぐらいの語彙数を習得することが必要か、また、初級テキストにはどのような語彙が適当かという点について、これから具体的に考察及び分析を行う。

先に述べた9冊のテキストの語彙についての比較を行う。方法としては、9冊のテキストの内、何冊にその語が使われているか、という頻度のデータを取り、その語彙数を比較する。たとえば、ある語が9冊の内の3冊に使われていたとする。その場合には、出現頻度を3とする。同じテキストの中に同じ語が何回出てきても、その語の出現頻度は1とする。そのような語彙出現の頻度を統計し、各テキストの語彙表に共通に出現する語彙について考察を加える。ここから、日本における初級中国語テキストの語彙表の現状を明らかにし、テキスト編纂の規律を探りたいと思う。先に述べたように、史有為（2006）は、コミュニケーションに必要な最低数の語彙を定めた「史有為基礎詞彙表」を発表したが、この表に記される語彙は562語である。さて、今回取り上げた9冊のテキストのうち、いずれかの5冊のテキストの中に共通して出現した語彙数は523語で、この語彙数は、「史有為基礎詞彙表」の語彙数に近い。いすれかのテキスト4冊またはそれ以下に共通して出現した語彙は、それぞれのテキストの個性によって選ばれた語彙であると考えられる。1冊以上～5冊以下のテキストに出現した語彙数を統計すると、その語彙数は3067語であった。この数字は中国における対外中国語用の「対外漢語教学初級段階大綱」の初級段階に要求されている語彙数（3000語）と近い。2冊のテキストに共通に出現する語彙を累計すると、その語彙数は1313語となる。残りの1754語は、それぞれのテキストにより、目的が違い、特性がある語彙で、今後どのようにテキストに取り込むか検討されなければならない。

ここまでの研究分析により、次のような仮説を

設定した。現行の初級中国語テキストの多くに共通する語彙の数は523語であり、これを暫定的な基礎語彙とする。また、2冊以上のテキストに出現した語彙（1313語）を暫定的な一般語彙とする。

本節では、基礎語彙の数を設定した。次節では、どのような語彙を教える必要があるかについて考察し、初級中国語語彙表を確定した上で、テキストを編纂する際に必要な規律を探る。

2．2　「基礎語彙表」の「質」についての考察

初級語彙表にはどんな語彙が適当かという、「基礎語彙表」の「質」について考察する。適当な語彙を確定するために、まず考えるべきことは、学習対象国（ここでは日本を指す）の国情にふさわしい語彙か、ということである。ここでは前節で仮定した523語の語彙が日本における中国語初級学習者を満足させることができるか、この523語の語彙は全て「基礎語彙表」にふさわしい語彙であるか、についての考察を行う。この考察を行う際には、主に以下の2つの原則を考える。

原則1　先行研究のデータを統計し、分析と比較を行う。

史有為（2006）《中国語教学最低量基礎詞彙研究》、財団法人国際文化フォーラム（2007）《高校学校の中国語と韓国語朝鮮語学習のめやす（試行版）》、全国高等学校中国語教育研究会（1999年）《高校中国語教育のめやす》の3つの先行研究を取り上げ、この3つの先行研究に共通した語彙を参考にして、「基礎語彙表」の中の語彙を確定したいと考える。

この3つの先行研究にある話題と語彙の相違点を比較検討し、それによって、各先行研究が採用している語彙の特性を明らかにして、日本の初級テキスト編纂の法則を考える参考にする。

まず、この3つの先行研究の語彙を電子データ化して比較対照した。その結果、3つの先行研究の語彙表に共通して出現した語彙は176語であった。さらに、中国語の習得規律に合うかについて確認するため、この176語の語彙を「対外漢語教学初級段階詞彙大綱」（以下「初級詞彙大綱」という）の1級語彙表及び「漢語水平詞彙与漢字等級大綱」[5]（以下は「漢語水平詞彙大綱」という）の甲級語彙表と比較した。この2冊の大綱は中国における対外中国語教育の基礎であり、テキストを編纂する際に参考とされるものである。比較の結果を下の対照表とした。

表－2　3つの先行研究で共有した語彙数と「初級詞彙大綱」「漢語水平詞彙大綱」の対照表

3つの先行研究で共有した語彙数	「初級詞彙大綱」1級語彙表	「漢語水平詞彙大綱」甲級語彙表
176个	156个	155个
100%	88.6%	88.1%

「初級詞彙大綱」1級語彙表と「漢語水平詞彙大綱」甲級語彙表は両方とも、中国語教学の中で最も出現頻度が高い語彙を取り上げて作成した初級学習者のための語彙表である。3つの先行研究に共通して出現した176語のうち、「初級詞彙大綱」1級語彙表の中には156語が出現し、「漢語水平詞彙大綱」甲級語彙表の中には155語が出現し、2つの大綱に共通に出現したのは151語である。この数字から、176語の内151語の語彙は基礎語彙として本章で制作する「基礎語彙表」に入れるべきであると考えた。「初級詞彙大綱」1級語彙表と「漢語水平詞彙大綱」甲級語彙表の片方にしか出現していないのは次の26語である。

爱好（名／动）、棒球、包（名／量／动）、厕所、唱、地铁、耳朵、发、寒假、裤子、筷子、面条、暖和、嗓子、书包、暑假、叔叔、酸、台、甜、头、网球、咸、眼镜、圆珠笔、杂志。

この26語については下記の法則によって「基礎語彙表」に入れるかどうかを判断したいと思う。

法則1　日本の国情にふさわしいか。

中国と日本では、文化の違いにより、生活習慣、趣味、利用する交通機関も違う。そこで、使用される語彙も違うと考えられる。この点を考え、日本の現状に即して、下の言葉を「基礎語彙表」に入れるべきだと判断した。

爱好、唱、网球、棒球、地铁、杂志

法則2　日本人の会話習慣にふさわしいか。

日本人は他人と挨拶するとき、季節、天気、仕事、食事、身体などの言葉をよく使用するので、これらの語彙は「基礎語彙表」に不可欠である。この

点を考え、下の言葉を「基礎語彙表」に入れるべきだと判断した。

暖和、叔叔、酸、甜、咸、头、耳朵

法則 3　類似語彙の連想。

法則 1、法則 2 により「基礎語彙表」に新しい言葉を入れることになった。さらに、これらの言葉と同類の語や同じ使い方の語も、基礎語彙として「基礎語彙表」に入れるべきだと考えられる（斜体は新たに入れる語彙）。

同じ類言葉：

天気の表現について : 暖和→*热、凉快 冷*

食事の表現について : 面包、米饭→*面条*

味の表現について : 酸、甜、咸→*苦、辣*

五感の表現について : 头、耳朵→*鼻子、眼、口*

同じ使い方

呼び方の表現について : *叔叔→阿姨*

類似の表現について : 书包→*包*

法則 4　生活に必須であるか。

多数のテキストには、「图书馆在哪儿？」など場所を聞く話題が多く、レストランに行ったり、デパートに行ったり、観光地に行ったりする。こうした時、「厕所（トイレ）」は不可欠な言葉である。生活に必須であるこの語を語彙表に入れるべきだと判断した。ここで、3 冊の先行研究で共有した語彙と「初級詞彙大綱」「漢語水平詞彙大綱」の語彙表に同時に共有した 151 語以外、以上の 4 つの法則により、下の 25 語を「基礎語彙表」に入れ、合計 176 語とした。

表－3　加えるべき語彙

法則 1 により	爱好、唱、网球、棒球、地铁、杂志
法則 2 により	暖和、叔叔、酸、甜、咸、头、耳朵
法則 3 により	热、凉快、冷、面条、苦、辣、鼻子、眼睛、口、阿姨、包
法則 4 により	厕所

次に、出現頻度が高い語彙について統計し、分析と考察を加える。今回考察した 9 冊のテキストのうち、5 冊のテキストの中に共通して出現した語彙の 523 語を「漢語水平詞彙大綱」の甲級語彙表と比較し、本章の「基礎語彙表」の語彙を充実させようと思う。この考察の過程で、いくつかの疑問点に気づいた。この疑問点について考えることは、語彙表の作成及びテキスト編纂に対して有意義だと思うので、次に述べる。

疑問点 1　「範囲外」語彙の出現

先に、8 冊に共通する語彙及び 9 冊に共通する語彙を考察して共通語彙を調査した際に基礎語彙として仮定した共通語彙のうち、「漢語水平詞彙大綱」の甲級語彙表に出現せず、もっと上級の学習者を対象とした乙級及び丙級語彙表に出現する語が多いことに気づいた。この理由は 2 つ考えられる。第 1 の理由は、日本における初級語彙は中国で考えられている初級語彙よりも高度な内容を持つ傾向があることである。第 2 の理由は、中国における中国語初級教学の内容と日本の初級教学内容に、国情により、習慣によって違いが出ることである。

疑問点 2　数詞、代名詞など頻度が高い語彙の取り扱い場所

表－1 の「1」から「7」までの 7 冊のテキストを考察した際、「一」から「十」までの数字、「你、我」などの代名詞が、各テキストの「新出語彙表」に入れられていないことが多い。それらは、最初に付けられている発音篇とか、各課の注釈などに書かれている場合が多い。数字や代名詞は初級中国語学習で必ず身につけないといけないものであり、初級テキストには当然出てくる語彙である。ここから、各テキストの「新出語彙表」に、テキストの語彙全てが書かれているわけではないことがわかる。テキスト編纂の便宜の上から仕方のない面もあるが、語彙教育の面から見れば、語彙は全て「新出語彙表」や「語彙索引」に入れるべきだと考える。

疑問点 3　「時代遅れ」の語彙が出現

5 冊に共通する語彙及び 6 冊に共通する語彙を考察した際、時代の変化により、時代の状況に合わずに改版されないままになっているテキストが見られ、現代に合わない語彙が今でも使われている。たとえば「ラジオ」という言葉である。20

年前であれば、日常生活で不可欠な家電として扱われていたが、電気製品が年ごとに新しくなる現在の社会で、大学生の間では、ほとんど使われなくなっている。このような語彙は「基礎語彙表」に入れないほうが良い。

以上の考察により、さらに「基礎語彙表」の語彙が充実してきた。ただし、上述の疑問点が解決されなければ、「基礎語彙表」の「質」はまだ確定できない。更に各テキスト本文の話題から改めて語彙を取り上げ、ここまでのデータ収集と統計の不足を補いたい。

3．本文話題から取り上げた語彙についての考察

ここでは、9 冊のテキストの内、表－ 1 の「1」から「7」までの 7 冊のテキストの本文話題から全ての語彙を取り上げ、今まで考察したデータと比較した上で補足し、今までのデータに出現していない語彙を「基礎語彙表」に取り込んで、最終的に「基礎語彙表」を確定し、さらにテキスト編纂の法則を探りたいと考える。9 冊のテキストのうち、大阪外国語大学と明海大学の 2 冊のテキストは中国語専攻 1 年生用のテキストで、専攻向けのオリジナルテキストであり、ここでは対象外とする。7 冊のテキストは一般初級中国語学習者向けの同じような種類のものなので、最終的に同じ傾向が出やすいのではないかと考える。

3．1　本節の研究方法

1）7 冊のテキストの本文に出現した語彙と「新出語彙表」に書かれている語彙を比較し、相違点を見つける。
2）語彙の相違点を調査し､相違の原因を考察する。
3）本文に出現していて、「新出語彙表」に収録されていない語彙について「基礎語彙表」に取り込むべき語彙があるか考える。
4）以上の作業を通じて取り上げた語彙を考察し、最終的に「基礎語彙表」を確定する。

3．2　本章の語彙データは以下の原則を根拠として統計した。

1）発音編に出現した語彙は統計範囲外とする。
2）コラム欄に出現した語彙は統計範囲外とする。
3）重ねて出現した語彙は 1 回として統計する。
4）人名、地名など固有名詞は単独に統計する。

以上の方法によって、7 冊の初級テキストに対し詳細に考察を行った。分析する過程で、「基礎語彙表」に語彙を補足し、さらに 7 冊のテキスト編纂の特徴及び問題点を発見した。

3．3　7 冊のテキスト編纂の特徴について

1）日本における学習環境を考慮するものが多い。テキストに出現した語彙は日本の生活環境を中心にして選ばれていた。
2）学習者の学習ニーズを考慮するものが多い。学習対象を大学生と確定したうえで、学習環境の背景を設定していた。
3）テキストの面白みを重視していた。話題は学習者の身近な生活環境を中心とし、学習者が興味を持つように考えられていた。
4）テキストの実用性を重視していた。生活によく使用する語彙、話題を学習した後ですぐ使えるような発話話題の条件を整えていた。
5）時代の特徴を考慮するものが多い。

「漢語水平詞彙大綱」にない新しい語彙も使って、時代と結び付けた話題を取り上げていた。

3．4　7 冊のテキスト編纂の問題点について

1）学習者の興味を引き出すために、初級テキストにふさわしくない、難易度が高い語彙を用いているものがあった。たとえば、あるテキストには「**枪**」「**军训**」「**气功**」など、日本の大学生が理解するのが難しいと思われる単語が出てくる。
2）各課の本文の話題の難易度がまちまちで、新出単語の数も一定していないものがあった。
3）学習者のレベルを考えず、本文に深みがないものがあった。
4）基本的な語彙でも、「新出語彙表」に記されていないものがあった。
5）「新出語彙表」の解説に、本文の解釈にのみ使えるような狭い意味が挙げられていて、応用がきかないようなものがあった。

４．法則の提案

上記に記した７冊のテキストの特徴及び問題点の考察と、語彙データの統計から、「基礎語彙表」を制定するための次のような法則を見つけた。この法則は、今後のテキスト編纂及び初級テキスト語彙の選択についての参考になるだろうと思う。

法則１　頻度統計の角度から

語彙出現頻度の統計については、以下の原則による。

1）常用性原則：本文の中に出現した回数の多少により語彙の常用程度が判断できる。

2）均衡性原則：1つの語彙は、異なる体裁の文献に出現する回数が多ければ多いほど、一般的な使用頻度が高い。

上記の法則により、テキストを編纂する際に、どのような語彙を常用語彙としてテキストに取り込めばよいかが判断できるので、この２つの原則は、語彙選択の根拠になると考えられる。

法則２　言語学の角度から

語彙を選択する際に用いる、2つの原則を提案する。

1）科学性原則：品詞の記述方法は用法によって異なるので、言語学の知識が必要である。また、たとえば、接頭詞と接尾語はどのような形で語彙表に取り込むか、四字熟語及び慣用語はどのようなタイミングで語彙表に取り込むかなどについても、言語学の知識がなければならない。

2）規範性原則①：方言として使用されている語彙は語彙表に取り込むことができない。特に、「儿化」「**轻**声（軽声）」については、標準語であるか、方言であるかについての基準を作る必要がある。

規範性原則②：「動賓構造」「動補離合詞」などの語彙の品詞表示の基準を作る。

これらの法則が整備されれば、テキストを編纂する際に、選択された語彙の品詞の表記が正確かどうかについての客観的な根拠ができ、さらに語彙の難易度について把握することができる。

法則３　日本における中国語教学という角度から

語彙を選択する際、日本における中国語教育環境の実情を考慮するために、以下の２つの原則を提案する。

1）実用性原則：日本の国情と文化背景から、実際に出現する頻度が高い語彙を選ぶ。日本の日常生活に融合しやすく、使用される機会が多い語彙を選択する。

2）連想性原則：語彙の遺漏を避けるため、密接に関わる語彙を一定の範囲内で取り込む。密接に関わる語彙のいずれを語彙表に取り込むかについては、次の２つの条件が挙げられる。１つはその語が頻繁に使用されているか、もう１つは取り込む語彙数が適当か。

この法則により、テキストを編纂する際に学習環境を考慮に入れることができ、範囲外の語彙を取り込む可能性が低くなる。こうして選択された語彙は、学習者が短期間で身に付けることができることと期待される。

法則４　学習者が「学ぶ」角度から

語彙表に取り込んだ語彙は「教える」側が満足するだけではなく、「学ぶ」側が満足できるようにしなければならない。そのために以下の２つ原則を提案する。

1）寛容性原則：基本的な意味が近い２つまたは３つ以上の語彙の場合は、基礎的な語彙だけを挙げて語彙の数を制御する。たとえば、同じ意味に使われる「面」と「面条」を混ぜて使うと初学者は混乱するので、どちらか一方にする。

2）序列性原則：語彙の学習について、簡単な語彙から難しい語彙へと、順を追って提出する。各教学段階の目標に合わせ、難易度を徐々に上げる。

この法則により、教授者と学習者の双方にとって、授業の負担や抵抗を減らすことができる。

５．研究のまとめと今後の課題

以上の研究方法を通じ、本編では次のような３つの成果を得たと考える。

第一、「基礎語彙表」の制定

教授者と学習者双方の立場に立って、日本人初級中国語学習者向けの「基礎語彙表」517語の語彙を確定した。この表は章末に添付した。

第二、日本に於ける中国語初級テキスト編纂の特徴及び問題点

大量の資料を統計し、各テキストの語彙の分析を通じて、初級テキストの編纂の特徴や問題点がテキストによって異なることに気づいた。

第三、テキスト編纂の法則

今後のテキスト編纂の拠り所となる法則を提案した。本章では以上３項目の成果を得たが、今回得られた成果も完全とはいえない。また、研究の過程において、更に検討が必要な問題が発見された。今後、引き続き以下２点について研究を続けていくつもりである。

1）中国語専攻の学習者向けの「基礎語彙表」

本章では、「基礎語彙表」の「数」及び「質」を決めたが、中国語専攻の学習者にとっては、1年間の学習に 518 語の語彙では満足できないと思われる。本章で定めた「基礎語彙表」は第２外国語学習者を対象として提案するものである。今後は中国語専攻の学習者に向けた、拡大した「基礎語彙表」を制定したいと考えている。

2）「中級語彙表」の制定

今回と同じ研究方法で、中国語中級テキストを分析し、現行の中級テキストに存在する問題点を見つけた上で、中国語中級学習者の為の「中級語彙表」を制定したい。

以上２つの課題について、今後も継続して研究を行い、更に深く、正確なデータを作り、日本の中国語教育に微力ながら貢献したい。

＊次の頁に、本章で提案する「基礎語彙表」を載せる。

参考文献

1　先行研究：李如龍（2004）商務印書館に出版された「**词汇学理论与应用**」に、基礎語彙と一般語彙の考え方が提案されている。

2　史有為（2006）「中国語教学最低量基礎詞彙研究」（『明海大学大学院応用言語学研究科紀要』2006）とは、中国語初級教学向けの基礎語彙の研究を中心とし、初級段階でコミュニケーションを行うために、話題を設定し、それに即した語彙を抽出した研究である。この中に「基礎語彙表」がある（以下「史有為基礎詞彙表」という）。

3　『高校学校の中国語と韓国語朝鮮語学習のめやす（試行版）』（財団法人国際文化フォーラム出版 2007）は、高校生初級教学向けの基礎語彙の研究を中心とし、高校のキャンパスでコミュニケーションするために話題を設定し、それに即した語彙を抽出して、学習の目安とする本である。この中に「基礎語彙表」がある。『高校中国語教育のめやす』とは、1999 年に全国高等学校中国語教育研究会が公開した、高校初級教学向けの「基礎語彙表」である。

4　「対外漢語教学初級段階大綱」とは、1999 年に北京語言大学で出版され、一級語彙 993 語、二級語彙 1711 語の語彙表を提案しており、中国において初級語彙編纂の参考基準とされる文献である。教学対象を明確にし、教学目標を設定し、授業と試験の範囲を定め、実際の授業を指導し、教学の質及び教学レベルを促進する為に作られたものである。

5　「漢語水平詞彙与漢字等級大綱」（中国国家漢語国際推広領導小組辦公室、1992）は、HSK（漢語水平考試）に用いられる語彙を等級別に表にしている。

基礎語彙表	
A（5）	啊（助/叹）爱好（名/动） 阿姨 矮 安静
B（28）	爸爸 班 棒球 帮助 报 包（名/量/动） 杯子 鼻子 比（介/动） 不用 半 被 本（名/量） 别（副） 不 比较（副/动）把（量/介） 百 帮 杯（名/量）北 遍 八 白板 必须 饱 报纸 不客气
C（24）	长 唱 常常 车站 吃 船 穿 床 窗户 / 窗 春天 / 春 词典 次（量）菜 茶 从 才 差 出 操场 尝 车 厨房 错 成绩
D（36）	大 打 戴 电话 电视 弟弟 地铁 冬天 / 冬 东西 短 到 大学 电影 对（介/形/动） 的 懂 都 得（助/助动） 等 对不起 多少 多 当然 打算（动/名） 地方 带 大夫 第 点 电脑 地 点心 东 动 对面 读
E（4）	耳朵 饿 儿子 二
F（14）	饭店 放 房间 飞机 分（名/量）饭 非常 封 发 法律 发烧 风 父亲 放学
G（22）	干净 高 个 歌 哥哥 给（介/动） 工作（动/名）贵 国家 跟（介/连/动）过（动/助）感冒（动/名） 关 关照 刚才 告诉 更 公共汽车 挂 故事 高兴（形/动）高中
H（34）	汉语 号（名/量）好 河 喝 坏 回（动/量）火车 还 和（连/介）很 会（助动/动） 好吃 话 孩子 欢迎 后天 好听 黑 黑板 红 花（名/动）画 滑冰 后 后- 滑雪 活 汉字 换 好喝 好看 海 好久不见
J（26）	寄 家（名/量） 件 健康 脚 角 叫 机场 姐姐 教 今天 就（副/连） 几 今年 觉得 借 近 进 酒 饺子 交 接 九 一极了 教材 精神
K（16）	咖啡 看 课本 口（量/名）块 裤子 苦 可以（助动）刻（量）开 快 课 看见 考试（动/名）筷子 哭
L（20）	来 老师 累 凉快 礼物 冷 了 离（动/介） 里（名/量） 零 留学生 楼（名/量） 旅行 老（形/头） 辆 练习（动/名） 留学 乱 六 绿
M（23）	卖 买 妈妈 忙（形/动） 毛 妹妹 门（名/量） 面包 面条（儿）米饭 名字 吗 明天 没关系 没、没有（副/动） 明年 马上 明白 每 门口 帽子 母亲
N（26）	拿 年 暖和（形/动）哪儿 哪里 能 您 那 呢 你 你们 哪 难 那么（代/连）奶奶 那里 那儿 那样 男 年级 南 女 女儿 年轻 你好 您好
P（7）	便宜（形/名） 票 漂亮 朋友 旁边 跑步 胖
Q（17）	骑 铅笔 起床 轻 秋 / 秋天 去 钱 请 千 前天 前 前一 前年 清楚 去年 取 七
R（10）	热（形/动/名） 认真 日 日语 肉 人 让（动/介） 热闹（形/动） 容易 如果
S（40）	散步 山 上 上一 商店 上午 身体 食堂 手表 双 舒服 睡觉 叔叔 送 酸 岁 什么 是 时间 谁 时候 说 上课 所以 瘦 上学 生日 试 收 树 水 水果 死 三 四 十 少 暑假 睡 手
T（21）	台（名/量）汤 甜 条 跳舞 听 同学 头 图书馆 太 他 他们 天 她 她们 天气 它 它们 跳 脱 听见
W（19）	网球 晚上 玩儿 袜子 屋子 完 为什么 问 我/我们 外- 碗 晚 位 问题 外 五 万 晚饭 忘
X（41）	想（动/助动） 小（形/头） 夏天/夏 喜欢 信 姓（动/名） 星期 星期一 星期二 星期三 星期四 星期五 星期六 星期日 星期天 休息 洗澡 学生 学习 学校 现在 写 小时 学 小姐 下 下午 洗 闲下课 下- 笑 西 先生 雪 小学 谢谢 先 咸 系 鞋
Y（37）	眼睛 要（助动/动） 衣服 音乐 医生 医院 椅子 用 有 邮票 游泳（动/名） 鱼 元 月 一点儿 一起 远 一定 银行 应该 以前 有点儿 颜色 药 一会儿 有意思 雨 一块儿 愿意（助动/动） 愉快 一 眼镜 右 右一 因为 爷爷 有些
Z（48）	在 杂志 张 只 重 中间 中午 住 自行车 怎么 这 坐 怎样/怎么样 做 昨天 早上/早晨 站 真 准备（动/名） 走 再见 着（助） 这里 这儿 这么 最 再 咱们 早 找 正／正好 知道 字 作业 早饭 照片 这样 种（量/动） 钟 中学 桌子 祝 自己 左 左- 中国语 照相机 嘴
共 计	518 个

医師団陰謀事件の開始と終結の検討

笠　原　孝　太

Kota Kasahara. The Study on the Beginning and the End of the “Doctors' plot”. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.129-138.

This study reveals the beginning and the end of the Doctors' Plot in USSR. The Doctors' Plot became known to the public after the article “Sneaky Spies And Killers Under The Mask Of The Medical Professors” published in the newspaper "*Pravda*" on the January 13, 1953 and is famous for being Stalin's last group purge.

This paper traces the prehistory of Doctors' Plot to the time just before Zhdanov's death in 1948 and reveals how doctors were arrested in the wake of the "Anti-cosmopolitan campaign” (January 1949). Lieutenant Colonel Ryumin of the Ministry of State Security of the Soviet Union was the one who caused Doctors' Plot by his forcible interrogation.

Even though arrested doctors` future should have been dramatic or even dreadful, in March 1953 it was suddenly changed by Stalin's death. For the first time in USSR history in “*Pravda*” the Home Office admitted policy mistakes, and all of the arrested doctors were released. Regarding the end of the purge, this study points to Beria's activity behind the post-Stalin turmoil.

はじめに

1953年1月13日、当時のソヴィエト連邦共産党の機関紙であった『プラウダ』に掲載された記事は、世界に衝撃を与えた。

記事は「教授・医師の仮面を被った卑劣なスパイと暗殺者[(1)]」という見出しで、クレムリン直属の高名な医師団の逮捕を報じた。その内容は、医師団が「自らの立場を利用し、さらに患者の信用を乱用して、意図的かつ非道に彼らの健康を破壊した。彼らに不正確な診断を下し、その後、不適切な治療方法で患者を殺害した[(2)]」というものだった。

こうして、「医師団陰謀事件」が世に知られることになった。逮捕者として報道されたのは、ミロン・ヴォフシ、ウラジーミル・ヴィノグラドフ、ピョートル・エゴロフ、アレクサンドル・フェリドマン、ヤコフ・エチンゲル、アレクサンドル・グリンシュテイン、G. I. マヨーロフ、ミハイル・コーガン、ボリス・コーガンの9名の教授で、いずれも権威ある医師だった[(3)]。

スパイ医師が医療行為に見せかけて、故意に患者を死に至らしめていたというだけでも大ニュースだが、この記事が衝撃的だったのは、彼らの内3名がイギリスの諜報機関の手先で、他の6名はアメリカに買収されたスパイであり、国際ユダヤ人ブルジョア民族主義組織「ジョイント」に所属していたと報じた点である[(4)]。

全員がユダヤ人ではなかったが、エゴロフ、M. コーガン、B. コーガンの3人以外は、明らかに名前がユダヤ系だったため、『プラウダ』の報道はユダヤ人医師による暗殺事件というセンセーショナルな内容になった。

一方で彼らの医師としての腕は確かなもので、逮捕された医師団の中でもエゴロフ、ヴィノグラドフ、マヨーロフの3人は、1949年7月27日に死亡した、ブルガリア首相ゲオルギー・ディミトロフの死亡診断書にサインしたほどの医師だった[(5)]。特にヴィノグラドフは、スターリンに近づくことができた唯一の医師だったといわれて

いる[6]。

従来のソ連の例を見れば、逮捕された医師団は「人民の敵」であり、処刑または獄中死を遂げることが予想された。しかしながら、この報道から約2か月後の1953年3月5日にスターリンが死去したことから、事件は予想とは全く異なる結末を迎えることになった。同年4月4日に『プラウダ』紙面上で、医師団の無実が報じられ、全員が釈放されたのである。

このように医師団陰謀事件は、結果的に「でっちあげ」ではあったが、その実態については史料の少なさも原因となり不明確な部分が多い。そこで本論文では、事件の開始と医師団解放の理由について検討したい。

医師団陰謀事件の史料が少ない理由は、ゲオルギー・マレンコフやニキータ・フルシチョフなど、当時この事件に関わっていた人物が、事件の真相を葬るために、意図的に関係書類を処分してしまったからだと言われている[7]。

したがって、本論文では日本の先行研究とロシアの先行研究を基礎として、医師団陰謀事件の開始と終結を再検討する。

1．医師団陰謀事件の開始過程

1－1　ジダーノフの死とチマシュークの左遷

全世界を驚かした医師団陰謀事件は、そもそもどのようにして始まったのだろうか。本章では医師団の逮捕よりさらに前に遡ることで、その開始過程を解明したい。

まず先行研究の考察も兼ねて、従来の日本の説に触れておきたい。事件当時、可能性が指摘されたのは、マレンコフとラヴレンチー・ベリヤの抗争説である。スターリンの生前、その後継者として最有力視されていたマレンコフが、スパイ医師団の早期発見ができなかったことを口実に、副首相ベリヤの力を削ごうとした工作が、この事件の真相だという分析である[8]。これは、マレンコフがベリヤの排除を狙ったという考え方である。

一方で、同じ抗争説でもベリヤを主体とする説もある。ベリヤが国内でスパイ、陰謀者、殺人者をでっちあげることにより、「恐怖と無秩序」をばらまいて、より強大な権力を獲得しようとしたという説である[9]。

このマレンコフとベリヤの権力抗争説は、事件公表の約2か月後にスターリンが死去したことを考えれば、ポスト・スターリンを見据えた両者の闘争として、他の説[10]よりも説得力はある。

しかし、マレンコフとベリヤの抗争説には、“スターリン不在”という無視できない欠陥がある。確かに当時スターリンは健康不安を抱えていたが、意識がなかったわけではない。スターリンは1953年3月1日に倒れるまで、その力を保持していた。したがって、スターリンを無視して、マレンコフとベリヤがこのような大掛かりな権力抗争を行うことは考えられない。つまり、この事件は、別の経緯から開始されたと考えるべきである。

後にフルシチョフが語ったところによると、医師団陰謀事件は、1952年10月の第19回党大会よりしばらく前に、あらかじめ仕組まれていたというが[11]、その時期は1948年である。そして、この事件に本人の意思とは関係なく、“病死”という奇妙な形で関わるのが、意外にもソヴィエト連邦最高会議議長を務めたアンドレイ・ジダーノフである。

1948年8月7日医師ソフィア・カルパイは、ジダーノフの心電図を取った後、8月28日まで休暇に入るため、ジダーノフに22日間“積極的に”養生するよう指示した。ジダーノフは公園を散歩したり、映画館に外出したり、足のマッサージを受けるなど、まさに積極的に養生した[12]。

8月28日、今度は心臓医のリディア・チマシュークが、ジダーノフの心電図をとったところ、心筋梗塞の前兆の波形を確認し、直ちに絶対安静を要すると診断した。しかし、このチマシュークの診断は上司だったエゴロフに軽視され、必要と思われた治療は一切行われなかった[13]。これは責任者だったエゴロフが、異常の発見の遅れによる自身の責任を回避するために、黙殺を決めたためだと考えられる。

この事態を受けて、翌8月29日に再びチマシュークはジダーノフの心電図をとり、安静が必要だとする趣旨の手紙を、ジダーノフの警護A. M. ベロフを通じてスターリンの警護責任者だっ

たニコライ・ヴラシクに宛てて書いた。手紙はモスクワに到着し、スターリンに手渡されたが、8月31日にジダーノフは滞在中のヴァルダイで死去した[14]。

A. N. ヒョードロフ医師は、ジダーノフの死因調査のため遺体を解剖し、心筋梗塞の存在を確認した。しかしヒョードロフは、エゴロフから心筋梗塞の存在が明らかになると、それに気が付かなかった自身の責任問題に発展するため、心筋梗塞については解剖結果に書かないでほしいという依頼を受けて、解剖結果でその存在に触れなかった[15]。このことは、以後誰も確かめようがない事実として処理された。

こうした工作もあり、スターリンはジダーノフの死に不信感を抱かなかったようで、特に調査を指示することはなかった。ただ一つだけ、ヴラシクに対してチマシュークから受け取った手紙を文書保管室に送るよう指示した[16]。

実は、ベロフは最初にチマシュークから手紙を受け取った時、モスクワに送る前に彼女の上司だったエゴロフにそれを見せていた[17]。エゴロフに勝手な行動を知られたチマシュークは、これが原因で別の病院に移動することになった[18]。ただし、この出来事は一人の女医の左遷話として終わることはなかった。

1－2　反コスモポリタニズムからの派生

翌1949年1月28日『プラウダ』に、「ある反愛国主義的な演劇評論家集団について」というタイトルの記事が掲載された[19]。スターリン自ら校正したこの記事には、演劇批評家たちの批評が、反愛国主義的で、ソ連の文学と芸術に損害を及ぼし、人民の誇りであるモスクワ芸術座やマールイ劇場の芸術を攻撃にさらしているという内容が書かれていた[20]。

この記事によって反コスモポリタニズムのキャンペーンが開始されたが、その実態は反ユダヤ主義運動であった。スターリンは、公には反ユダヤ主義に反対の立場を表明していたが[21]、個人的にはユダヤ人に対して強い嫌悪感を持っていた[22]。

表立ってスターリンが「反ユダヤ主義」のキャンペーンを行わなかった理由は、共産党員が一貫した国際主義者であり、ソ連が人民の平等を標榜した社会主義国家だったからである。しかし、記事に掲載された批評家A. グールヴィッチ、ユ・ユゾフスキー、ヴァルシャフスキーなどはユダヤ人で、その実態が反ユダヤ主義運動であることは、当時のソ連では自明であった[23]。

その後、「根なしのコスモポリタン」と呼ばれる人々（ユダヤ人）に対するプロパガンダ攻撃が強まり、秋には第二スターリン医療研究所でも粛清が行われた。その結果、研究所の指導部の一員であったヤコフ・エチンゲル博士が、不自然な理由で解雇されてしまった[24]。

それから約一年後の1950年11月18日エチンゲルは逮捕され、アレクサンドル・シチェルバコフ[25]とマレンコフに対する「誹謗的デマ」を流布したとして告訴された[26]。

これは、エチンゲルにとって全く身に覚えのない容疑だったが、意に反した自白を強制され、その自白を根拠に1951年1月5日、レフォルトスカヤ収容所に移された。エチンゲルはそこで念入りな拷問を受けることになった。この時、彼の拷問を担当したのが、国家保安省特別重要案件審理部の上級予審判事だったミハイル・リューミン中佐だった[27]。

彼は拷問によって、エチンゲルに知り合いの医師たちが、「ソ連政府に対する不満を口にし、全連邦共産党ボリシェヴィキとソ連政府の国家政治に対する誹謗を流布しているユダヤ民族主義者である」と証言させた[28]。

しかしながら、リューミン中佐の上司である国家保安相ヴィクトル・アバクモフは、この証言に基づいた医師団の陰謀論を断固として認めなかった。それは、あまりにも下らない説であると同時に、たとえ下らない説であっても病的に疑い深いスターリンの耳に入ったら、どんな恐ろしいことが起きるか予想できなかったからである[29]。

しかしリューミン中佐は自身の行動を止めずに、今度は上司であるアバクモフが、エチンゲルへの必要な取り調べを妨害しているという話をでっち上げて、スターリンに手紙を送った。1951年7月2日にスターリンの手元に届いた手

紙には、アバクモフ大臣が捜査を妨害しており、総じて彼は国家にとっての危険人物で、周囲を息のかかった人物で固めているという内容が書かれていた[30]。

この手紙は、リューミン中佐が自身に批判的な態度を取っていたアバクモフ大臣の排除目的と出世主義から送ったものだったが、実力者マレンコフがアバクモフ大臣に否定的な感情を持っていたことが手伝い、実際に7月4日にアバクモフは罷免され、同月12日に逮捕された[31]。

アバクモフの後任大臣にはセミョーン・イグナチエフが任命された。そしてリューミンはあまり時間をかけずに大臣代理に就任した[32]。リューミンは無事に上司の排除と出世に成功し、目論見通りに事態が進んだわけである。しかしながら、このリューミンの行動が、関係ない者を巻き込む大事件へと発展していく。

アバクモフ逮捕の翌日7月13日、中央委員会の「ソ連国家保安省の思わしくない状態について」という秘密文書が発表された。その中で委員会での審理の結果、リューミン中佐の手紙は「争う必要のない事実」だったと報告された[33]。こうして、“リューミン中佐の陰謀”は、事実として処理されることに決まった。

そして、この秘密文書には、もう一つ重要な内容が含まれていた。

「医師の中に治療の際、党と政府の指導者の寿命を縮めることに意を傾けている者たちの秘密活動集団が、疑いなく存在している。これらの有名な医師たちの犯罪を忘れてはならない。[34]」

中央委員会が医師による犯罪を指摘したため、国家保安省は調査しなくてはならなくなった。この時、同省の上級予審判事だったイヴァン・エリセエフはある実験を思いついた。クレムリンの医療衛生局に保管されていたジダーノフの心臓を、誰のものか伏せたまま5人の病理解剖学者に解剖させるという実験である[35]。

結果は5人の医師が一致して、心臓の主は心筋梗塞によって死亡したと結論付けた。そして、この5人の中にジダーノフを死後解剖し、エゴロフの依頼を受けて心筋梗塞の存在を隠蔽したヒョードロフがいたのである[36]。

名前を伏せて解剖させたところ、ジダーノフの心臓の解剖結果が、死亡直後の結果と異なったため、ここに医師団による陰謀の存在が決定付けられてしまった。

虚偽の鑑定結果が、約3年の時を経て医師団陰謀の証拠となってしまったのである。

2．医師団陰謀事件の経緯

1951年7月16日、かつてジダーノフの心電図を取った後に休暇に入ったカルパイ医師が逮捕された。これが医師団陰謀事件の始まりである。このカルパイの逮捕をきっかけに、医師の逮捕が始まった。

1952年2月15日、スターリンはバリヴィハにある政府の療養所で、副医療部長を務めていたR. I. ルィジコフの逮捕を許可した。逮捕後の取り調べでは、妻子の逮捕をちらつかせ、故意にシチェルバコフの死を早めたという犯罪やエメリヤン・ヤロスラフスキー[37]の胃癌診断が遅れた怠慢を自供させた[38]。

しかし、これらの供述は暴力や脅しによるでっち上げだったため、後々矛盾点が出てくる可能性があった。そこで、取り調べに当たったガルクシャ大佐は、医学的にみてルィジコフの取り調べ結果に矛盾が出ないよう、国家保安省に協力的な医師に助言を求めることにした。そして、この時でっち上げの取り調べ結果に医学的アドバイスをしたのが、ジダーノフの心筋梗塞の前兆を訴えて左遷されてしまったチマシューク医師だった[39]。

彼女が国家保安省に協力した経緯は不明だが、過去の処遇に対する復讐心だったのかもしれない。

1952年8月11日、チマシュークは1948年にジダーノフに起きた心臓の急性発作について、ヴィノグラドフ、エゴロフ、マヨーロフ、カルパイ、ウラジーミル・ヴァシレンコが異常を見逃したと証言した[40]。

9月に入るとマヨーロフ、ヒョードロフ、そして既に退職していたクレムリン医療衛生局長だっ

たアレクセイ・ブサロフが逮捕された。10 月 18 日にはエゴロフも逮捕された。ブサロフとエゴロフは、長期間後ろ手に縛られたまま棒で滅多打ちにされるなど、激しい拷問を受けた [41]。

その後、次々と医師がルビャンカ [42] に送られ 11 月にはヴィノグラドフ、ヴァシレンコ、ヴォフシ、B. コーガン、12 月にはグリンシュテイン、フェリドマン、ヤコフ・チョムキンが送られた [43]。

エゴロフの逮捕は、なんと彼と家族ぐるみの親交があったヴラシクにまで飛び火した。国家保安省はヴラシクを告発し、1952 年 12 月 1 日の中央委員会幹部会で彼について話し合った。そこでヴラシクはアバクモフと共謀して , ジダーノフに対する陰謀を暴露したチマシュークの手紙を隠蔽したことにされてしまい、同年 12 月 16 日に逮捕された [44]。

スターリンの警護責任者だったヴラシクは、取り調べで「私は逮捕された。つまり、スターリンもすぐにいなくなる。」と述べたが、聞き入れられなかった [45]。

スターリンは医師団から自白を得るため「殴って、殴って、殴る」という取り調べ方法を指示した [46]。この拷問に医師たちが耐え切れるわけもなく、“ 自白 ” によって医師団の陰謀が作り上げられていった。

こうしてスターリン主導により、本格的に動き出した医師団陰謀事件は、もはや誰も止めることができず、疑問を投げかけることすらできない状況になっていた。後にフルシチョフは、当時のことを次のように述べている。「（引用者注－スターリンから）政治局員は医師達の自白調書を受け取った。[47]」「事件は固定されており、誰も事実を確かめることなど出来なかった。[48]」「この恥ずべき事件は、スターリンが作ったものだ [49]」。

年が明けた 1953 年 1 月 10 日、スターリンは『プラウダ』の記事の校正を行った。そこには、ジダーノフの心筋梗塞やシチェルバコフへの治療に過ちがあったことなどの事実の他に、医師団がアメリカのシオニストや外国の諜報機関と関係があったという、スターリンの憶測がまとめられた [50]。そして、3 日後の 1 月 13 日『プラウダ』に医師団陰謀事件が発表され、世界に公表されたのである。

事件のでっち上げに関わったチマシュークには、事件摘発の功により同年 1 月 20 日にレーニン勲章が授与された [51]。

3．スターリンの死とベリヤによる医師団の釈放

3－1　スターリンの死

一方で、この頃のスターリンは健康不安を抱えていた。既に 1952 年 12 月からは、スターリンがクレムリンの執務室に出勤する回数は激減していた [52]。執務室への出勤は、年明けの 1953 年 1 月が 5 回、2 月は 4 回であった [53]。

1953 年 2 月 28 日土曜日、スターリンは、マレンコフ、フルシチョフ、ベリヤ、ニコライ・ブルガーニンをクレムリンに招待し映画を鑑賞した。その後、スターリンの提案で “ 近い方のダーチャ [54] ” へ行って “ 昼食 [55] ” を取った [56]。

“ 昼食 ” は長く続き、散会した時にはすでに 3 月 1 日の朝になっていた。この “ 昼食 ” は毎回穏やかな雰囲気で終わるわけではなかったが、この日のスターリンは酒も入りとても上機嫌で、冗談もよく口にしていた [57]。

3 月 1 日日曜日、いつもは朝 10 時から 11 時の間に起きてくるスターリンに動きはなく、夕方 18 時半にようやく部屋の電気がついたのが確認されている。しかしその後も動きがなく、警護担当者たちは不安になったが、スターリンの許可なく勝手に入室することを恐れて、手を打てずにいた。22 時 30 分になって手紙を届ける用事ができたため、ようやく入室したところ横たわっているスターリンを発見した [58]。

この時、スターリンの警護責任者ミハイル・スターロスチンは、上司の国家保安相イグナチエフに電話を入れたが、イグナチエフは対応を嫌って内務相ベリヤに電話するよう指示した [59]。

結局、スターリンのもとに医師が来たのは 3 月 2 日朝 9 時頃だった。スターリンの異変を確認してから実に 10 時間以上経過していたことになる。やって来たのは、保健省内科医長で心臓学者のパーヴェル・ルコムスキーをはじめとする、4 名の医師だった [60]。

到着したルコムスキーは、スターリンの右腕と左足が麻痺していることを確かめた。そして、すでに会話もできず、重体であることを確認した[61]。

しかしながら、幹部会ビュローのメンバーは、この秘密の口外を恐れてスターリンを病院には搬送せずに、ダーチャで治療することを選択した。彼らはスターリンの傍らに医師による当直を配置することを決め、自分たちも当直を組織した。マレンコフとベリヤは日中の当直を選択し、夜はカガノーヴィチとヴォロシーロフ、深夜はフルシチョフとブルガーニンが担当した[62]。

1953年3月5日21時50分、スターリンは息を引き取った。国民には翌3月6日のモスクワ放送で発表された[63]。

こうした経緯から、スターリンは医師団陰謀事件によって、自ら死を遠ざける二つの要素を失ったことがわかる。

一つは、医師団逮捕の間接的な影響を受けて逮捕された、前警護責任者ヴラシクである。20年以上もの間、スターリンの警護を務めていたヴラシクであれば、3月1日にスターリンの異変を感じた時に、すぐにスターリンの状態を確認出来たはずである。多少の躊躇があったとしても10時間以上も放置することはなかっただろう。ヴラシクが逮捕後に述べた「私は逮捕された。つまり、スターリンもすぐにいなくなる。」という言葉は、現実のものになった。

もう一つは、やはり逮捕された医師団である。スターリンの専門医が軒並みいなくなった影響は大きい。スターリンが倒れたとき、最初に診察したルコムスキーは、もしすぐに適切な治療が施されていれば、スターリンを助けることができたと信じていた[64]。しかし、スターリンは国内最高権威の医師団から治療を受けることはできなかった。

投獄されている医師団を一時的に釈放して、治療のために連れてくることもできたと思われるが、フルシチョフはじめ当時現場に居合わせたどの人物も、国家保安相イグナチエフに対して医師団の釈放を求めなかった[65]。

逮捕された医師団を呼び寄せなかったのは、彼らが危険な「暗殺者」だったからなのか、それともスターリンの死を待つ暗黙の総意が存在していたからなのか、今となってはわからない。しかしながら、倒れているスターリンを見つけても、直ちに病院に搬送しようとしなかったマレンコフやフルシチョフ、そしてベリヤの行動を見れば、後者であったことを強く推測させる。

医師団陰謀事件によって、スターリンは「早期発見」と「国内最高の医師団」という、2つの重要な要素を自ら潰してしまったのである。

3－2　ベリヤ主導の釈放

スターリンの死後、クレムリンの指導部では、医師団陰謀事件について議論が交わされていた。この時、マレンコフとカガノーヴィチは、人民にネガティブな印象をもたらすことを理由に、医師団の釈放を急がないことを提案した。ヴャチェスラフ・モロトフは態度をはっきりさせなかった。しかし、ベリヤだけは、最初からこの事件がでっち上げで、不法なものだと信じていることを隠さなかった。そして、周囲の反対にも関わらず、ベリヤは早急なる釈放を主張した[66]。

ベリヤは逮捕された医師たちに、取り調べに対する不満を詳細に書面に記載することを提案した。そして逮捕された医師全員が、身体的な暴力を受けたことを訴えて、それまでの自分の供述を否定した[67]。

この書類をもとに、1953年3月31日ベリヤは医師団の刑事責任追求の中止と、この事件で逮捕された者たちの釈放を承認した[68]。

結果として、4月3日の中央委員会幹部会で、ベリヤのイニシアティブにより、医師団の釈放と名誉回復、国家保安相イグナチエフの責任追及、責任ある同省職員の起訴などが承認された[69]。

翌日1953年4月4日、『プラウダ』の紙面で内務省の発表文が報じられた。そこには、医師15名の無実が報じられており、彼らは即日釈放された。記事では、医師の自白は「旧国家保安省の検察部門が、ソ連の法律の下では厳禁されている、許し難い取り調べ方法を用いて得たものであることが明らかにされた[70]」として、証拠書類が犯罪の根拠にならないことも併せて発表され

た[71]。関係者の処罰も発表され、チマシュークはレーニン勲章を剥奪され逮捕された[72]。

そして、この発表は、3つの意味において前例がないものだった。一つは、公に過去の政策の過ちを認めたことである。これは指導者の無過失性を重視していたスターリン時代のソ連では、まったく前例のないことであった[73]。

もう一つは、「厳禁されている許し難い取り調べ方法」と、拷問による自白の強要が行われていたことを認めたことである。もちろん、そうした取り調べが行われていたことは、誰もが知る公然の秘密ではあったが、公式にそれを認めたこともまた初めてのことであった[74]。

最後は、「内務省」の名でこの発表が出されたことである。1月13日の事件の第一報は、中央委員会幹部会の名で報じられていたため、本来であれば、この時も中央委員会幹部会の名で発表しなければならなかった。しかし『プラウダ』には、「ソ連内務省の報告」として掲載された。フルシチョフとブルガーニンによると、彼らにとってこれは完全な不意打ちで「我々はベリヤのこのような狡猾さに衝撃を受けた」と述べている[75]。

つまり、この記事は、国内外でソ連の権威に傷をつける可能性がある内容を、ベリヤ率いる内務省が主導して発表したところに本当の意味が隠されている。

ベリヤは、国民に対して彼が内務相として、不正事件を暴き、医師団を釈放したという印象を作り上げたかったのである[76]。表面的な自由主義を市民に見せることで、インテリ層を中心に市民の人気を高めることが目的だった[77]。

ベリヤは、1938年12月にニコライ・エジョフの後任として、内務人民委員のポストに就いた時、イニシアティブを発揮して、エジョフによる逮捕者を数万人釈放した[78]。当時、病的に残忍な人物として知られていたエジョフの後任に就いたことで、世論はベリヤを歓迎し肯定的に受け入れた[79]。そして、この時から社会の一定層において、ベリヤは1930年代後半の「社会主義の法秩序」を回復させた人物という評判が持たれていた[80]。

ベリヤは、医師団陰謀事件を利用して、1938年を再現しようとしたのである。ベリヤの一貫した医師団釈放の主張と『プラウダ』における内務省の独断発表は、国内外の世論に自分を売り出す演出であった。

『プラウダ』での発表の翌4月5日付で、名目上の責任者である国家保安相イグナチエフは、部下たちの職権乱用の責任を問われて罷免された[81]。

おわりに

本論文での検討により、医師団陰謀事件の開始過程は、二つの段階に分かれていることが明らかになった。

第一段階は、1948年にジダーノフに心筋梗塞の前兆があることが判明してから、そのことが闇に葬られるまでである。チマシュークは、エゴロフにジダーノフの心臓の問題について報告したが無視されたため、スターリンの警護責任者ヴラシクに手紙を書いた。しかし、この時のスターリンはこの問題に注意を向けることなく、ヴラシクに手紙を文書保管室に送るよう指示しただけだった。そして、エゴロフがジダーノフの死後、遺体を解剖したヒョードロフに口裏合わせを依頼したため、ジダーノフの心筋梗塞は闇に葬られた。この第一段階の時点では、まだ医師団の逮捕につながる要素は見当たらない。

第二段階は、1950年のエチンゲルの逮捕とリューミン中佐による自白の強要以降である。リューミン中佐は拷問を伴う取り調べによって、エチンゲルに他の医師たちがユダヤ民族主義者で、故意に不適切な治療を行っていることを自白させた。これが、その後の医師団逮捕につながった。

第二段階で、第一段階の小さな出来事が都合よく利用されていく過程は、本論で検討した通りだが、重要なのはこの第一段階と第二段階をつないだものである。エチンゲルの逮捕が、二つの段階をつなぐ接点になっているが、その背景にあったものこそ「コスモポリタニズムとの戦い」という名の「反ユダヤ主義」である。

ただし、反ユダヤ主義が単純に二つの段階をつ

ないだわけではない。反ユダヤ主義により第二段階が始まり、第二段階が進む過程で、第一段階が無理やり連結されたのである。

つまり医師団陰謀事件は、純粋な反ユダヤ主義で成り立っている集団粛清ではなく、反ユダヤ主義で始まった第二段階の都合を満たすために、全く関係ない第一段階が組み込まれて成立しているのである。これが医師団陰謀事件を複雑化させている要因である。

そして、事件の終結と医師団の釈放については、ポスト・スターリンを狙ったベリヤの巧妙なパフォーマンスだったことが明らかになった。

医師団釈放を皮切りに、ベリヤはあらゆる過去の問題を取り上げては、幹部会を攻め立てた。こうした改革的な動きの目的は、ポスト・スターリンのソ連で、自らの地位を強化するためであった[(82)]。しかしながら、ベリヤの行き過ぎた行動は、フルシチョフやマレンコフの不信と反感を買い、1953 年 6 月 26 日ベリヤは逮捕された。

医師団釈放を主導したベリヤの逮捕は、多くの医師に再逮捕の恐怖と不安を与えることになった[(83)]。幸いなことに、医師団がその後再逮捕されることは無かったが、その恐怖は 1953 年 12 月 23 日にベリヤが銃殺刑に処せられた後も続いたことだろう。

スターリンが関与した最後の集団粛清である医師団陰謀事件は、反ユダヤ主義を接点としてリューミン中佐の陰謀で始まり、ベリヤのパフォーマンスで終わったのである。

註

(1) *Pravda* №. 13, January 13, 1953.
(2) *Idid.*
(3) *Idid.*
(4) *Idid.*
(5) 渡辺善一郎『第三のソ連』（日本出版共同株式会社、1953 年）59 頁。
(6) ルイス・ラーパポート『医師団陰謀事件：ユダヤ人大量虐殺』（駐文館編集部訳）（駐文館、1993）319-320 頁。
(7) A. S. Kimerling, *Terror na izliote. «Delo vrachei» v uralskoi provintsii*（Perm', Permskii gosudarstvennyi institut iskusstva i kultury, 2011）, p. 7.
(8) 外務省情報文化局「ソ連の医師暗殺団逮捕事件」『世界の動き』（13 号、1953-1）18 頁。
(9) F. ベック、W. ゴディン『粛清の歴史』（小野武雄訳）（国際文化協会、1954）242 頁。
(10) 例えば東欧の食糧危機からくる国民の不安をそらすためなどがある。外務省情報文化局・前掲論文（13 号）19 頁。
(11) ストローブ・タルボット偏『フルシチョフ回想録』タイムライフブックス編集部訳（タイム ライフ インターナショナル、1972 年）280 頁。
(12) S. Yu. Rybas, *Stalin*（Moskva, Molodaia gvardiia, 2009）, p. 834.
(13) *Idid.*
(14) *Idid.*, pp. 834-835.
(15) *Idid.*
(16) *Idid.*, p. 835.
(17) G. V. Kostyrchenko, *Stalin protiv «kosmopolitov». Vlast` i evreiskaia intelligentsiia v SSSR*（Moskva, ROSSPEN, 2010）, p. 250.（以下、Kostyrchenko, *Stalin protiv «kosmopolitov»* と略す）.
(18) G. V. Kostyrchenko, “Delo vrachei,” *Rodina*, №. 7–1994, p. 68.（以下、Kostyrchenko, “Delo vrachei,” と略す）.
(19) *Pravda* №. 28, January 28, 1949.（以下 *Pravda* №. 28. と略す）.
(20) G. V. Kostyrchenko, “Kampaniia po borbe s kosmopolitizmom v SSSR,” Voprosy istorii, №. 8, 1994, p. 53; *Pravda* №. 28.
(21) 1931 年 1 月 12 日スターリンは、アメリカの通信社の取材に対して、「共産主義者は、一貫した国際主義者として、反ユダヤ主義の妥協不能で不倶戴天の敵にならないことはできない。」と反ユダヤ主義に反対の意見を述べている。このことは、1936 年 1 月 30 日の『プラウダ』に掲載されたモロトフの演説の中でも引用されており、ソ連一般市民の知るところであった。

(22) 和田春樹『スターリン批判 1953 ～ 56 年：一人の独裁者の死が、いかに 20 世紀世界を揺り動かしたか』（作品社、2016 年）25-28 頁。
(23) ヨコタ村上、孝之「コスモポリタニズムの陥穽：ロシアにおける反ユダヤ主義の歴史から」『言語文化共同プロジェクト』（2016）71-72 頁。
(24) Kostyrchenko, “Delo vrachei,” p. 66.
(25) 党中央委員会政治局員候補。和田・前掲書 29 頁による。
(26) Kostyrchenko, “Delo vrachei,” p. 66.
(27) *Idid.*, p. 67.
(28) *Idid.*
(29) Kostyrchenko, *Stalin protiv «kosmopolitov»*, p. 243.
(30) Rybas, op. cit., p. 832.
(31) *Idid.*
(32) *Idid.*, p. 833.
(33) *Idid.*, pp. 832-833.
(34) *Idid.*, p. 833.
(35) *Idid.*
(36) *Idid.*
(37) 革命家（1878-1943）。1939 年から没するまで全連邦共産党ボリシェヴィキ中央委員。胃癌で死去。
(38) Kostyrchenko, “Delo vrachei,” pp. 67-68.
(39) *Idid.*, p. 68.
(40) *Idid.*
(41) *Idid.*, pp. 68-69.
(42) ソ連国家保安省本部の換喩。
(43) Kostyrchenko, “Delo vrachei,” p. 69.
(44) Kostyrchenko, *Stalin protiv «kosmopolitov»*, p. 263.
(45) A. Sergeev, E. Glushik, *Besedy o Staline* (Moskva, Krymskii most–9D, 2006), p. 32.
(46) Anon., *O kulte lichnosti i ego posledstviiakh. Doklad Pervogo sekretaria TsK KPSS N. S. Khrushcheva XX s`ezdu KPSS 25 fevralia 1956 g* (Izvestiia TsK KPSS), №. 3-1989, p. 155.
(47) *Idid.*
(48) *Idid.*
(49) *Idid.*
(50) Rybas, *op. cit.,* p. 847.
(51) 重森唯士『ソ連の粛清：粛清されたその歴史の全貌』（実業之日本社、1956 年）215 頁。
(52) 和田・前掲書 53-54 頁。
(53) 同上。
(54) モスクワのクンツェヴォにあるスターリンのダーチャ。
(55) スターリンはこのような夜とても遅い夕食を“昼食”と言っていた。N. Khrushchev, *Vospominaniia: Izbrannye fragmenty* (Moskva, Vagrius, 1997), p. 263.
(56) *Idid.*
(57) *Idid.*
(58) I. Benediktov, A. Rybin, *Riadom so Stalinym* (Moskva, Algoritm, 2010), p. 76. 和田・前掲書 57 頁。
(59) *Idid.*, p. 77.
(60) *Idid.*, p. 78. 和田・前掲書 57 頁。
(61) Khrushchev, op. cit., p. 264.
(62) *Idid.*, pp. 264-265.
(63) 和田・前掲書 63 頁。
(64) Ia. Ia. Etinger, *Eto nevozmozhno zabyt`: Vospominaniia* (Moskva, Ves` Mir, 2001), p. 156.
(65) R. Grugman, *Sovetskii kvadrat Stalin-Khrushchev-Beriia-Gorbachiov* (Sankt-Peterburg, Piter, 2011), p. 122.
(66) Etinger, op. cit., p. 157.
(67) Kostyrchenko, “Delo vrachei,” p. 71.
(68) *Idid.*
(69) 和田・前掲書 81 頁。
(70) 外務省情報文化局「医師暗殺団の釈放」『世界の動き』（16 号、1953-4）1 頁。
(71) 同上。
(72) *Pravda* №. 94, April 4, 1953.
(73) 外務省情報文化局・前掲論文（16 号）2 頁。
(74) 同上。
(75) Etinger, *op. cit.,* p. 159.
(76) *Idid.*
(77) Kostyrchenko, “Delo vrachei,” p. 71.
(78) Etinger, *op. cit.,* p. 169.
引用元には「外務人民委員」と書かれている

が、「内務人民委員」の誤りのため、筆者修正の上引用。

(79) Kostyrchenko, “Delo vrachei,” p. 71.

(80) Etinger, *op. cit.,* p. 169.

(81) 重森・前掲書 221 頁。和田・前掲書 82 頁。

(82) 和田・前掲書 87 頁。

(83) Etinger, *op. cit.*, p. 170.

本論文は令和 2 年度日本大学国際関係学部研究費個人研究費の成果に依る。

研究ノート

日本の宿泊業の長期財務構造分析

津　山　智　行

Tomoyuki Tsuyama. Long-term Financial Structure Analysis of the Japanese Accommodation Industry. ***Studies in International Relations*** Vol.41, Consolidated Edition. February 2021. pp.139-149

The development of the accommodation sector is indispensable for promoting regions centered economically on the tourism industry. While the accommodation sector requires a huge investment in equipment when opening or renewing facilities, substantial manpower is also required due to its labor-intensive services. These requirements result in two contradictory characteristics within the sector.

How has the financial structure of the accommodation sector, which consists of these two contradictory characteristics, changed over the years compared to other industries? In this paper, structural changes will be examined by analyzing the financial data of the entire accommodation sector for 44 years from 1975 to 2018.

はじめに

観光業を中心とする地域の振興には宿泊業の発展が不可欠であるが、宿泊業は開業時や施設更新時に巨額の投資が必要となる装置産業的側面がある一方、そのサービスには多くの人手を要するという労働集約的側面があり、相反する２つの性質を持っている。

この２つの性質から予想される財務構造は、他産業に比べて人件費や借入金の利息支払いのコストが嵩み、借入金の元本返済も必要となることから、最終的な利益が少なく、資本蓄積がなかなか進まない構造ではないかということである。

本稿では、1975 年度～ 2018 年度の 44 年間の財務省「法人企業統計調査」データを使用することにより、時々の経済状況に応じて宿泊業の財務構造がどのように変化してきたのかを企業財務分析の手法を用いて明らかにする。

また、現在、金融業界では最先端の新しい IT の活用が進み、「Finance」と「Technology」の融合である「FinTech」[1] が急速に進展しているが、宿泊業の財務構造を改善するために、この FinTech や金融技術を活用することはできないのか、その方向性を考察する。

１．使用統計について

（１）財務省「法人企業統計調査」[2]

財務省「法人企業統計」は、業種別・規模別（資本金階層別）に法人の決算書（貸借対照表、損益計算書）のサンプル調査をし、各母集団の決算書数値合計を推計したものである。

宿泊業については 1975 年度から統計がとられており、公表されている直近の 2018 年度までの 44 年間のデータを利用した。

2018 年度の宿泊業データの母集団の資本金階層別法人数構成は次頁の表１－１の通りであるが、資本金 10 億円以上の大法人は 0.2% のみである。一方、資本金 10 百万円以上 50 百万円未満の法人が 31.7%、資本金 10 百万円未満の法人が 62.3% と両者を合わせた資本金 50 百万円未満の中小法人が 94.0% を占めているのが現状である。

表１－１　母集団の法人数構成

（CP=資本金）	2018年	
	社数	構成比
10億円≦CP	47	0.2%
1億円≦CP<10億円	349	1.6%
50百万円≦CP＜1億円	907	4.2%
10百万円≦CP＜50百万円	6,896	31.7%
CP＜10百万円	13,552	62.3%
合計	21,751	100.0%
CP＜50百万円	20,448	94.0%

なお、本統計の調査対象は「法人」であるため、民宿等の個人事業者は統計に入っていない。

（２）中小企業庁「中小企業実態基本調査」[3]

法人企業統計調査では、損益計算書の費用項目が大まかであるため､後述の「6. 損益分岐点比率」の分析には、費用項目が細かく分かれている中小企業庁「中小企業実態基本調査」の宿泊業データを利用した。本調査での宿泊業の中小企業とは、「資本金 50 百万円以下又は従業者 100 人以下」の企業であり、2003 年度～ 2017 年度の 15 年間のデータを利用した。

２．売上高推移（1 法人当り）

（１）長期トレンドは全産業と異なる動き

図２－１は、1 法人当りの 44 年間の売上高推移を全産業、非製造業、宿泊業別に表したものである。

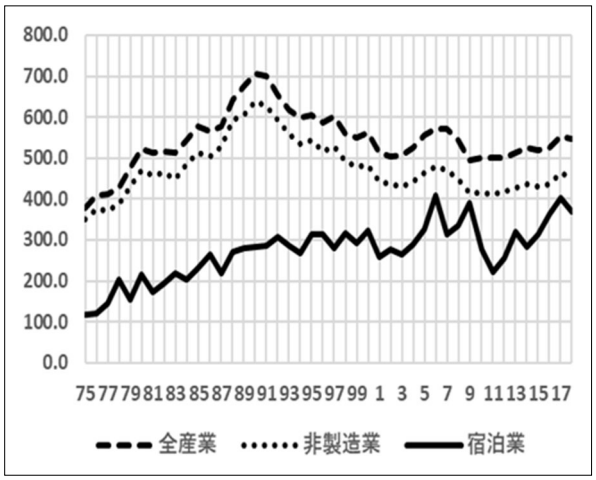

図２－１　１法人当り売上高推移（百万円）

全産業についてみると、バブル期の 1990 年度に売上高がピークとなり、バブル崩壊後の 1991 年度～ 2003 年度まで減少した。その後増加に転じたが、2008 年 9 月のリーマンショックの影響で急減し、2009 年度にボトムとなり、その後は緩やかに増加、東日本大震災が起こった 2011 年度もほぼ横這いであり、その後は緩やかに増加している。

非製造業も売上水準は全産業よりもやや低いが、長期トレンドの動きは全産業とほぼ同じである。

一方、宿泊業についてみると、バブル期まで増加トレンドが続いたことは全産業と同様であるが、バブル崩壊後は 2005 年度までは変動はあるもののほぼ横ばいで推移し、前年の米国 IT バブル崩壊の影響が残った状況で同時多発テロの起こった 2001 年度に減少に転じた。その後 2003 年度から 2006 年度にかけて急増したが、2007 年度に急落、2008 年・2009 年度と反転増加したものの、2010 年度に再度急落し、東日本大震災が発生した 2011 年度にボトムとなった。その後は急回復し、消費税が 8% になった 2014 年度には減少したが、2015 年度から急速に増加している。これは海外からの旅行客の増加というインバウンドの効果が出てきたものと窺える。なお、2018 年度に売上高が減少しているが、「令和元年版観光白書」によると､「2018 年（平成 30 年）は、6 月に「大阪府北部地震」、7 月に「平成 30 年 7 月豪雨」、9 月に「北海道胆振東部地震」と大きな災害が相次ぎ、交通インフラ等にも被害が及び一時的に観光客の減少をもたらした。」とその要因を指摘している [4]。

（２）経済ショック時の波及が全産業より遅い

以上述べたように、全産業では 2008 年リーマンショック翌年の 2009 年度が最大の落ち込みであったが、宿泊業では 1 年遅れの 2010 年度に売上が急減し、東日本大震災があった 2011 年度が最大の落ち込みとなっている。また、バブル崩壊の影響も全産業から 2 年程度遅れて現れており、宿泊業は全産業よりタイムラグを伴って売上への影響が現れる傾向にあるといえよう。

但し、次頁図２－２で示したように、宿泊業の

資本金 10 億円以上の大規模法人では、全産業と同様の動きをしており、リーマンショック翌年の 2009 年度に売上が急減しボトムとなっている。

この理由であるが、大規模ホテルでは、大企業が催す宴会・パーティ等の売上比率が高いため、経済ショック時には企業の宴会自粛の影響をダイレクトに受けるためと考えられる[5]。

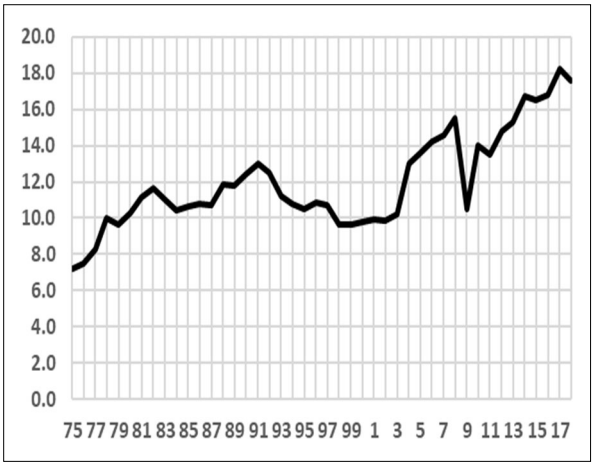

図２－２　宿泊業 CP ≧ 10 億円 1 法人当り売上高推移（10 億円）

図２－３は、資本金 10 億円未満の全ての宿泊業の 1 法人当り売上高推移であるが、宿泊業全体の 1 法人当り売上高推移とほぼ連動した動きをしている。このことからも、資本金 10 億円以上の大規模法人のみが宿泊業の中では特殊であり、全産業と同じ動きすることがわかる。

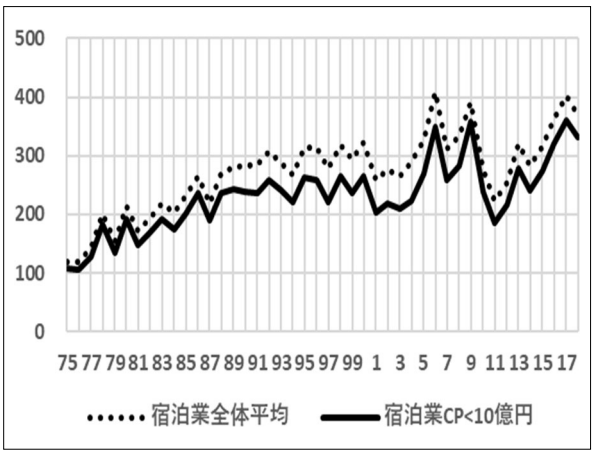

図２－３　宿泊業 CP ＜ 10 億円 1 法人当り売上高推移（百万円）

（3）毎年度の売上高の変動が大きく不安定

図２－４は、全産業と宿泊業の 1 法人当りの対前年度比売上高増減率の推移であるが、宿泊業は全産業に比べて、極めて売上高の変動率が大きく不安低であることがわかる。この原因としては、経済ショックの場合もあるが、先にも述べたように台風の回数などその年の天候の影響による要因が大きいものと思われる。

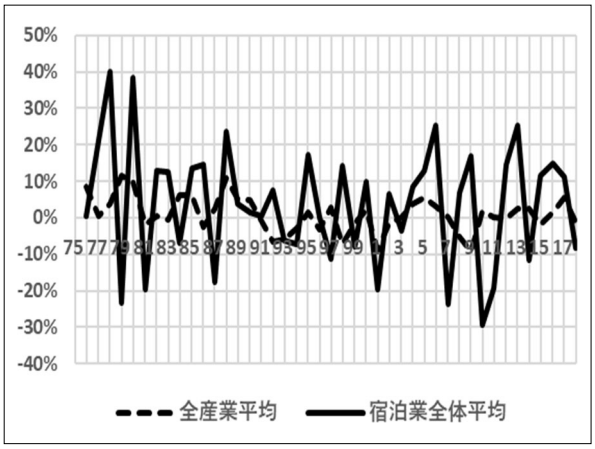

図２－４　売上高変動率（対前年比）

３．収益・費用構造

（1）1975 年と 2018 年の比較

表３－１は、宿泊業の損益計算書の売上高を 100 としたときの各科目の構成比（収益・費用構造）を 1975 年度と 44 年後の 2018 年度で比較したものである。

表３－１　収益・費用構成（宿泊業・1 法人平均）

	宿泊業（1法人平均）				
	実数（百万円）		構成比（%）		
	1975年	2018年	1975年	2018年	増減
売上高	118.2	369.2	100.0	100.0	
▲売上原価	39.7	123.3	33.6	33.4	-0.2
売上総利益	78.5	246.0	66.4	66.6	0.2
▲販売費・管理費	71.0	232.3	60.1	62.9	2.8
（▲人件費）	32.7	106.2	27.7	28.8	1.1
（▲減価償却費）	7.7	15.3	6.5	4.1	-2.4
営業利益	7.5	13.7	6.3	3.7	-2.6
＋営業外収益	3.4	4.8	2.8	1.3	-1.5
▲営業外費用	11.3	4.9	9.5	1.3	-8.2
（▲支払利息）	10.0	3.3	8.4	0.9	-7.5
営業外損益	-7.9	-0.1	-6.7	0.0	6.7
経常利益	-0.5	13.6	-0.4	3.7	4.1
＋特別利益	1.5	3.1	1.3	0.8	-0.4
▲特別損失	1.3	5.0	1.1	1.4	0.2
特別損益	0.2	-1.9	0.1	-0.5	-0.7
税引前当期利益	-0.3	11.7	-0.2	3.2	3.4
▲法人税等	1.4	5.4	1.2	1.5	0.2
当期純利益	-1.7	6.7	-1.4	1.8	3.2

粗利益にあたる売上総利益はわずかに 0.2 ポイント上昇したが、営業利益は 2.6 ポイントも減少している。ところが、営業利益から差し引かれる営業外費用のうちの「支払利息」が、近時の日本銀行のマイナス金利政策による超低金利のために 7.5 ポイントも減少したために、経常利益は 4.1 ポイント、税引前当期利益は 3.4 ポイント、当期純利益は 3.2 ポイント上昇している。

（2）時系列推移

上記 3.（1）では 44 年間の最初と最後の年度の構成比を比較したが、次にこの 44 年間で各構成比がどのように変化していったのか、その推移を全産業と比較しながら詳しくみていく。

① 売上総利益率、販管費率、営業利益率

図３－１は、全産業の売上高に対する売上総利益、販売費・販売管理費、営業利益の構成比、すなわち売上総利益率、販売費･管理費率（以下、「販管費率」という。）、営業利益率の推移を表したものであり、図３－２は同様の指標を宿泊業でみたものである。

全産業では、売上総利益率の上昇テンポと販管費率の上昇テンポが概ね一定で安定しており、その結果、売上総利益率から販管費率を差し引いた営業利益率も 3% 前後で安定している。

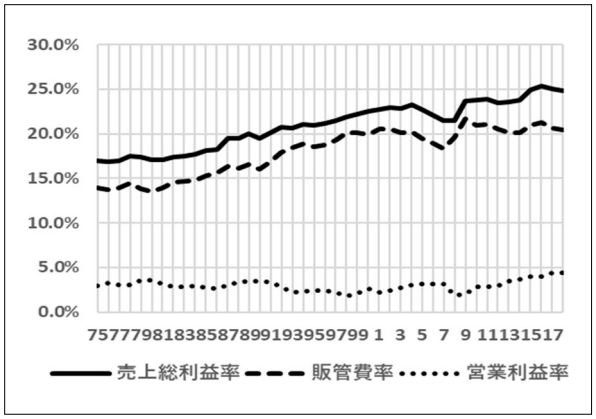

図３－１　売上総利益率・販管費率・営業利益室の推移（全産業平均）

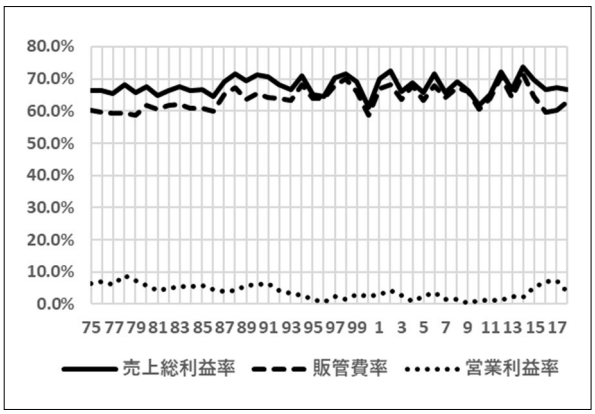

図３－２　売上総利益率・販管費率・営業利益室の推移（宿泊業）

一方、宿泊業では、銀行の経営不安が起こってきた 1994 年頃から販管費率が急上昇し、売上総利益率と販管費率がほぼ同じ水準となり、その傾向が概ね 2014 年度まで続いている。その結果、営業利益率は当該期間 1 ～ 2% の間に低迷する年度が多く、リーマンショック翌年の 2009 年度には 0.2% まで減少した。その後は、2015 年度から 5% ～ 7% へと急上昇し、2018 年度は 3.7% と再度低下している。

②人件費比率

前述 3.（1）の表３－１にあるように、宿泊業の場合は、人件費は販管費の約半分弱を占めている。

図３－３は、売上高に占める人件費割合の推移を全産業と宿泊業で比較したものであるが、全産業では、44 年間を通して 11% ～ 15% の間でなだらかに推移しており、44 年間の平均は 13.1% である。

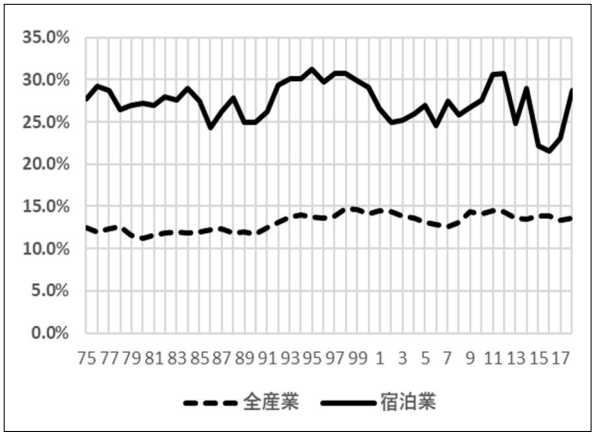

図３－３　人件費率の推移（売上高＝ 100）

一方、宿泊業では、22%～31%の間でやや大きく変動しており、44年間の平均は27.2%となっている。平均でみると宿泊業の売上高に対する人件費率は全産業の2倍となっており、労働集約的側面が強く窺える。

③ 営業利益率、支払利息等比率、経常利益率

経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用という関係になるが、営業外費用の大部分は支払利息が占めており、支払利息の大きさが経常利益を左右することになる。従って、次に営業利益率、支払利息等比率、経常利益率の推移をみていく。

図３－４は、全産業の上記３指標の推移であるが、バブル経済の一時期を除いて支払利息等比率が一貫して低下している。その結果、2004年から営業外収益が営業外費用より大きくなるという企業経営にとって正常な逆転が起こり、経常利益率が営業利益率を上回り、近時はその幅が拡大している。

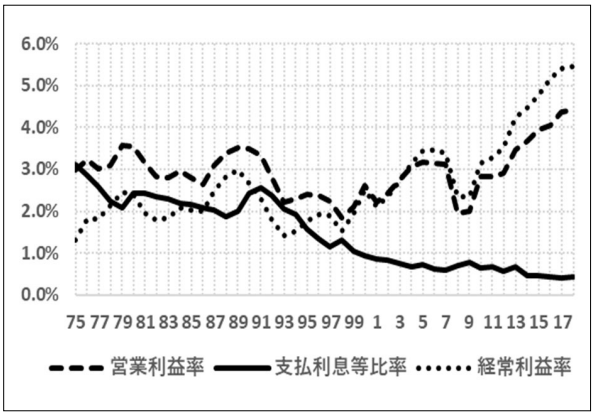

図３－４　営業利益率・支払利息等比率・経常利益率の推移（全産業平均）

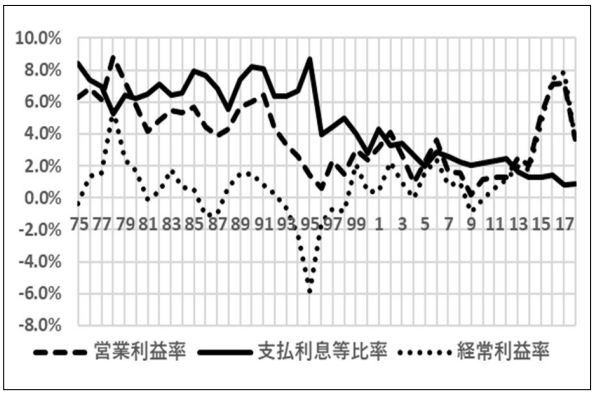

図３－５　営業利益率・支払利息等比率・経常利益率の推移（宿泊業）

一方、図３－５は、同様に宿泊業の３指標の推移であるが、支払利息等比率が営業利益率を上回るという異常な状態が、70年代後半の一時期を除いて2012年度まで続いていた。すなわち、本業の儲けである営業利益が支払利息等により吹き飛ぶ財務構造が37年間も続いていたことになる。

その結果、経常利益率もマイナス水準から+2%の間で長期間低迷し、阪神・淡路大震災が起こった1995年度には支払利息等比率が8.7%まで急上昇し、経常利益率が△5.8%まで急落した。これは、後述のように震災復興のための借入金が急増した結果と推定される。その後、経常利益率は2015年度にようやく4.6%へ上昇し、2016年、2017年度は7%台へ急上昇したが、2018年度は3.7%に低下している。このことから、装置産業的側面のある宿泊業にとって、多額の借入金による利息の支払いがいかに経営にとって重荷となっているかが窺える。

④当期純利益率

次に最終利益である当期純利益率の推移を全産業と宿泊業で比較したのが図３－６である。

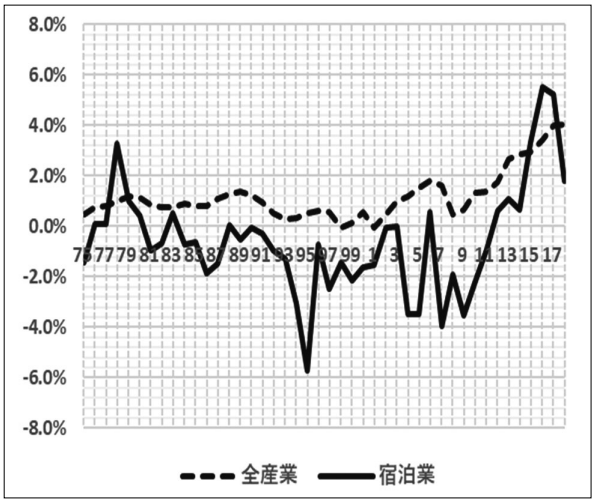

図３－６　当期純利益率の推移（全産業・宿泊業）

全産業平均では、バブル崩壊の1991年度から2003年度までは1%未満の低い水準が続き、1998年度と2001年度に若干のマイナスとなった。2004年度からは1%を超え上昇トレンドとなったが、リーマンショックのあった2008年度と翌2009年度は0.49%、0.67%へと低下している。しかし、2010年度からは再び上昇トレンド

となり、2018 年度には 4% に達し大きく改善している。

一方、宿泊業についてみると、44 年間のうち 28 年間、すなわち約 64% の期間で当期純利益率がマイナス、つまり赤字決算となっている。全産業平均の赤字は 2 回であったことと比較すると、宿泊業の収益力の弱さと経営の不安定さが際立っていることが窺える。なお、1995 年度に△ 5.7% と急落しているが、これは前述の阪神・淡路大震災による一時的な落ち込みである。

しかし、直近についてみると、当期純利益率は 2015 年度から急上昇し、2016 年、2017 年度は 5% 台まで達した。これは、インバウンド需要による売上高の急増と超低金利による支払利息等の減少の効果であると考えられる。

4．資本蓄積・自己資本比率

当期純利益から役員賞与や株式配当金などを差し引いた残りが「剰余金」であり、自己資本として蓄積されていくものである。そして貸借対照表の右側の総資本（= 負債 + 自己資本）に占める自己資本の割合が「自己資本比率」となる。そして、自己資本比率が高いということは、総資本に占める借入金等の負債の割合が少ないことになり、財務的に健全で倒産抵抗力が強いということになる。

（1）資本蓄積（純資産額）

図 4 － 1 は、全産業、非製造業、宿泊業について 1 法人当りの純資産額（= 自己資本額）の推移をみたものである。

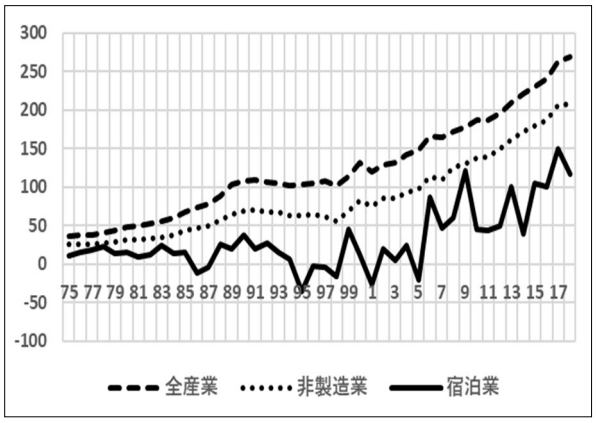

図４－１　１法人当り純資産額（自己資本）の推移（百万円）

全産業も非製造業もバブル崩壊後の 10 年間程度は横這いであったが、2003 年度以降は着実に資本蓄積を進め、純資産額は順調に拡大している。

一方、宿泊業では、純資産額の変動が激しく、長期にわたり 50 百万円未満であり、純資産額がマイナス、すなわち債務超過に陥った年度が 8 回も発生している。2006 年度に急増したが、その後も増減を繰り返し、2017 年度に過去最高の 1 法人平均 150 百万円にやっと達した。

（2）自己資本比率

次に図 4 － 2 で自己資本比率の推移をみると、純資産額の推移と同様の傾向となっている。

全産業では、自己資本比率は 1975 年度に 14% であったが、1990 年度には 19% まで上昇した。その後のバブル崩壊後も落ち込むことなく横這いを保ち、1999 年度からはほぼ直線的に上昇し、2018 年度には 42% に達した。通常の企業財務分析では、自己資本比率の標準は 30% 程度とされているので、全産業平均ベースでは日本の企業の財務健全性は強化されたといえよう。

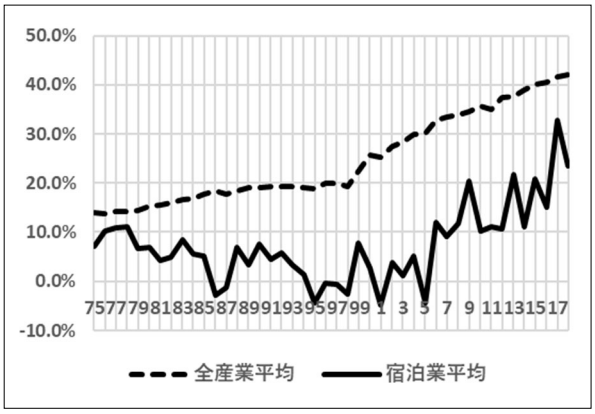

図４－２　自己資本比率の推移（全産業・宿泊業）

一方、宿泊業においては、1979 年度以降 2005 年度までの自己資本比率は、マイナス～ 7% 台の範囲で不安定な変動を繰り返している。2006 年度は約 12% へと急上昇し、その後 10 ～ 11% 台が続くが、2009 年度、2013 年度、2015 年度は 20% を超え、2017 年度には過去最高の約 33% 達した。2015 年度からの改善の理由は、当期純利益率の改善理由と同様と推定される。

５．借入金の状況

（１）借入金水準

企業の借入金の多寡は、企業の財務的健全性を判断する上で最も重要な指標である。

図５－１は、全産業と宿泊業の１法人当りの「短期借入金（借入期間が１年以内）と長期借入金（借入期間が１年超、含む社債）の合計額」の推移をみたものである。

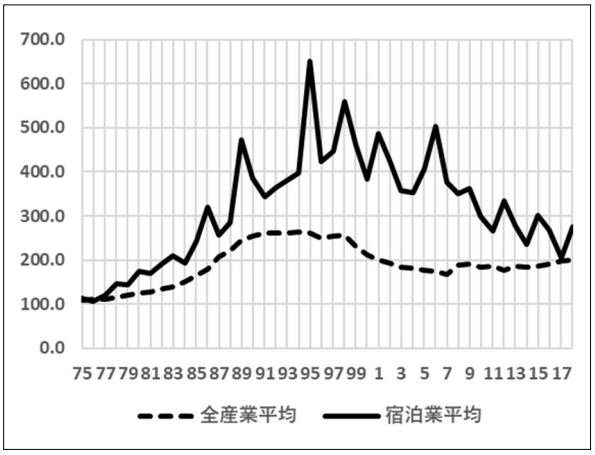

図５－１　１法人当り借入金合計額（百万円）

全産業の借入金の推移は総じて緩やかな動きである。1975 年度に 110 百万円であったが、徐々に増加して 1987 年度に 200 百万円を超え、1994 年度に 263 百万円とピークになった。その後は 2007 年度まで減少トレンドとなったが、2018 年度には再度 200 百万円まで増加した。

一方、宿泊業では、1975 年度は 114 百万円と全産業と同水準であったが、その後変動をしながらも急増し、バブル期の 1989 年には 472 百万円まで増加した。その後は 300 百万円台へ減少したが、阪神・淡路大震災の起こった 1995 年度は過去最高の 650 百万円へ急増した。これは震災復興のための借入需要の増大によるものと思われる。

翌 1996 年度からは 400 百万円台へ減少し、増減を伴ってはいるが趨勢は減少トレンドに入り、2017 年度には 205 百万円まで減少した。

（２）借入金回転期間

上述の借入金水準が企業にとって妥当であるかどうかを判断する指標として「借入金回転期間」がある。借入金回転期間とは、「借入金が月商の何ヵ月分あるか」という意味で、「借入金回転期間＝借入金額÷月商」で求められる。（なお、月商＝年間売上高÷ 12 ヵ月である。）

財務的に健全とされる企業の借入金回転期間は３ヶ月以内であり、悪くても５ヵ月以内とされている。従って、通常の企業で６ヵ月を超えている場合には、財務的にかなり問題があると見做される。

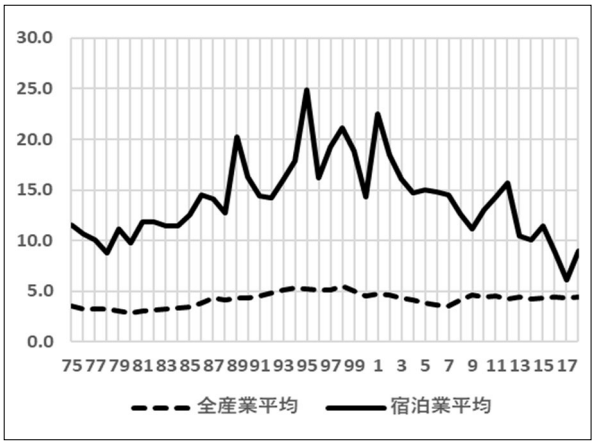

図５－２　借入金回転期間

図５－２は、全産業と宿泊業の借入金回転期間の推移であるが、全産業は概ね安定した動きであり、バブル崩壊後の 1993 年度～ 1999 年度に５ヵ月を若干上回ったが、その後は大体 4.5 ヵ月前後で推移しており、まずまず健全な水準といえる。

一方、宿泊業は、全産業とは全く異なる動きである。1975 年度～ 1984 年度の 10 年間は 10 ヵ月前後で推移したが、1985 年度から上昇トレンドに入り、バブル期の 1989 年度では 20 ヵ月に達した。その後バブル崩壊で 14 ヵ月まで短縮したが、阪神・淡路大震災が起こった 1995 年度には、前述したように借入金の急増から 25 ヵ月、つまり年商の２年分超の水準にまで達してしまっている。

その後は大きな振幅を経ながら 2002 年度から趨勢的には短縮トレンドに入り、2017 年度には 6.1 ヵ月まで短縮し、全産業平均との格差をかなり縮めている。

（3）借入金返済所要年数

借入金の毎年度の返済原資は、その期の「当期純利益＋減価償却費」である。従って、「借入金合計額÷（当期純利益額＋減価償却費）」を計算することにより、返済まで何年を要するかの「返済所要年数」を算出することができる。

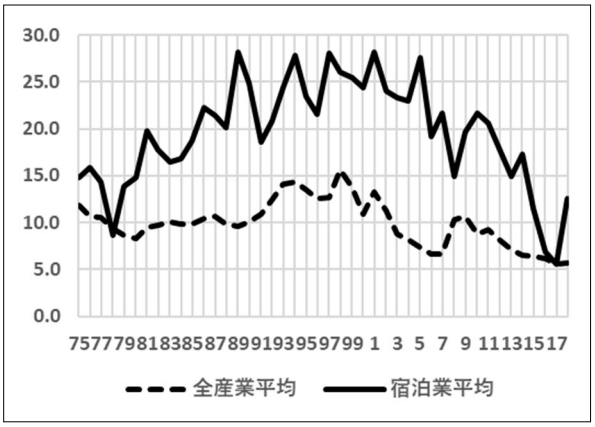

図５－３　借入金返済所要年数

図５－３は、全産業と宿泊業の借入金返済所要年数の推移をみたものであるが、全産業の場合は、1975 年度～ 1991 年度までは 10 年前後で推移したが、バブル崩壊後は長期化し 1998 年度には 15.6 年まで悪化した。しかし、その後は短縮トレンドに入り、2017 年度には返済所要年数は 5.6 年とかなり短縮された。

宿泊業の場合は、前述の借入金回転期間の推移と同じ傾向であるが、更に変動が大きくなっている。44 年間のピークは、バブル期の 1989 年度と長期信用銀行２行が経営破綻した 1998 年度、前年の米国 IT バブル崩壊の影響が残った状況で同時多発テロの起こった 2001 年度であり、28.1 年という信じ難い年数となっている。その後は 2010 年度頃から短縮トレンドに入り、2017 年度には 5.6 年と全産業平均の水準にまで急激に改善した。

（4）直近 10 年間の平均値

以上述べてきたように、借入金額、借入金回転期間、借入金返済所要年数はその年度の売上高や当期純利益によってかなり変動してしまうため、この３指標の直近 10 年間の平均値を計算したのが表５－１である。

表５－１　直近 10 年間（2009 ～ 2018 年）の平均値

	全産業	宿泊業
借入金額（直近10年間平均）	188.2百万円	282.6百万円
借入金回転期間（同上）	月商の4.36ヶ月	月商の11.0ヶ月
借入金返済所要年数（同上）	7.42年	14.83年

表５－１から宿泊業は全産業に比べて、借入金額は約 100 百万円多く、借入金回転期間は約 2.5 倍、借入金返済所要年数は約２倍となっている。

１年当りの返済額で比較すると、全産業は約 25 百万円、宿泊業は 19 百万円となり、宿泊業の毎年の返済能力が低いことがわかる。

６．損益分岐点比率

単純化すると「利益＝売上高－費用」となるが、「損益分岐点」とは「利益＝０」、すなわち「売上高＝費用」となる売上高のことである。従って、売上高が損益分岐点を超えれば利益が出て、下回れば赤字となり損失が発生する。

損益分岐点の算出方法であるが、「損益分岐点＝固定費÷（売上高－変動費）」で求められる。ここで「固定費」とは売上高の大きさに関係なく恒常的に発生する費用であり、事務所や工場の家賃、管理部門の人件費、固定資産税、借入金利息などが該当する。「変動費」とは、売上高に比例して発生する費用であり、商品仕入や原材料費、製造部門の光熱費などである。

次に、損益分岐点比率であるが、「損益分岐点比率＝損益分岐点÷売上高× 100」で算出する。例えば、この比率が 90% だとすると、売上高の減少が 10% を超えると損失が発生することになる。従って、この比率が低いほど利益が出やすく不況抵抗力があるといえる。

この損益分岐点計算のデータとしては、損益計算書の費用科目の分類が細かく、変動費と固定費に分けやすい中小企業庁「中小企業実態基本調査」による決算書データを利用した。変動費と固定費の区分けは下記の通りである。

・変動費＝商品仕入原価＋材料費＋外注費＋減価償却費＋その他の売上原価＋販売手数料
・固定費＝労務費＋販売費・一般管理費－販売

手数料−営業外収益＋営業外費用

図６－１は、全産業と宿泊業について、2003年度～2017年度までの15年間の損益分岐点比率の推移をみたものである。

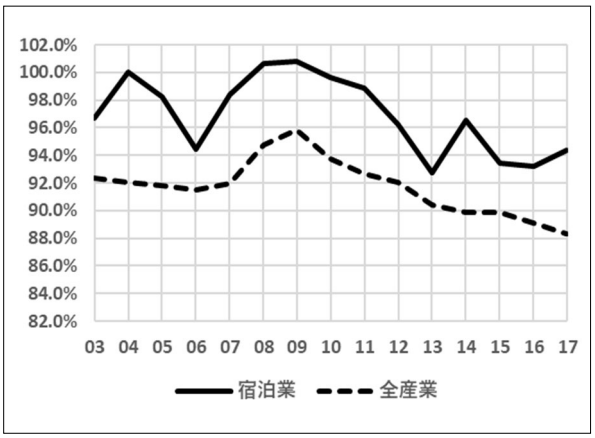

図６－１　損益分岐点比率の推移

全産業は、2003年～2007年は92%前後で推移し、リーマンショック翌年の2009年度に95.8%にまで上昇した。その後は一貫して低下を続け、2017年度には88.4%までしており、財務健全性はかなり改善している。

一方、宿泊業についてみると、2003年度は96.7%であったが、翌2004年度は100%へ上昇し、2006年度には94.4%まで低下するが、リーマンショックの2008年度、翌年の2009年度には100.6%、100.8%と損益分岐点が売上高を超えた状態、すなわち赤字に転落した。しかし、2010年度から低下基調に入り、2013年度には92.8%まで低下した。翌年の2014年度は消費税が8%へと引き上げられたため96.5%へと上昇したが、再び低下して2016年度には93.2%へと改善し、2017年度は94.4%と若干上昇している。

以上のように宿泊業の損益分岐点比率は、2015年度から改善されてきてはいるが、まだ93～94%と高水準であり、売上高が6～7%減少すると赤字に転落することになり、不況抵抗力が極めて弱い構造になっているといえる。

７．日本の宿泊業の財務構造の課題

以上の長期時系列分析から宿泊業の財務構造の課題をまとめると以下のようになる。

①売上高は、時々の経済状況やその年の天候の影響を受けやすく不安定である。

②サービスの性質上、人手に頼る労働集約的側面が強く、人件費負担が重く営業利益が低くなる。

③宿泊業は開業時や施設更新時に巨額の投資が必要となる装置産業的側面があるため、借入金が多額となり、その利息支払が経常利益、当期純利益の足を引っ張る。また、利益水準が低く返済原資が少ないため、借入金元本の返済がなかなか進まず、毎期の利息支払額の減少が遅いという悪循環に陥りやすい。

④上記②、③から売上高に対する費用の割合が多いため、損益分岐点が構造的に高く、売上高の数％の低下で赤字になりやすい。

⑤当期純利益の水準が低いため、毎期の剰余金も少なく資本蓄積がなかなか進まない。

⑥その結果、自己資本比率が低く不安定となり、倒産抵抗力が弱く、金融機関からの資金調達ができないと一気に行き詰まる。

このような課題は、当初からある程度予想はしていたが、実際に長期時系列で分析した結果、予想を遥に上回る財務構造の恒常的な脆弱性が明かになった。

８．課題解決の方向性

では、このような財務構造の課題は解決できるのであろうか。非常に困難な問題であるが、金融技術やFinTechの進展を踏まえて、その一部でも解決の方向性を探ってみたい。

（１）天候デリバティブの活用

宿泊業の売上高が不安定なのは、台風の回数などその年の天候状況によって来客数が左右されることが大きな要因である。このような異常気象や天候不順による売上減少に対する対策としては、天候デリバティブという金融商品を利用する方法がある。

天候デリバティブとは、「異常気象や天候不順によって企業が被る損失（売上減少あるいは費用増加により生じる収益減少）をヘッジ（軽減）するために、気温、降水量、風速、積雪量や降雪量

等の気象庁等が公表する天候データを用いて指標をつくり、「あらかじめ契約で定められた指標」の値（免責数値）と、「実際の気象現象によって発生した指標」の値との差異に応じて、金銭の受取を行う取引。」[6] である。

例えば、最初に契約料を支払えば、契約した期間中の降水日数が 6 日（免責数値）を超えた日数に応じて 1 日 50 万円、最高 500 万円まで支払うというようなものである。その期間の実際の降水日数が 12 日であったとすると、50 万円×（12 日－ 6 日）= 300 万円が支払われることになる[7]。問題は、最初に払う契約料（プレミアム）がいくらかかるかであるが、三井住友海上では、契約 1 件あたりにつき計算期間は最長 1 年間を上限とし、最低プレミアムは 50 万円としている[8]。

個別の旅館等で契約することが困難であれば、その地域の観光業組合が会員法人を取りまとめて契約するとか、地方自治体が契約料の一部を補助するといった施策も考えられる。

（2）クラウドファンディングによる資金調達

最近インターネット上で出資・融資・寄付などを募るクラウドファンディングが盛んになってきており、仲介する業者も多数出てきている。

例えば旅館の改修や新設備増設の場合などは、クラウドファンディングを利用して個人から幅広く資金を集めることも可能になる。資金提供に対するリターンとしては、無料宿泊クーポンや地元特産物の提供など、より多くの資金が集まるような魅力的なサービスを工夫する必要がある。

（3）地域電子ポイントの導入

地域電子ポイントシステムとは、いわば紙ベースの割引クーポン券を電子化した仕組みである。電子通貨と同様にスマートフォンにアプリをダウンロードして、商品購入時などに付与されたポイントをアプリ内で貯めておき、後日 1 ポイント = 1 円として使用できる仕組みである。

この地域電子ポイントシステムを、例えば温泉地の地方公共団体、商工会議所、商店街、旅館組合などが資金を出し合って協力して導入することにより、その温泉地での消費を拡大したり、リピーターを増やしていける可能性がある。また、アプリには配信機能もあるので、その温泉地のイベント告知などにも利用できる。

更に、例えば、箱根・熱海・伊豆地域などが連携して広域で使用できる統一ポイントを創設すれば、周遊観光客の取り込みやリピーターの確保に資することが考えられる。

終わりに

本稿は、今般の新型コロナ感染問題が発生する前に執筆したものであり、本稿での分析結果とコロナ禍による宿泊業への影響を鑑みると、宿泊業への打撃は計り知れないものがあると考える。

早期にコロナ禍が終息し、一日も早く宿泊業の業績が回復することを願うばかりである。

注

1「FinTech」とは金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、IT を活用した新しい金融サービスの動きである。最近ではビッグデータや AI を活用した革新的サービスが次々と登場している。例えば、スマートフォンによる電子マネー決済や、入出金の銀行口座情報と AI を活用した企業融資審査、AI による自動資産運用を行うロボアドバイザーなどがある。

2 e-Stat 政府統計の総合窓口 統計で見る日本
統計名：法人企業統計調査 時系列データ
表番号：1
表題：金融業、保険業以外の業種（原数値）
https://www.e-stat.go.jp/dbview?sida=0003060791stat.go.jp/

3 e-Stat 政府統計の総合窓口 統計で見る日本　中小企業実態基本調査
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00553010&tstat=000001019842

4「平成元年版観光白書」110 頁
https://www.mlit.go.jp/common/001294468.pdf

5 帝国ホテル本社の 2018 年度決算によると、売

上高 45,589 百万円のうち宴会部門の売上が 30.4% を占め、最大の収入部門となっている。また、リーガロイヤルホテル（大阪）の 2018 年度決算では、売上高 23,209 百万円のうち宴会部門が 34% を占め、やはり最大の収入部門となっている。
https://www.imperialhotel.co.jp/j/company/pdf/20190603_1.pdf
http://www.royalhotel.jpn.com/pdf/stockholdermeeting/93.pdf

6 三井住友海上ホームページ
法人のお客様→天候リスクソリューション→天候デリバティブ
https://www.ms-ins.com/business/solution/derivative/

7 東京海上日動ホームページ
法人のお客様→その他のリスク商品→天候デリバティブ→ご契約・お支払いのイメージ
https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/risk/weather/plan.html

8 三井住友海上ホームページ
法人のお客様→天候リスクソリューション→天候デリバティブ→ご契約・お支払い
https://www.ms-ins.com/business/solution/derivative/example.html

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年３月18日制定
平成21年４月１日施行
平成24年３月７日改正
平成24年４月１日施行

（趣　旨）

第１条　この内規は，日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

（発　行）

第２条　国際関係研究の発行者は，国際関係研究所長とする。

２　国際関係研究は，毎年２回10月及び２月に発行するものとする。ただし，国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは，この限りでない。

（編集委員会）

第３条　日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき，研究所に編集委員会を置く。

２　編集委員会は，国際関係研究の編集・発行業務を行う。

３　編集委員会は，国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

４　編集委員会委員長は，国際関係研究所運営委員会委員長とし，編集委員会副委員長は，国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

（投稿資格）

第４条　国際関係研究に投稿することのできる者は，次のとおりとする。

①　国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

②　国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③　国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④　その他委員会が適当と認めた者

（原稿の種別）

第５条　国際関係研究に掲載する原稿は，国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし，原稿の種別は，論文，研究ノート，資料，学会動向，その他編集委員会が認めたものとする。

（投稿数）

第６条　投稿は１号につき１人１編とする。ただし第４条第３号及び第４号の者は年１回限りとする。

（使用言語）

第７条　使用言語は次のとおりとする。

①　日本語

②　英語

③　英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

（字数の制限）

第８条　原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

２　前項の制限を超える原稿は，編集委員会が認めた場合に限り採択する。

（原稿の作成）

第９条　原稿の作成は，別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

２　原稿はパソコンで作成したものとする。

（禁止事項）
第10条　原稿は未発表のものとし，他誌への二重投稿をしてはならない。
（原稿の提出）
第11条　投稿者は，印字原稿（図表,写真を含む）と当該原稿のデジタルデータ（原則として図表，写真を含む）を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し，研究事務課に提出する。
（提出期限）
第12条　原稿の提出期限は，毎年6月30日及び10月31日とする。
２　前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は，その翌日に繰り下げる。
（審　査）
第13条　投稿原稿は，別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。
２　論文の審査は，受理した原稿１本につき，編集委員会委員のうちから選任された審査員２名が審査する。ただし，投稿原稿の専門領域に応じて，学部内又は学部外から審査員を選任し，審査を委託することができる。
３　研究ノート，資料，学会動向，その他の審査は，編集委員会委員のうちから選任された審査員１名が，審査する。ただし，投稿原稿の専門領域に応じて，編集委員会委員以外の審査員１名を選出し，審査を委託することができる。
４　審査員は，自ら投稿した論文等について審査することができない。
５　審査員は，当該審査結果について，所定の「審査結果報告書」を作成し，編集委員会に報告する。
６　編集委員会は，前項の報告に基づき，投稿原稿掲載の可否について審議し，決定するものとする。
（校　正）
第14条　掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は，二校までとし，内容，文章の訂正はできない。
（別刷の贈呈）
第15条　国際関係研究の別刷は，１原稿につき30部を投稿者に贈呈する。
２　前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は，投稿者の負担とする。
（著作権）
第16条　国際関係研究に掲載された論文等の著作権は，各執筆者に帰属する。ただし，論文等を出版又は転載するときは，編集委員長に届け出るとともに，日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。
（電子化及び公開）
第17条　国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化（PDF化）し，本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附　　則

１　この内規は，平成24年４月１日から施行する。
２　従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

国際関係研究執筆要項

平成21年３月18日制定
平成21年４月１日施行
平成24年３月７日改正
平成24年４月１日施行

1　原稿は完全原稿とし，締切日を厳守してください。また，翻訳原稿については，必ず原著者の許可を得てください。

2　原稿の種別は次のとおりとします。

①（１）論文　（２）研究ノート　（３）資料　（４）学会動向

②（１）～（４）以外のもので編集委員会が認めたもの

3　本文は常用漢字,現代かなづかいとし，学術上で必要な場合においては，その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い，外来語はカタカナ書きとしてください。

4　原稿は，字数16,000字以内（Ａ４で10頁程度）とし，次の書式で作成してください。

①　日本文　22字×42行×２段　　②　英文　50字×42行×１段

5　原稿はパソコンを使用し，Ａ４の印字原稿（図表,写真を含む）及びデジタル原稿（図表，写真を含む）に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し，研究事務課に提出してください。

6　図，表，写真は，パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。

①　図，表，写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。

②　図，表，写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。

③　図，表，写真にはそれぞれ，図－１，表－１，写真－１などのように通し番号をつけ，タイトルをつけてください。

④　タイトルは，表の場合は表の上に，図・写真の場合は下につけてください。

⑤　図，表，写真は原則として１色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが，費用は著者の実費負担とします。

7　英語の表題とアブストラクト（約200語）を添付してください。本文が英文の場合は，日本語アブストラクト（約400字）を添付してください。

8　引用文献は，本文中に番号を当該個所の右肩につけ，本文の終りの引用文献の項に番号順に，以下の形式に従って記述してください。ただし，特別の専門分野によっては，その専門誌の記述方法に従ってください。

①　原著論文を雑誌から引用する場合

番号，著者名，論文表題，掲載雑誌名，巻数，号数（号数は括弧に入れる），頁数（始頁，終頁），発行年（西暦）の順に記述してください。

②　単行本から引用する場合

番号，著者または編者名，書名，版次，章名，引用頁，発行所，その他所在地，発行年（西暦）の順に記述してください。

③　文章を他の文献から引用する場合

原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔　〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。

9　参考文献は文末にまとめてください。表記については，８の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については，それぞれの国や学問分野によって違いもありますが，以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

⑴　日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年）125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻５号（昭和14年１頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には，

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末広・前掲「再検討」15頁

⑵　英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts,* 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht,* 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, 73 *Columbia Law Review* 〔または *Colum. L. Rev.* 〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, “ Zu Leben und Werk Heinrich Triepels. ”, *Archiv des öffentlichen Rechts* 〔または *AoR* 〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “ Préface historique à l'étude des notions de contrat ”, *Archives de Philosophie du Droit* 〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には，

Wright, *op. cit., pp.* 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.,* p.202.

ただし，直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは，*Ibid.* 他の頁を引用するときは，*Ibid.*, p.36

日本文　刷り上り後のイメージ

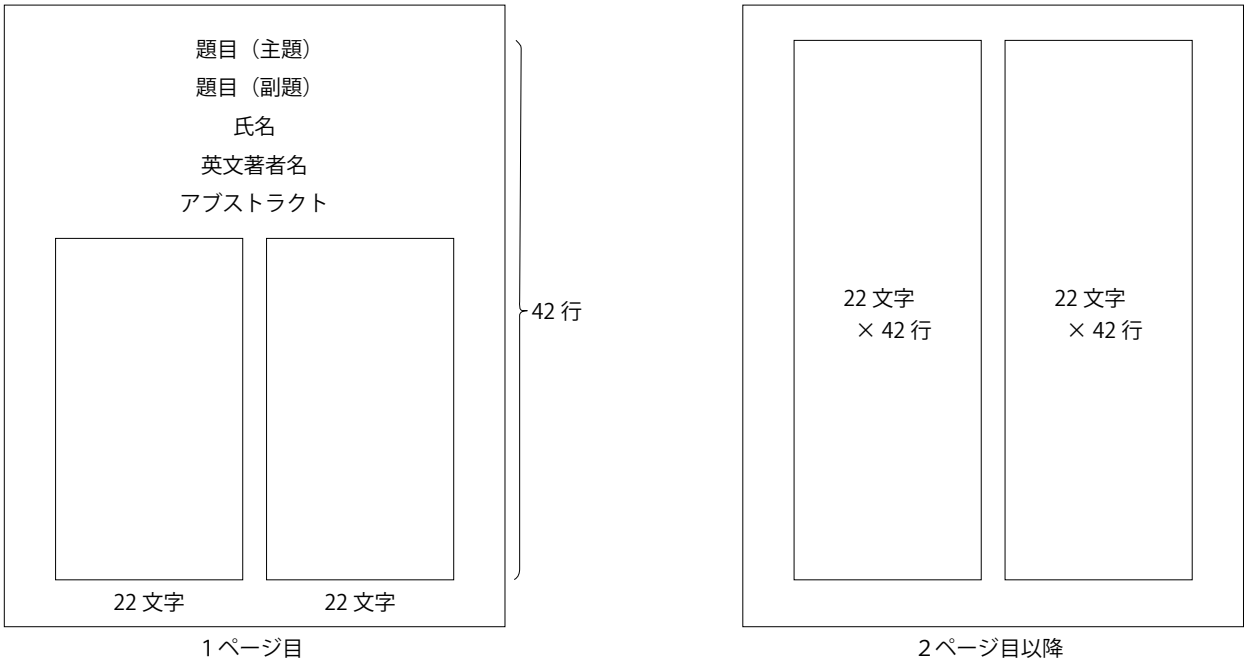

以　上

STUDIES IN INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.41, Consolidated Edition　February 2021

CONTENTS

ARTICLES

Kansei Reforms Under the Shogunate System
– Sadanobu MATSUDAIRA and His Physiocratic Economic Policy – …… Mitsuhiro OFUCHI … 1

Specifying the Obligation to Conduct
Environmental Impact Assessment Under UNCLOS
– The Case of Deep-Sea Mining in the Area – …… Naoyuki KANNO … 13

U.S. Space Policy and the Establishment of the United Nations Committee
on the Peaceful Uses of Outer Space …… Yuichiro NAGAI … 25

Autopsy by Shutosho in Late Tokugawa Period and Omura Masujiro …… Michio ASAKAWA … 41

A Study on Kaneko Fumiko　– Break away from destiny – …… Takako YASUMOTO … 51

Analysis of Authors and Subjects in First Issue of
Miscellanea Curiosa (1670) …… Natsume ANZAI … 61

The Religious and Cultural Ties of Indonesian Muslims in Japan:
Seeking a Comfortable Place in non-Islamic Region …… Masatoshi ITO … 69

'Mysticism' in German Protestant Theology at the Turn of the Century
– in Light of Understanding R. Otto – …… Chie WARASHINA … 81

Rituals Held at Christian Shrines in Japan
– Comparative study of Karematsu Shrine Festival,
Kuwahime Shrine Festival and Julia Festival – …… Miyeon KIM … 93

Why "Hi-mawari" was Included in Lafcadio Hearn's *Kwaidan* …… Ayako NASUNO … 105

Emergency Remote Teaching
– Students' Expectations and Perceptions of Online Classes – …… Bradley IRWIN … 113

A Study of Elementary Chinese Education Japan
– From the Perspecive of Vocabulary – …… Liu YUXING … 121

The Study on the Beginning and the End of the "Doctors' plot" …… Kota KASAHARA … 129

RESEARCH NOTES

Long-term Financial Structure Analysis of the
Japanese Accommodation Industry …… Tomoyuki TSUYAMA … 139

執筆者一覧

〈掲載順〉

大淵　三洋	日本大学国際関係学部	教授
菅野　直之	日本大学国際関係学部	助教
永井雄一郎	日本大学国際関係学部	助教
淺川　道夫	日本大学国際関係学部	教授
安元　隆子	日本大学国際関係学部	教授
安西なつめ	日本大学短期大学部	助教
伊藤　雅俊	日本大学国際関係学部	助教
藁科　智恵	日本大学国際関係学部	助教
金　　美連	日本大学国際関係学部	非常勤講師
那須野絢子	日本大学国際関係学部	非常勤講師
アーウィンブラッドリー	日本大学国際関係学部	助教
柳　　宇星	日本大学国際関係学部	非常勤講師
笠原　孝太	日本大学国際関係学部	助教
津山　智行	日本大学短期大学部	教授

国際関係研究　　第41巻 合併号

令和３年２月28日　発行

編　　集
発 行 者　渡　邊　武一郎
発 行 所　日本大学国際関係学部
　　国際関係研究所
　　〒411-8555 静岡県三島市文教町２丁目31番145号
　　電 話　０５５－９８０－０８０８
　　ＦＡＸ　０５５－９８０－０８７９
印 刷 所　株式会社アプライズ
　　〒430-0856 静岡県浜松市中区中島三丁目17番25号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.41, Consolidated Edition　February 2021

Institute of International Relations
College of International Relations
Nihon University
Mishima, Japan
https://www.ir.nihon-u.ac.jp/